RIETI Discussion Paper Series 04-J-018

財政危機のシミュレーション

戒能 一成
経済産業研究所

RIETI
Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA
独立行政法人経済産業研究所
http://www.rieti.go.jp/jp/

RIETI Discussion Paper Series 04-J-018
2004年 3月

財政危機のシミュレーション

戒能 一成*

要 旨

1990年代における日本国政府の財政運営に関する挙動が今後とも継続された場合、将来どのような問題が発生するのか、また持続可能な財政運営を実現するためにはどのような政策変更が必要であるのかを知るため、1990年代の政府の歳入･歳出と公債残高･積立金の実績値を国･都道府県･市町村･公的年金制度の4主体別に整理しその構造を分析した計量モデルを構築し、実質経済成長率などのマクロ経済に関する前提値を与えて数値シミュレーションを行った。

この結果、1990年代の財政運営に関する挙動が現状のまま継続された場合、実質経済成長率が高い状態でも国の基礎収支は回復せず、国債累積残高の再帰的増加が深刻なクラウディング･アウト問題を引起こしてしまうなど「景気回復による自然な財政再建」は起こり得ないこと、さらに実質経済成長率が低下するにつれ国･都道府県の基礎収支の悪化は一層深刻化するとともに公的年金制度の制度運営も行詰まってしまうことが判明した。

持続可能な財政運営を確実に実現していくためには、国は消費税増税などの歳入回復措置をとり公共投資による景気対策を断念すること、都道府県･市町村は財源移譲と引替えに歳出削減措置をとること、公的年金制度は更なる給付抑制と事務合理化、基礎年金の税方式化などの制度改正を行うことが必要であり、国･都道府県･市町村及び公的年金制度は組織･部門を横断した財政再建のための実効ある措置に直ちに着手しなければならないことが示された。

キーワード: 財政再建、地方財政、公債管理、社会保障基金、数値シミュレーション

JEL Classification: H11, H55, H60, H70, C32

* 独立行政法人経済産業研究所研究員 (E-mail: kainou-kazunari@rieti.go.jp)

本稿は、戒能一成が独立行政法人経済産業研究所研究員として2002年7月から開始した研究プロジェクトの成果の一部である。

本稿を作成するにあたっては、青木昌彦教授(RIETI-CRO、スタンフォード大学)、経済産業研究所「財政改革プロジェクト」参加者の皆様、経済産業研究所リサーチセミナー参加者の皆様から多くの有益なコメントを頂いたことに深く感謝する。

本稿の内容や試算結果、意見は筆者個人に属するものであり、経済産業研究所の公式見解を示すものではない。

おことわり

　このシミュレーションにおける各種の数値については、多くの仮定と必ずしも精度の高くない推計を組合わせることによって成立っているものであり、将来についての一つの目安を提供しているに過ぎません。

　従って、現段階のシミュレーションには、確たる政策提言たり得るだけの精度はありません。

　この形態でのシミュレーションを確たる政策提言の基礎として用いるためには、今後なおモデルの修正･改良･精度向上のための措置と対策が必要な状況にあることを御承知おきください。

　また、本シミュレーション上の数値を引用された際には「著者は当該引用に伴う一切の責任を負わない」ということを御了解されたものと見なします。

戒能　一成（C)

目　次

表　紙

本　文

1. 1990年度以降の財政の趨勢と量的現状認識 -「何が起きたのか」
    1-1. 基本的着眼点と統計数値の整理･可視化
    1-2. 国一般会計
    1-3. 国特別会計(国債･公的年金他)
    1-4. 都道府県･市町村一般会計
    1-5. 国･地方財政の多層的構造と相互関連性

2. マクロ経済の趨勢と財政の相関関係の分析 -「何故こうなったのか」
    2-1. 分析手法(政府財政の名目モデル化)
    2-2. 国一般会計モデル
    2-3. 都道府県･市町村一般会計モデル
    2-4. 政府貯蓄負債サブモデル(国債･地方債、公的年金)
    2-5. 国･地方財政の組織横断的比較と分析

3. 試算モデルと試算前提の整理 -「どういう変化が想定されるのか」
    3-1. 試算の基本的前提条件
    3-2. 試算シナリオの設定
        現状放置ケース(N)
        消費税単純増税･歳出放置ケース(T)
        消費税増税･歳出抑制ケース(E)
        財政均衡総合措置ケース(X)

4. 試算結果 -「「何もしない」と次に何が起きるのか･どうすれば回避できるか」
    4-1. 現状放置ケース(N)
    4-2. 消費税単純増税･歳出放置ケース(T)
    4-3. 消費税増税･歳出抑制ケース(E)
    4-4. 結論-1: 各ケースの試算結果の整理･考察
    4-5. 結論-2: 財政均衡総合措置ケース(X)

本文関連図表

(補論) 試算モデル群の方程式体系

参考文献

1. 1990年度以降の財政の趨勢と量的現状認識 - 「何が起きたのか」

1-1. 統計数値の整理と可視化の手順

1-1. 基本的着眼点と統計数値の整理･可視化

1-1-1. 基本的着眼点と作業方針 - イントロダクション -

1990年代の政府の財政運営に関する基本的な政策挙動を一言で述べるならば、「景気対策のため、国･都道府県･市町村を挙げて負債の増加を厭わず大幅な減税と公共投資の拡充を図った」と言うことができる。一方、公的年金制度については、1990年代後半からの景気低迷の影響を受けて収支状態が悪化しており、現在、保険料負担の引上げと給付削減の内容や時期を巡り政府与党を中心に盛んに議論が行われているところである。

こうした部門毎の財政運営に関する政策挙動が継続された場合、政府全体として将来どのような問題が発生するのか、持続可能な財政運営を実現するためにはどのような政策変更が必要であるのかを試算するためには、まず1990年代の政府部門の財政運営の実績値を主要部門別に整理することが必要である。

この際、公会計的視点からは、国･都道府県･市町村･公的年金制度という性格の異なる4つの政府部門について、内容別に分類した歳入･歳出項目の毎年度の収支(フロー)、累積公債残高･積立金残高(ストック)という、企業会計における「損益計算書･貸借対照表」に相当する数値をきちんと整理しておくことが重要である。こうした整理を基礎として、各部門の歳入･歳出項目が持つ特性や内部構造、経済活動との相互関連性、基礎収支や累積公債残高･積立金残高の増減動向を分析したモデル化を行うことにより、経済動向の変化に対しある程度の精度を持った数値シミュレーションを行うことが可能となる。また、こうした緻密な整理を基礎とすることにより、分析結果を実際の各政策制度の内容と対応づけることが可能となり、各政策制度の内容変更が財政に与える影響を定量的に事前評価することや、単なる「数合わせ」を超えた具体的･実質的な政策提言を行う基礎とすることが可能となるものと考えられる。

こうした視点から、本試算においては国･都道府県･市町村･公的年金制度について、1990年代における主要な内容別歳入･歳出項目、累積公債残高･積立金残高の実績値を整理し、その分析結果に基づいたモデルを構築して数値シミュレーションを実施することとした。

1-1-2. 先行研究･試算事例との関係

現在用いられている多くのマクロ経済モデルでは、政府部門は歳入全体を国内総生産などの関数とし、歳出全体を外生値で与えたり一定の伸び率で単純外挿されて推計されている場合が多く、そもそも政府部門自身のモデル化に取組んでいる事例は数少ない。また、政府部門のモデル化が行われている場合であっても、国、地方あるいは社会保障基金毎の部分的な推計であったり、あるいは内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」における区分に従い国･地方･社会保障基金という3部門区分毎に国内総生産など少数の変数の関数として推計し部門間の相互関係を捨象してしまっているものが多い。

従って、本試算のように、国･都道府県･市町村･公的年金制度の4つの政府部門を独立して取扱い、その内部構造、政策挙動などを、特に部門間の相互関係に着目して分析し、さらに4つの政府部門毎に、内容別歳入･歳出項目の毎年度の収支(フロー)、累積公債残高･積立金残高(ストック)についての数値シミュレーションを可能としているモデルは、国内に事例がないものと考えられる。

1-1-3. 政府の定義

政府の定義は国民経済計算における政府サービス生産者のうち「公務」部分とし、国は

一般会計と主要特別会計、地方公共団体は都道府県と都道府県単位で合計した市町村の一般会計迄とした。従って、特殊法人･第3セクター･公営企業など、国民経済計算における政府サービス生産者のうち「公務」に該当しない活動と、これに関連する国及び地方公共団体の特別会計などの勘定項目については、政府の範囲から除いている。

1-1-4. 統計数値の整理･可視化

1-1-3. の政府の定義に従い、1990年代の日本の財政運営に関する基本的な政策挙動を定量的に分析する基礎として、公的統計による実績値に基づきデータセットを作成した。

国については、財務省「予算書･決算書データベース」を再整理し、一般会計及び主要特別会計の1990年度～2002年度の最終補正後予算額の実績値と2003年度当初予算を集計･整理した。地方公共団体については、総務省「地方財政統計年報」各年度版を再整理し、都道府県、都道府県別に集計した市町村の1990年度～2001年度の実績値を集計･整理した。データセットの具体的収録内容を表1-1-4-1.に示す。

1-2. 国一般会計

1-2-1. 国一般会計歳入

図1-2-1-1.、図1-2-1-2.に国一般会計の歳入推移を可視化した結果を示す。

1990年代の国の一般会計歳入推移を概観した場合、1990年代前半から経済成長率の低下と景気対策のための減税措置により税収が減少して推移し、収支差を埋めるための国債発行、特に特例国債(赤字国債)が急増していることが観察される。

税収については、1990年代中盤以降2回にわたり大きな減税措置が行われたことが観察される。第1回は1994年度に新進党他の連立政権の経済政策として開始された、景気対策のため法人税･所得税を先行減税し3年後に消費税を増税するという「増減税一体措置」によるものであり、1994年度から税収減を補うため特例公債(赤字公債)の発行が開始されている。当該「増減税一体措置」に基づき、1997年度に自民･社会･さきがけ連立政権下において消費税率が引上げられ、税収は一旦増加して1994年頃の水準を回復している。第2回は1998年度に自民･公明連立政権により法人税･所得税の「恒久減税」として実施された景気対策減税であり、法人税･所得税の大幅な税率の引下げによる税収減と特例公債(赤字国債)の新規発行高が急増していることが観察される。第2回の1998年度に行われた景気対策減税においては増税に関する明確な政策決定がなされなかったため、爾後景気低迷による税収の減少傾向と相まって政府税収は1990年度頃の水準を大きく下回ったまま推移し、歳出入の収支不足分を埋めるために20兆円を超える高水準での特例国債(赤字国債)の発行が継続している状況にある。

1-2-2. 国一般会計歳出

図1-2-2-1.から図1-2-2-4.に国一般会計の歳出推移を可視化した結果を示す。

1990年代の国の一般会計歳出推移を概観した場合、国債費、社会保険、地方交付金、公共投資の4項目の合計で歳出の約70%に達していることが観察される。さらに国債費が一旦増加後横這いで推移していること、社会保険、地方交付金歳出が一貫して増加していること、1990年代に3回にわたり大きな公共投資の拡充が行われているがその用途別内訳は殆ど変化しておらず硬直的な配分が続いていたことなどが観察される。

国債費については、金利の低下と既発国債の償還･借換歳出の関係により1990年度から2000年度に向けて歳出が増加した後減少し、以降横這いで推移している。

社会保険歳出については、高齢者人口の増加に伴う公的年金制度の基礎年金支出の国庫負担分の増加などにより一貫して増加している。2000年度以降社会福祉恩給費が急減し社会保険費が急増しているのは介護保険制度の導入により市町村への社会福祉助成

を各種社会保険制度による合併徴収･拠出に振替える制度改正が行われたためである。

地方交付金歳出については、地方公共団体の財源不足の深刻化に伴い交付税特別会計法に定める税収繰入額を逐次増額してきたため増加傾向で推移しているが、当該歳出額でもなお地方交付金の歳出需要を賄えていない状態となっている(1-3-1.で後述)。

公共投資歳出については、第1回は1993年度の自民党政権の経済政策、第2回は1995年度に新進党他の連立政権の経済政策、第3回は1998～2000年度に自民･公明連立政権による経済政策としてそれぞれ大幅な拡充が行われている。しかし、都道府県を中心に地方で公共投資拡充に対する見直しの動きが強まり、2001年度に自民･公明･保守連立政権下で行財政改革の一環として公共投資の抑制方針が打出され、以降公共投資関連事業費は1990年度頃の水準で推移している。一方、公共投資歳出が大きく増減したにもかかわらず、公共投資の内訳構成は1990年代を通じて殆ど変化しておらず、道路整備、農地整備など分野間で等比的な配分が継続されていたことが観察される。

1-3. 国特別会計(国債･公的年金他)

1-3-1. 国特別会計歳入

図1-3-1-1.、図1-3-1-2.に国特別会計の歳入推移を可視化した結果を示す。

1990年代の国の特別会計歳入推移を概観した場合、公債発行収入(公債金)が極端に増加していること、借入金が一貫して増加していることなど、負債の増加が観察される。

公債金に関しては国債の借換･新規発行に伴い1990年代を通じ一貫して増加している。2001年度に資金運用部による財政投融資制度が廃止され財政投融資債の発行が開始されたため国債発行額は一層急激に増加し、建設国債、赤字国債、財政投融資債など各種国債合計の発行額は年間約110兆円に達して推移している。

借入金の大部分は地方交付税特別会計の短期借入金と外国為替証券(短期証券)によるものである。国からの地方交付金については、地方交付税法に基づき所得税他の税源の一定比率が一般会計から一旦地方交付税特別会計に歳出され、同特別会計から地方に交付されるが、1990年代において地方交付税法に定める地方公共団体の基準財政需要額と基準歳入見込額の差から算定した交付金需要額の合計が、一般会計から地方交付税特別会計への歳出額を恒常的に上回る収支不足の状態になってしまった。このため、収支不足分を地方交付税特別会計の短期借入金を逐次増額して賄うという措置がとられ、2003年度時点で借入額は約50兆円に達している。当該地方交付税特別会計の借入金については、地方財政改革の一環として2003年度を以て原則新たな借入を止め、今後の収支不足分は国及び地方で50%づつの負担によって処理していくことが決定されている。

保険料･事業収入については、2003年度において大幅な減少が見られるが、これは郵便･簡易保険関連事業の日本郵政公社への移行など一連の独立行政法人の設立に伴う国からの事業移行･分離によるものである。

1-3-2. 国特別会計歳出

図1-3-2-1.、図1-3-2-2.に国特別会計の歳出推移を可視化した結果を示す。

1990年代の国の特別会計歳出推移を概観した場合、歳入面での公債金･借入金の増加に対応して債務償還歳出が極端に増加して推移していることが観察される。

国の債務収支については、図1-3-2-3.に特別会計歳出入のうち公債金･借入金歳入と債務償還歳出を比較した国特別会計債務収支推移を示すが、1990年代を通じて殆どの年度で公債金･借入金歳入が債務償還歳出を上回っており、国の累積債務残高が増加を続けてきたことが観察される。

1990年代を通じて年金保険歳出が増加しているが、増加分の大半は高齢者人口の増加に伴う厚生年金･国民年金の給付の増加によるものである。2003年度において年金保険歳

出が大幅に減少しているが、これは簡易保険関連事業の日本郵政公社への移行に伴う国からの事業移行・分離により保険関連歳出が減少したことによるものである。

1-4. 都道府県・市町村一般会計

1-4-1. 都道府県歳入

図1-4-1-1.、図1-4-1-2.に都道府県一般会計の歳入推移を可視化した結果を示す。

1990年代の都道府県の一般会計歳入推移を概観した場合、国からの地方交付金が増加する一方都道府県税収が一貫して減少していること、都道府県の公共投資に伴う都道府県債歳入が1990年代中盤に一旦増加後急減していることなどが観察される。

国からの地方交付金については、過去の公共投資に伴う地方債の償還・利払、都道府県人件費、扶助費などの義務的経費を積算した基準財政需要額と税収などの基準収入見込額の差に応じて交付されるため、税収の減少に伴い交付額が増加を続けている。さらに、1999年度以降景気対策のための事業税・住民税の税率引下による減収分の50%(2001年度は25%)を補填するため特例地方交付金制度が設けられ、地方交付金の全体額は急増して推移している。

都道府県税収については、1990年代後半からの景気の低迷や上記景気対策減税の影響により事業税・住民税が減少して推移しており、1997年度から導入された地方消費税による税収増を加えても、1990年度の水準からほぼ横這いで推移している状況にある。

都道府県債については地方財政法により赤字債の発行は原則禁止され、公共投資に伴う地方建設債の発行に限定されており、その発行高は1990年代中盤に増加後減少して推移している。

1-4-2. 都道府県歳出

図1-4-2-1.から図1-4-2-3.に都道府県一般会計の歳出推移を可視化した結果を示す。

1990年代の都道府県の一般会計歳出推移を概観した場合、教育費と公共投資の合計で全体の約50%に達していることが観察される。また公共投資歳出が1990年代中盤に一旦増加後減少して推移している一方、公債費が一貫して増加していること、教育費が一旦増加後減少に転じていることなどが観察される。

公共投資については道路橋梁、河川港湾空港、都市住宅災害、農地整備などの分野に大別されるが、1990年代において国の公共投資同様に重点化された形跡はなく、各分野にほぼ等比的に投資が行われていたことが観察される。公共投資の増減については、都道府県の公共投資の多くが国からの補助・委託事業として実施されてきたことを反映して、1993、1995、1998年度の国の景気対策による公共投資関連支出の拡充にほぼ連動して増減していることが観察される。

公債費については、過去の地方債(地方建設債)の償還と利払割引に伴う歳出であるため、過去の都道府県の公共投資の増加趨勢に従って増加を続けている。

教育費については、義務教育関連経費が大半を占めるが、義務教育全体の経費のうち、都道府県が教職員関連経費、市町村が校舎・設備の維持管理経費を負担する分担となっている。さらに、都道府県の義務教育関連教職員人件費の一部は国から義務教育負担金という形の補助(支出)が行われ都道府県の歳出負担を軽減する措置が執られている。都道府県の教育費歳出内訳の大半は教職員の人件費であり、そもそも強い粘着性(下方硬直性)が働く性質があるが、少子化の影響による採用数の減少を受けて1990年代中盤から減少に転じている。

1-4-3. 市町村歳入

図1-4-3-1.、図1-4-3-2.に市町村一般会計の歳入推移を可視化した結果を示す。

1990年代の市町村の一般会計歳入推移を概観した場合、国･都道府県からの交付金が一貫して増加していること、国･都道府県と比較して税収が安定的に推移していること、市町村債の発行が1990年代中盤に向けて増加した後2000年度に向けて急激に減少していること、国の民生関連支出金が2000年度に急減していることなどが観察される。

国･都道府県からの交付金については、国の交付金は市町村債の利払償還費、人件費、扶助費などの義務的経費を積算した基準財政需要額と基準収入見込額の差に応じて交付される制度であり、都道府県の交付金は地方消費税、自動車取得税など都道府県税収の一定比率を市町村に機械的に移転する制度となっているが、いずれも増加して推移している。特に1999年度以降の住民税減税の減収分の50%(2001年度は25%)を補填する特例地方交付金制度が設けられて以来国からの交付金が急増して推移している。

市町村税収については、固定資産税収入が安定的に推移していること、都道府県と比べて国の景気対策減税の影響を受ける税目の構成比率が小さかったことなどから、1990年代を通じて極めて安定的に推移している。

市町村債については都道府県同様地方財政法により発行内容が地方建設債に限定されてきたため、公共投資の増減に対応し1990年代中盤に増加後急減して推移している。

国の民生関連支出金の減少については、2000年度の介護保険制度の導入により、従来市町村が直接管理してきた社会福祉制度のうち介護関連部分を各市町村の介護保険特別会計に移管し、国から市町村への社会福祉助成を一部廃止して各種社会保険制度による介護保険料の合併徴収･各市町村の介護保険特別会計への直接拠出に振替えるという大幅な制度改正が行われたことに伴うものである。

1-4-4. 市町村歳出

図1-4-4-1.から図1-4-4-3.に市町村一般会計の歳出推移を可視化した結果を示す。

1990年代の市町村の一般会計歳出推移を概観した場合、民生衛生費、公共投資の合計で歳出の約50%を占めていることが観察される。また民生衛生費が急激な増加を続け、公債費が増加を続けている一方で、公共投資関連歳出が1990年代後半から減少に転じて推移していることが観察される。

市町村の民生衛生費の内容は、主として高齢者福祉･医療、生活保護、児童保護などに関するものであるが、高齢者人口の増加と景気低迷に伴い、2000年度の介護保険制度の導入に伴う一時的な減少を除いて1990年代を通じ一貫して増加して推移している。

市町村の公共投資歳出の内容については都道府県と異なり、区画整理･都市公園･街路整備･上下水道や廃棄物処理設備など都市住宅災害関連の歳出の比率が非常に大きく、道路橋梁、河川港湾空港、農地整備の比率が相対的に小さい特徴がある。公共投資の推移については、国･都道府県同様分野別の配分が殆ど変化していなかったこと、また1993、1995、1998年度の国の景気対策による公共投資関連支出の拡充に対応して増減していることなどが観察されるが、国･都道府県と異なり、既に1995年度前後の時点から投資規模が縮小傾向にあったことが観察される。

公債費については、過去の地方建設債の利払償還に伴う歳出であり、1980～1990年代前半の市町村公共投資の増加に従い増加を続けている。

1-5. 国･地方財政の多層的構造と相互関連性

1-5-1. 国･地方財政の多層的構造

図1-5-1-1.、1-5-1-2.に国･地方公共団体の財政の多層的構造を模式的に示す。

国･地方公共団体の歳入･歳出項目においては、国から地方への交付金や補助･助成などの形で、国の歳出が地方公共団体を経由して執行される「多層的構造」をとることが多くの分野で見られる。典型的な形態は3つあり、地方交付金、補助･助成金、公共投資関連補

助の3形態である。

地方交付金については、地方公共団体の人件費･扶助費･公債費など義務的歳出に応じ詳細な算定基準に従って算定された「基準財政需要額」と各団体の地方税収などの「基準収入見込額」の差に相当する「財源不足額」に応じ交付される地方交付税交付金と、国の景気対策減税などの政策措置に伴う地方税収の減収補填のための特例地方交付金が大半を占めるが、いずれもが地方公共団体における使途を特定しない特徴を持っている[*1]。地方交付金については各地方公共団体の「財源不足額」に応じて交付されるため、東京など経済活動の盛んな都道府県や大規模製造業が立地し固定資産税収入が豊かな市町村では交付されず歳入歳出の「自己完結」が求められる反面、財源不足の地方公共団体においては人件費･扶助費など「基準財政需要額」が大きければ相対的により多くの地方交付金を交付されることとなるため、当該制度の構造自体がそもそも地方公共団体の歳出合理化･削減に対する動機付けを欠いているのではないかという点が指摘されている。

補助･助成金の典型的な例は国の社会福祉関連歳出であり、都道府県、市町村への民生関連の支出金として要件を細かく定めて分配され、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活保護など国が定めた要件に沿った地方公共団体の歳出の一部を国が負担する形で歳出が行われている。他に、教育費、農林事業費、商工労働費など殆どの分野において同様の形態をとることが見られる。また、一旦国の一般会計から特別会計に歳出が行われ、特別会計から地方公共団体へ歳出が行われる形態の補助･助成金も見られる。補助･助成金については、近年地方公共団体から国の画一的な補助･助成要件の設定が地方公共団体の政策の独自性を損なうとして、補助･助成を廃止し、これに相当する税収を地方税収とする財源委譲や使途を特定しない地方交付金への振替を行うことを求める意見が出されている。

1-5-2. 公共投資関連補助と地方債･地方交付金の特殊構造

国･地方公共団体の財政の多層的構造のうち、公共投資関連補助については単なる国から地方への資金移転に止まらず、地方財政運営上特別な「利益」が付与される構造となっている。「景気対策のための公共投資拡充」という視点から考えた場合、国は景気の調整手段として公共投資歳出高を増加させようとする際、単純に国直轄事業を増額するよりも地方公共団体への公共投資補助を増額し地方の自己負担分を起債させて増加させた方が少ない当初予算額でより多くの公共投資事業を開始できることとなる。このため、国の補助を受けた地方公共団体の公共投資事業を起債･交付金で支援する制度が設けられてきた。

国からの公共投資関連の補助を受けた地方公共団体は、①補助金を受取り、②事業の自己負担分の一部～全部について総務省の許可により地方建設債を起債することができ、事業実施年度の実質的歳出負担が大幅に軽減され、さらに③地方債の償還･利払･割引に伴う公債費は地方交付税交付金の基準財政需要額として認められ地方交付金が一定程度増額されることとなる。これらの措置により、地方公共団体は公共投資を自己単独事業として行った場合と比べ事業実施年度の財政負担を大幅に軽減することができる。このため、国からの補助･地方債起債･交付金増額という3つの「利益」に誘導され、1990年代を通じ地方公共団体が国の補助を前提とした過大な公共投資に奔り地方債残高を必要以上に増加させた可能性が指摘されている。

本来、公共投資を建設債により実施する場合、償還原資に加えて利払負担分を投資による経済活性化を通じた税収増によって回収していかなければならないため、投資対象･内容は単年度歳出による事業よりも効果の高いものが選択されなければならず、一層の「冷静かつ効果的な投資判断」が求められる。しかし、国の景気対策関連予算の策定作業は年

---

*1 地方交付金には、少額ながら交通安全対策、電源開発促進対策など使途が特定されている交付金も含まれている。

度末の補正予算として極く短期間で実施されることが通例であり、また財政運営に窮した地方公共団体においては当座の財政運営が補助、起債、地方交付金により大幅に楽になる制度となっていたため、こうした「冷静かつ効果的な投資判断」が行われにくい制度的問題を内包していたものと推察される。

2. マクロ経済の趨勢と財政の相関関係の分析 - 「何故こうなったのか」

2-1. 分析手法(政府財政の名目モデル化)

2-1-1. 基本的着眼点と作業方針

現状の財政運営に関する政策挙動が継続された場合、将来どのような問題が発生し、持続可能な財政運営を実現するためにはどのような政策変更が必要であるのかを試算するためには、1990年代の各政府部門の財政運営挙動を部門別に量的に分析し、将来推計が可能なモデルを構築しておく必要がある。

このため、1. において作成した国・地方公共団体の財政データセットの各項目について、人口推移や代表的マクロ経済指標、政府部門内の各歳出・歳入項目との因果関係を回帰分析し、歳出・歳入の主要項目に関する政府各部門の政策挙動を簡単な方程式の形態で記述した「政府財政モデル」を構築した。また、将来の財政運営を推計する上では、国債・地方債及び公的年金に関する貯蓄負債の累積値を分析しておくことが不可欠であるため、これらに対応する政府部門の貯蓄負債に関するサブモデルを構築した。

政府財政の各項目の実績値はすべて名目値で構成されており、実質値に換算するためのデフレータを直接得ることができないため、これらのモデルは名目値によるモデルとして構築されていることに留意が必要である。

2-1-2. 名目政府財政モデルの推計

具体的には、国・都道府県・市町村の一般会計の歳出・歳入の実績値について、当該歳出・歳入の内容・性質に応じ、人口推移や代表的マクロ経済指標、政府部門内の他の歳出・歳入項目など少数のマクロ経済変数を説明変数として採択し、各実績値とマクロ経済変数との間の相関関係を回帰分析することによって、歳出・歳入の主要項目に関する政府各部門の政策挙動をなるべく簡単な方程式の形態で記述した。これにより、将来の経済状態を記述した名目値によるマクロ経済変数を外生的に与えることによって、政府財政の各項目の推移についての将来推計を行うことが可能となる。

数値出典、基本的な計測条件などを表2-1-2-1に、具体的な計測結果である方程式体系を(補論)A-1～C-2に示す。

2-1-3. 政府貯蓄負債サブモデル(国債地方債モデル、公的年金モデル)の推計

国の特別会計のうち歳出・歳入額が特に大きいものは、国債整理、厚生年金、国民年金などいずれも政府部門の貯蓄負債を取扱う特別会計である。従って、財政運営の挙動を推計する際には、国債累積残高、公的年金積立金推移など政府部門の貯蓄負債に関する累積値の分析を実施しておくことが不可欠である。しかし、何十年にも亘る過去の履歴を子細に追尾し再現していくことは、将来推計という観点から見た場合、必要な労力の割に意味に乏しく合理的でない問題がある。このため、国債、地方債(都道府県債、市町村債)及び公的年金(厚生年金・国民年金(国民年金基金・基礎年金))に関して、1990年代における各年度の収支の実績値から最新時点での国債・地方債累積残高と利払費や年金基金残高などの関係を近似的に再現するサブモデルを作成し、国債累積残高などの実績値と照合して近似の精度を確認した上で、将来推計に用いることとする。

推計に用いた仮定、具体的な計測結果である方程式体系、実績値との照合による精度確認結果を(補論)D、Eに示す。

2-2. 国一般会計モデル

2-2-1. 国一般会計歳入の分析

国一般会計の歳入の分析結果を(補論)A-1.に示す。

国一般会計の歳入については、大きく国税収入、公債発行収入、諸収入に分けることができるが、国税収入と公債発行収入で歳入のほぼ90%以上を占める構造となっている。

国税収入の実績については、いずれも消費支出や所得など各税の課税対象となるマクロ経済変数と標準税率の積の形で説明され、比較的単純な推計式により良好な近似が得られる結果となっている。但し、消費税における「益税」問題[*2]をはじめ、所得税・法人税における所得の捕捉脱漏、各種控除や租税特別措置など特例的軽減措置、各税に共通する滞納・減免などの影響により相応の誤差(乖離)が存在することに注意が必要である。税収全体の分析結果を概観すると、所得税を除く主要税目においては標準税率の説明力が高く、1990年代においては税率の設定が国税収入の多寡を決定してきたことがわかる。

公債発行収入の実績については予算制度をそのまま反映し、建設国債については国公共事業の歳出、特例国債(赤字国債)については歳出と歳入の収支差で説明される。

国の一般会計歳入全体を鳥瞰した場合、1990年代中盤から2回行われた景気対策減税による国税収入の減少を補填するための赤字国債の推移と、3回にわたる景気対策のための公共投資の増加に伴う建設国債の推移を比較すると、相対的に赤字国債の累積発行高の方が大きくかつ増加を続けていることから、1990年代の歳入側における主要な問題は景気対策減税による国税収入の減少であったと理解される。

従って、歳入側における財政の「収支均衡」対策としては、消費税などの適切な増税を図ること、インボイス方式の導入や税務調査の強化など消費税の「益税」問題や所得税・法人税における所得脱漏対策を強化すること、租税特別措置の段階的削減撤廃を進めることなど従来「政治的に難しい」とされてきた措置に着手し、税収を着実に増加させていくより方法がないことが理解される。

2-2-2. 国一般会計歳出の分析

国一般会計の歳出の分析結果を(補論)A-2.に示す。

国一般会計の歳出については、社会福祉恩給、地方交付、国債費など政府予算の約80%を占める歳出が各制度の内容を反映して高齢者人口や地方公共団体の義務的経費などからほぼ機械的に決定されていることが観察される。

一方、教育文化、科学技術、商工・産業投資などそれ以外の多くの分野では、国の公共投資予算の水準に影響を受けている項目が多いことが観察される。1990年代における国の公共投資の予算水準自体は、公共投資による景気調節機能を意図して民間固定資本形成の減少に応じて公共投資を上積みすることにより決定されていたことが観察される。これに便乗して、1990年代においては補正予算などにおいて景気対策のための公共投資関係事業がシーリング枠外に置かれることが多かったため、各省庁が様々な予算項目において

---

2 消費税は本来[最終消費支出][税率]により算定された額が小売業者などから納税されなければならないが、現実には約1兆円の不突合がある。「益税」問題とは、本来中小小売業者の納税事務手続を軽減する目的で設けられた、一定の売上高以下の小売業者に対する簡易な納税申告や非課税の取扱をする制度を悪用し、中小小売業者が消費税を正しく納税せず不突合が発生する問題をいう。2004年4月から簡易納税制度や非課税取扱措置の適用基準引下げによる「益税」問題対策の開始が決定されている。

「横並び」的に公共投資関係事業を概算要求した。[*3] この結果、公共投資に直接関係のない様々な歳出項目が公共投資予算の増減を代理変数として説明される結果となり、公共投資の水準が国の歳出に対する基本的な姿勢を端的に表現する「事実上の指標」となっていたことが観察される。

国の一般会計歳出全体を鳥瞰した場合、2001年度以降一般公共投資の抑制と各公共投資分野における「構造改革特別枠」の設置などの政策変更が行われ、公共投資関係予算の圧縮が行われているが、社会福祉恩給、地方交付、国債費など政府予算の大半を占める経費での歳出増加が続いているため、歳出全体では「横這い」で推移するに止まっており、結果として赤字国債を発行して歳入側の不足を補填する状態が継続している。

従って、歳入側における「収支均衡」対策としては、単に公共投資と関連経費を抑制するだけでなく、社会福祉恩給、地方交付などの「政治的に切りにくく、一旦制度を定めると機械的に膨張していく」タイプの予算にも手をつけなければ、今後の十分な歳出削減は行えないことが理解される。

2-3. 都道府県･市町村一般会計モデル

2-3-1. 都道府県一般会計歳入の分析

都道府県一般会計の歳入の分析結果を(補論)B-1.に示す。

都道府県の一般会計の歳出においては、地方交付金･国支出金が最も大きく、次いで都道府県税収合計、都道府県債収入、諸収入等の順となっている。

都道府県への地方交付金については、各都道府県の行政分野毎に極めて詳細な積算により算定された基準財政需要額と地方税などの基準歳入見込額の差分として交付されているが、全体として集計･分析した場合、単に都道府県全体の義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の増加分の約63%と1999年度からの特例交付金制度による「嵩上げ措置」によって合計交付額がほぼ決定されていた、という結果が観察される。

国から都道府県への支出金のうち公共投資支出金については、当該年度の国公共投資と前年度の国公共投資がほぼ同程度の影響を与えていることが観察される。これは、道路、港湾などの国の公共投資予算の大半はそれぞれの特別会計に一旦移替えられ各特別会計から改めて地方公共団体へ補助(支出)されるが公共投資関係の支出においては次年度への予算繰越が予め認められていること、1990年代を通じ公共投資予算は年度末に補正予算で増額されることが多かったこと、各地方公共団体は補助裏負担分の地方建設債の起債に際し別途総務省の許可を得る必要があったことなどから、公共投資予算の50%近くが次年度に繰越されて執行されていたことを示唆しているものと考えられる。

一方、国支出金のうち義務教育、民生事業等支出金については、県人件費や失業者数などに応じて機械的に算定される結果が観察される。これは、国の関連経費が年々増加する遠因となっているが、その反面、国の支出(補助)制度の内容や運用が硬直的で都道府県側の事業費の合理化･効率化への取組み意欲を阻害している可能性が考えられる。

都道府県税収については、事業税、住民税、地方消費税が大部分を占めているが、事業税においては中小企業(少額所得法人)に対して国の法人税よりも手厚い軽減税率制度が設けられているため[*4]、景気低迷時には大半の中小企業が軽減税率の適用を受け実効税率が低下する特性がある。この結果、事業税収の純営業余剰の変動に対する弾性値は

---

*3 各省庁の横並び的予算要求挙動の背景には、国家公務員の人事評価システムが密接に関連しているとの指摘がある。

*4 中小企業軽減税率については、国法人税では本則30%→中小企業(所得800万円以下)22%であるのに対し、県事業税では本則9.6%→中小企業(800万円以下)7.3%～(400万円以下)5.0%であり、景気減退時には中小零細企業の所得が減るとともに実効税率が減少する制度となっている。実際に県事業税の分析結果では税率のt値が異常に小さい結果が観測されている。

2程度(国の法人税は1.5程度)に上昇してしまい、景気変動に応じて税収が極めて激しく変化してきたことが観察される。都道府県税収が景気変動により見込みを大きく下回ると地方財政法の規定により起債が制限され必要以上に財政運営が著しく制約されてしまう弊害が指摘されているが、その問題の一端が法人事業税の軽減税率にあることが推察される。

地方債(地方建設債)発行収入については、県公共投資の増減に加えて、国からの公共投資支出金の増減が起債額に強い影響を与えていたことが観察される。これは、1-5-2. で述べたように公共投資関連の国の補助を受けると起債許可が下りやすく交付金が加算される制度を都道府県が積極的に利用していたことを示唆している。裏を返せば1990年代の都道府県債残高の相当部分は当該制度に誘発され増加したものと考えることができる。

地方交付赤字債は、2003年度以降地方交付特別会計の借入金による補填措置を廃止したことに伴う地方負担分の地方債増発分に対応するものであり、県赤字債は各年度の収支差欠損分を赤字債で表現したものである。

都道府県一般会計歳入を鳥瞰した場合、都道府県が独自に歳入を措置できる分野が殆どないか、あるいはあっても財源として零細であり、地方交付金･国支出金、地方債収入など基幹となる歳入の殆ど全部の項目で国の関与を受けなければならない構造となっていることが理解される。

2-3-2. 都道府県一般会計歳出の分析

都道府県一般会計の歳出の分析結果を(補論)B-2.に示す。

都道府県の一般会計の歳出においては、公共投資、教育費が大きく、次いで公債費、民生衛生費などの順となっている。

都道府県の公共投資については、いずれも国の公共投資などの増減に強く影響されて推移しており、1990年代末まで県独自の主体的な判断が殆ど行われてこなかったことが推察される。道路橋梁費、河川港湾空港費では関係予算額が国公共投資や国からの公共投資支出金でほぼ完全に説明される結果となっており、県道･県営港湾など都道府県の公共施設の整備のかなりの部分は国の代行事業的性格が極めて強かったことが推察される。しかし、近年地方行政改革の一環として都道府県側から大規模事業の見直しを国に提言する事例が相次いでおり、大規模干拓事業、多目的ダム事業など都道府県が誘致した事業を中心に公共投資関連事業費の急激な減額傾向が見られる。

都道府県の教育費･警察費については、その内訳の大半が義務教育教職員や警察職員の人件費であるため、県人件費の増減でほぼ説明できる結果となっている。人件費はそもそも極めて強い粘着性(下方硬直性)が観察される歳出分野であるが、さらに県人件費の大部分が地方交付金の基準財政需要額に算入されるため、都道府県側に人件費の圧縮削減の動機が働かなかったことも粘着性 (下方硬直性)の一因であったと推察される。

都道府県の民生費･衛生費については、その大半が高齢者福祉費、児童福祉費などに対する国の基準からの「嵩上げ措置」であり、市町村へ補助(支出)される部分が多い。民生費･衛生費については、大都市域では政令指定市が都道府県同様の事業内容を実施する制度となっているため、市町村の関連予算と通算して考察する必要がある。

都道府県一般会計歳出を鳥瞰した場合、都道府県に固有の歳出といえる部分は県教育費、県警察費など極めて限られており、公共投資関連事業は国の代行事業的性格が強く、県民生費、県衛生費などは市町村の事業を補完する性格が強いなどその事業の性質はバラバラであることが理解される。都道府県の財政再建を考える上で歳出の優先順位を議論することは必須であるが、現状では都道府県の事業内容があまりにも多様であるため、まず議論の前提条件として、改めて「都道府県とは何か」という地方自治における本質的位置づけを再定義するか、あるいは都道府県行政上位置づけの疑問な事業について財源ごと国、市町村に返上あるいは譲渡するなど、「頭の整理」を行っておくことが必要ではないかと考えられる。

2-3-3. 市町村一般会計歳入の分析

市町村一般会計の歳入の分析結果を(補論)C-1.に示す。

市町村の一般会計歳入は、国･都道府県からの交付金･支出金、地方税収、諸収入･負担金等の順となっている。

市町村への地方交付金については、都道府県同様詳細な算定基準に基づいて交付されているが、全体として集計した場合、単に市町村全体の義務費(人件費、扶助費、公債費)の増加分の約72%と1999年度からの特例交付金制度による「嵩上げ措置」により合計交付額が決定されていたという結果が観察される。

国･都道府県から市町村への支出金のうち公共投資支出金については、市町村の公共事業の内容･制度を反映して市町村の都市住宅投資費に強く影響される結果が観察される。国-市町村間の公共投資支出金については、国-都道府県間同様に当該年度と前年度の国公共投資がほぼ同程度の影響を与えていることが観察される。一方、都道府県からの支出金については前年度の都道府県公共投資の影響は負であり県公共投資の増減が市への支出金に増幅されて波及していることが観察され、支出金の性格が国-市町村と都道府県-市町村の間で大きく異なっていることが観察される。[*5]

一方、国･都道府県支出金のうち民生事業等支出金については、高齢者人口や失業者数などに応じて単純に算定される結果が観察される。都道府県同様、国や都道府県の補助制度の内容や運用が硬直的で都市町村側の事業費の合理化･効率化の意欲を阻害している可能性が考えられる。

市町村税収については、その大半を固定資産税と住民税が占めている。市町村の固定資産税については、家屋、建造物等の有形固定資産に加えて土地に課税されているが地価との相関は有意ではなく、地価が激しく下落したにもかかわらず1990年代の税収推移は表面上極めて安定的に推移している。税務関係者からは、固定資産税の評価基準について極めて複雑な評価要綱が存在するものの実際には運用されておらず、単に過去(取得時)の評価額がそのまま継続され課税されているのではないかとの指摘があるが、こうした指摘を裏付ける結果となっている。今後地価の下落傾向が定着すれば、下落した地価での土地取引が一巡する数十年後迄の期間において固定資産税の評価額は逓減していき市町村の税収に構造的問題を生じる懸念があるが、その具体的な時期と影響の大きさが予見できないため、ここでは過去の計測結果を単純に外挿しておくこととする。

地方債(地方建設債)発行収入については、国･都道府県からの公共投資支出金の増減が起債額に強い影響を与えていたことが観察される。市町村の公共投資は目的税収入と関係地主の負担金など独自財源を基盤とした都市住宅関係事業の比率が多いため起債を行わない例も多いが、1-5-2. で述べたように公共投資関連の国の補助を受けると起債許可が下りやすく交付金が加算されるため、財政に余力のない市町村が「逆選択」的に国･都道府県の補助(支出)を集め起債による事業に積極的に手を出していたことが推察される。

地方交付赤字債とは、2003年度以降の地方交付特別会計の借入金による補填措置廃止に伴う地方債増発分に対応するものであり、市赤字債は収支差欠損分を赤字債で表現したものである。

市町村一般会計歳入を鳥瞰した場合、地方交付金、国･都道府県からの支出金が歳入に占める比率は都道府県とほぼ同じであるが、事業税を通じて景気変動に大きく影響され

---

*5 都道府県と市町村の公共施設は一般に混在･隣接していることが多く、都道府県の公共施設(例:県道)を大規模に整備する際には関連･隣接する市町村の施設(例:市道、市営駐車場など)も整備を要するため支出金が加速的に増加するものと考えられる。国-市町村の補助事業では毎年度事業内容を国が査定する手続が何段階も入るため着手に時間がかかり事業がズレ込みがちになるが、都道府県-市町村の補助事業ではそもそも事業分担が明確に分かれており並行して事業を行うことも可能であるためこのような差異が生じると推察される。

る都道府県税収よりも固定資産税を中心とする市町村税収の方が変動が少なかったため、全体としての歳入が安定的に推移してきたことが理解される。但し、一見安定して見える市町村税収については、固定資産税の再評価問題という「時限爆弾」を抱えていることに留意が必要である。

2-3-4. 市町村一般会計歳出の分析

市町村一般会計の歳出の分析結果を(補論)C-2.に示す。

市町村の一般会計の歳出においては、民生衛生費、公共投資が大きく、次いで議会総務費、教育費、公債費などの順となっている。

市町村の民生衛生費については、その大半が高齢者福祉費、児童福祉費、生活保護費などであり、各制度の内容に応じ高齢者人口、失業者人口などの推移に応じて歳出額が機械的に増加していることが観察される。市町村の民生衛生費は扶助費の占める割合が高く、国の支出金が得られる反面、国が定めた基準に従い交付しなければならない性質の経費であるため、市町村がその裁量や才覚により合理化・効率化を図る余地が極めて制約され硬直的な運用がなされがちであるという問題が指摘されているが、これを裏付ける結果となっている。

市町村の公共投資については、国・都道府県の公共投資支出金に影響され増減している項目もあるが、総ての事業に共通して前年度の公債費歳出が増加すると事業規模が調整・抑制されているという特徴的な現象が観察される。市町村の地方債発行理由の大半は地方建設債であるため、予算配分の考え方として「広義の公共投資 = 当該年度の公共投資 + 公債費(=過去の公共投資)」という判断が行われ、自律的な投資の調整・抑制が図られていたものと考えられる。また、市町村の都市住宅関係の公共投資においては、市目的税収入(都市計画税・事業所税)と前年度の市公債費で歳出規模が決定され、国・都道府県の影響を殆ど受けないばかりか、逆に都道府県の都市住宅関係費が市町村の都市住宅関係費に影響されているという現象が観察される。さらに、都市住宅関係の公共投資においては前年度の市公債費に対する弾性値が-0.5と市町村公共投資事業の中で最も強い調整(抑制)が働いており、極めて高度に自律的な運用が行われてきたことが観察される。市町村の都市住宅関係の公共投資は、都市計画税・事業所税などの目的税収入と関係する地主負担金などの市町村独自の財源を基盤としており、国・都道府県の補助(支出)や起債への依存度が低かったことが、市町村の公共投資への当事者意識を高め、結果として高度に自律的な運用を行う動機付けとなったことのではないかと推察される。

このことから、都道府県や市町村の公共投資においては、国からの補助(支出)、起債許可や交付金算定における優遇などの措置を廃し、財源委譲による自律的事業への移行を図れば、公共投資の景気調整機能の大部分は失われるものの、地方の公共投資と地方債の管理に関し高度に自律的な運用が行われていく可能性があると考えられる。

市町村の議会総務費については、徴税費、選挙費など市町村制度の維持に不可欠な歳出ではあるものの、都道府県と比較した場合事業規模と比べ過大気味であり、減少の傾向が見られないという問題があり、今後合理化・効率化への真摯な取組みが必要な分野であると考えられる。

市町村の教育費については、その内訳は公立学校の建設、維持管理と学校給食の公費負担分などの経費であり、少子化の進展による生徒数の減少に伴い減少している。

市町村一般会計歳出を鳥瞰した場合、公共投資と公債費に関しては極めて高度な自律的運用がなされているのに対して、扶助費を中心とした民生衛生費の機械的な増加が顕著であり、また全体の歳出を圧迫していることが理解される。民生衛生費の合理化・効率化への取組みは、量的に見た場合短絡的に行政サービスの低下と受取られやすい問題があるため、政治的には極めて困難な課題である。さらに、国・都道府県からの補助(支出)が得られるため、制度的に市町村での歳出削減の動機付けが働きにくかったという問題が存在し

ている。しかし、1990年代を通じた民生衛生費の増加傾向は異常であり、財政に負担を掛けずに質的改善を図る余地がないとは考えがたい。このため、民生衛生費の分野において如何にして市町村の合理化･効率化への取組みを促進する制度を再設計し円滑に移行を行うか、という点が市町村の歳出の課題であると考えられる。

2-4. 政府貯蓄負債サブモデル(国債･地方債、公的年金)

2-4-1. 国債･地方債の実績値分析とサブモデルの構築

国債･地方債の分析結果を(補論)D.に示す。

国債･地方債の利払割引と借換償還に関する歳出については、過去の国債･地方債の各年度発行額、満期構成、利率に応じて決定される。将来の利払償還費を推計するために、1980～2002年度の日本銀行金融統計における国債(10年物)金利の過去の実績推移、財務省予算書決算書データベースにおける国債発行･借換実績、総務省地方財政統計年報における地方債発行･借換実績から、1980年度を起算点として各年度の国債･地方債の発行･償還･借換予定を再現する積上型のモデルを構築した。

当該モデルについては、国債整理基金特別会計などの実績値と比較することによりモデルの精度を確認している。結果は(補論)図D-1～図D-5に示すとおりであり、国債の利払割引費、借換償還費、国債･地方債の累積残高が当該積上型モデルの手法により一定の精度で近似できることが確認された。

ところで、過去の国債管理においては、毎年度の利払額を調整し借換償還高を平準化する観点から、1980年度から約3回にわたり大規模な繰上償還と借換による総満期年数構成の変更が行われ、全体の満期構成が大幅に短期化して推移している。満期年数変更の過渡期においては変則的な償還･発行が行われるため新規発行高と満期年数構成が特定できない問題が生じてしまう。このため、本試算においては 2000～2003年度の発行年数構成を平均した単純な満期年数比率構成が固定的に運用されるものと仮定し、2001年度を起点として固定的な満期年数比率構成が将来に亘り継続し規則的な借入借換が順次行われていくものとして積上型モデルを構築し、国債利払償還費と累積残高の将来推計を行った。

地方債については、国債と比べ発行主体が格段に多く正確な満期構成に関する情報を集成することが極めて困難であるが、10年を満期とする地方債が多いこと、10年一律償還として試算すると累積残高の試算値と実績値が良好に一致することから、総ての地方債が発行年度から10年後に一律償還されると仮定し、都道府県債、市町村債別に国債同様の積上型モデルを構築することにより地方債利払償還費と累積残高の将来推計を行った。

2-4-2. 公的年金の実績値分析とサブモデルの構築

公的年金の分析結果を(補論)E.に示す。

公的年金制度については、図2-4-2-1に示すとおり歴史的経緯に応じ制度が複雑に分化しているが、ここでは各特別会計の歳出入実績から明確な情報が得られる国民年金(基礎年金)、国民年金基金、厚生年金基金の3制度についてこれを再現する積上型モデルを構築した。各種共済年金については制度が小規模で1990年代に再編（厚生年金との救済合併）が相次いだため実績値に不明な部分が多く、共済年金自体の積立金はやむを得ず試算から除外している。[*6]

現在の公的年金制度は、現時点の加入者が納付する保険料を、過去の加入者である現受給権者の各受給資格に従って分配し、収支差があればこれを積立金(基金)として積立て

*6 厚生年金基金においては、過去に農林共済組合の救済合併などにより共済組合の残存基金を統合した際の移転歳入が雑収入として計上されているが、今後の移転歳入の見通しが不明であるためこうした移転歳入(雑収入))は捨象して試算を行っている。

る(取崩す)という「賦課方式」制度となっている。各受給権者はそれぞれの加入制度内容により、基礎年金のみ、基礎年金+国民年金基金、基礎年金+厚生年金基金あるいはこれに加えた職域上乗せ分等の保険給付を受ける。このうち基礎年金部分については、現在の受給権者全部の給付に必要な費用を国民年金基金、厚生年金基金、各種共済制度からの拠出金を「丼勘定」して賄う制度となっている。国は、現状において特別会計により厚生年金・国民年金基金の積立金と収支を管理するとともに、各年金制度が負担する基礎年金への拠出金の1/3と事務経費の一部を国庫負担分として一般会計歳出から負担している。

以上のような制度を近似的に再現するために、厚生年金基金、国民年金基金、基礎年金のそれぞれについて歳入、移転、歳出及び積立の主要要素を1990年代の実績値からの回帰分析により分析し、その将来推計において各年度の収支差が積立金の増減として現れる積上型モデルを構築した。

当該モデルについては、社会保険庁資料による積立金実績値と比較することによりモデルの精度を確認している。結果は(補論)図E-1、図E-2に示すとおり、積立金累積残高が当該積上型モデルの手法により一定の精度で近似できることが確認された。

図E-3.、図E-4に公的年金の歳入・歳出内訳を示す。

歳入のうち保険料収入については本来厚生年金は雇用者所得の一部、国民年金は定額を徴収する制度になっているため定義式があてはまるはずであるが、実際には保険料が上がったり雇用者報酬が減少したりすると、厚生年金では対象企業の加入脱退、国民年金では対象者の滞納・不払などの影響が出るため、実測すると定義式があてはまらず回帰式で歳入が表現される結果となる。歳入の内訳推移を見た場合、経済成長率の低下に伴い保険料収入が伸悩み運用益も減少傾向で推移していることが観察される。

歳出においては、高齢者人口の増加に応じて保険金給付が直線的に増加して推移しており、近年では歳入・歳出額がほぼ同額となり積立金が積立てられない状況になってしまっていることが観察される。歳出のうち基礎年金・国民年金の保険金給付に対する事務経費の比率は平均して5〜6%で推移しており、民間が行う厚生年金の事務経費率(2%)や民間保険会社の手数料率(〜3%)と比べ異常に大きくなっている。各方面で指摘されているとおり、社会保険関係の行政組織では効率的な事務運営への取組みが全く不十分であったことが推察される。[*7]

公的年金制度については、現状の歳入歳出のままでは完全に破綻してしまうため、厚生労働省社会保険庁は1999年度の「財政再計算」において、各種年金保険料率を例えば厚年金の場合現行の17.35%から段階的に引上げ2025年度に最終的に27.80%とする改定案を試算し公表している。また各年度の制度改正において、厚生年金制度の臨時雇用者への適用などの検討がなされており、現状打開のための検討が進められている。これに対し経済関連団体からは年金保険料率は労使折半による負担を原則とする制度となっており経営側の負担が増加するため強い反対意見が提示され、年金保険料率の引上げを18.30%程度迄とし2009年度迄に国一般会計負担率を現行33%から50%に引上げ、さらに給付額を抑制する政府連立与党案(2004年2月)が提案されている。

しかし、いずれの提案においても、現行の公的年金制度の基本である賦課方式はそもそも経済成長率が低下すると後年度負担が大きくなる制度である点や、さらに各方面で指摘されているように現行年金制度が慢性的な積立金不足を続けてきたため将来の労働力世代は相対的に過大な負担を行わなければならない点を抜本的に解決するものではなく、与件とした経済状態が見込み違いであった際に再び問題を深刻化させる可能性が高いものと考えられる。

---

*7 厚生年金・国民年金特別会計の歳出中、福祉施設業務(旧年金福祉事業団によるいわゆる「グリーンピア」などの保養施設整備事業)は今後の事業廃止が決定しているが、維持費相当分の歳出が見込まれるため2002年度実績値で実質横這いと仮定した。

2-5. 国･地方財政の組織横断的比較と分析

2-5-1. 組織別基礎収支の比較と分析

1990年代を通じた国･都道府県･市町村の財政運営の結果は、端的には基礎収支の推移に表現されていると考えられる。図2-5-1-1.に国･都道府県･市町村の一般会計の歳出･歳入のうち、公債歳入、公債歳出を除いた収支差である基礎収支の推移を組織別に比較した結果を示す。

国においては1990年代前半の基礎収支は黒字であったが、後半に大幅な赤字に転落している。特に景気対策のための法人税･所得税などの恒久減税措置が行われた1998年度以降、税収が急激に減少したため毎年度約15兆円前後の赤字が継続している。2000年度から国においても公共投資の抑制政策が採られ約5兆円前後の改善傾向が見られるが、最大約20兆円に達する減税の影響の方が大きいためこのような結果となっている。

一方、都道府県･市町村における住民税･事業税の減税措置については特例地方交付金により国がその一部を補填しているため、都道府県･市町村全体としてみた場合の歳入の減少の影響は国と比べて相対的に少ないこと、都道府県･市町村の地方債の償還利払費用の一部は国からの交付金算定基準に算入されることなどから、都道府県･市町村の基礎収支は国により「下支え」されており比較的安定して推移している。都道府県･市町村においては、個別都道府県･市町村による差異はあるものの、全体としてみた場合基礎収支は赤字基調から回復傾向にあり、特に市町村では1998年度から黒字に転換している。

都道府県･市町村が基礎収支を回復させる過程では、いずれも公共投資を抑制しており、特に市町村の基礎収支が黒字化する過程では、公債費の増加に応じた公共投資の抑制が既に1995年度頃から始まっていたことが大きく影響しているものと考えられる。

2-5-2. 組織横断的に見た公共投資の分析と「執行ラグ」問題

次に、1990年代において重要な歳出項目の1つであった公共投資について組織横断的視点から分析を試みる。図2-5-2-1.に国･都道府県･市町村を合計し重複分を除いた公共投資（公的固定資本形成）の予算値･実績値と、民間設備投資･住宅投資(民間固定資本形成)の実績値の推移の比較を示す。

国の公共投資予算は、2-2-2. で見たように民間設備住宅投資の減少を打消し景気調整機能の発現を意図して極めて巧妙に編成され毎年の予算規模が決定されていた。実際に、国･都道府県･市町村の予算を合計すると、1990～2000年度においては民間設備投資･住宅投資の増減をほぼ完全に打消すように予算が編成されている。

ところが、実際に予算が国一般会計から特別会計、さらに都道府県･市町村へと補助(支出)や起債の手続きにより分配されている間に時間が経過し、2-3-1.～2-3-4.で見たように国の前年度予算と当該年度予算が都道府県･市町村で50%づつ混合されて執行される結果、公共投資の実際の執行額は順に次年度にずれ込んでいくこととなり、1990～1995年度においては民間設備投資･住宅投資の増減を公共投資の執行高がうまく打消す方向に作用していたが、毎年度の公共投資の予算側の増減に執行側が追従しきれなくなった1997～2001年度においては民間設備投資･住宅投資の増減を公共投資の執行が「増幅」してしまう方向に作用していたことが観察される。

財政政策や金融政策に「認知ラグ」があることは従来から指摘されているが、1-5-1.で見たように国･地方財政が多層的構造を持ち、補助(支出)や起債許可など政府部門の内部手続が予算の迅速な執行を阻害する場合には、さらに「執行ラグ」が発生し、国がほぼ完全な景気対策予算を策定しているにもかかわらず、その執行結果は「景気自動安定機能」を発現できないばかりか、経済に必要以上の振幅を与える「景気不安定化機能」を持ってしまうことが理解される。

従って、少なくとも 1-5-2.で見た公共投資関連の補助、地方債･地方交付金の特殊構造とこれを支える諸制度は段階的に廃止されるべきであり、国･地方の公共投資において公的固定資本の供給と景気調整という目的を混在させて執行することを止め、これらの政策目的を明確に分離した構造と制度に再設計すべきであると考えられる。つまり、国は地方債制度を用いた公共投資の量的拡大による景気刺激効果を断念し国が直轄公共事業の執行高のみを調整して景気対策を行うか、あるいは公共投資の量的調整による景気対策自体を断念し民生衛生や科学技術など他の政策分野で質的な景気対策を行うものとし、公共投資については地方に財源移譲を行うことによって安定的･自律的な公的固定資本の供給という公共投資本来の政策目的に原点回帰させるかの「二者択一」によるべきではないかと考えられる。

2-5-3. 組織横断的歳入･歳出の比較と分析

最後に、政府財政の歳入･歳出全体を横断的に鳥瞰し今後の財政再建に向けた大まかな考え方の整理を試みる。図2-5-3-1.～図2-5-3-8. に国･都道府県･市町村の一般会計の歳入･歳出の実績値を、組織別･分野別に重複を除外して通算した結果を示す。

政府全体の歳入を見た場合、1990年代中盤からの国の景気対策減税により税収全体が低下し、基礎収支が悪化した分を公債収入で賄ったことが観察される。2001年度において政府税収に占める国税の比率は約60%、公債収入に占める国債の比率は約70%に達するため、歳入側の問題解決においては国の主体的取組が不可欠であることが理解される。

一方、政府全体の歳出を見た場合、1990年代中盤からの国の公共投資の拡充が一巡している一方、高齢者福祉や各種社会保障制度などの民生衛生費、累積公債残高の増加に伴う公債利払償還費が急激に増加して推移していることが観察される。また、文教科学費、議会総務費など人件費比率の高い歳出においては、少子化の進展や行政の効率化の影響があまり見られず、減少に転じるはずのものがなお横這いで推移している状況にあることが観察される。歳入と異なり、歳出においては公共投資の約85%、文教科学費では約80%、民生衛生費では約60%を地方が占めるため、歳出側の問題解決においては都道府県･市町村の主体的な取組が不可欠であることが理解される。見方を変えれば、都道府県･市町村に歳出合理化･効率化の動機を付与できないような補助（支出）制度や交付金制度を国が制定し運用しているのならば、国がこうした「瑕疵ある制度とその運用」を再設計し是正しなければ問題は解決しないと考えられる。

3. 試算モデルと試算前提の整理 -「どういう変化が想定されるか」

3-1. 試算の基本的前提条件

3-1-1. 基本的着眼点と作業方針

2. において、1990年代の政府部門の財政運営を部門別に量的に分析し、将来推計を可能とする政府財政モデルと公債と公的年金に関する政府貯蓄負債サブモデルを構築した。

これらを用いて将来推計を行うにあたっては、前提条件を明確に定め、当該前提条件の下でモデル内部で説明変数として用いている各種のマクロ経済変数を整合的に定め、これを外部から与えてモデル内部の状態変化を評価する必要がある。この際、政府税収と消費支出、社会負担･給付などの政府の財政運営がマクロ経済に対してフィードバック効果をもたらすことを考慮し反映することが必要である。

一般に、不確実性の高い将来の経済成長についての見通しを一意的に定めることには無理があり、その反面1990年代のマクロ経済に関する実績値が単純反復すると考えることも不適切であることから、実質経済成長率を年率1.5、1.0、0.5%程度の3段階で外生により

与え、経済成長を変数とした感度分析を行うことが適切と考えられる。

このため、外生で与えられた実質経済成長率を基礎にこれと整合的なマクロ経済変数を生成する「マクロ経済シミュレータ」を構築し、当該シミュレータの上で政府財政モデルと政府貯蓄負債サブモデルに試算を行わせ、実質経済成長率の変化と財政運営内容(政策)の変化に応じたモデル内部の状態変化を観察することによって政策シナリオの評価を行うこととした。

図3-1-1-1. に基本的なモデル群の構造を示す。

[図3-1-1-1. 試算モデル群の全体構造]

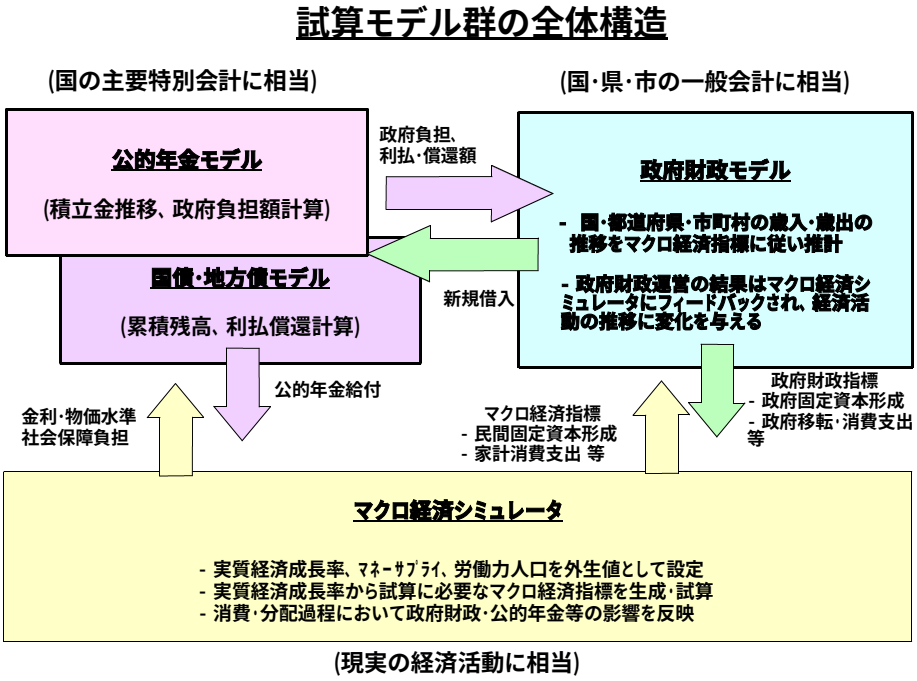

3-1-2. 人口・労働力・世帯数

(人　口)

人口については、国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口(2002年1月)」における各推計のうち、近年の出生率の低下状況を反映した「低位推計」を用いた。

図3-2-1-1.、図3-2-1-2. に低位推計の世代別構成と労働力人口の推計結果を示す。

「低位推計」における合計特殊出生率は現状の1.3から徐々に低下し1.1程度で収束し、「中位推計」(同1.4)、「高位推計」(同1.6)と比べ大幅に低くなるように設定されているため、他の推計と比べ当面の若年人口と2020年度以降の労働力人口が相対的に少なくなる特徴がある。一方、高齢者人口については、低位～高位のいずれの推計においても推計結果は同じであり、2020年頃迄は年率3.0%程度で爆発的に増加を続け、2020年頃に約3600万人に増加してようやく平衡状態に達する見通しとなっている。

(労働力人口)

労働力人口については、厚生労働省「労働統計」の実績値において、15～64歳人口と労働力人口の比率が、1997～2002年度において過去の増加傾向から横這いに転じ約0.783で「頭打ち」の状態となっていることから、当該比率を15～64歳人口推移に乗じて推計した。

(労働力構成)

厚生労働省「労働統計」の実績値において、自営、農林、家族従業者数は時系列で単調減少、臨時雇用者数は時系列で単調増加となっていることから、これらの労働力人口につ

いては1997～2002年度の実績値を時系列で外挿して推計した。これにより、モデル上では各年度において労働力人口のうち常時雇用者数と失業者数が変化して労働需給が調整されることとなる。

(世帯数)

世帯数については、国立社会保障人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(1998年10月)における世帯数推計を用いた。

3-1-3. マクロ経済シミュレータ

内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」などの実績値の分析から、外生で与えられた実質経済成長率を基礎に政府財政モデルの試算に必要な各種の名目値によるマクロ経済変数を整合的に生成する「マクロ経済シミュレータ」を構築した。

マクロ経済シミュレータにおいては、基本的に国内のマクロ経済像を試算するものであり海外部門を想定していないため、国内の生産と消費の差は総て海外部門で吸収される設定となっていること、従って為替水準や輸入財価格の変動が生じない設定となっていることに注意を要する。

具体的なマクロ経済シミュレータの方程式体系を(補論)Fに示す。

3-2. 試算シナリオの設定

3-2-1. 試算シナリオ構造の設定

試算を行う際のシナリオの全体構造を図3-2-1-1. に示す。

試算においては、基本政策シナリオを以下の3通りに設定し結果を観察する。

① 現状のまま何もしないあるいは実質的に殆ど何も変わらないような政策措置が採られた状態(「現状放置: N」)

② 消費税率を2005年度に単純に+10%増税して15%とし歳入を増加させるが、歳出側には手をつけないかあるいは実質的に殆ど変わらないような政策措置が採られた状態(「消費税単純増税･歳出放置: T」)

③ 消費税率を2005年度に+10%増税して15%とし、同時に公債費･交付金以外の歳出を5%削減する政策措置が採られた状態(「消費税増税･歳出削減: E」)

これらの3通りの政策シナリオについて、外部から実質経済成長率を年率1.5% (高成長: H) 、年率1.0%(基準: O)、年率0.5%(低成長: L)と変化させた場合の影響を経済状態、国･都道府県･市町村財政収支、政府貯蓄負債推移(国債･地方債、公的年金)について試算し、基礎収支の推移、公債残高･積立金残高などの試算結果によりこれを評価する。

さらに、これらの3通りの政策シナリオの対比･考察と、2. で分析した国･都道府県･市町村及び公的年金制度の問題点を踏まえて、低成長下においても制度破綻を起こさずに「収支均衡」を達成するための財政均衡総合措置ケース (X) の試案を作成し試算する。

④ 低成長(実質経済成長率0.5%、L)であっても「収支均衡」を達成可能にするために必要な措置が採られた場合(「財政均衡総合措置ケース: X」)

[図3-2-1-1. 試算シナリオの全体構造]

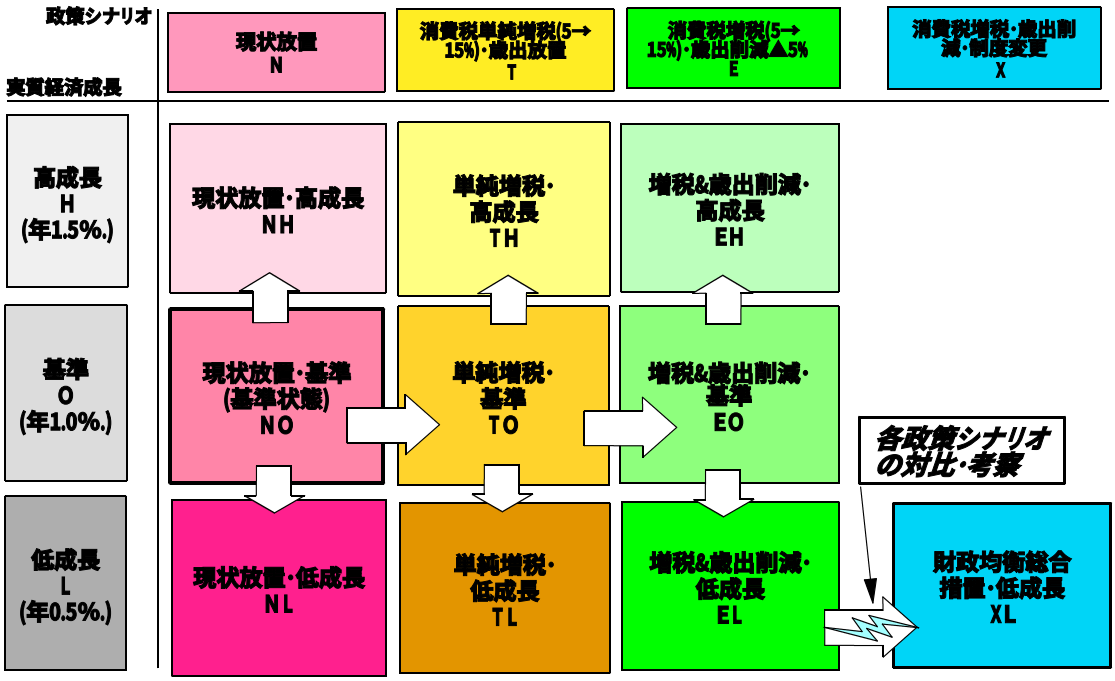

3-2-2. 近年の制度改正･改革の影響に関する設定

(税制改正関連措置の影響)

2004年度税制改正において、消費税の簡易課税･非課税措置適用基準の引下げ、都道府県事業税における外形標準化税法式の導入など重要な制度改正が予定されているが、これらの制度改正の影響を直接的に評価する材料が存在しないため、試算においてこれらの税制改正内容を考慮せず従来どおりの内容が継続するものと仮定した。

(地方財政制度改革の影響)

2003年度以降の都道府県･市町村財政の試算において、毎年度の歳出入に収支差が生じた場合、赤字収支差は地方赤字債を発行して処理し、黒字収支差は次年度の繰越金収入として処理することとした。地方交付税特別会計については、地方交付税特別会計の歳出入の収支差の50%を国債、残りの50%を地方交付金交付額の構成比に応じて都道府県･市町村が地方交付債を発行して措置することとした。

(公的年金制度改革の影響)

2004年度政府予算案の検討過程において、従来の社会保険庁案(1999年度財政再計算に基づく保険料率改定案)に代えて、政府連立与党案(2004年2月)が提案されている。

しかし、社会保険庁案と比較して連立与党案には財源や給付調整内容に不明朗な点が多くそのままの形では試算上の再現が困難であるため、一連の試算のシナリオとして、公的年金制度については社会保険庁案を現状放置ケース(N)とし、厚生年金の場合保険料を現状の17.35%から27.80%迄逐次値上し、基礎年金部分の国一般会計負担率は1/3と仮定し、消費税単純増税･歳出放置ケース(T)、消費税増税･歳出削減ケース(E)においては当該保険料値上げとともに基礎年金部分の国一般会計負担率を1/2に引上げるとして試算を行った。

政府連立与党案(2004年2月)の内容については、これに近い内容を具体的な歳入歳出における措置として再設計し「財政均衡総合措置ケース: X」に含めるものとする。

4. 試算結果 -「「何もしない」と次に何が起きるのか･どうすれば回避できるか」

4-1. 現状放置ケース(N)

4-1-1. 経済状態 / 現状放置ケース(N)

(国内総生産、物価･金利指標、労働指標推移)

図4-1-1-1.に潜在国内総生産、名目国内総生産の推移、図4-1-1-2.にGDPデフレータ及び物価指数の推移、図4-1-1-3. に実質金利･名目金利の推移、図4-1-1-4. に時間賃金率、失業率の推移を示す。

本試算においては実質経済成長率を外生で与えているため、マクロ経済シミュレータ内部で民間設備投資の増減などを介して2010年、2030年頃がデフレ、2020年、2040年頃がインフレという経済循環が生じる。またこうした循環に伴ってGDPデフレータ、実質金利及び失業率が変動して推移する結果となる。本試算では、1990年代の実測結果から労働分配率･資本分配率を固定して推計しているため、名目労働賃金率は労働人口の減少に伴い徐々に上昇していくこととなる。

(労働･資本･政府分配推移)

図4-1-1-5. に賃金俸給･純営業余剰の推移、図4-1-1-6. に政府分配(税+社会負担、社会負担)の推移を示す。

試算上国税･地方税率は現状推移としているが、年金保険料率を社会保険庁案に従い値上げしていく前提としているため、社会負担の増加を通じて政府への分配が相対的に増加する結果となる。一方、資本への分配については、資本分配率を現状のまま一定と設定しているが、政府への分配増加に伴い相対的に分配が減少する上に、さらに資本ストックの蓄積増加に伴う固定資本減耗の増加により、純営業余剰が減少傾向で推移する結果となる。

(消費･投資･貯蓄変化推移)

図4-1-1-7. に民間消費･投資(家計現実最終消費、民間固定資本形成)の推移、4-1-1-8. に家計･企業の貯蓄負債増減の推移を示す。

家計部門においては、消費の習慣効果や高齢者人口増加に伴う消費性向の増加と社会給付収入の増加などの影響で、既に1990年代において賃金俸給の変化に消費支出があまり追従しなくなってきているため、現状放置ケース(N)の設定ではデフレ期においては貯蓄率が極端に減少し、特に2010年前後においては家計部門は大幅な赤字(負債増加･貯蓄取崩し)が継続する結果となる。

企業部門においては、資本ストックに比べて民間設備投資が抑制気味で推移するため、ほぼ一貫して黒字(負債減少･金融資産蓄積)が継続する結果となる。家計部門が赤字であることから、企業部門の黒字は、家計部門からの負債削減あるいは貸付増と政府部門への貸付増すなはち国債･地方債保有の増加で処理されることとなる。金利が上昇すると企業部門はさらに設備投資を手控え固定資産減耗に対応するキャッシュフローを金融貯蓄として保有するようになるが、その大部分が国債･地方債として保有されて政府に吸収されるため、金利が上昇すると実質資本ストックが過小となる水準まで「クラウディング･アウト効果」が進んでいくこととなる。

(政府部門収支(国民負担率･国内債券資産構成)推移)

図4-1-1-9. に国民負担率･潜在国民負担率の推移、4-1-1-10. に国内債券貸付資産･

政府債券率の推移を示す。[*8]

国民負担率については国税･地方税率が現状維持と設定されているため社会負担の増加に応じ緩慢な増加となるが、国債･地方債発行分を含めた潜在国民負担率については、実質経済成長率が低下すると加速的に増加し、実質経済成長率0.5%の場合80%弱という異常な水準に達してしまう。現状推移ケース(N)ではいずれの実質経済成長率でも程度の差はあれ公債発行高が増加し続けるが、デフレ期に景気対策のための公共投資を行うという政府挙動をそのまま継続しているため実質経済成長率が低下すると建設国債が増加し、その結果国債累積残高が少しでも多くなればインフレ期に利払分の国債発行高がさらに加速的に上積みされる「雪だるま効果」が起きるため、このような結果となると考えられる。

また、国内債券貸付資産に占める公債残高の比率(政府債券率)は実質経済成長率の如何と関係なく急激に上昇し、実質経済成長率1.5%の場合でも30%、0.5%の場合40%以上に達して民間の資金調達を阻害する、完全なクラウディング･アウト状態に陥ってしまうことが観察される。

(実質資本ストック･実労働時間推移)

図4-1-1-11. に実質資本ストック、実労働時間推移を示す。

本試算では実質経済成長率を外生とし、労働分配率･資本分配率を1990年代の実績値による観測結果から一定と仮定した単純なコブ･ダグラス型生産関数を設定しているため、無理な実質経済成長率を設定した際の歪みは「実労働時間」の異常として表現される。実質経済成長率が一定に保たれるためには、将来の労働力人口の低下により生産要素の減少が生じることが明らかであるため、実質資本ストックは一定程度「上積み」される必要があり、中長期的には資本分配率が上昇し労働分配率が低下していく調整過程が必要となるものと考えられる。

視点を変えれば、1990年代の国内経済の実勢から観測された労働分配率･資本分配率を所与とするのならば、「公債発行増によるクラウディング･アウト効果により実質資本ストックが伸悩み、労働力人口が減少を続けるにも関わらず、実質経済成長率を維持せよ」という命題を成立させる場合には、「将来世代の労働力人口は(知的生産による全要素生産性の向上を含めて)猛烈に働かなければならない」あるいは「将来における高齢者人口の相当部分が(全要素生産性を落とすことなく)労働力に復帰しなければならない」という条件が満たされる必要がある、という条件が提示されることとなる。

仮に将来の労働力供給環境がこうした条件に追従できなければ、労働力の投入不足による生産面からの国内総生産の低下と、労働分配率の低下による家計消費支出の縮小を介した需要面からの国内総需要の低下が縮小均衡を起こしていくものと考えられる。さらに、公債発行増を放置したままでは、実質経済成長率が低下するとクラウディング･アウト効果が再帰的に拡大し実質資本ストックの形成がなお阻害されていくことから、一旦こうした縮小均衡に陥ると加速的･再帰的に状況が悪化してしまうものと推察される。

このため、現状放置ケース(N)は明らかに「持続可能な財政運営」ではなく、労働力人口の減少が加速し実労働需要の増加に労働力供給が追従しきれなくなる2040年頃、国内経済は国債･地方債発行増に起因するクラウディング･アウト効果によって「先の見えない縮小均衡」に陥ってしまうものと推察される。

4-1-2. 政府(国･都道府県･市町村)財政収支 / 現状放置ケース(N)

(国一般会計推移)

図4-1-2-1. に国一般会計歳入主要項目(税収･国債収入)推移を示す。

国債発行高は2010年、2030年のデフレ期に増加した後減少する形を繰返すが、この間

*8 国民負担率、潜在国民負担率、政府債券率の定義は補論Fを参照のこと。

において税収は極めて緩慢にしか増加しないため、実質経済成長率が1.5%の場合であっても2015年度頃から国債発行高が横這いで推移し続け殆ど減少しない状態が観察される。

実質経済成長率の変化による税収の変化は相対的にわずかであることから、実質経済成長率の低下に伴う国債発行高の異常な増加をもたらす原因は主として歳出側にあることが把握される。

図4-1-2-2. に国一般会計歳出主要項目(国債費、政策経費(国債費以外の合計))推移を示す。

歳出において特徴的な推移を示す項目は国債費であり、2010年頃デフレ期が下死点を迎えると金利の上昇が始まるが、実質経済成長率が低い場合金利の上昇が激しくなり、さらに金利が上がると国債利払償還のために一層の赤字国債を増発しなければならないという「雪だるま効果」が発生するため、国債発行高と国債費歳出を幾何級数的に増加させてしまうものと考えられる。特に、実質経済成長率0.5%では2010～2015年頃に国債費が50兆円を超える状態となり、典型的な「金利支払いのため借金をする」悪循環に陥ってしまう。

この結果から、現状の政府財政運営を放置したままでは、仮に実質経済成長率が高い状態で推移しても税収不足分を高水準の国債発行で賄い続けざるを得ず、景気循環により金利が上昇に転じると「雪だるま効果」により公債残高を再帰的に増加してしまうため、「景気回復による自然な財政再建」は起きないことが理解される。

図4-1-2-3.～図4-1-2-5. に実質経済成長率別の国歳入歳出内訳推移を示す。

いずれのケースにおいても2005～2010年頃、2025～2030年頃において公共投資の増加が見られるが、マクロ経済シミュレータの設定では2010年、2030年頃はデフレ期に相当するため、景気が低迷傾向を示すと1990年代の国の歳出挙動から観察された「景気調整のための公共投資の拡充」政策が再度発動され、公共投資が再拡充され建設国債発行が増加することを示している。

(都道府県一般会計推移)

図4-1-2-6. に都道府県一般会計歳入主要項目(都道府県税収+交付金･支出金、地方債収入)推移を示す。

都道府県歳入においては、地方債の利払償還費などに応じて国からの交付金が得られること、都道府県公共投資経費の大部分を国の補助(支出)で賄うことが可能であること、特に2005～2015年頃のデフレ期に国が公共投資を増強した場合補助(支出)収入増により収支が一時的に改善することなどから、歳入歳出の収支差の悪化が公債発行の増加に必ずしも直結せず、国と比較して都道府県の地方赤字債の発行推移は極めて緩慢に増加する傾向を示している。見方を変えれば、都道府県の赤字分のうち地方交付金や地方交付債で国が負担する部分は赤字国債の増加の一因となっており、なお不足する部分のみが都道府県の地方赤字債として推移しているものと考えられる。

図4-1-2-7. に都道府県一般会計歳出主要項目(公債費、政策経費(公債費以外の合計))推移を、図4-1-2-8.～図4-1-2-10. に実質経済成長率別の都道府県歳入歳出内訳推移を示す。

都道府県歳出においては2020年頃から地方赤字債の償還負担が増加するため徐々に県債費の比率が大きくなってくるが、国と比べた場合その増加は極めて緩慢である。

(市町村一般会計推移)

図4-1-2-11. に市町村一般会計歳入主要項目(市町村税収+交付金･支出金、地方債収入)推移を示す。また図4-1-2-12. に市町村一般会計歳出主要項目(公債費、政策経費(公債費以外の合計))推移、図4-1-2-13.～図4-1-2-15. に実質経済成長率別市町村歳入歳出内訳推移を示す。

市町村においては、歳入面で都道府県同様国からの地方交付金が措置されることや公共投資や民生費関係事業において国･都道府県からの補助(支出)収入が得られること、さらに、市町村公共投資関連歳出においては公債費の増加に伴い歳出を抑制する「調整」が

行われていることから、市町村においては都道府県と比べ地方赤字債の発行が殆ど無視できる程度に小さい値となっている。見方を変えれば、市町村において1990年代に観察された、公共投資の歳出水準を歳入に応じた無理のない水準に自律的に「調整」する措置は、長期間にわたる財政の「収支均衡」を実現する上で極めて有効に機能することが示唆されていると考えることができる。

4-1-3. 政府貯蓄負債（国債･地方債、公的年金）変動 / 現状放置ケース(N)

(国債･地方債残高推移)

図4-1-3-1. に国債･地方債残高の推移を示す。

国債累積残高と地方債累積残高を比べた場合、地方交付金制度によって地方債の利払償還費の一部が賄われ、地方の財政赤字が最終的に国の国債累積残高の増加として蓄積される構造にあるため、国債の方が地方債よりもはるかに累積残高が大きくなることが観察される。国債累積残高についてはいずれの実質経済成長率においても2010年頃1,000兆円を超えて増加を続ける結果となり、実質経済成長率により2040年度時点で1,300～2,400兆円に達してしまうことが観察される。

図4-1-3-2. に地方債のうち都道府県債･市町村債累積残高の推移を示す。

地方債の中でも都道府県債は実質経済成長率の変化に無関係に急激に増加していくことが観察されるが、市町村債は歳出水準を歳入に応じた無理のない水準に自律的に「調整」する措置の効果などによって長期間にわたり極めて緩慢に増減を繰返していくことが観察される。

図4-1-3-3. に各実質経済成長率のシナリオ別の国債累積残高の対前年度増加率の推移を示す。実質経済成長率が年率1.5%程度の高水準を維持した場合でも、国債残高が年率約3%前後で増加し続ける状態が長期に亘り継続してしまうことが理解される。さらに、政府の期待に反して実質経済成長率が低下した場合には国債累積残高の増加率は実質経済成長率を恒常的に上回り国際累積残高は幾何級数的に増加することとなる。一般に、国債累積残高の増加はクラウディング･アウト効果により実質経済成長率を更に低下させる結果を招くため、実際に現状を放置すると実質経済成長率の低下と国債累積残高の増加が再帰的に進行する悪循環に陥る危険が高いことが理解される。

図4-1-3-4. に国の基礎収支の推移、図4-1-3-5. に都道府県･市町村の基礎収支の推移を示す。

国の基礎収支については、実質経済成長率が1.5%の場合であってもなお年間約10～15兆円の赤字が継続し、実質経済成長率が低下するにつれ赤字幅が拡大することが理解される。視点を変えれば、実質経済成長率が2.5%程度という異常な高水準の経済成長が30年以上に亘って継続しなければ、現状での国の基礎収支を回復させることはできないことが理解される。都道府県の基礎収支においては2005～2015年前後のデフレ期に国と協調して景気対策のための公共投資を行い地方建設債を増発することとなるため、2020年頃から年間約5兆円の赤字が継続する状況に陥ってしまう。一方、市町村の基礎収支については公共投資の歳出水準を歳入に応じた無理のない水準に自律的に「調整」する措置などにより、基礎収支がほぼ均衡した状態での財政運営が継続されていることが理解される。

(公的年金積立金残高･収支推移)

図4-1-3-6. に公的年金の積立金残高の推移を示す。

公的年金の積立金残高については、1999年度財政見直しに基づく厚生労働省の見通しが提示されているが、当該見通しにおいては人口見通しを「中位推計」とし、賃金上昇率2.5%、運用利回4.0%、物価上昇率を1.5%という前提で試算を行っているため、既に2000年度の見通しにおいて実績値との間に約50兆円もの乖離が生じてしまっている状態にある。

本試算における現状放置ケース(N)では、1999年度財政見通しに従った年金保険料の値上げ(雇用者報酬の17.35→27.80%、国庫負担1/3)が行われるものとして試算を行ったが、

積立金残高は2015年度頃迄減少を続け、実質経済成長率が1.5%程度を維持すればほぼ厚生労働省の見通しどおりに積立金が回復するが、実質経済成長率1.0%では大幅な積立金不足となり、実質経済成長率0.5%では2030年頃積立金が底をついてしまい賦課方式による制度を継続するのならば再度年金保険料率の引上げを行うか国一般会計負担率を引上げて赤字補填を行うことが必要となってしまうことが理解される。

政府全体として考えた場合、金利水準が高水準を維持すれば利払に伴う国債費が「雪だるま効果」によって膨張し将来の一般会計財政を圧迫する問題が生じるが、金利水準が低水準を維持した場合には公的年金制度の積立金が減耗してしまい将来の労働力世代に追加負担を求めざるを得ない問題が生じることが把握される。

図4-1-3-7.～図4-1-3-9. に実質経済成長率別の公的年金歳出歳入内訳推移を示す。

いずれのケースにおいても、高齢者人口の見通しが同じであるために、物価水準などに応じた経年変動はあるものの保険金歳出は実質ほぼ一定であり、公的年金財政の収支状況を決定づけるのは歳入側の保険料収入の増加具合であることが理解される。

4-2. 消費税単純増税･歳出放置ケース(T)

4-2-1. 経済状態 / 消費税単純増税･歳出放置ケース(T)

(国内総生産、物価･金利指標、労働指標推移)

図4-2-1-1.に潜在国内総生産、名目国内総生産の推移、図4-2-1-2.にGDPデフレータ及び物価指数の推移、図4-2-1-3. に実質金利･名目金利の推移、図4-2-1-4. に時間賃金率、失業率の推移を示す。

本試算においては実質経済成長率を外生で与えているため、消費税単純増税･歳出放置(T)ケースの国内総生産の趨勢は現状放置ケース(N)と同じに設定されている。但し、2005年度から消費税率を5%から15%に引上げているため物価指数が上昇して推移している。

(労働･資本･政府分配推移)

図4-2-1-5. に賃金俸給･純営業余剰の推移、図4-2-1-6. に政府分配(税+社会負担、社会負担)の推移を示す。

消費税単純増税･歳出放置ケース(T)では、生産された付加価値のうち間接税(消費税)の引上げにより政府への分配が大きくなるため、賃金俸給、純営業余剰への分配が現状放置ケース(N)よりも相対的に低下して推移する。

(消費･投資･貯蓄変化推移)

図4-2-1-7. に民間消費･投資(家計現実最終消費、民間固定資本形成)の推移、4-2-1-8. に家計･企業の貯蓄負債増減の推移を示す。

家計部門においては、消費税増税による価格効果、賃金俸給減少による所得効果の両面から消費支出が低下し、消費税単純増税･歳出放置ケース(T)では現状放置ケース(N)と異なり家計はほぼ一貫して黒字(負債減少･貯蓄増加)で推移する結果となる。

企業部門の趨勢は現状放置ケース(N)とほぼ同じであり、キャッシュフローの黒字が継続する結果となっている。

(政府部門収支(国民負担率･国内債券資産構成)推移)

図4-2-1-9. に国民負担率･潜在国民負担率の推移、4-2-1-10. に国内債券貸付資産･政府債券率の推移を示す。

国民負担率については消費税率の引上げに伴い50%程度に上昇して推移し、公債発行分を含めた潜在国民負担率については60～70%で増加傾向で推移している。消費税単純増税･歳出放置ケース(T)では、実質経済成長率が1.5%程度と高い状態では2030年頃から国債発行が急減し国民負担率と潜在国民負担率はほぼ同じとなり「財政均衡」が達成されるが、実質経済成長率が低下すると「雪だるま効果」により潜在国民負担率は現状放置ケース(N)よりも増加してしまい実質経済成長率0.5%の場合80%を超えてしまう結果となる。

同様に、国内債券貸付資産に占める公債残高の比率(政府債券率)は実質経済成長率1.5%の場合20%以下で安定化しクラウディング・アウトの防止に成功するが、実質経済成長率が0.5%の場合40%弱程度に達し、消費税率を大幅に引上げたにもかかわらずなおクラウディング・アウト状態に陥ってしまうことが観察される。

(実質資本ストック・実労働時間推移)

図4-2-1-11. に実質資本ストック、実労働時間推移を示す。

本試算では実質経済成長率を外生とし、労働分配率・資本分配率を1990年代の実績値による観測結果から一定としているため、現状放置ケース(N)と同じ結果となっている。

4-2-2. 政府(国・都道府県・市町村)財政収支 / 消費税単純増税・歳出放置ケース(T)

(国一般会計推移)

図4-2-2-1. に国一般会計歳入主要項目(税収・国債収入)推移、図4-2-2-2. に国一般会計歳出主要項目(国債費、政策経費(国債費以外の合計))推移、図4-2-2-3.～図4-2-2-5. に実質経済成長率別の国歳入歳出内訳推移を示す。

実質経済成長率1.5%、1.0%の両ケースでは景気循環による変動はあるものの税収は増加傾向となり国債発行高(国債収入)は減少傾向が継続する結果となる。一方、実質経済成長率0.5%では税収はほぼ横這いで推移し国債発行高(国債収入)が増加傾向となる差異を生じる。これに対応して国債費の推移については、実質経済成長率1.5%、1.0%の両ケースでは国債累積残高が安定化するため緩慢な減少傾向を示すが、実質経済成長率0.5%では国債累積残高が増加を続けるため国債費も増加傾向で推移する結果となる。

このような差異が生じる原因は、実質経済成長率が低下すると景気循環の速度が相対的に低下しデフレ期・インフレ期とも長期化することとなるが、デフレ期が長期化すると現状の歳出挙動を放置した場合、景気対策のための公共投資の拡充を長期に亘り実施する結果となるため建設国債を中心に国債累積残高は相対的に大きくなり、さらに実質経済成長率が低いと金利の上昇が大きく金利上昇による「雪だるま効果」がさらに強くなり、実質経済成長率の低下に対し国債累積残高や国債費負担が加速的に大きくなるためと考えられる。

この結果から、消費税を単純に増税し歳入側のみで問題を解決しようとした場合、消費税を増税してもなお実質経済成長率が高い状態で推移すれば財政再建に成功する可能性があるが、実質経済成長率が低下すると歳出側で景気対策のための公共投資拡充などの措置が採られ続ける限り、現状放置ケース(N)とほぼ同じ状態に逆戻りしてしまうことが理解される。

(都道府県一般会計推移)

図4-2-2-6. に都道府県一般会計歳入主要項目(都道府県税収+交付金・支出金、地方債収入)推移、図4-2-2-7. に都道府県一般会計歳出主要項目(公債費、政策経費(公債費以外の合計))推移、図4-2-2-8.～図4-2-2-10. に実質経済成長率別の都道府県歳入歳出内訳推移を示す。

都道府県歳入においては、地方消費税の増加(1→3%)、地方交付税中の国消費税の歳入増加により歳入が増加して推移する。都道府県歳出においては地方消費税の増加に伴う市町村への交付金の増加が見られるが、歳入増加の影響から毎年度の都道府県の赤字債発行が殆どなくなり公債費負担が大幅に軽減されるため、実質経済成長率の如何にかかわらずほぼ「収支均衡」の状態で推移する結果となる。当該結果は、消費税増税を通じた都道府県への財源委譲により都道府県財政が大幅に改善する可能性を示している。

(市町村一般会計推移)

図4-2-2-11. に市町村一般会計歳入主要項目(市町村税収+交付金・支出金、地方債収入)推移、図4-2-2-12. に市町村一般会計歳出主要項目(公債費、政策経費(公債費以外の合計))推移、図4-2-2-13.～図4-2-2-15. に実質経済成長率別の市町村歳入歳出内訳推移を示す。

市町村歳入については、消費税単純増税･歳出放置(T)ケースでは地方消費税に関する都道府県からの交付金などが増加するため現状放置ケース(N)と比べ歳入は増加して推移する結果となる。市町村歳出においては、公共投資の歳出水準を公債費に応じた無理のない水準に自律的に「調整」する措置が機能するため、消費税増税に伴う国･都道府県からの交付金が増額され歳入が改善しても、公債費と公共投資の構成比が変化するだけで、歳出総額は現状維持ケース(N)とほぼ同じ大きさで安定的に推移することが観察される。

4-2-3. 政府貯蓄負債（国債･地方債、公的年金）変動 / 消費税単純増税･歳出放置ケース(T)

(国債･地方債残高推移)

図4-2-3-1. に国債･地方債残高の推移、図4-2-3-2. に地方債のうち都道府県債･市町村債残高の推移、図4-2-3-3. に各実質経済成長率のシナリオ別の国債累積残高の対前年度増加率の推移を示す。

消費税単純増税･歳出放置ケース(T)での国債累積残高については、実質経済成長率の変化に伴い国債累積残高が大きく変化し実質経済成長率1.5%、1.0%では1,000兆円前後で安定化するが、実質経済成長率0.5%では現状放置ケース(N)同様に増加を続ける結果となってしまうことが観察される。

一方、地方債については、都道府県･市町村とも地方消費税の増額と国からの地方交付税中の国消費税分の増加によって歳入が増加し、実質経済成長率の如何にかかわらず赤字債が殆どなくなるため、景気循環に伴う変動はあるものの現状放置ケース(N)と比較して必要最小限の地方債累積残高で安定的に推移する結果となっていることが観察される。

図4-2-3-4. に国の基礎収支の推移、図4-2-3-5. に都道府県･市町村の基礎収支の推移を示す。

国の基礎収支については、実質経済成長率1.0%を境目として、実質経済成長率が高くなれば2030年頃からほぼ「収支均衡」が成立した状態になるが、実質経済成長率が低くなればなお年間約20兆円以上の赤字となり、さらに赤字幅が拡大していくことが理解される。

都道府県･市町村の基礎収支については、都道府県においてはほぼ「収支均衡」が成立、市町村においては歳入過多となり黒字化して推移する結果となる。

(公的年金積立金残高･収支推移)

図4-2-3-6. に公的年金の積立金残高の推移、図4-2-3-7.～図4-2-3-9. に実質経済成長率別の公的年金歳出歳入内訳推移を示す。

公的年金の積立金残高については、消費税率の引上げに伴い2005年度から国一般会計負担率を33%から50%に引上げているにもかかわらず、実質経済成長率1.5%の場合のみ積立金残高が維持可能であり、実質経済成長率1.0%以下の場合2020年頃に積立金がなくなってしまい、賦課方式の原則に従い再度年金保険料を引上げるかあるいは国一般会計負担率を50%を超えて引上げざるを得なくなる状態に陥ってしまう。

このような現象が生じる原因は、実質経済成長率が一定の場合、間接税(消費税)の引上げに伴い生産された付加価値の分配が政府分配に偏るため雇用者報酬が相対的に減少し、雇用者報酬から算定される標準報酬額に一定率を乗じて算定される年金保険料の歳入が減少すること、さらに公的年金の保険金の給付水準は物価スライド制で決定されているため、消費税による物価上昇相当分の公的年金の歳出が増加することが原因であると考えられる。

政府全体として考えた場合、実質経済成長率が一定の場合、間接税を増加させれば雇用者報酬や営業余剰は必然的に減少するため、国･都道府県･市町村の一般会計の財源を間接税で得ることと、公的年金財源となる社会保険料や家計･企業の直接税を得ることはそもそも両立しないトレード･オフの関係にある。従って、現状放置ケース(N)で見たように公的年金の財政運営が極めて不安定である以上、実質経済成長率が低い条件下で消費税を増税する場合、国一般会計からは相応の負担を行わなければ公的年金の財政運営がさら

に不安定化してしまうことが理解される。

公的年金制度を取り巻く情勢を考慮した場合、今後の国･地方財政の運営において消費税の引上げはほぼ不可避の状態にあること、実質経済成長率が低下すると基礎年金への国一般会計負担率が50%であってもなお問題を生じてしまうことを併せて考えれば、今後の公的年金制度、特に基礎年金制度において現行の「賦課方式」を維持すること自体にそもそも無理があるものと考えられる。

4-3. 消費税増税･歳出削減ケース(E)

4-3-1. 経済状態 / 消費税増税･歳出削減ケース(E)

(国内総生産、物価･金利指標、労働指標推移)

図4-3-1-1.に潜在国内総生産、名目国内総生産の推移、図4-3-1-2.にGDPデフレータ及び物価指数の推移、図4-3-1-3. に実質金利･名目金利の推移、図4-3-1-4. に時間賃金率、失業率の推移を示す。

消費税増税･歳出削減ケース(E)はほぼ消費税単純増税･歳出放置(T)ケースと同じ状況であり、2005年度から消費税率を5%から15%に引上げているため物価指数が上昇して推移している。

(労働･資本･政府分配推移)

図4-3-1-5. に賃金俸給･純営業余剰の推移、図4-3-1-6. に政府分配(税+社会負担、社会負担)の推移を示す。

消費税増税･歳出削減ケース(E)は消費税単純増税･歳出放置ケース(T)同様、賃金俸給、純営業余剰への分配が現状放置ケース(N)よりも相対的に低下して推移する。

(消費･投資･貯蓄変化推移)

図4-3-1-7. に民間消費･投資(家計現実最終消費、民間固定資本形成)の推移、4-3-1-8. に家計･企業の貯蓄負債増減の推移を示す。

家計部門においては、消費税増税･歳出削減ケース(E)は消費税単純増税･歳出放置ケース(T)同様、価格効果･所得効果により貯蓄超過で推移する結果となる。

企業部門の趨勢は消費税単純増税･歳出放置ケース(T)、現状放置ケース(N)とほぼ同じであり、キャッシュフローの黒字が継続する結果となっている。

(政府部門収支(国民負担率･国内債券資産構成)推移)

図4-3-1-9. に国民負担率･潜在国民負担率の推移、4-3-1-10. に国内債券貸付資産･政府債券率の推移を示す。

国民負担率については消費税率の引上げに伴い50%程度に上昇するが、公債発行分を含めた潜在国民負担率については、歳出の大部分を2005年度から5%一律削減しているため、消費税単純増税･歳出放置ケース(T)より若干低い状態で推移する。消費税増税･歳出削減ケース(E)においても、実質経済成長率が低下すると「雪だるま効果」が発生するため、潜在国民負担率は現状放置ケース(N)と殆ど変わらない水準となり、実質経済成長率0.5%の場合70%を超える水準でなお増加を続ける結果となってしまう。

国内債券貸付資産に占める公債残高の比率(政府債券率)は、実質経済成長率1.5%の場合15%以下で安定化、実質経済成長率1.0%の場合20%前後でほぼ安定化し、いずれもクラウディング･アウトの防止に成功するが、実質経済成長率が0.5%の場合35%程度に達し、消費税率を10%引上げ、さらに歳出を一律5%削減したにもかかわらずなおクラウディング･アウト状態に陥ることが観察される。

(実質資本ストック･実労働時間推移)

図4-3-1-11. に実質資本ストック、実労働時間推移を示す。

現状放置ケース(N)、消費税単純増税･歳出放置ケース(T)とほぼ同じ結果となっている。

4-3-2. 政府(国･都道府県･市町村)財政収支 / 消費税増税･歳出削減ケース(E)

(国一般会計推移)

図4-3-2-1. に国一般会計歳入主要項目(税収･国債収入)推移、図4-3-2-2. に国一般会計歳出主要項目(国債費、政策経費(国債費以外の合計))推移、図4-3-2-3.～図4-3-2-5. に実質経済成長率別の国歳入歳出内訳推移を示す。

消費税増税･歳出削減ケース(E)では、消費税単純増税･歳出放置ケース(T)同様に、実質経済成長率1.5%、1.0%の両ケースでは税収は増加傾向となり国債発行高(国債収入)は減少傾向が継続する結果となる。一方、実質経済成長率0.5%では税収はほぼ横這いで推移、国債発行高(国債収入)も横這いで推移する傾向となる。これに対応して国債費の推移について、実質経済成長率1.5%、1.0%の両ケースでは国債累積残高は2020年頃から明確に減少を始めるが、実質経済成長率0.5%では国債費は横這いで推移し殆ど減少しない結果となる。

この結果から、消費税を5%から15%に増税し、公債費･負担金などを除く歳出を一律に5%削減する程度の対策では、消費税を単純に増税した場合と結果は殆ど変わらないこととなり、一見｢歳出削減にも手をつけ｢意味のある｣対策を講じた｣ように見えるが、実質経済成長率が低下すると、歳出側で景気対策のための公共投資の拡充などの挙動が改められない限り、現状放置ケース(N)とほぼ同じ状態に逆戻りしてしまうことが観察される。

従って、｢消費税を10%引上げ歳入を拡大する替わりに、歳出を一律5%削減する｣といった一見もっともらしい提案には大きな問題があり、｢景気低迷時に公共投資の拡充を行う｣という1990年代に国が行った基本的な財政運営の挙動を数十年間に亘って抑制する方策をとらなければ財政問題の本質的･永続的な解決にはならず、景気低迷とともに問題が再発する危険を内包したままの状態が継続するに過ぎないことが理解される。

(都道府県一般会計推移)

図4-3-2-6. に都道府県一般会計歳入主要項目(都道府県税収+交付金･支出金、地方債収入)推移、図4-3-2-7. に都道府県一般会計歳出主要項目(公債費、政策経費(公債費以外の合計))推移、図4-3-2-8.～図4-3-2-10. に実質経済成長率別の都道府県歳入歳出内訳推移を示す。

都道府県歳入においては、地方消費税の増加(1→3%)、地方交付税中の国消費税の歳入増加により歳入が増加して推移する。都道府県歳出においては市町村への交付金を除く一律5%の歳出削減により毎年度の都道府県の赤字債発行が殆どなくなり、消費税単純増税･歳出放置(T)ケース同様、実質経済成長率の如何にかかわらずほぼ収支均衡の状態で推移する結果となる。

(市町村一般会計推移)

図4-3-2-11. に市町村一般会計歳入主要項目(市町村税収+交付金･支出金、地方債収入)推移、図4-3-2-12. に市町村一般会計歳出主要項目(公債費、政策経費(公債費以外の合計))推移、図4-3-2-13.～図4-3-2-15. に実質経済成長率別の市町村歳入歳出内訳推移を示す。

市町村歳入については、国･都道府県からの交付金が増加するため消費税単純増税･歳出放置ケース(T)同様に歳入は増加して推移する結果となる。市町村歳出においては、公共投資の歳出水準を歳入に応じた無理のない水準に自律的に｢調整｣する措置が機能するため、歳出総額が現状維持ケース(N)、消費税単純増税･歳出放置ケース(T)とほぼ同じ大きさで安定的に推移することが観察される。

4-3-3. 政府貯蓄負債 (国債･地方債、公的年金) 変動 / 消費税増税･歳出削減ケース(E)

(国債･地方債残高推移)

図4-3-3-1. に国債･地方債残高の推移、図4-3-3-2. に地方債のうち都道府県債･市町村債残高の推移、図4-3-3-3. に各実質経済成長率のシナリオ別の国債累積残高の対前

年度増加率の推移を示す。

消費税増税･歳出削減ケース(E)での国債累積残高については、実質経済成長率の変化に伴い国債累積残高が大きく変化する。実質経済成長率1.5%では約750兆円を頂点として2030年頃から累積残高が減少に転じ、実質経済成長率1.0%では1,100兆円前後で安定化するが、実質経済成長率0.5%では現状放置ケース(N)や消費税単純増税･歳出放置ケース(T)同様に2040年頃迄増加を続ける結果となっていることが観察される。

一方、地方債については、都道府県･市町村とも地方消費税の増額と国からの地方交付税中の国消費税分の増加によって歳入が増加し、さらに歳出をほぼ5%削減しているために、景気変動による影響はあるものの累積残高が安定化する結果が観察される。

図4-3-3-4. に国の基礎収支の推移、図4-3-3-5. に都道府県･市町村の基礎収支の推移を示す。

国の基礎収支については、消費税単純増税･歳出放置ケース(T)同様に、実質経済成長率1.0%を境目として、実質経済成長率が高くなれば2030年頃からほぼ「収支均衡」が成立した状態になるが、実質経済成長率が低くなればなお年間約20兆円以上の赤字となり、さらに赤字幅が拡大して推移していくことが理解される。

都道府県･市町村の基礎収支については、消費税単純増税･歳出放置ケース(T)同様、都道府県においてはほぼ「収支均衡」が成立、市町村においては歳入過多となり黒字化して推移する結果となる。

(公的年金積立金残高･収支推移)

図4-3-3-6. に公的年金の積立金残高の推移、図4-3-3-7.～図4-3-3-9. に実質経済成長率別の公的年金歳出歳入内訳推移を示す。

公的年金の積立金残高については、消費税単純増税･歳出放置ケース(T) とほぼ同様の結果となり、実質経済成長率1.5%の場合のみ積立金残高が維持可能であり、実質経済成長率1.0%以下の場合2020年頃に積立金がほぼなくなってしまい、再度年金保険料を引上げるかあるいは国一般会計負担率を引き上げざるを得ない状態に陥ってしまうことが観察される。

4-4. 結論-1: 各ケースの試算結果の整理･考察

4-4-1. 政策シナリオ試算の整理と考察

図4-4-1-1. に現状放置ケース(N)、消費税単純増税･歳出放置ケース(T)、消費税増税･歳出削減ケース(E)の試算結果を整理して概観した結果を示す。

現状放置ケース(N)は実質経済成長率の如何にかかわらず他の2ケースと比べて明らかに結果が劣っており、消費税の増税による歳入回復措置は必須であることが理解される。特に、都道府県･市町村においては消費税増税を通じた財源移転により大幅に収支状態が改善する。しかし、現状の地方交付金制度を前提とするならば、収支状態は過度に改善し国の基礎収支が赤字を続けている状況下でも黒字化して推移してしまうことが理解される。

一方、消費税の増税などによって歳入回復措置をとった場合、今後実質経済成長率が低下した際に「景気対策のための公共投資拡充」を実施してしまうと国債累積残高は再拡大する危険があること、国の公的年金制度においては雇用者報酬が減少すると歳入が減少し物価が上昇すると歳出が増大するため、消費税を増税すると、基礎年金部分への国一般会計負担率を多少引上げても積立金が枯渇する危険があり、実質経済成長率の動向次第では再度保険料の引上げや国一般会計負担率の更なる引上げが必要になる問題が生じることが理解される。

従って、現状の各部門の歳出歳入の挙動や部門間の財源配分を改めないまま、消費税の増税などにより歳入のみを拡大したり歳出を一時的に一律削減したりすることでは、政府全体としてみた場合の収支均衡は実現しないことが理解される。本質的な財政の収支均衡

を実現するためには、組織横断的な収支均衡措置を採ること、特に歳出の大部分を占める都道府県･市町村での歳出削減を促進し財源委譲と引替えに地方交付金･補助(支出金)の縮減を図ること、公的年金制度の破綻回避のため歳出を拡大することを与件とした上で、国が消費税引上げなどの歳入回復措置を採らなければならないことが理解される。

また、現状の国民負担率と潜在国民負担率の格差は異常であり、国債･地方債などを通じた問題の先送りを改めるためには現状から国民負担率を大幅に引上げることは不可避である。この際、国民負担率を大幅に引き上げるにあたっては政府部門の制度内部での不公平や非効率は徹底的に排除されていることが前提であり、消費税におけるインボイス方式の導入など「益税」問題の解消や所得の捕捉脱漏対策の強化、公的年金制度における異常な事務経費の是正、公務員の人件費圧縮や早期退職制度の創設による人員整理など、政府部門内部での間接費用の削減強化は「当然にやっておかなければならない」前提であると考えられる。

[図4-4-1-1. 政策シナリオ･実質経済成長率別試算結果概観]

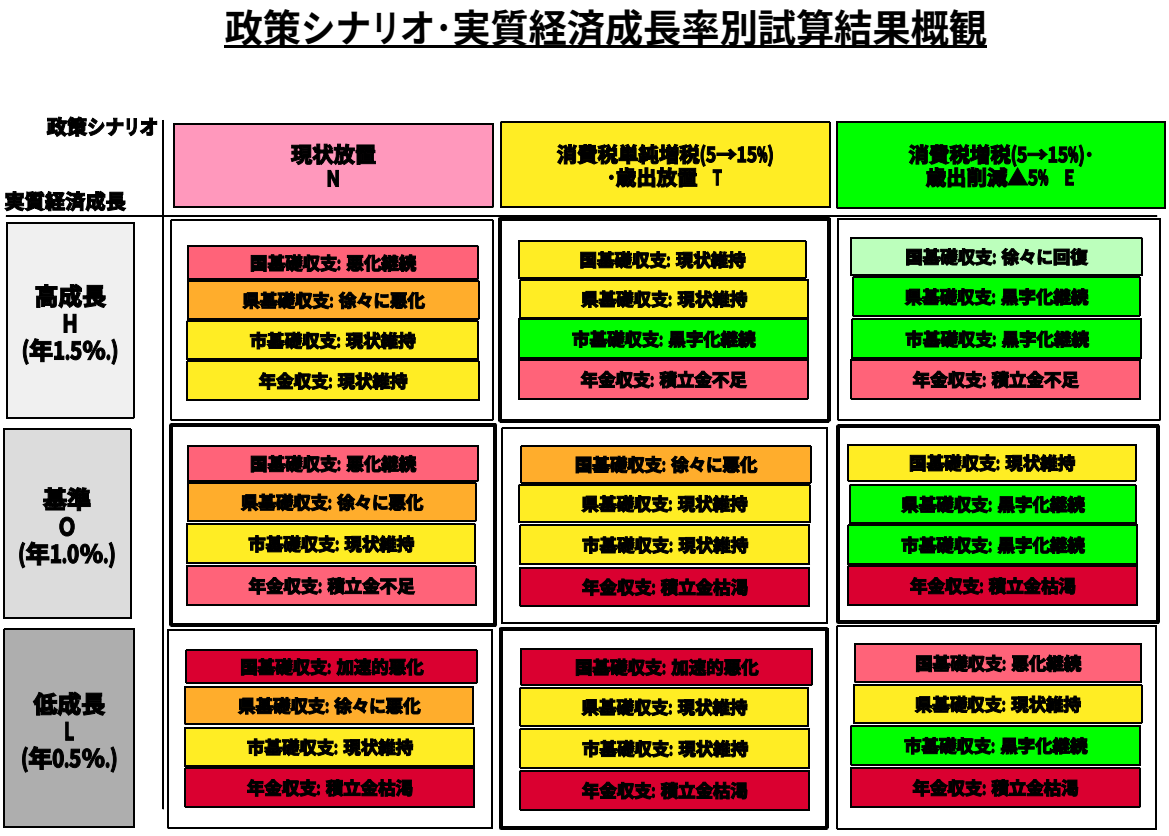

4-4-2. 組織･部門横断的な財政均衡措置のあり方　-「財政均衡総合措置ケース(X)」

4-4-1. での整理と考察から、実質経済成長率が0.5%程度の低成長となった場合であっても、国･都道府県･市町村･公的年金制度のそれぞれが持続可能な財政運営を継続していくために必要と考えられる措置(予算の増減額、制度改正･変更)を下記のようにとりまとめ、「財政均衡総合措置ケース(X)」の試案として設定した。

国及び公的年金については、国消費税率を20%に大幅に引上げ、公的年金給付を20%削減し、景気対策のための公共投資拡充政策を停止することによって、クラウディングアウトによる再帰的な実質経済成長率の低下を未然に防止し、将来の労働力世代への社会保険料負担の軽減と基礎年金給付の全額税方式移行による破綻回避で高齢者の「安心感」を実現することを目標とする措置としている。都道府県･市町村については、地方消費税率

を5%に引上げる一方、国からの地方交付金を削減することによって、地方への財源移譲を実現すると同時に都道府県･市町村の自律的な歳出削減を動機付け、将来的な歳出の膨張を防止していくことを主眼とした措置としている。

(国における措置)

(歳入面)

・ 国消費税率の20%への引上げ (国4→20%、地方1→5%、合計25%)

(歳出面)

・ 地方交付税からの消費税･法人税･酒たばこ税の除外 (地方交付金を約50%削減)
・ 公共投資関連経費を1990年度水準の50%で固定化 (総額3.5兆円で固定化)
・ 交付金･負担金･公共投資以外の全歳出項目の一律5%削減

(都道府県における措置)

(歳入面)

・ 地方消費税率の5%への引上げ (国4→20%、地方1→5%、合計25%)
・ 地方交付税からの消費税･法人税･酒たばこ税の除外 (地方交付金を約50%削減)
・ 国公共投資関連経費などの削減による国支出(補助)金の削減

(歳出面)

・ 交付金･負担金以外の全歳出項目(公共投資･人件費を含む)の一律5%削減
・ 農地関連公共事業費の50%削減など公共事業配分の変更と総額圧縮
・ 都道府県から市町村への地方消費税交付金の20%削減 (50→40%)

(市町村における措置)

(歳入面)

・ 地方交付税からの消費税･法人税･酒たばこ税の除外 (地方交付金を約50%削減)
・ 都道府県から市町村への地方消費税交付金の20%削減 (50→40%)
・ 国公共投資関連経費などの削減による国･都道府県支出(補助)金の削減

(歳出面)

・ 交付金･負担金以外の全歳出項目(公共投資･人件費を含む)の一律5%削減
・ 農地関連公共事業費の50%削減など公共事業配分の変更と総額圧縮

(公的年金制度における措置)

(歳入面)

・ 基礎年金制度の税方式化 (国一般会計負担率の100%化)
・ 厚生年金保険料率を18.30%に固定化 (将来の労働力世代の負担軽減)
・ 国民年金基金制度を厚生年金基金に合併 (国民年金制度の解体･廃止)

(歳出面)

・ 厚生年金基金(･国民年金基金)の保険金給付を20%削減
・ 年金事務経費の50%削減 (国民年金徴収事務の廃止、給付事務合理化推進)

4-5. 結論-2: 財政均衡総合措置ケース(X)

4-5-1. 経済状態 / 財政均衡総合措置ケース(X)

(国内総生産、物価･金利指標、労働指標推移)

図4-5-1-1.に潜在国内総生産、名目国内総生産の推移、図4-5-1-2.にGDPデフレータ及び物価指数の推移、図4-5-1-3. に実質金利･名目金利の推移、図4-5-1-4. に時間賃金率、失業率の推移を示す。現状放置ケース(N)と財政均衡総合措置ケース(X)を対比した場合、殆どの項目は同じであるが財政均衡総合措置ケース(X)では2005年度以降消費税を5→25%に大幅増税するため、物価指数が大幅に上昇して推移している。

(労働･資本･政府分配推移)

図4-5-1-5. に賃金俸給･純営業余剰の推移、図4-5-1-6. に政府分配(税+社会負担、社

会負担)の推移を示す。

財政均衡総合措置ケース(X)では消費税を大幅に引上げるため政府分配が増加し、賃金俸給、純営業余剰への分配が現状放置ケース(N)より相対的に低下して推移する。但し、財政均衡総合措置ケース(X)では消費税を引上げる見返りに、公的年金における社会保険料を厚生年金の場合雇用者報酬の18.30%で固定化し将来の労働力世代の負担を軽減しているため、社会保険料を最終的に27.80%迄引上げていく現状放置ケース(N)と比較して相対的に社会負担が軽減されている点が特徴である。

(消費･投資･貯蓄変化推移)

図4-5-1-7. に民間消費･投資(家計現実最終消費、民間固定資本形成)の推移、4-5-1-8. に家計･企業の貯蓄負債増減の推移を示す。

家計部門においては、価格効果･所得効果により家計現実最終消費支出が大幅に減少し貯蓄超過で推移する結果となる。

企業部門の趨勢は現状放置ケース(N)とほぼ同じであり、キャッシュフローの黒字が継続する結果となっている。

(政府部門収支(国民負担率･国内債券資産構成)推移)

図4-5-1-9. に国民負担率･潜在国民負担率の推移、4-5-1-10. に国内債券貸付資産･政府債券率の推移を示す。

現状放置ケース(N)においては、見掛けの国民負担率を40%台に低く抑える代わりに国債を増発して「先送り」を行うため、潜在国民負担率は国民負担率の趨勢から大幅に乖離し70%を超えてなお増加を続けることとなり、やがて政府債券率が40%を超えて上昇し深刻なクラウディング･アウト効果を引起こしてしまう。一方、財政均衡総合措置ケース(X)においては、国民負担率は約50～60%と大幅に高くなるが、国債発行の抑制により国民負担率と潜在国民負担率との乖離が殆どなくなっているため、政府債券率はほぼ20%前後で横這い状態となり、クラウディング･アウト効果の発現が未然防止されていることが観察される。

4-5-2. 政府(国･都道府県･市町村)財政収支 / 財政均衡総合措置ケース(X)

(国一般会計推移)

図4-5-2-1. に国一般会計歳入主要項目(税収･国債収入)推移、図4-5-2-2. に国一般会計歳出主要項目(国債費、政策経費(国債費以外の合計))推移、図4-5-2-3. に国歳入歳出内訳推移を示す。

歳入面では、財政均衡総合措置ケース(X)では、国税収入を大幅に増加させ、公的年金への負担金以外の歳出を削減しているため、実質経済成長率0.5%の条件下でも国債発行高(国債収入)を徐々に減少させていくことが可能であることが理解される。また、財政均衡総合措置ケース(X)と現状放置ケース(N)の政策経費の総額は殆ど変わらないが、国債発行高が大きく異なるため、現状放置ケース(N)では国債費歳出が約40～50兆円に増加してしまうが、財政均衡総合措置ケース(X)では実質経済成長率0.5%程度の状態でも現状とほぼ同じ水準の国債費歳出で済むことが観察される。

(都道府県一般会計推移)

図4-5-2-4. に都道府県一般会計歳入主要項目(都道府県税収+交付金･支出金、地方債収入)推移、図4-5-2-5. に都道府県一般会計歳出主要項目(公債費、政策経費(公債費以外の合計))推移、図4-5-2-6. に都道府県歳入歳出内訳推移を示す。

歳入においては、現状放置ケース(N)では歳入の大きさの順序は「交付金>県税収>県債」の順であり、赤字の蓄積とともに県債発行高(県債収入)が増加する傾向にあったが、財政均衡総合措置ケース(X)では地方消費税の引上げ(1→5%)と地方交付税の削減により、歳入の順序は「県税>交付金>県債」の順となり、単なる財源移譲に止まらず歳入面での自立化が実現されていることが理解される。

歳出においては、現状放置ケース(N)と比べ財政均衡総合措置ケース(X)では政策経費

が約20%少なくなっている。これは公債費･負担金などを除く都道府県歳出の一律5%削減に加えて、国の公共投資を抑制することなどにより国から都道府県への支出(補助)金が減少し、国の補助の増加に伴って都道府県が事業の上積みを「誘導」される現象が解消し適正な事業規模への回帰が起きるためと考えられる。また、都道府県債の発行高が大幅に減少するため、現状放置ケース(N)では公債費歳出は増加傾向にあったが、財政均衡総合措置ケース(X)では公債費歳出はほぼ一定額に抑制されて推移していることが観察される。

(市町村一般会計推移)

図4-5-2-7. に市町村一般会計歳入主要項目(市町村税収+交付金･支出金、地方債収入)推移、図4-5-2-8. に市町村一般会計歳出主要項目(公債費、政策経費(公債費以外の合計))推移、図4-5-2-9. に市町村歳入歳出内訳推移を示す。

歳入については、交付金収入、市町村税収入は現状放置ケース(N)とほぼ同じ結果となっているが、市町村債発行収入が相対的に低い水準で推移する結果となっていることが観察される。

歳出については、公債費･負担金などを除く歳出の一律5%削減の影響により、財政均衡総合措置ケース(X)の方が現状放置ケース(N)よりも低い水準で推移している。但し都道府県と比較して、市町村ではそもそも公共投資などにおいて国の影響を受けて増減している事業の比率が低いため、政策経費の減少幅はほぼ5%近くになっていることが観察される。

4-5-3. 政府貯蓄負債（国債･地方債、公的年金）変動 / 財政均衡総合措置ケース(X)

(国債･地方債残高推移)

図4-5-3-1. に国債･地方債残高の推移、図4-5-3-2. に地方債のうち都道府県債･市町村債残高の推移、図4-5-3-3. に国債累積残高の対前年度増加率の推移を示す。

国債累積残高については、実質経済成長率0.5%の条件において現状放置ケース(N)では2,000兆円を超えて増加し続けるのに対し、財政均衡総合措置ケース(X)では約830兆円程度で安定化することが可能であることが観察される。地方債についても同様であり、現状放置ケース(N)では都道府県債･市町村債とも増加を続けるが、財政均衡総合措置ケース(X)ではいずれも約50兆円程度で安定化することが可能であることが観察される。

図4-5-3-4. に国の基礎収支の推移、図4-5-3-5. に都道府県･市町村の基礎収支の推移を示す。

国の基礎収支については、現状放置ケース(N)では実質経済成長率0.5%では約20兆円の赤字が続き、かつ年々赤字幅が拡大する結果となるが、財政均衡総合措置ケース(X)ではほぼ「収支均衡」が成立した状態になることが観察される。

都道府県･市町村の基礎収支についても同様に、財政均衡総合措置ケース(X)では都道府県･市町村ともほぼ「収支均衡」が成立あるいは若干の黒字で推移する結果となる。

(公的年金積立金残高･収支推移)

図4-5-3-6. に公的年金の積立金残高の推移、図4-5-3-7. に公的年金歳出歳入内訳推移を示す。

公的年金の積立金残高については、現状放置ケース(N)では実質経済成長率が0.5%の条件下で2030年頃積立金が枯渇してしまうが、財政均衡総合措置ケース(X)では、保険金給付を20%抑制すると同時に、基礎年金部分を全額国一般会計負担により賄っていることから、積立金残高を約200兆円弱で安定的に維持することが可能であることが観察される。

4-5-4. 財政均衡総合措置ケース(X)の意味

財政均衡総合措置ケース(X)においては、実質経済成長率が0.5%程度の低成長となった場合であっても国･都道府県･市町村･公的年金制度のそれぞれが「収支均衡」を実現し持続可能な財政運営を継続していくためには、消費税率を国･地方合計25%に引上げる、公的年金の給付を約20%削減するなど国民負担の大幅な引上げを伴う過酷な措置が不可

避であることが示された。

勿論、実質経済成長率が1.5%を上回り堅調に推移するならば、消費税を15%程度に引上げれば財政の収支均衡は実現可能であり、また歳出を短期的に5%以上削減することが可能であるならば消費税率を25%以下に設定して近い将来での負担を軽減することも可能であると考えられる。しかし、まだ高齢化社会の入り口にさしかかったばかりの状態で経済活力に若干の余力が残っているにもかかわらず、楽観的な見通しに基づいて中途半端な「改革」措置を講じることは、実質経済成長率の見通しが外れた場合、国債の大量発行によるクラウディング・アウト問題や公的年金積立金の減耗・枯渇による社会不安という形で次の世代が処理不可能な大きな「負の遺産」を残してしまう危険を冒していることに等しい。

実際に、1990年代後半にはその危険が現実化してしまったと考えられるのである。

従って、国・都道府県・市町村・公的年金制度は、経済活力に余力のあるうちから「都合のいい」経済見通しに安住し中途半端な「改革」に自己満足したり、実質経済成長率が低下した場合の措置があまりにも過酷であるからといって逃避し先送りしてしまうのではなく、財政収支均衡の実現とクラウディング・アウトの回避に向けて、組織・部門を横断した実効ある措置を再設計し、その負担と効果を定量的に評価し、問題の早期処理に向けて関係者を根気強く説得するための取組みを続けていかなければならないと考えられるのである。

本文関連図表

[表1-1-4-1. 政府財政データセットの収録内容]

1. 国一般会計

収録期間 : 1990年度～2002年度(最終補正予算)、2003年度(当初予算)

収録範囲 : 国一般会計

歳入内訳項目 : 租税(18),印紙収入･納付金･雑収入等(9),公債金(2)

歳出内訳項目 : 社会保障(5),文教科学(6),国債(1),恩給(4),地方交付(2),防衛(1),公共事業(8),災害復旧(1),経済協力(1),中小企業(1),ｴﾈﾙｷﾞｰ(1),食糧管理(1),産投特会繰入(1),他事項･予備費(5)

2. 国主要特別会計

収録期間 : 一般会計に同じ(但歳出入規模 1兆円以下の特会は5年毎)

収録範囲 :

政府事務代行型: 国債整理,地方交付

政策執行型: 電源立地,電源多様化,交通安全,登記,外為,石炭,石油代替ｴﾈﾙｷﾞｰ,厚生児童手当,食料管理米,食料管理麦他,特許,車検

政府保険型: 地震再保険,厚生健康保険,船員保険,農業共済,森林保険,漁業保険,自賠責保険,簡易保険,労働労災保険,労働雇用保険

政府年金型: 厚生年金,基礎年金,国民年金,福祉年金

公共事業型: 産投社会資本,特定国有財産,農業基盤強化,林野治山,土地改良,港湾整備,空港整備,道路整備,治水,都市再開発

政府事業型: 造幣,印刷,資金運用,産業投資,国立学校,国立病院,国立療養所,厚生保険事務,厚生年金事務,国有林野,ｱﾙｺｰﾙ(廃止前),郵便事業,郵便貯金,労働保険事務

歳入内訳項目 : 租税(目的税),一般会計受入,納付金･償還金,保険料,負担金,事業収入･運用収入,前年度剰余金,雑収入,公債金,借入金,(他特会からの受入)

歳出内訳項目 : 地方交付金,一般会計繰入,貸付金,年金保険費,社会資本整備,産業ｴﾈﾙｷﾞｰ投資,政府ｻｰﾋﾞｽ提供,事務費･予備費,利払･割引料,債務元本償還,(他特会への繰入)

3. 都道府県

収録期間 : 1990年度～2001年度

収録範囲 : 各都道府県一般会計

歳入内訳項目 : 地方税(12),交付金･譲与税(4),分担金,使用料,国支出金(6),財産収入･寄付金等(3),繰入･繰越･雑収入(3),地方債

歳出内訳項目 : 議会費,総務費,民生費,衛生費,労働費,農林水産費(2),商工費,土木費(7),警察消防費,教育費,災害復旧費,公債費,諸支出(2),交付金(7) / 人件費,扶助費,投資的経費

4. 市町村(都道府県単位で集計)

収録期間 : 1990年度～2001年度

収録範囲 : 各市町村一般会計を都道府県単位で集計

歳入内訳項目 : 地方税(18),交付金･譲与税(5),分担金,使用料,国支出金(5),県支出金(7),財産収入･寄付金等(2),繰入繰越･雑収入(3),地方債

歳出内訳項目 : 議会費,総務費,民生費,衛生費,労働費,農林水産費(2),商工費,土木費(7),消防費,教育費,災害復旧費,公債費,諸支出(2) / 人件費,扶助費,投資的経費

[図1-2-1-1. 国一般会計歳入推移/累計]

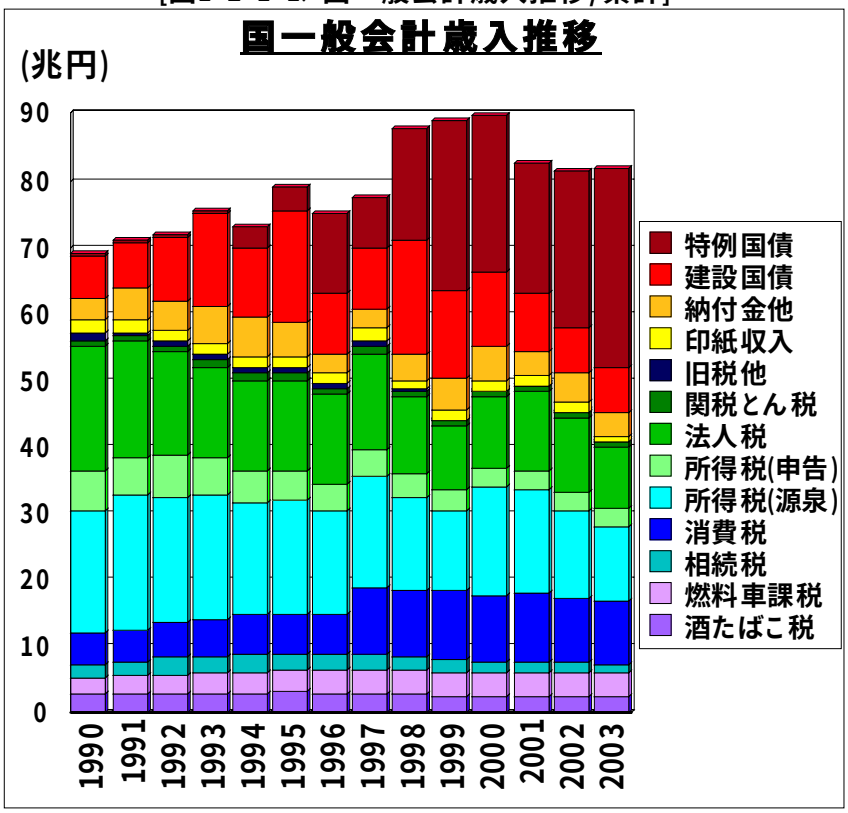

[図1-2-1-2. 国一般会計歳入推移/項目別]

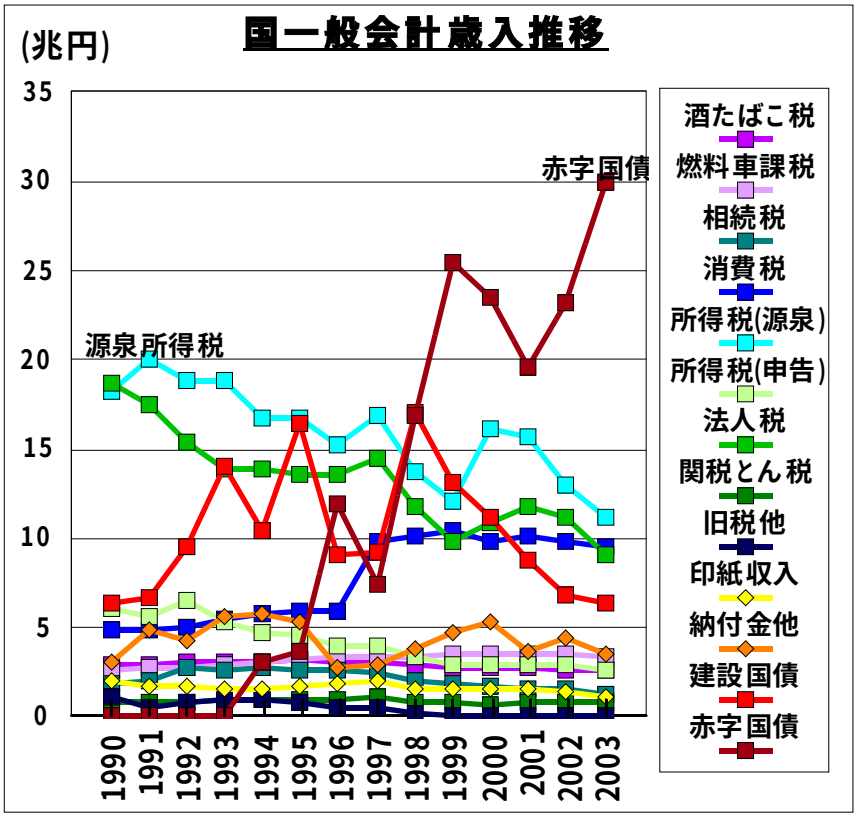

[図1-2-2-1. 国一般会計歳出推移/累計]

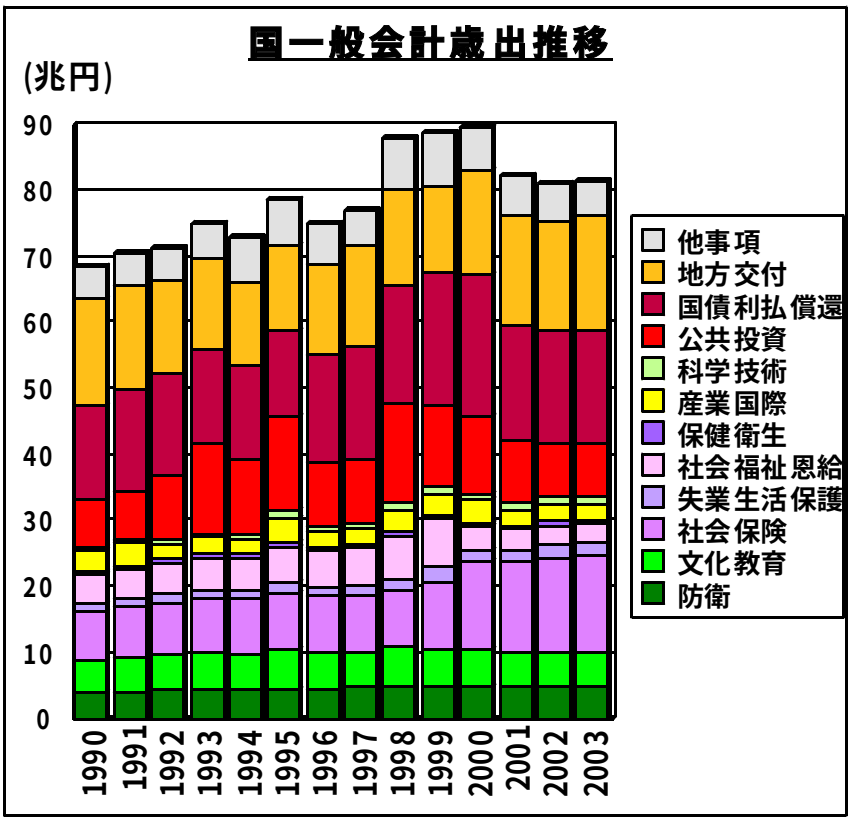

[図1-2-2-2. 国一般会計歳出推移/項目別]

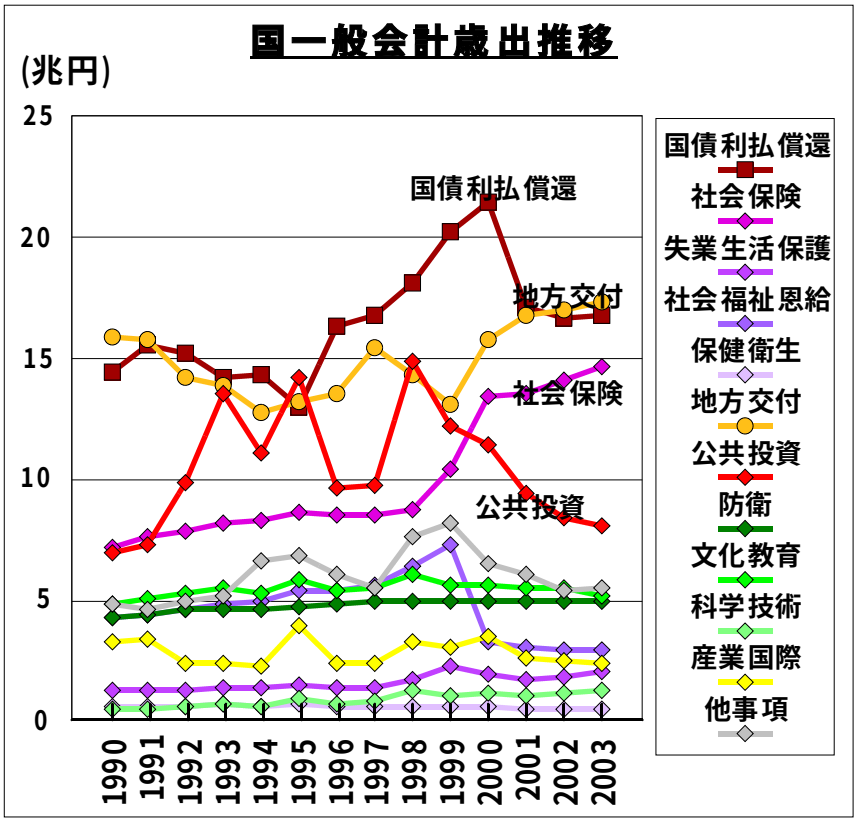

[図1-2-2-3. 国一般会計歳出中公共投資内訳推移]

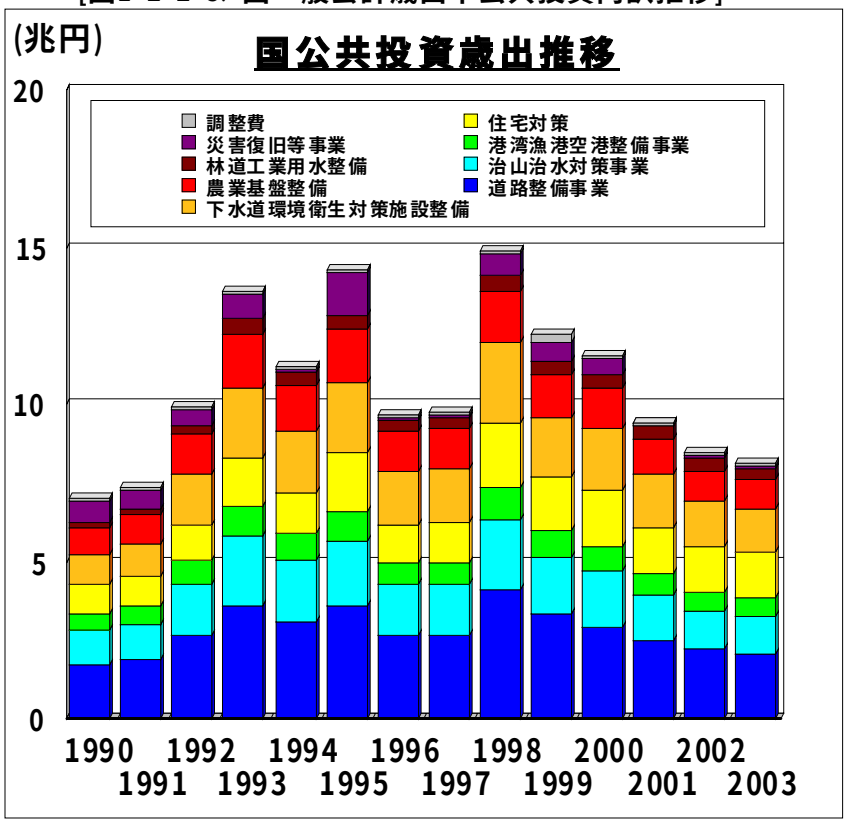

[図1-2-2-4. 国一般会計歳出中公共投資内訳構成比推移]

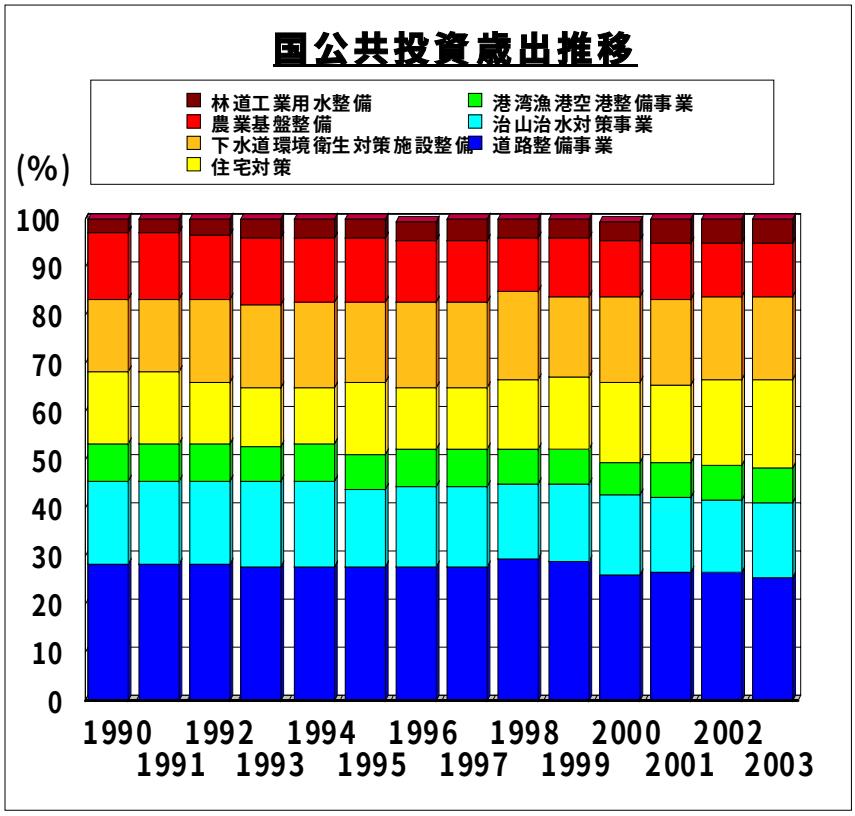

注) 公共投資関係経費中災害復旧等事業、調整費を除く構成比

[図1-3-1-1. 国特別会計歳入推移/累計]

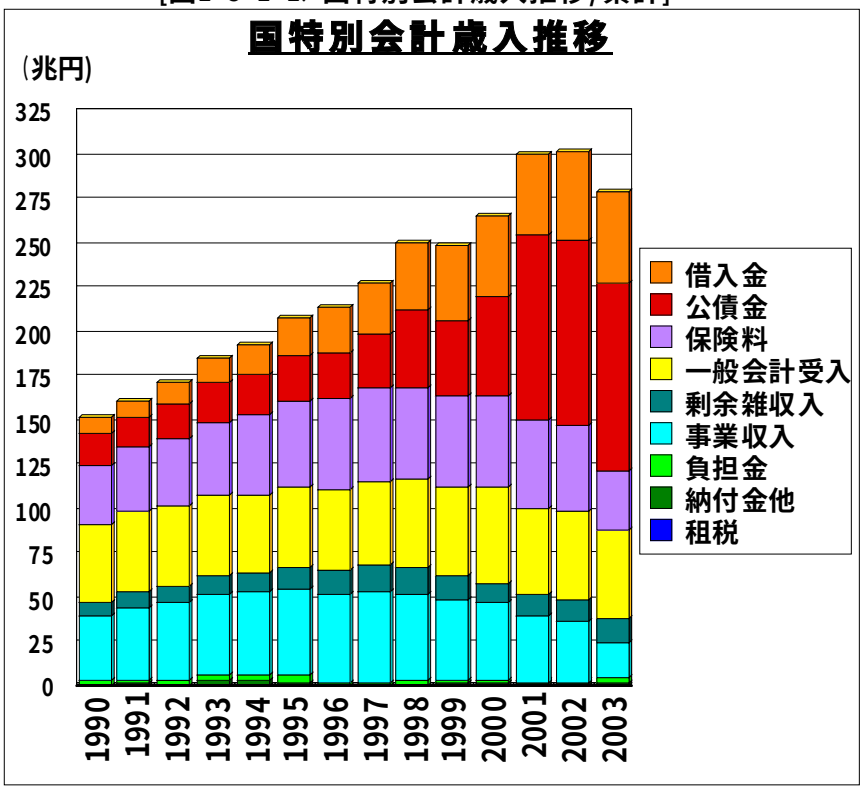

[図1-3-1-2. 国特別会計歳入推移/事項別]

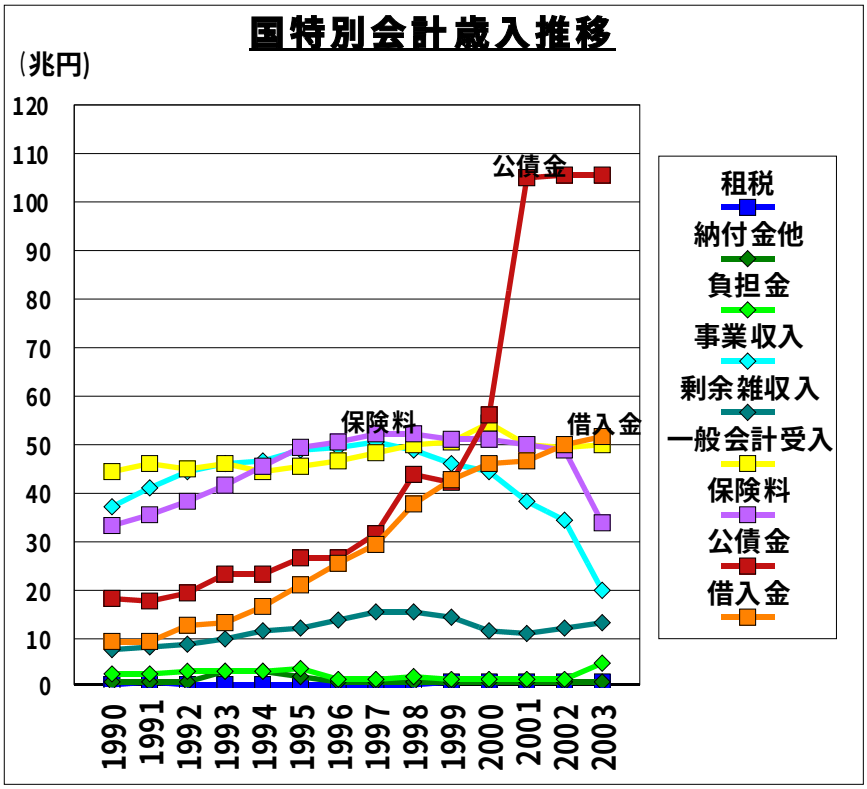

[図1-3-2-1. 国特別会計歳出推移/累計]

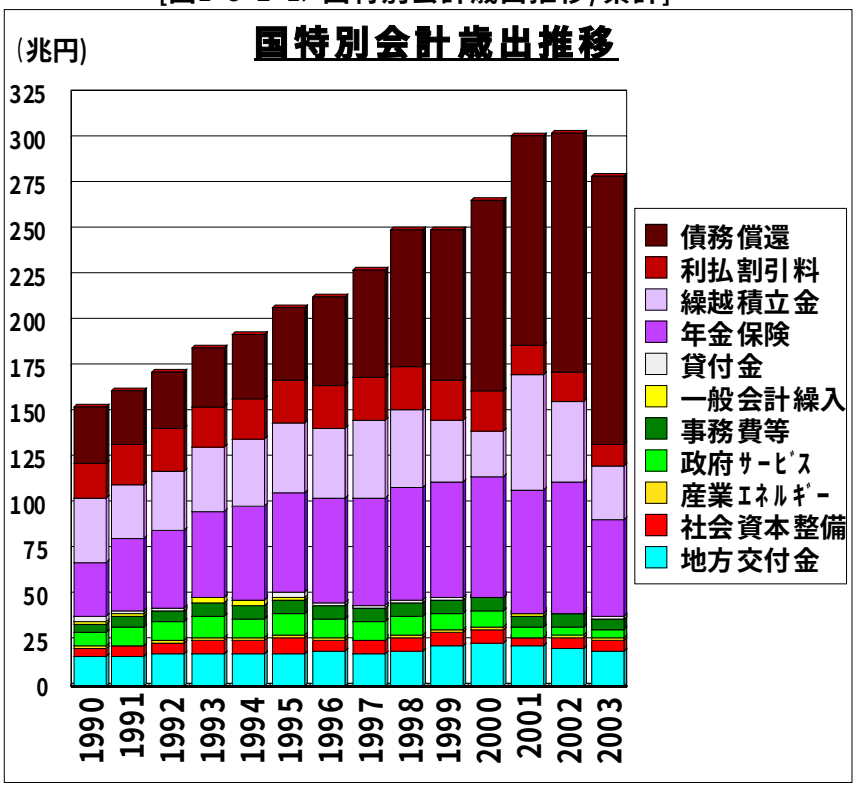

[図1-3-2-2. 国特別会計歳出推移/事項別]

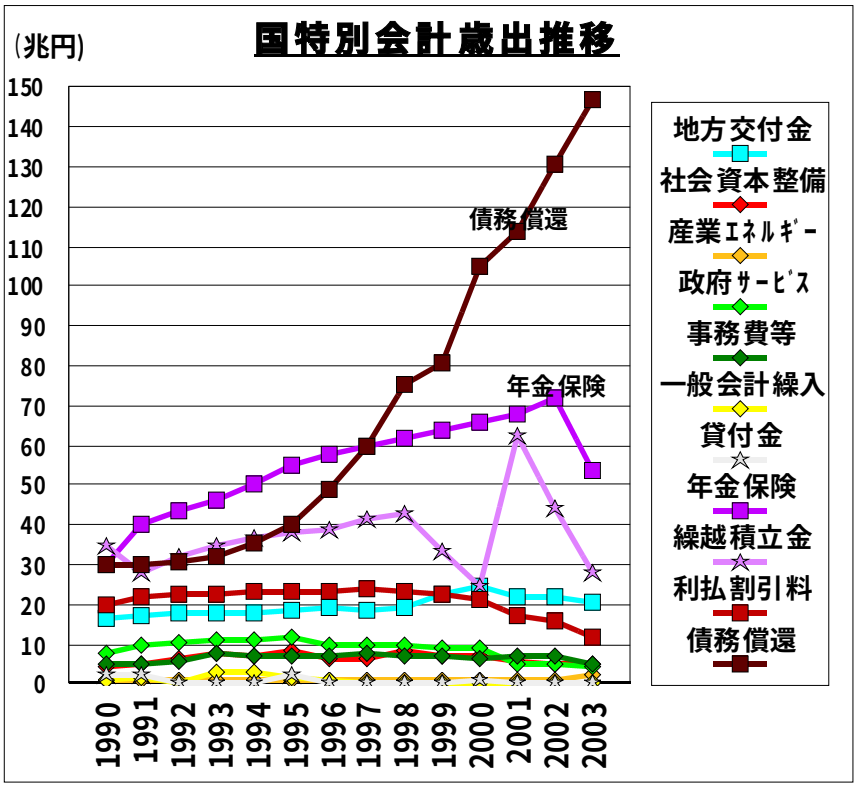

[図1-3-2-3. 国特別会計債務収支推移]

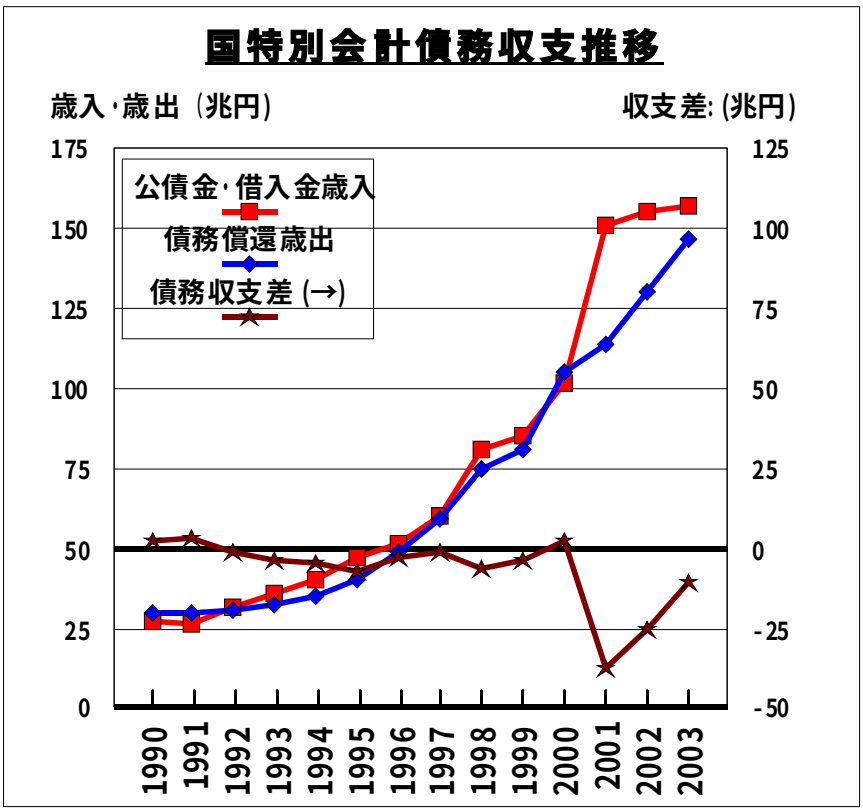

[図1-4-1-1. 都道府県一般会計歳入推移/累計]

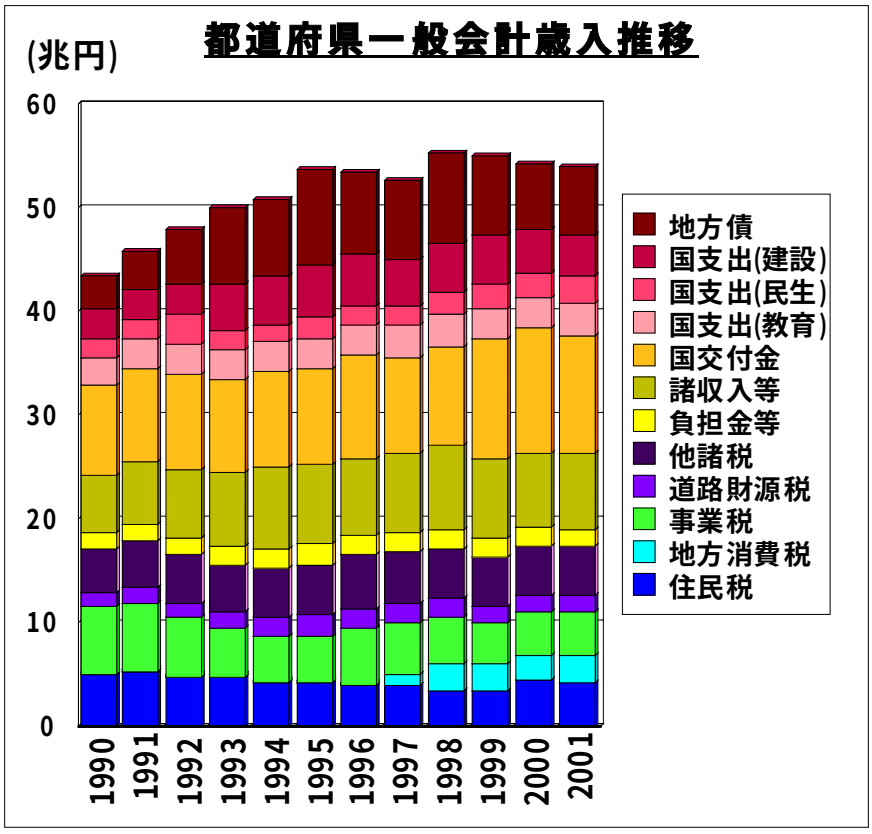

[図1-4-1-2. 都道府県一般会計歳入推移/項目別]

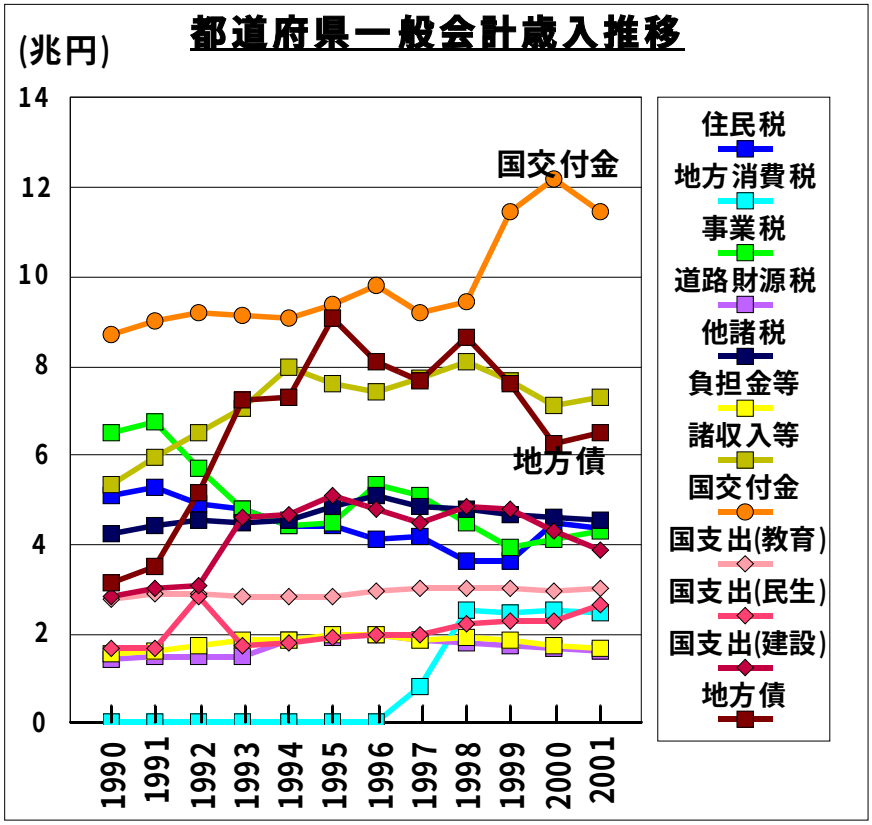

[図1-4-2-1. 都道府県一般会計歳出推移/累計]

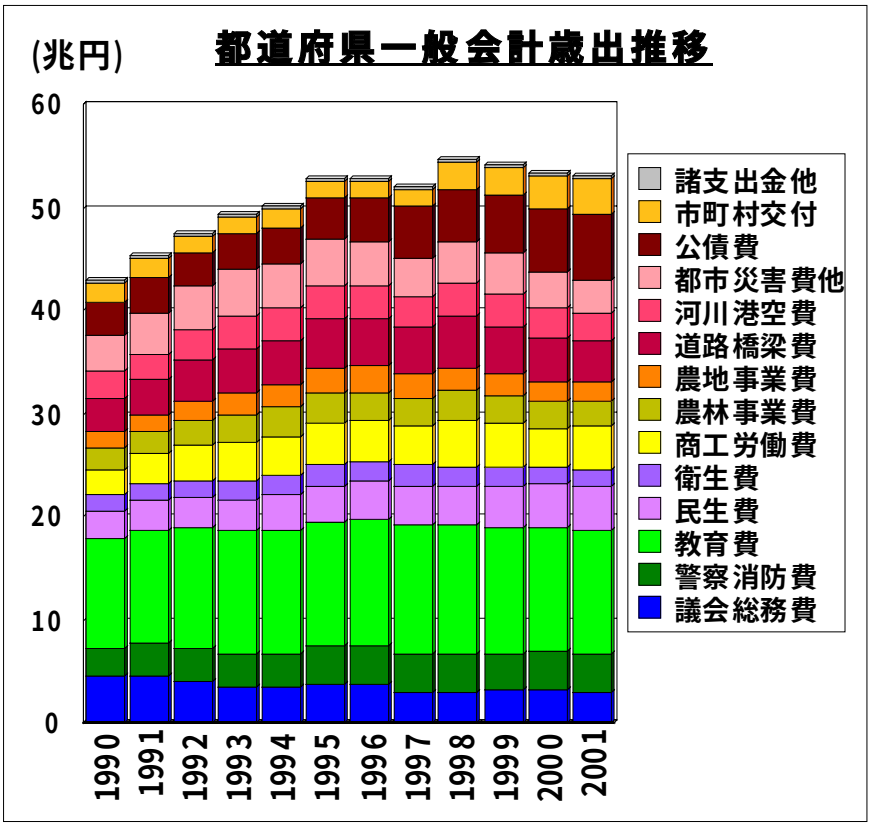

[図1-4-2-2. 都道府県一般会計歳出推移/項目別]

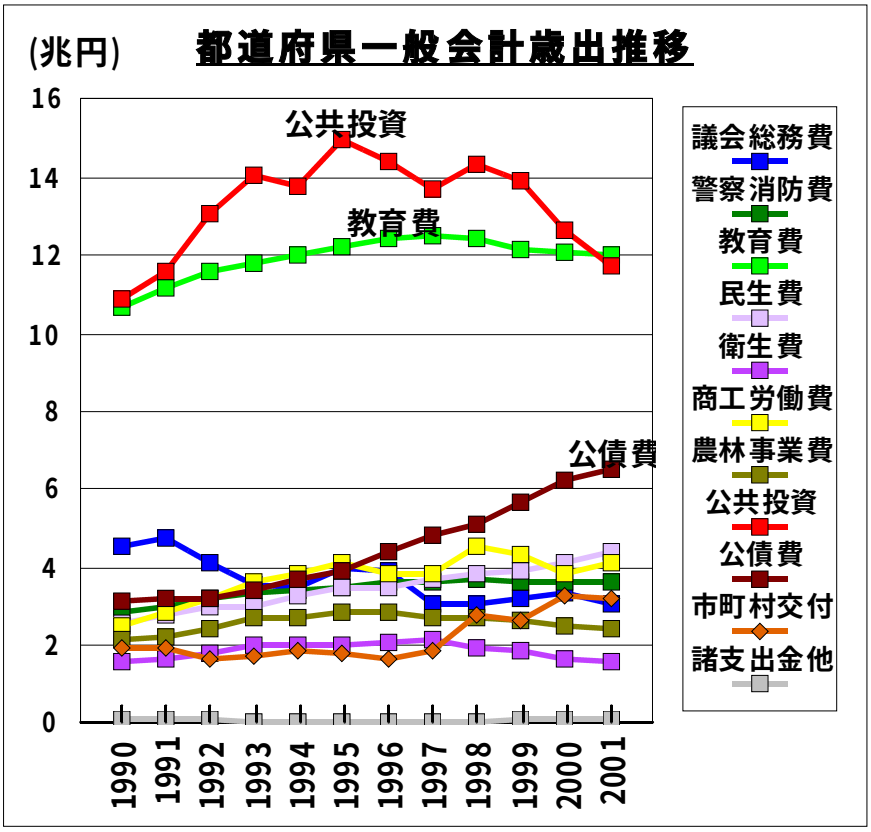

注) 都道府県歳出中警察消防費において消防費を歳出するのは東京都のみである。

[図1-4-2-3. 都道府県一般会計歳出中公共投資構成比推移]

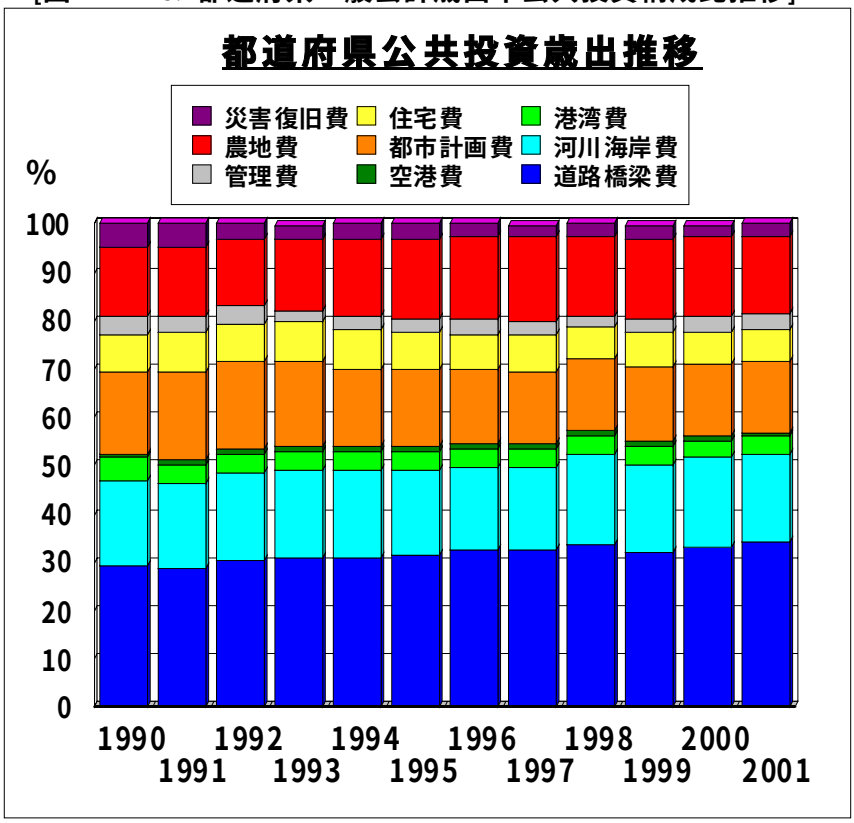

[図1-4-3-1. 市町村一般会計歳入推移/累積]

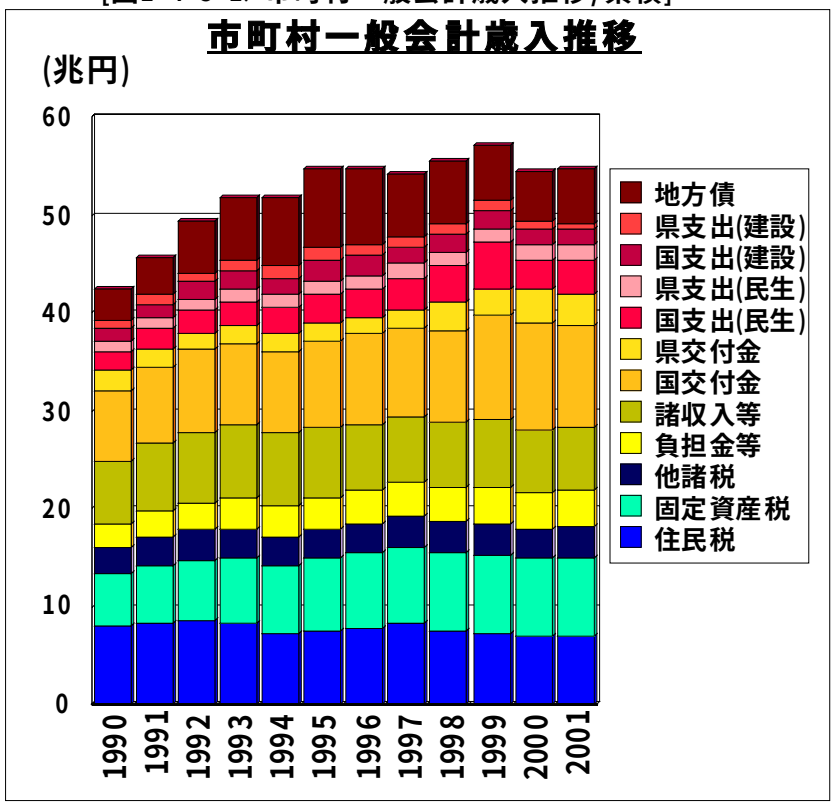

[図1-4-3-2. 市町村一般会計歳入推移/項目別]

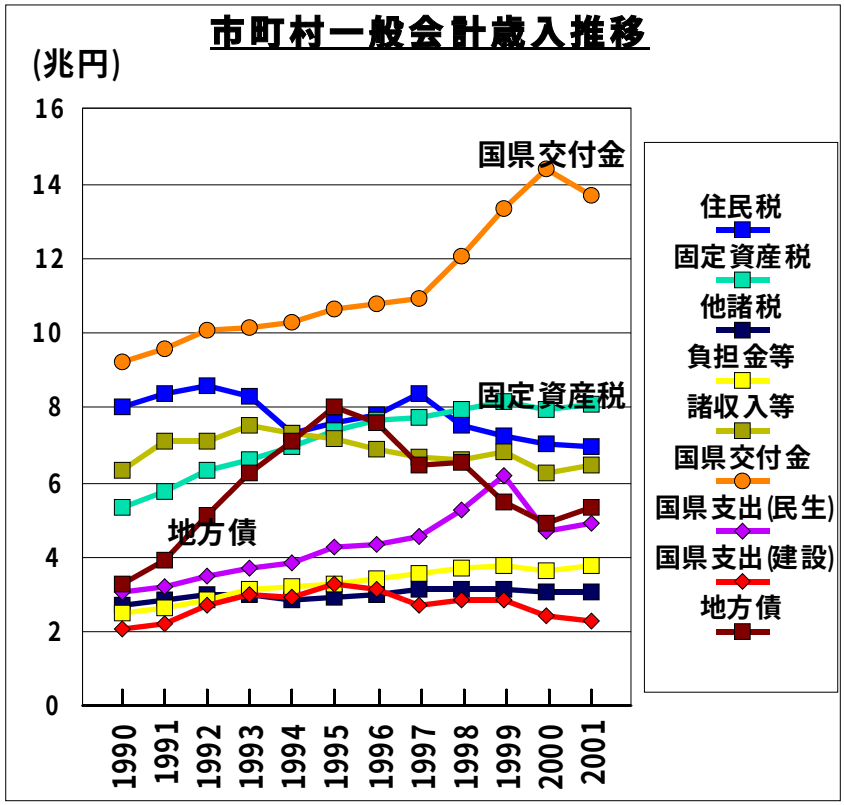

[図1-4-4-1. 市町村一般会計歳入推移/累計]

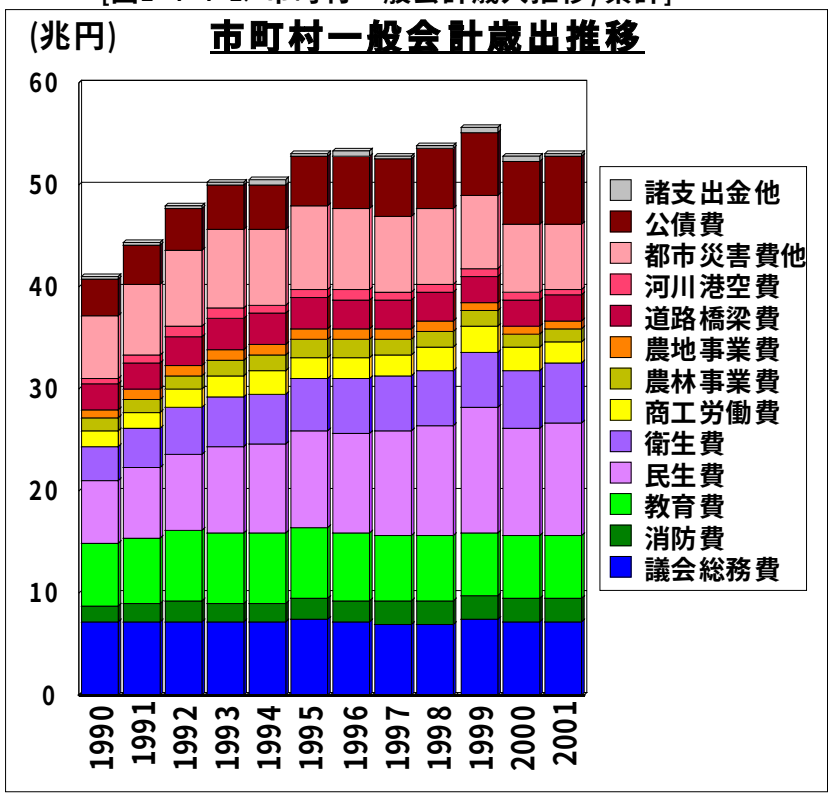

[図1-4-4-2. 市町村一般会計歳出推移/項目別]

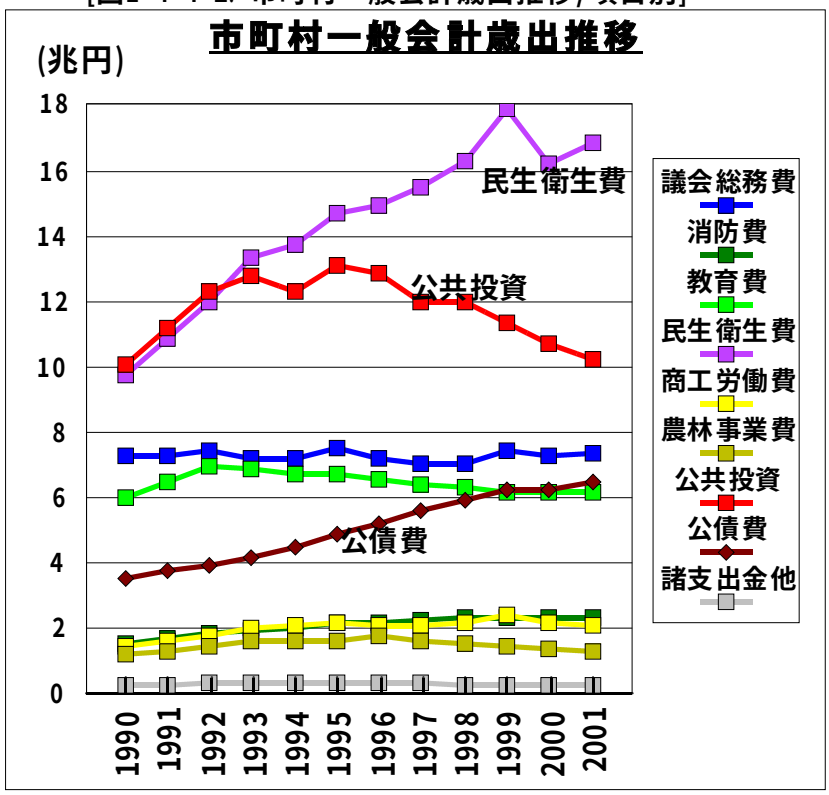

[図1-4-4-3. 市町村一般会計歳出中公共投資構成比推移]

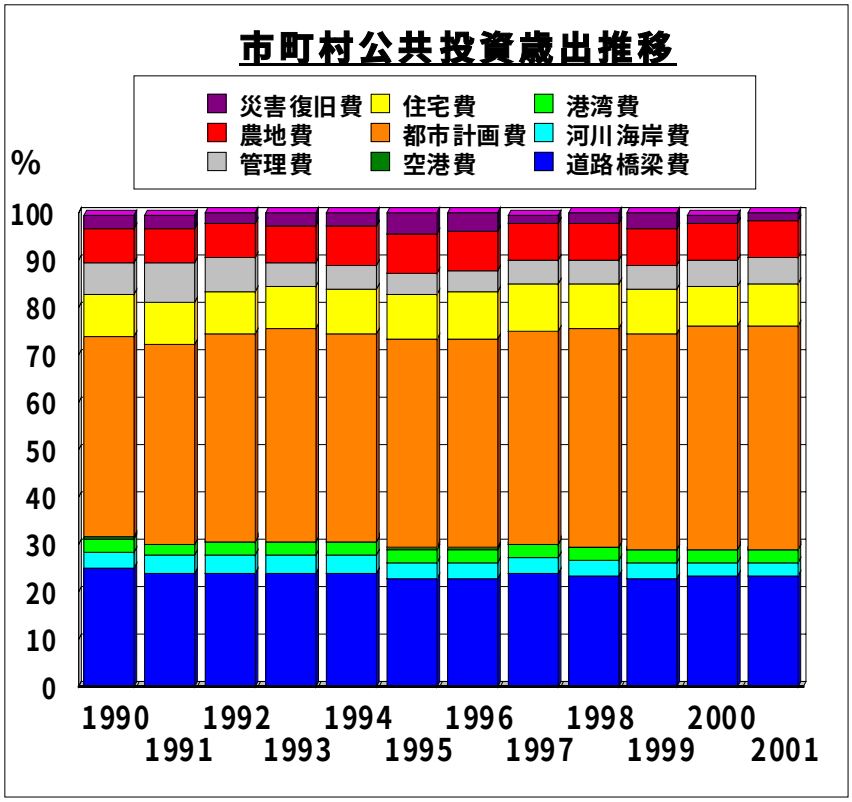

[図1-5-1-1. 政府財政の多層的構造概念図]

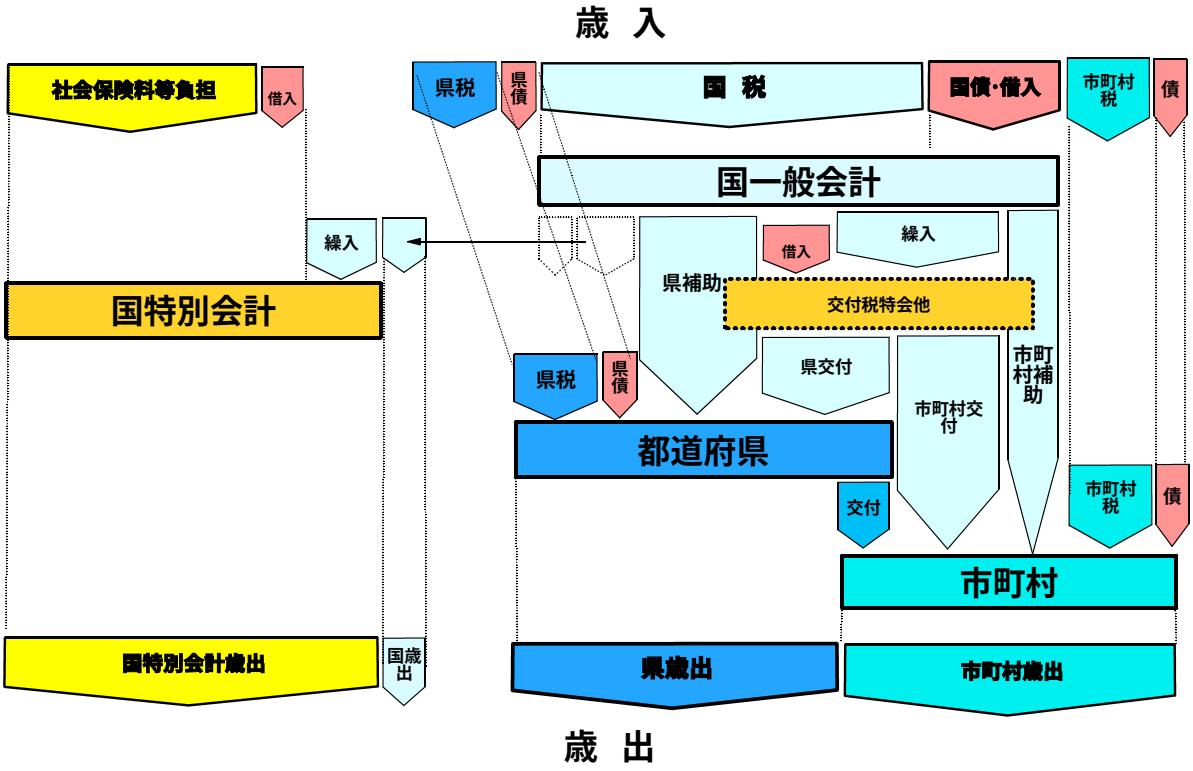

注) 図は概念図であり各部の大きさは正確でない、簡略化のため一部特別会計や政策資金融資制度を捨象している
(参考) 2000年度各会計区分歳出入規模概数
国一般会計　90兆円 歳出中 特別会計への繰入55兆円, 地方への移転38兆円(特別会計経由分を含む)
国特別会計 270兆円(含重複)
都道府県　55兆円 歳入中 国交付金 12兆円, 国負担･補助金 10兆円
市町村　55兆円 歳入中 国交付金 11兆円, 国負担･補助金 5兆円
県交付金 3兆円, 県負担･補助金 2兆円

[図1-5-1-2. 政府財政の多層的構造と因果関係]

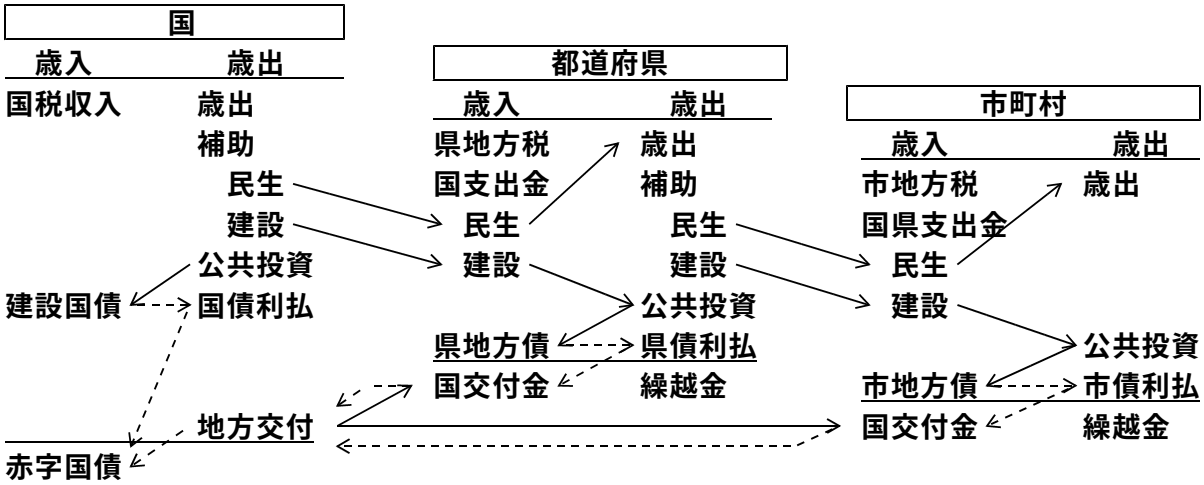

注) 実線矢印は当該年度に影響を及ぼす関係、破線は後年度に影響を及ぼす関係を示す。

[表2-1-2-1. 名目政府財政モデルの数値出典･基本的計測条件]

1. マクロ経済指標の出典:
   人口推移: 国立社会保障･人口問題研究所「人口･世帯数推計」
   労働力･就業形態推移: 厚生労働省「労働統計」
   マクロ経済指標: 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(平成15年版)」
   為替･金利･物価指標: 日本銀行「金融統計」
2. 計測単位: 兆円単位で計測する。
3. 分析方法: 対数･真数によりそれぞれ線形回帰分析し、外挿により矛盾値(歳出が負になるなど)を生じない限り、対数線形回帰分析結果を採用した。
4. 精度管理: 各回帰分析の説明変数の係数について t値を求め、原則として各自由度に応じた 95%信頼区間に入っていることを確認した。各回帰式の係数の下に括弧書で t値を記す。
5. ダミー変数: 各歳出入に明らかに影響を及ぼす制度変更があった場合については、当該変更前後でのダミー変数(対数の場合1or2,真数の場合0or1)を設けて回帰分析を実施している。具体的なダミー変数の値は個別制度の導入や政策決定に従って設定した。

[図2-4-2-1. 公的年金制度の模式図]

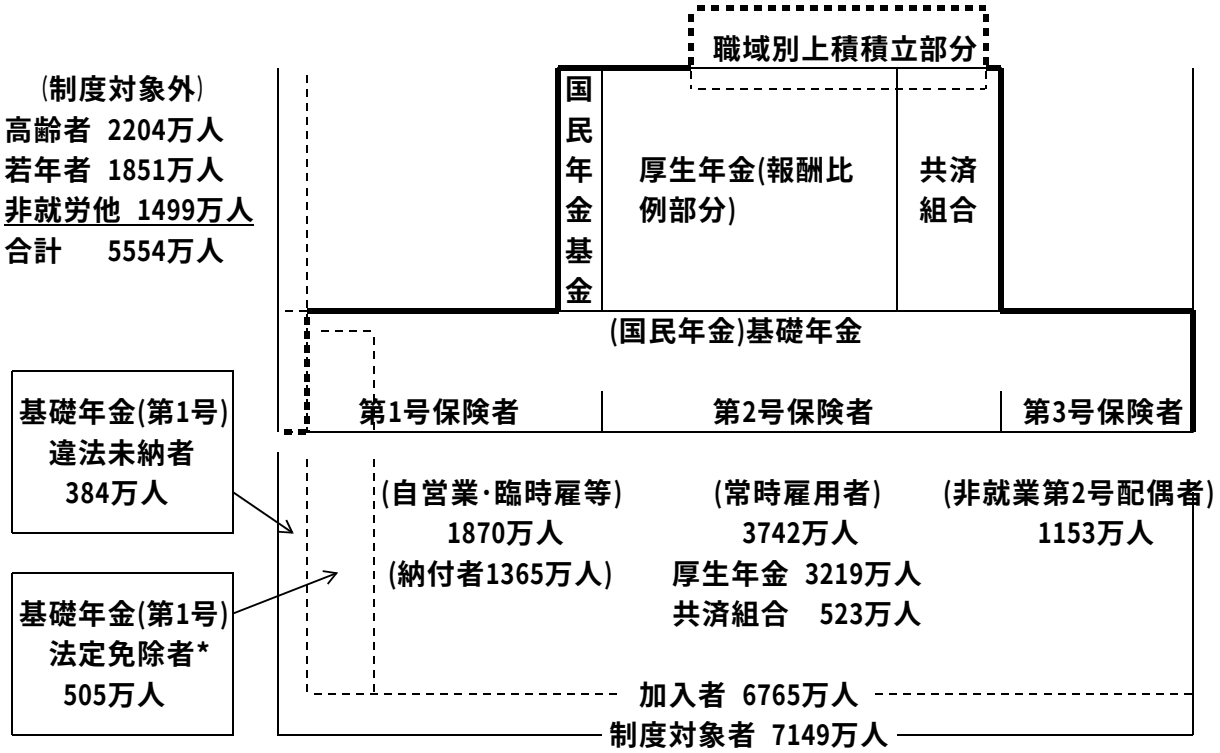

図注) 数値は平成12年度末、厚生労働省社会保障審議会年金部会資料他から作成。
基礎年金の法定免除者には、障害者、生活保護者、勤労学生などが含まれる。

[図2-5-1-1. 組織別基礎収支推移]

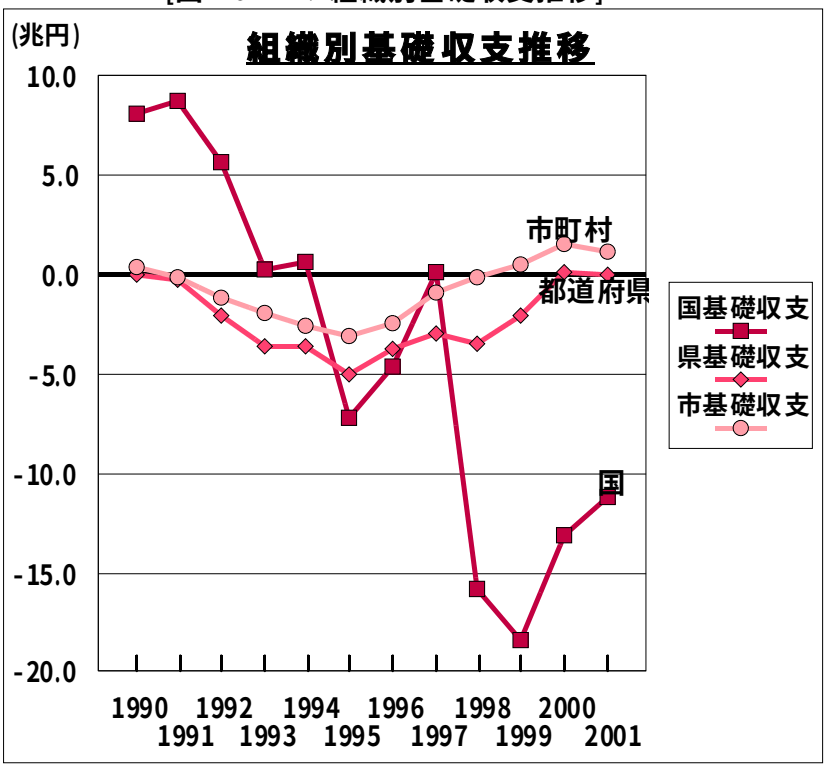

[図2-5-2-1. 公共投資と民間設備住宅投資推移]

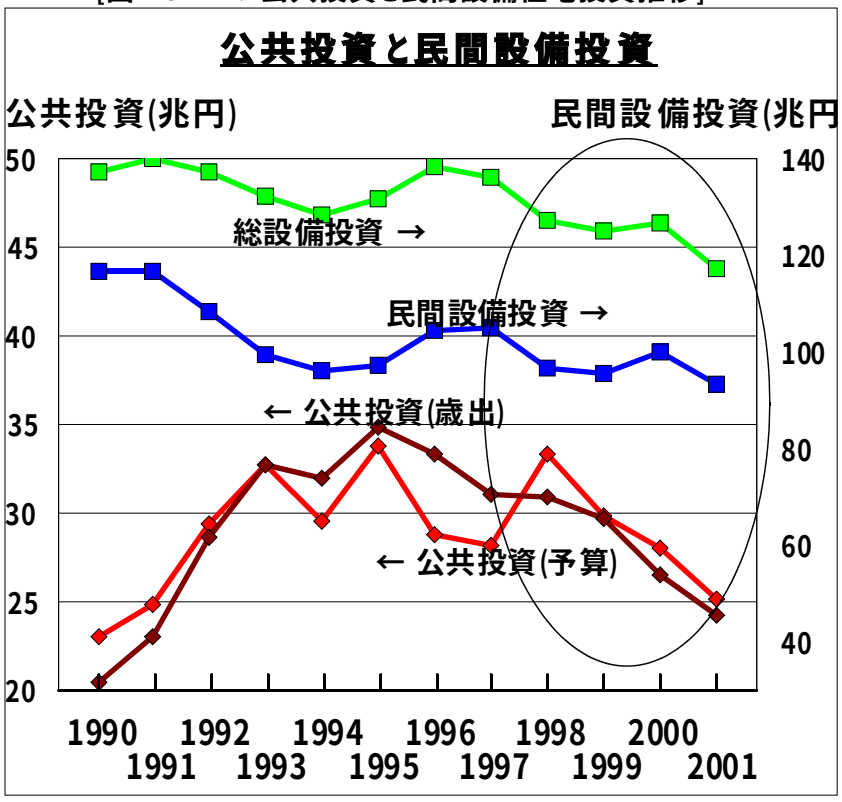

[図2-5-3-1. 政府合計歳入推移]

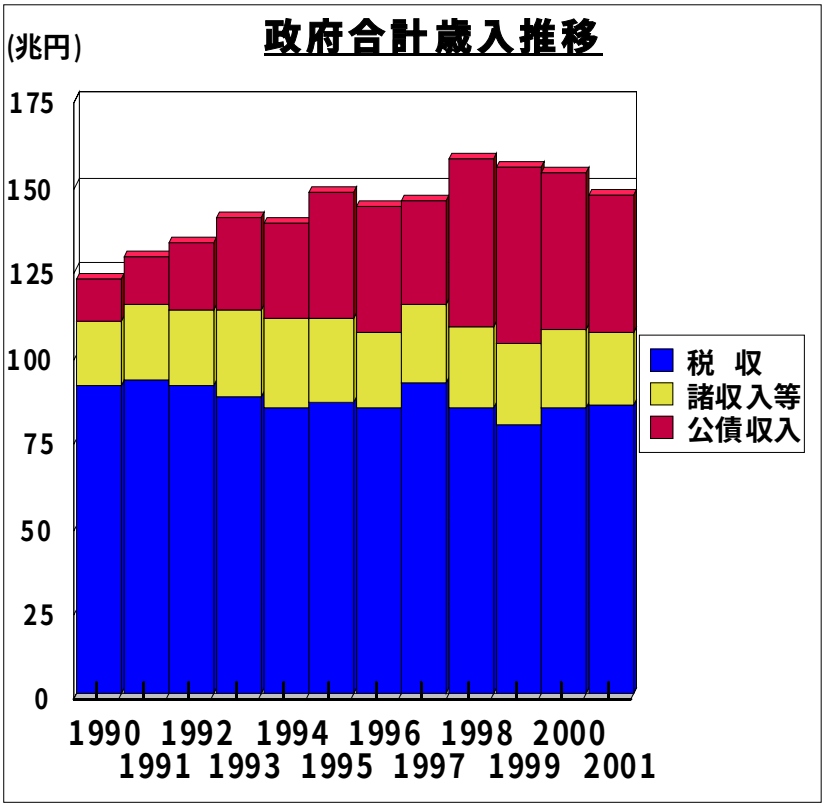

[図2-5-3-2. 政府組織別歳入推移]

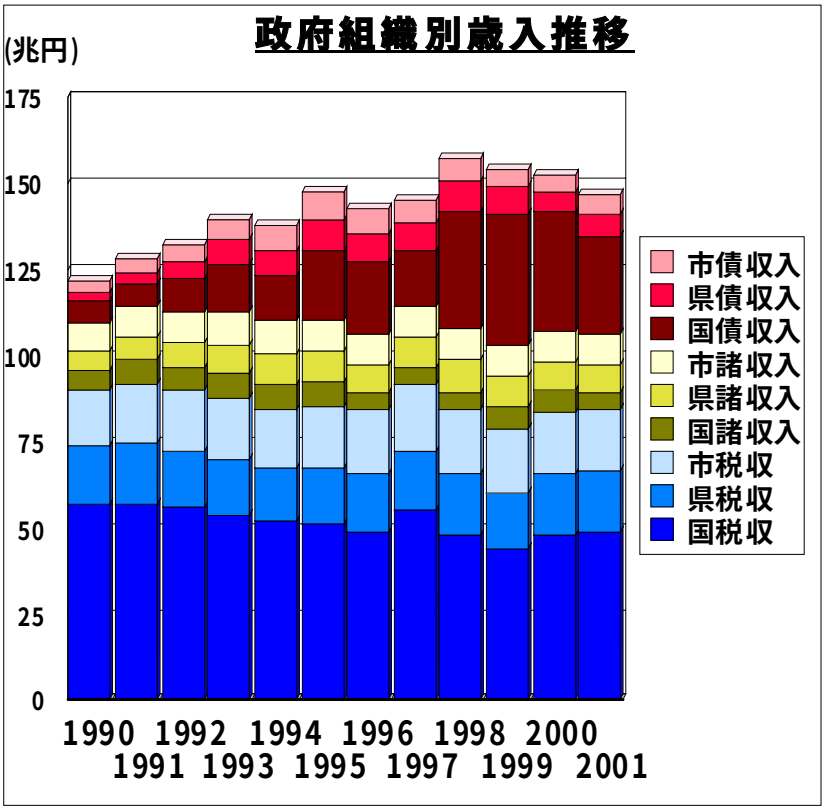

[図2-5-3-3. 政府合計歳入･基礎収支推移]

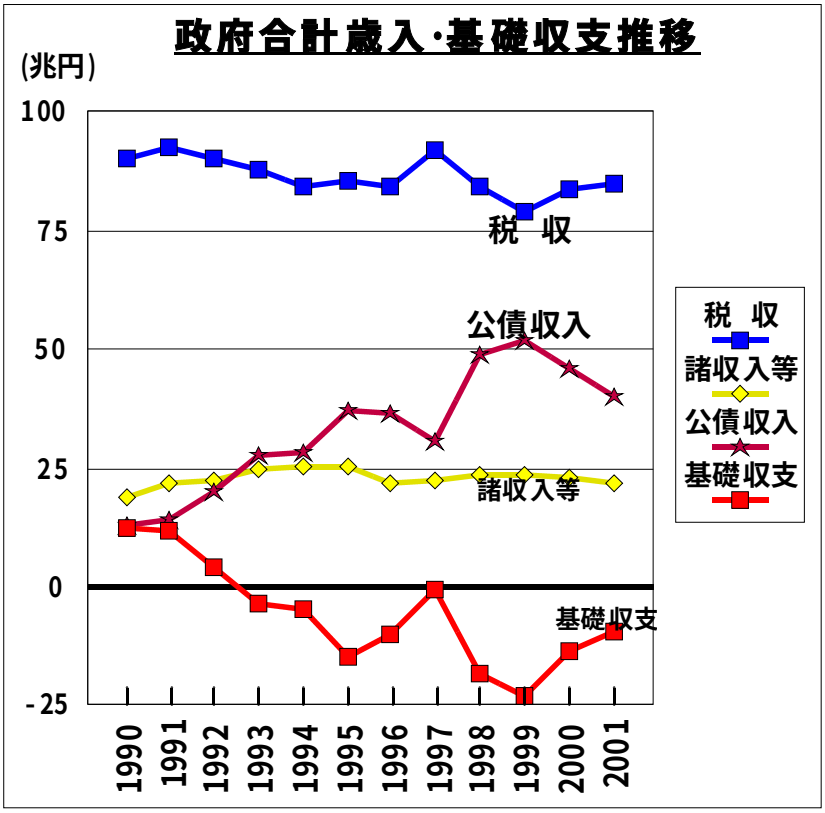

[図2-5-3-4. 政府組織別歳入推移]

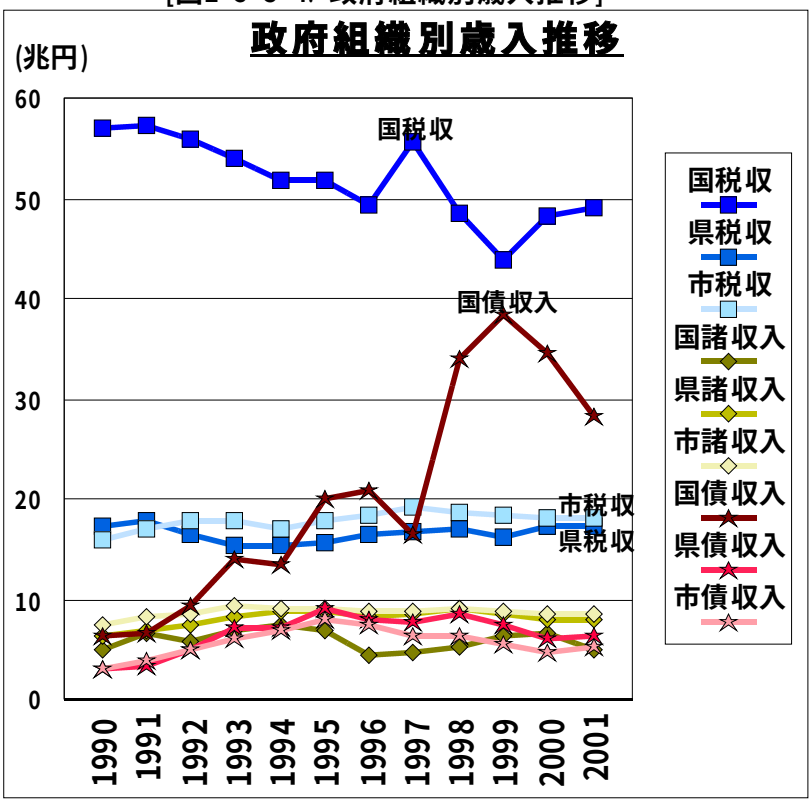

[図2-5-3-5. 政府合計歳出推移]

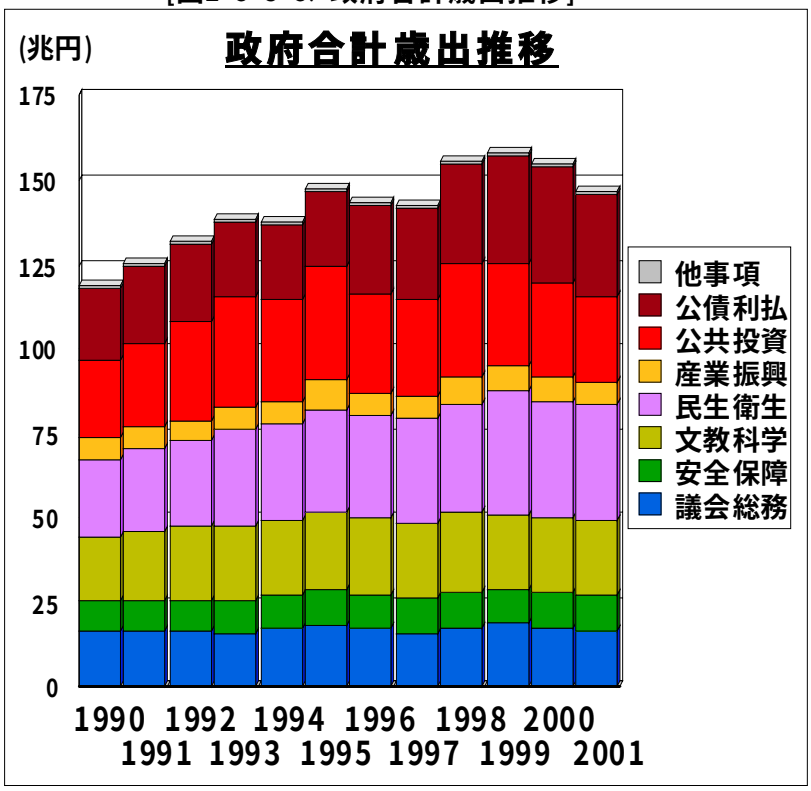

[図2-5-3-6. 政府組織別歳出推移]

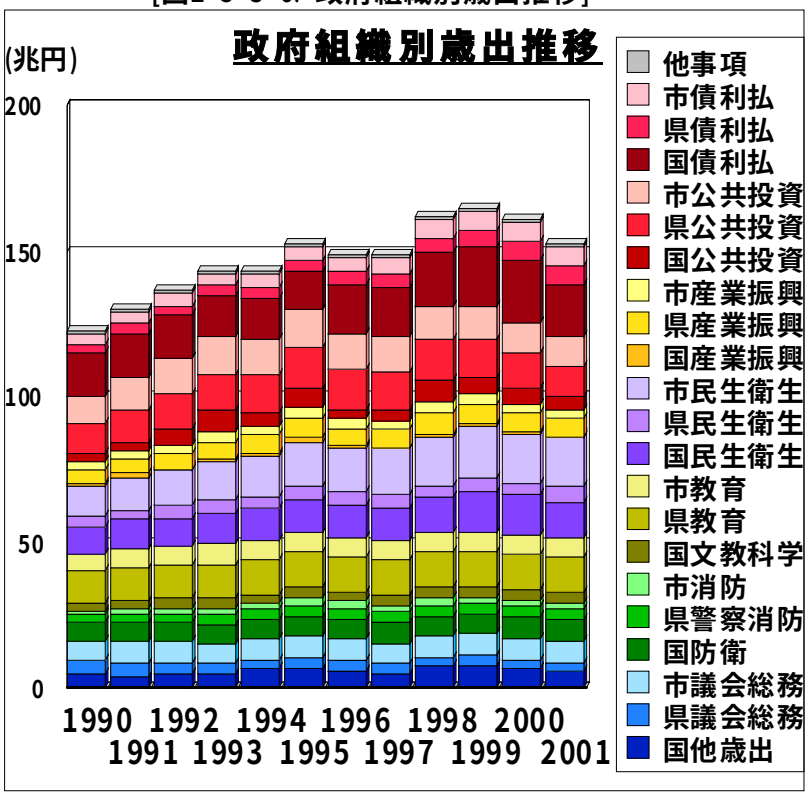

[図2-5-3-7. 政府合計歳出推移]

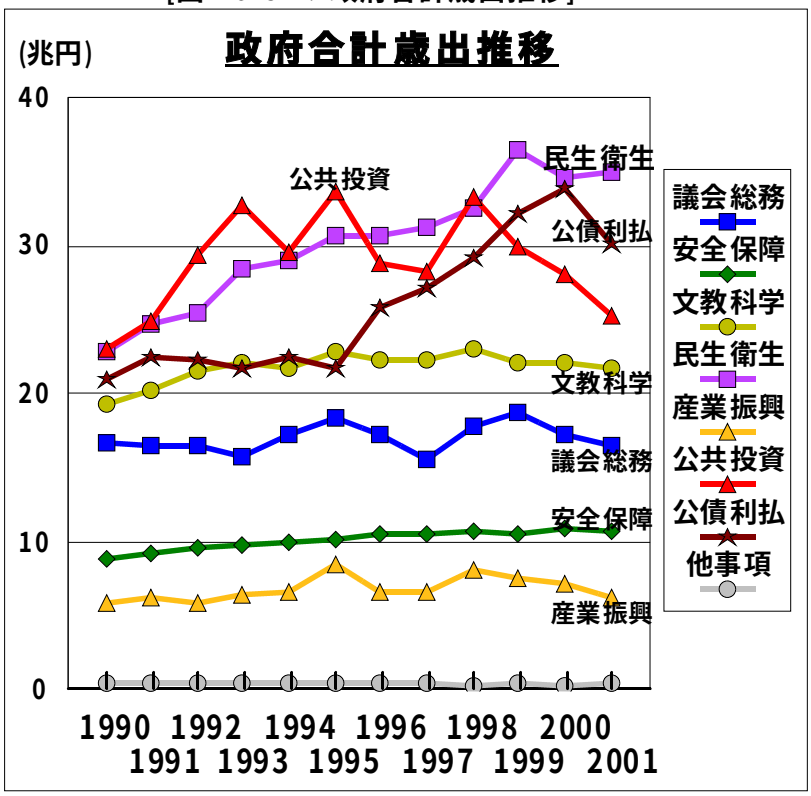

[図3-1-1-1. 試算モデル群の全体構造]

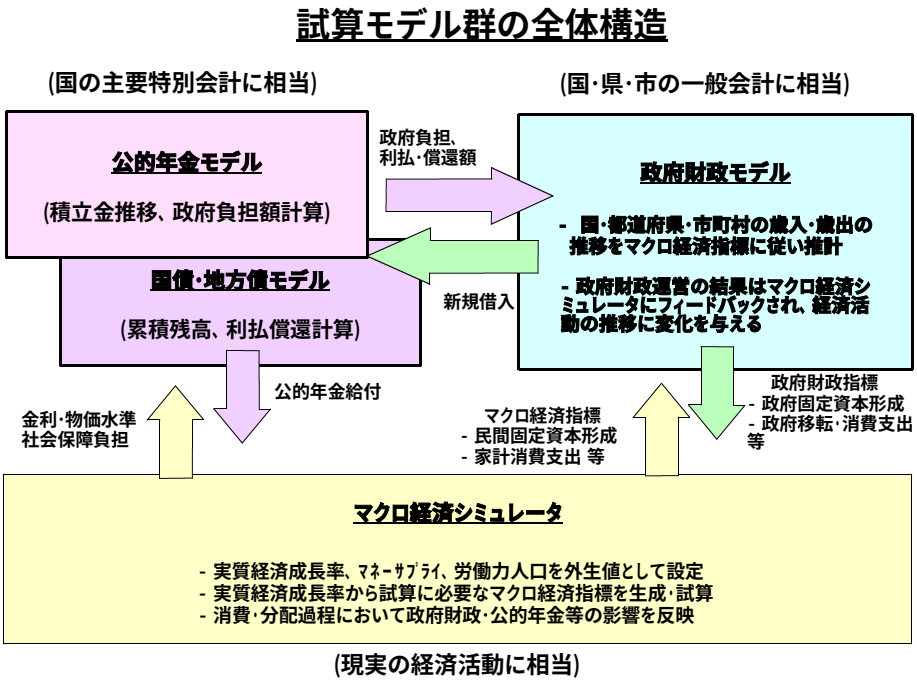

[図3-2-1-1. 世代別人口(低位推計)と労働力人口の推移]

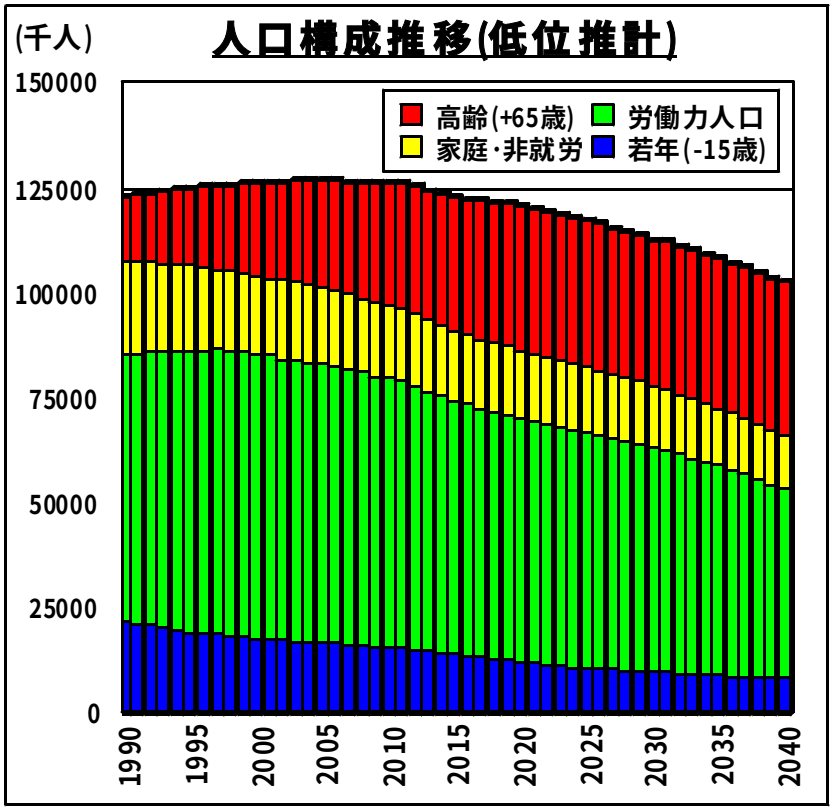

[図3-2-1-2. 世代別人口(低位推計)と労働力人口の推移]

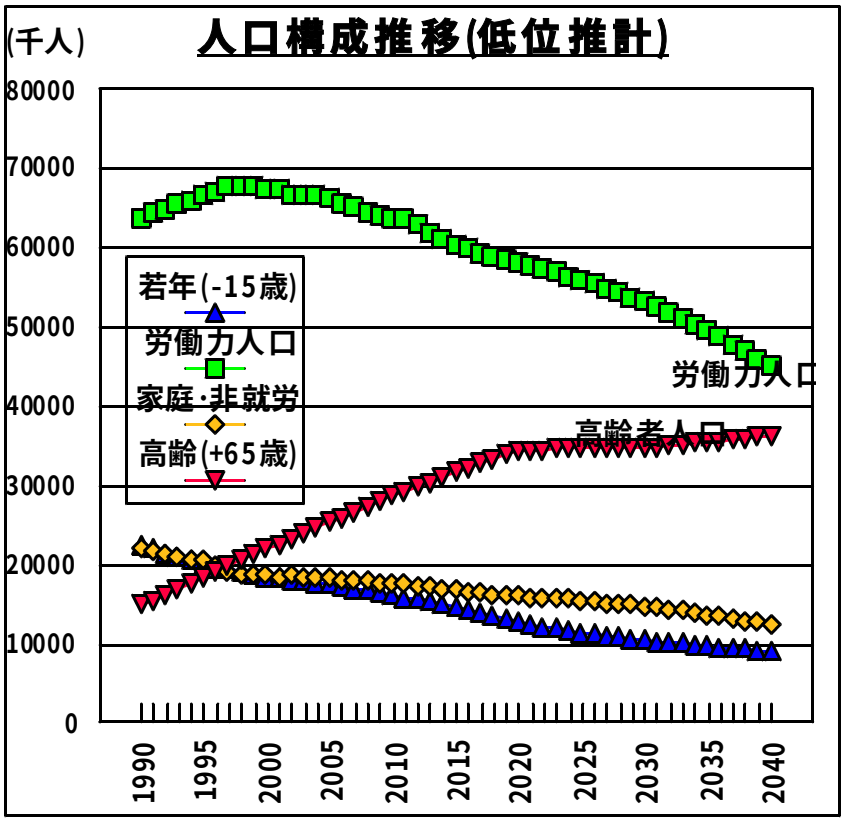

[図3-2-1-1. 試算シナリオの全体構造]

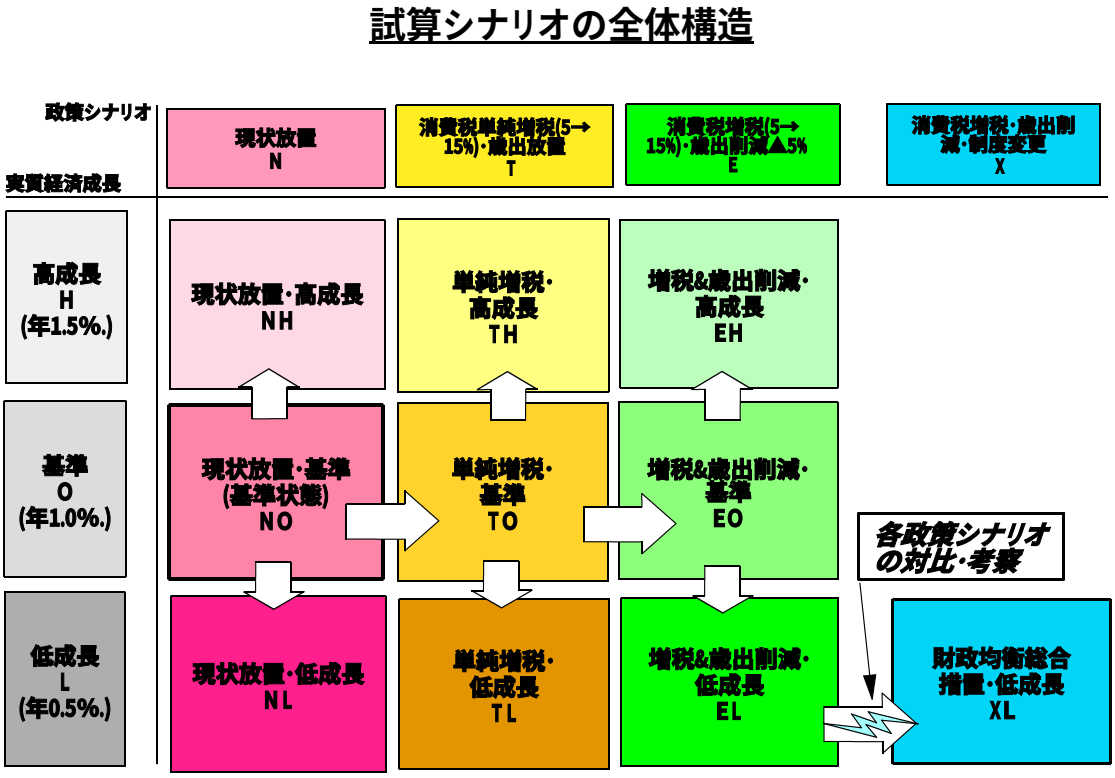

[図4-1-1-1. 潜在国内総生産･名目国内総生産推移 (現状放置「N」ケース)]

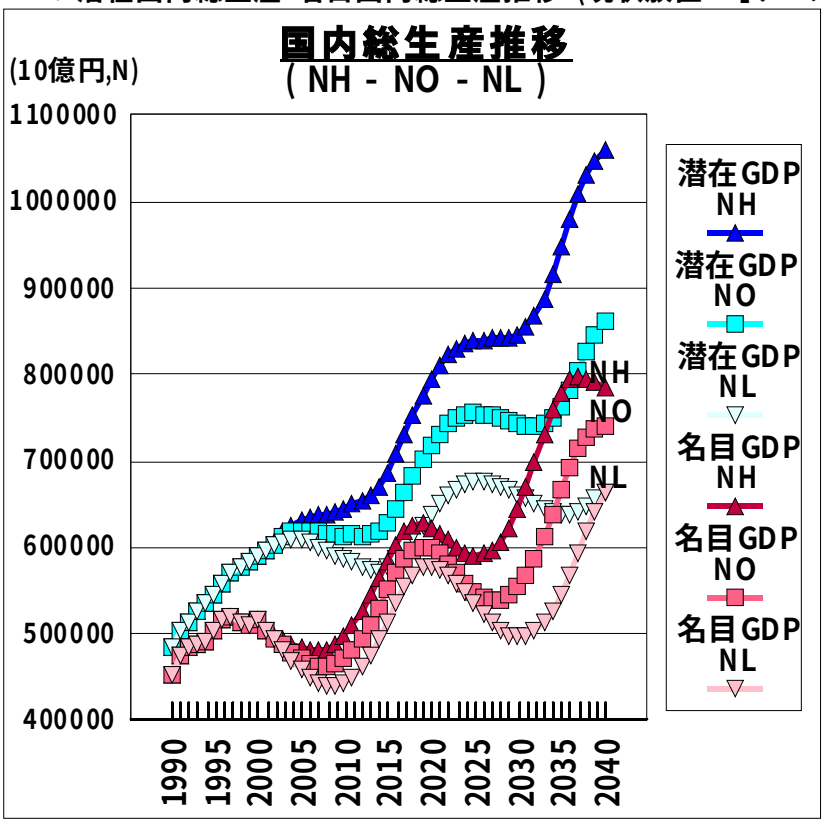

[図4-1-1-2. GDPデフレータ･物価指数推移 (現状放置「N」ケース)]

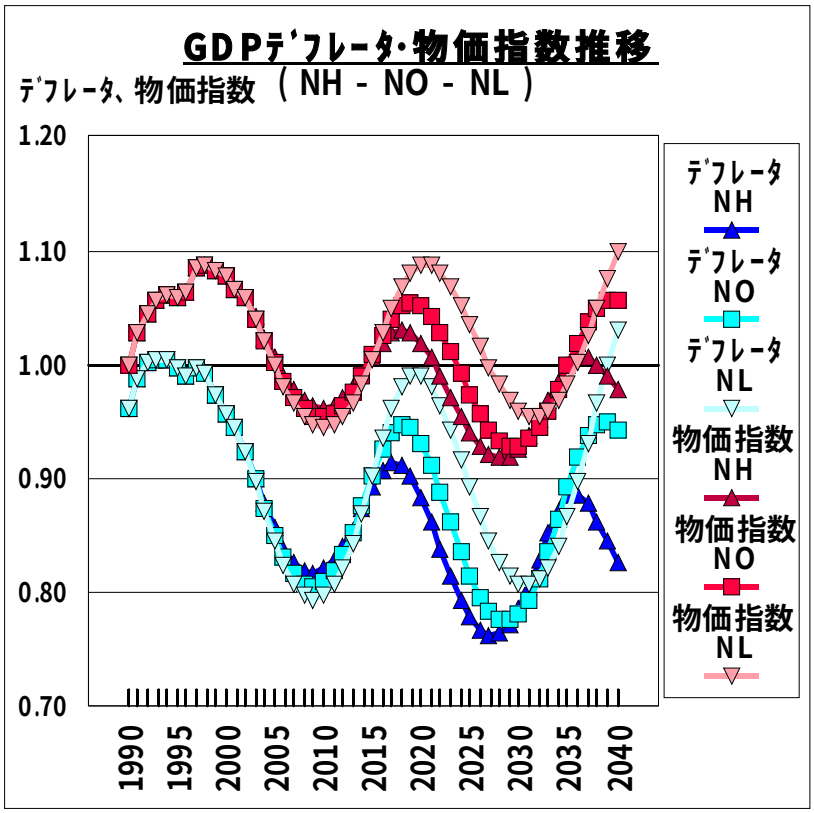

[図4-1-1-3. 実質金利･名目金利推移 (現状放置「N」ケース)]

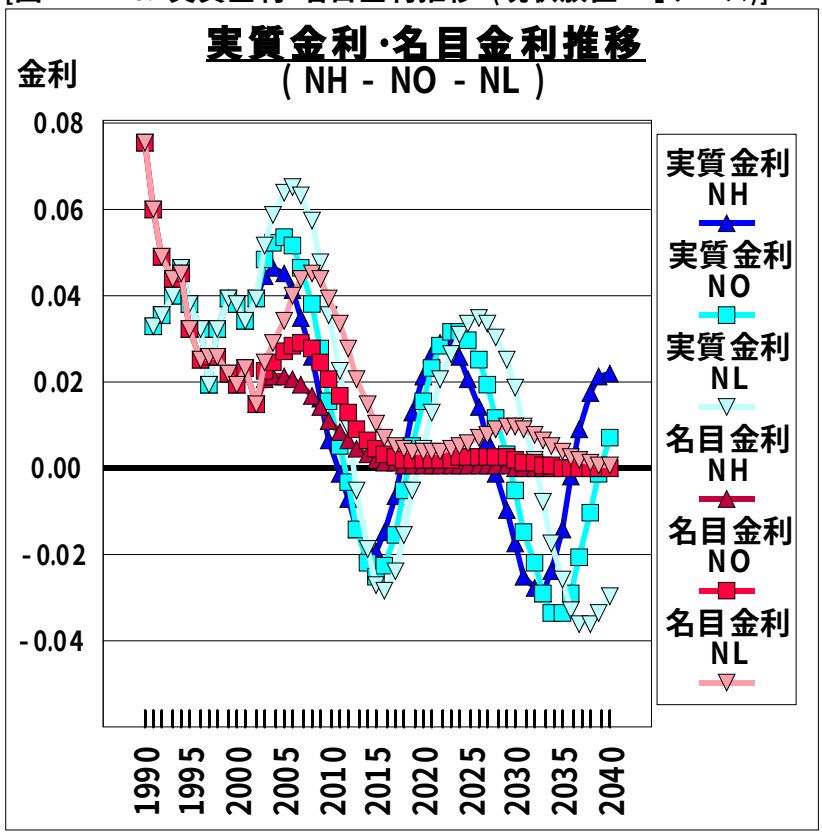

[図4-1-1-4. 時間賃金率･失業率推移 (現状放置「N」ケース)]

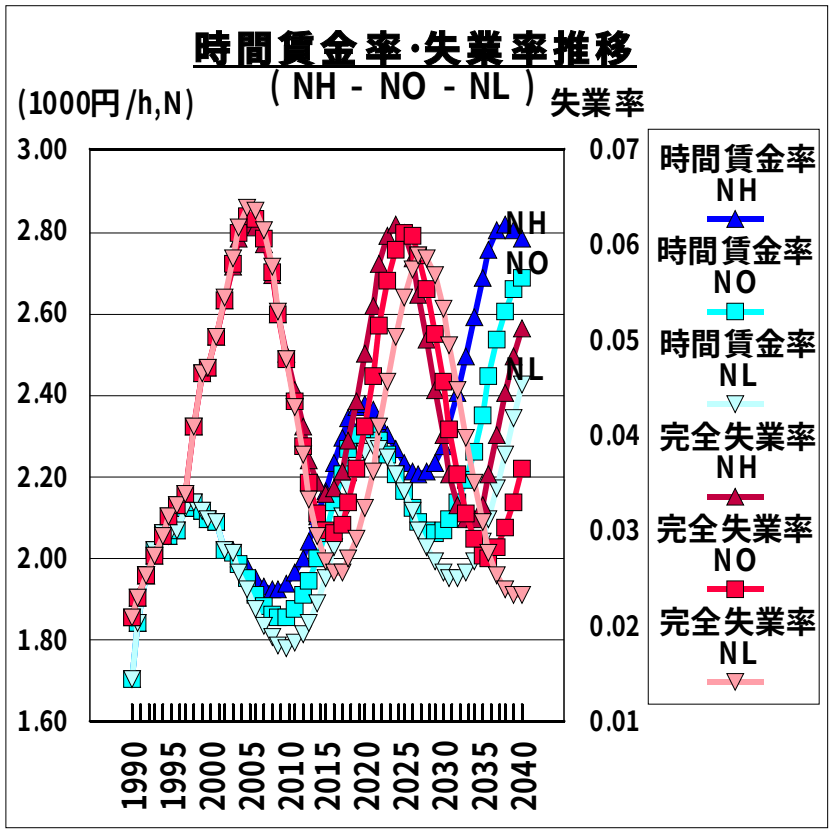

[図4-1-1-5. 賃金俸給･純営業余剰推移 (現状放置「N」ケース)]

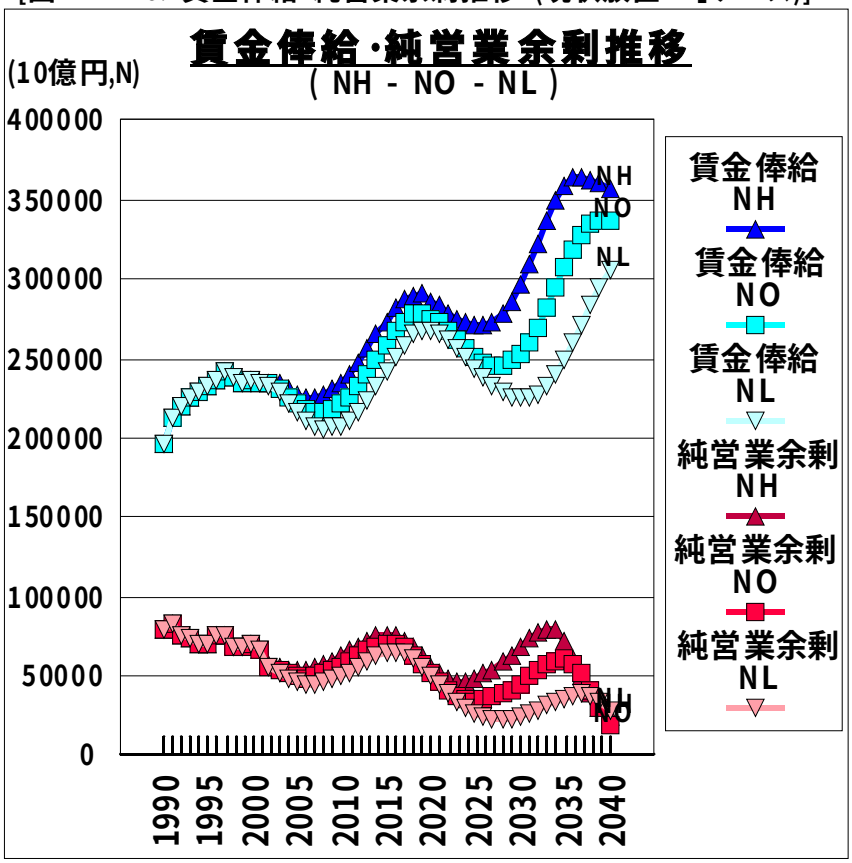

[図4-1-1-6. 政府分配(税+社会負担、社会負担)推移 (現状放置「N」ケース)]

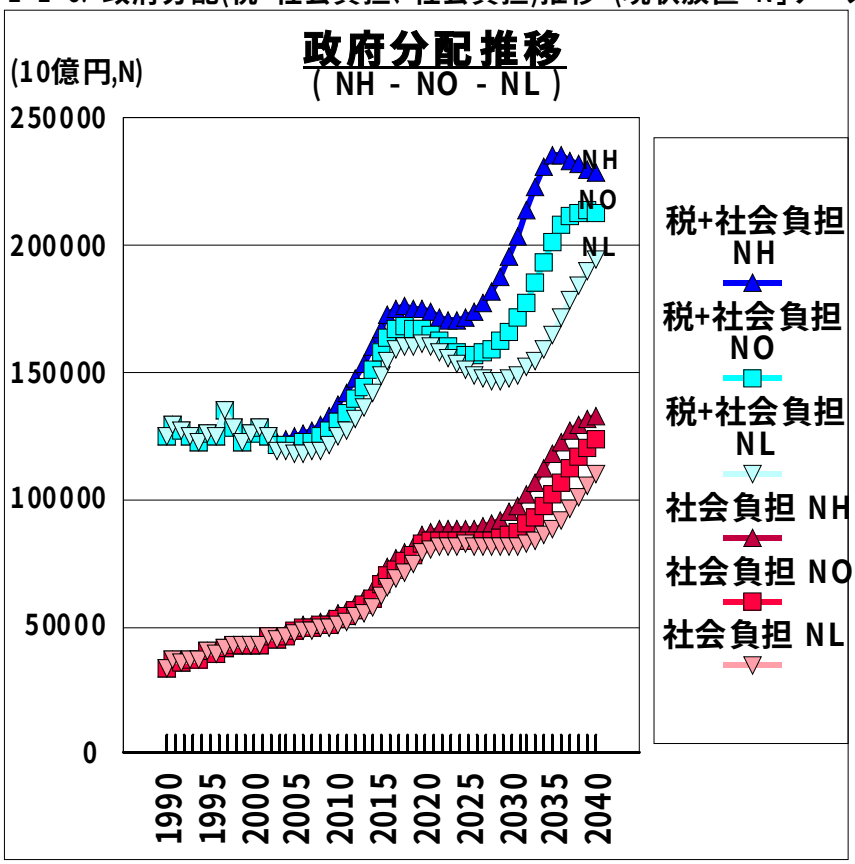

[図4-1-1-7. 民間消費･投資(家計現実最終消費、民間固定資本形成)推移 (現状放置「N」ケース)]

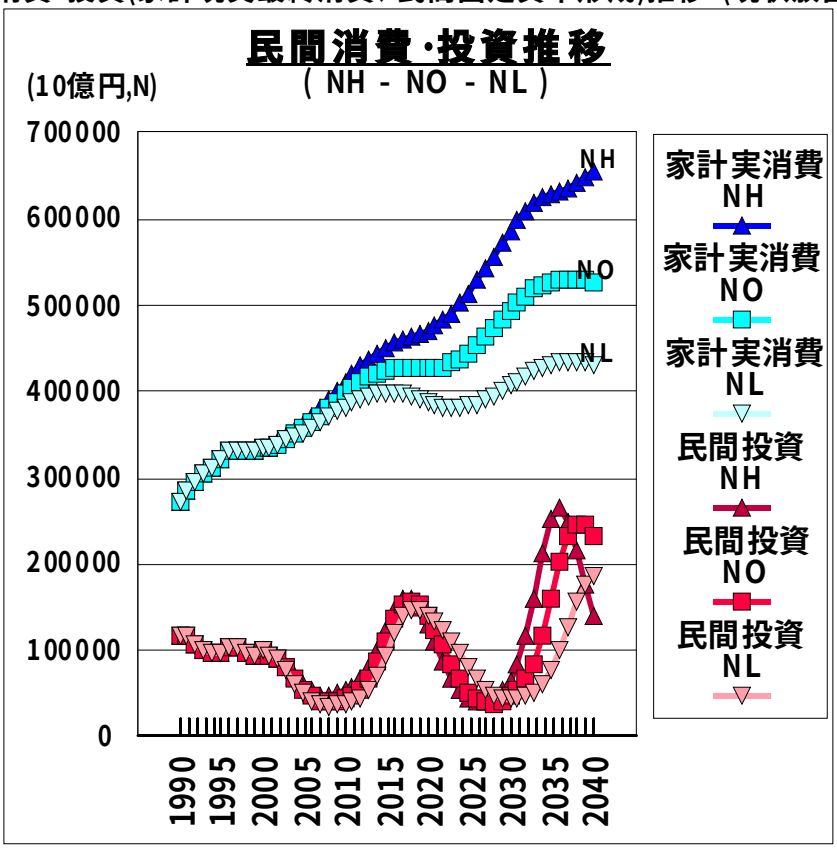

[図4-1-1-8. 家計･企業貯蓄負債変化推移 (現状放置「N」ケース)]

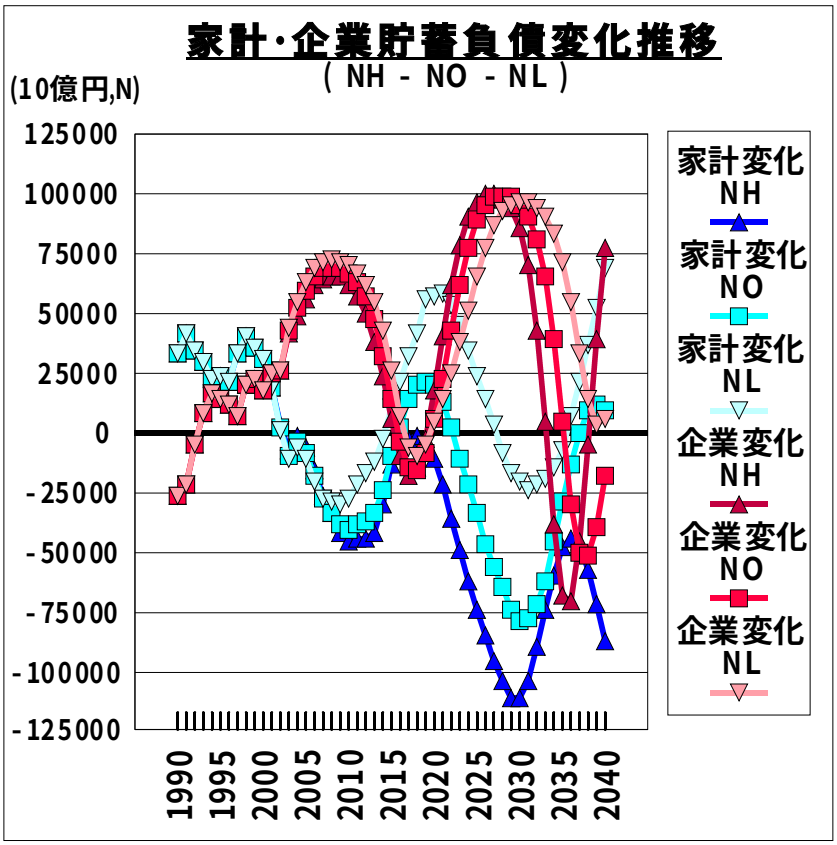

[図4-1-1-9. 国民負担率･潜在国民負担率の推移 (現状放置「N」ケース)]

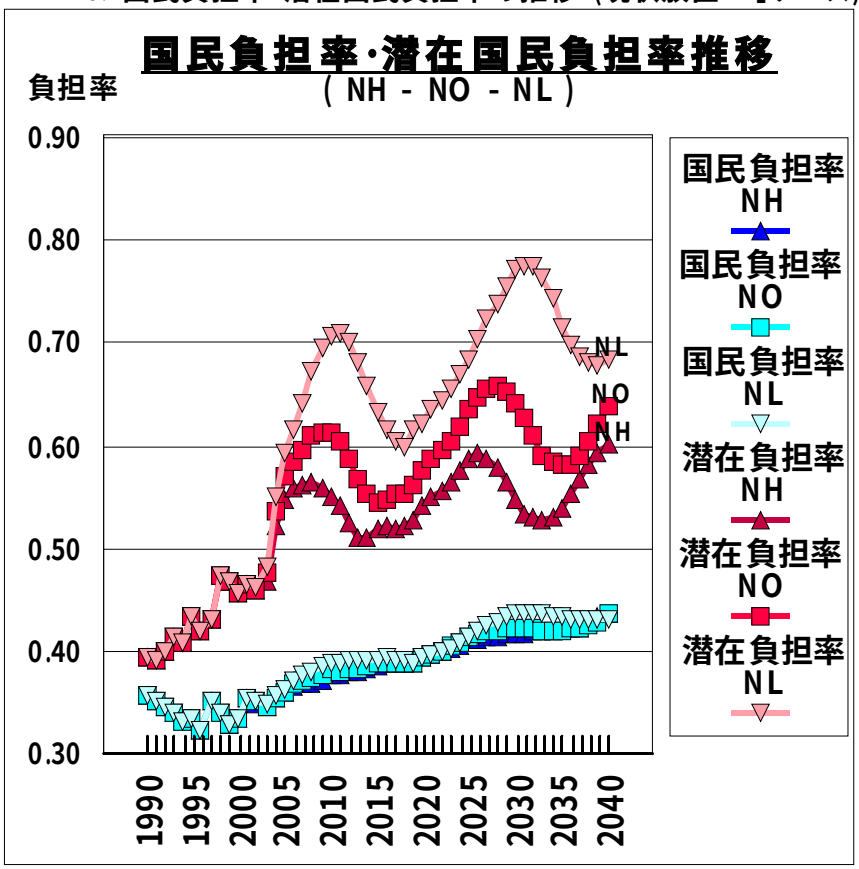

[図4-1-1-10. 国内債券貸付資産･政府債券率の推移 (現状放置「N」ケース)]

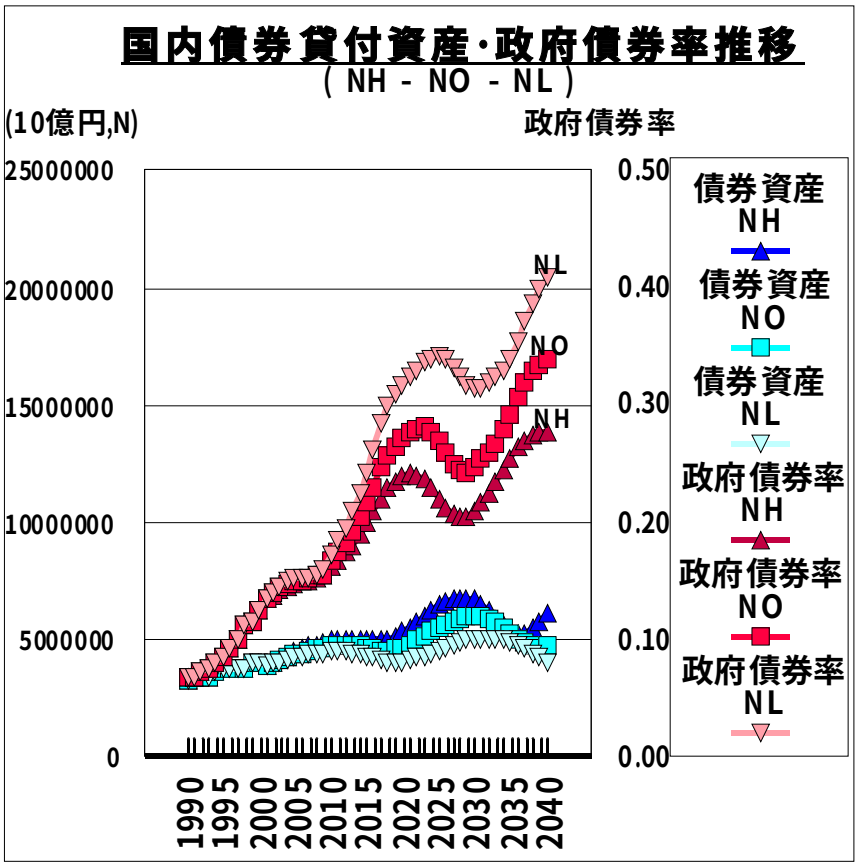

[図4-1-1-11. 実質資本ストック･実労働時間推移 (現状放置「N」ケース)]

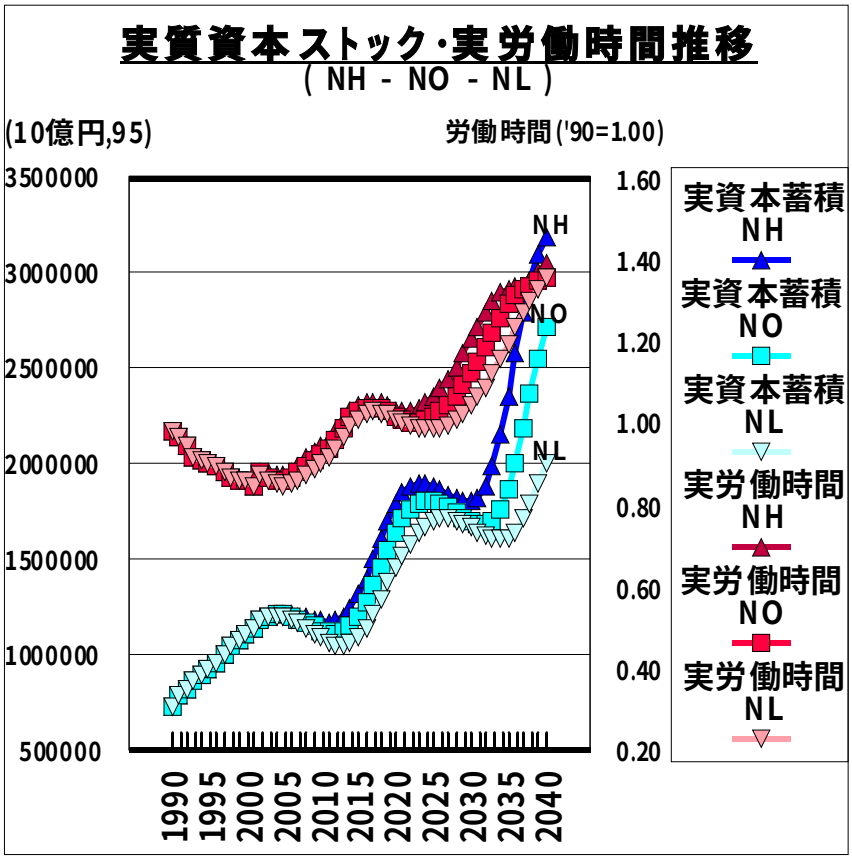

[図4-1-2-1. 国一般会計歳入主要項目(税収･国債収入)推移 (現状放置「N」ケース)]

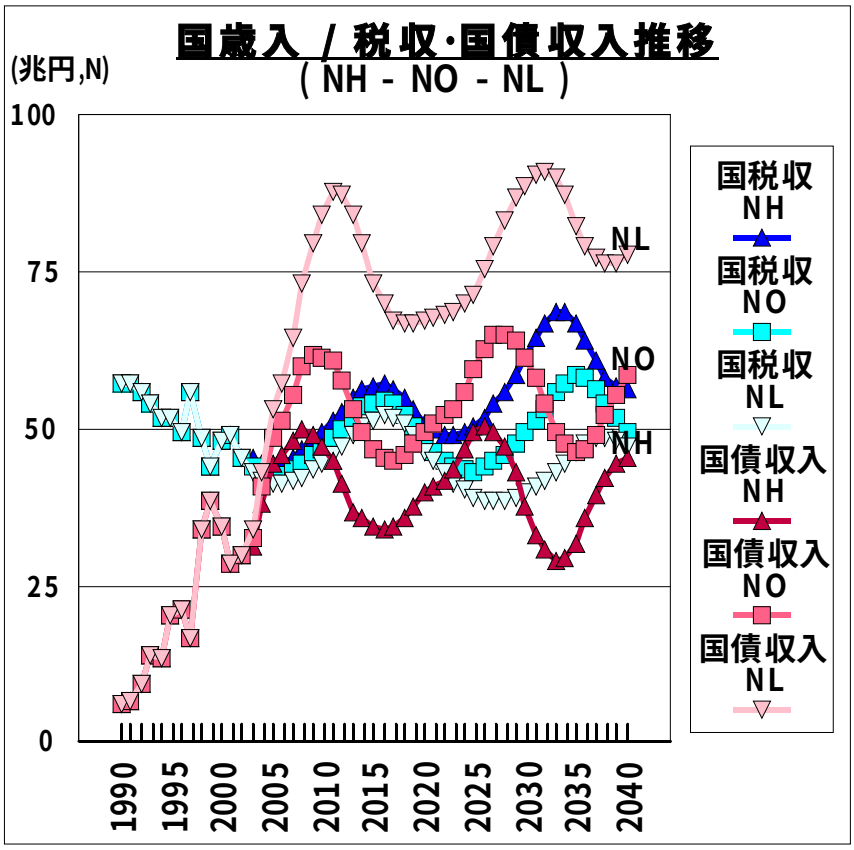

[図4-1-2-2. 国一般会計歳出主要項目推移 (現状放置「N」ケース)]

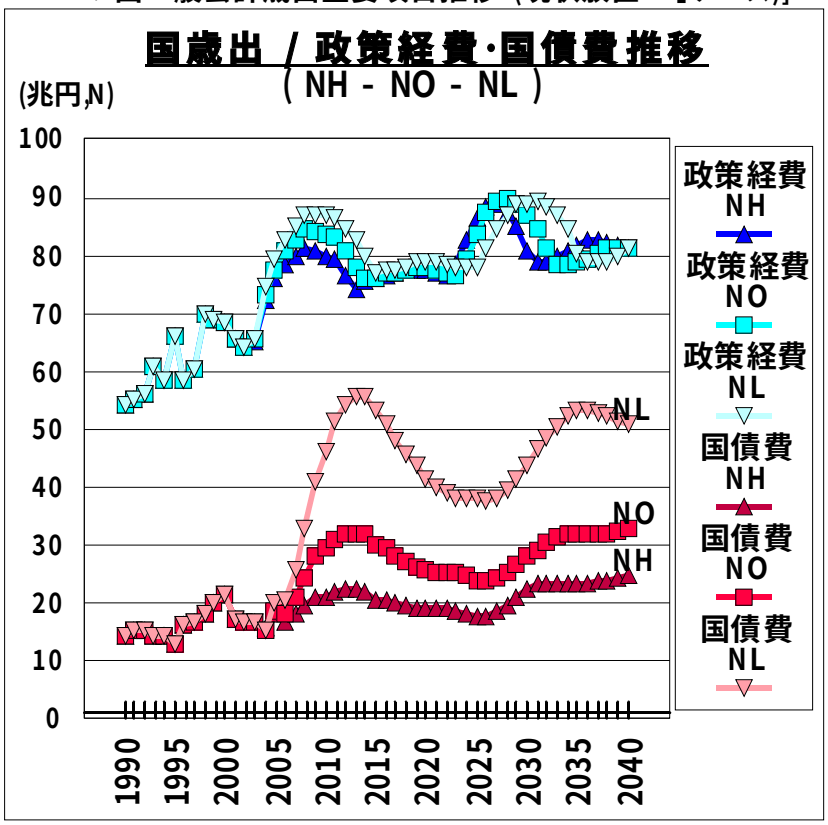

[図4-1-2-3. 国一般会計歳入歳出推移 (現状放置・高成長「NH」ケース)]

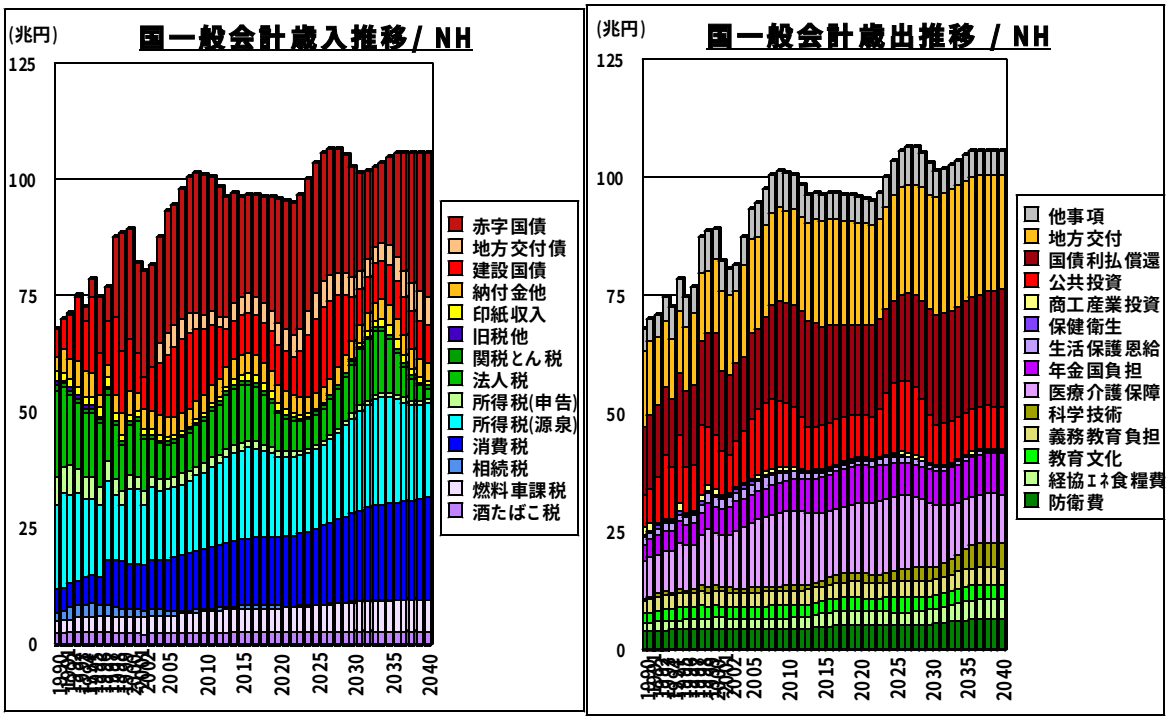

[図4-1-2-4. 国一般会計歳入歳出推移 (現状放置･基準「NO」ケース)]

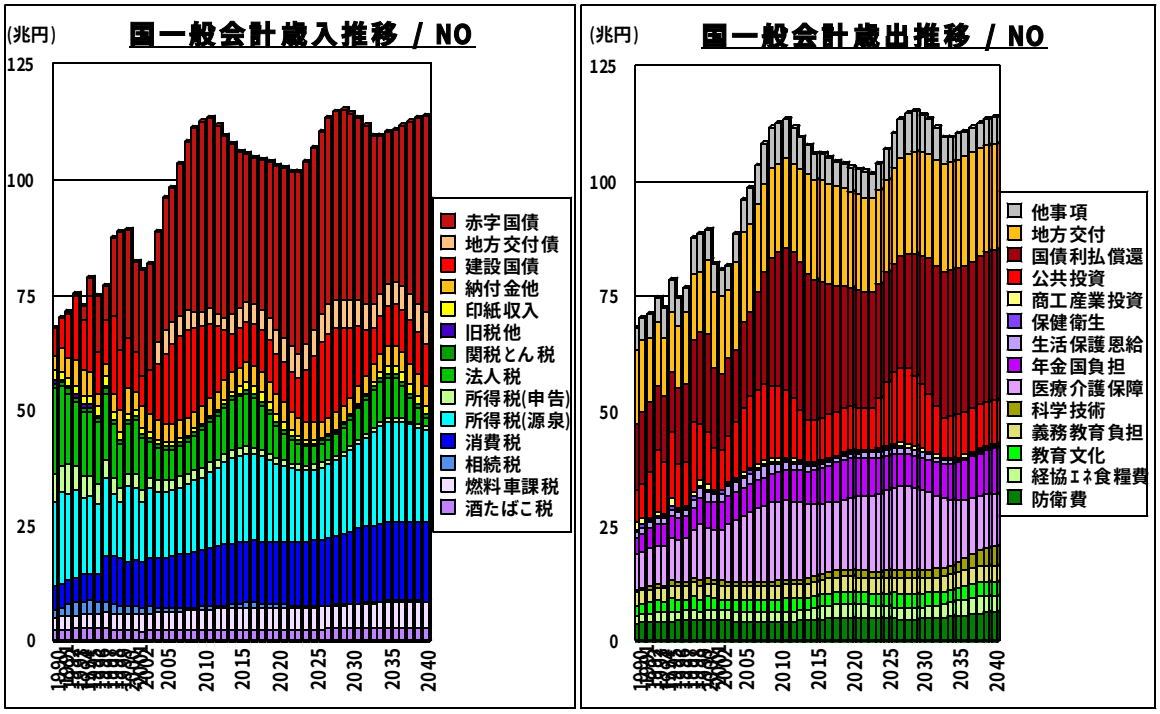

[図4-1-2-5. 国一般会計歳入歳出推移 (現状放置･低成長「NL」ケース)]

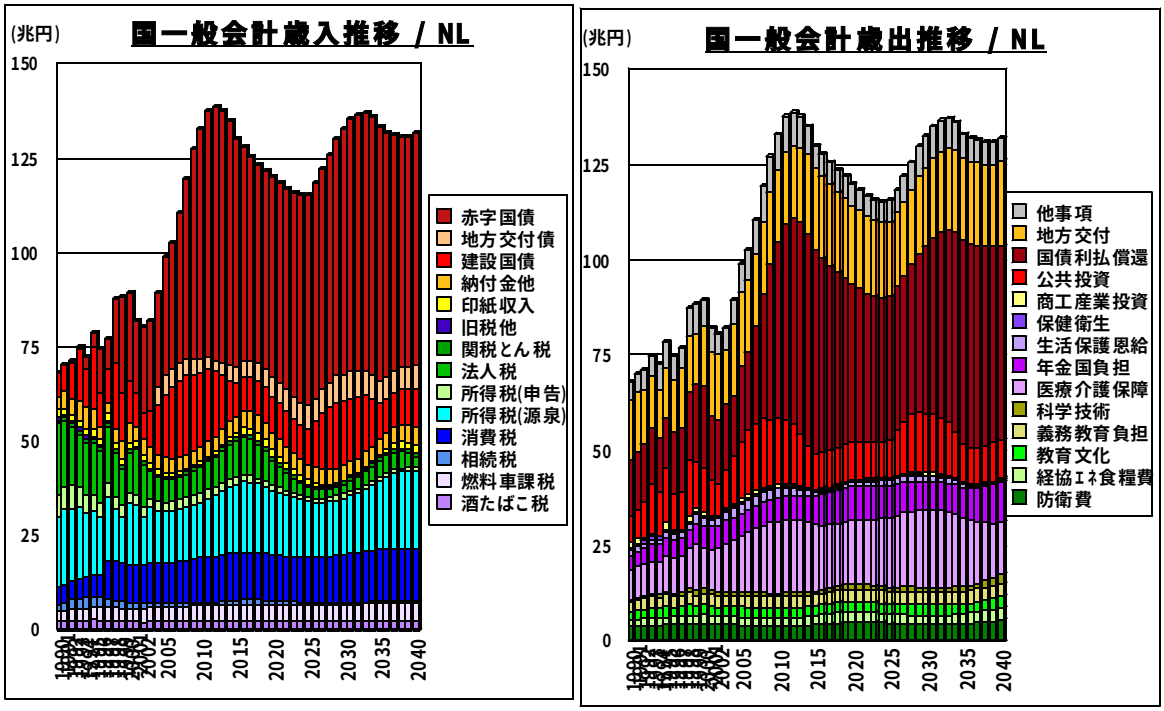

[図4-1-2-6. 都道府県一般会計歳入主要項目推移 (現状放置「N」ケース)]

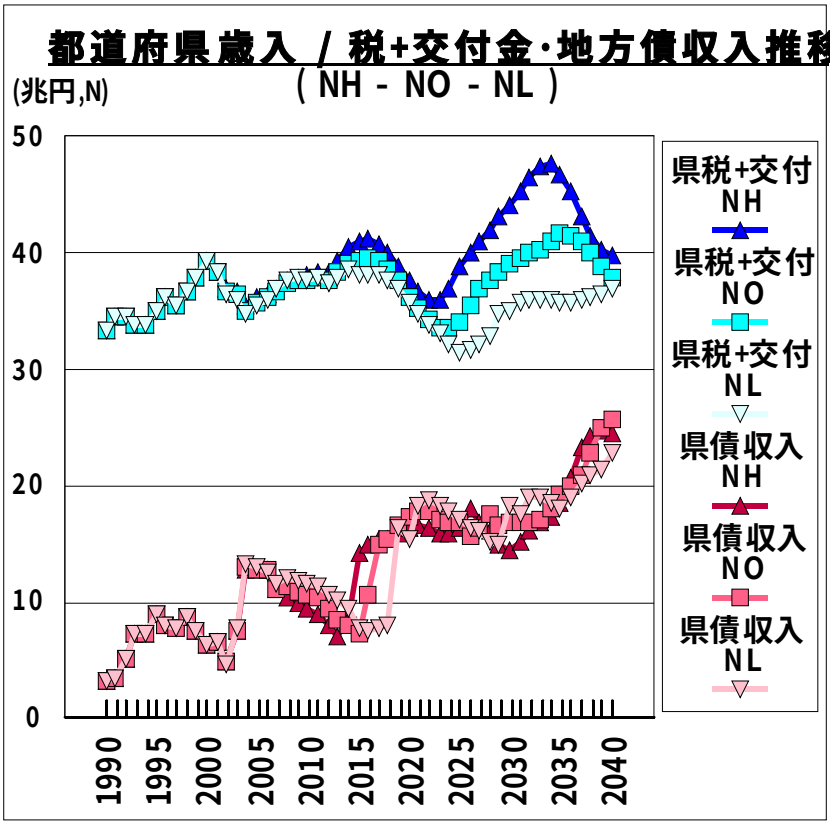

[図4-1-2-7. 都道府県一般会計歳出主要項目推移 (現状放置「N」ケース)]

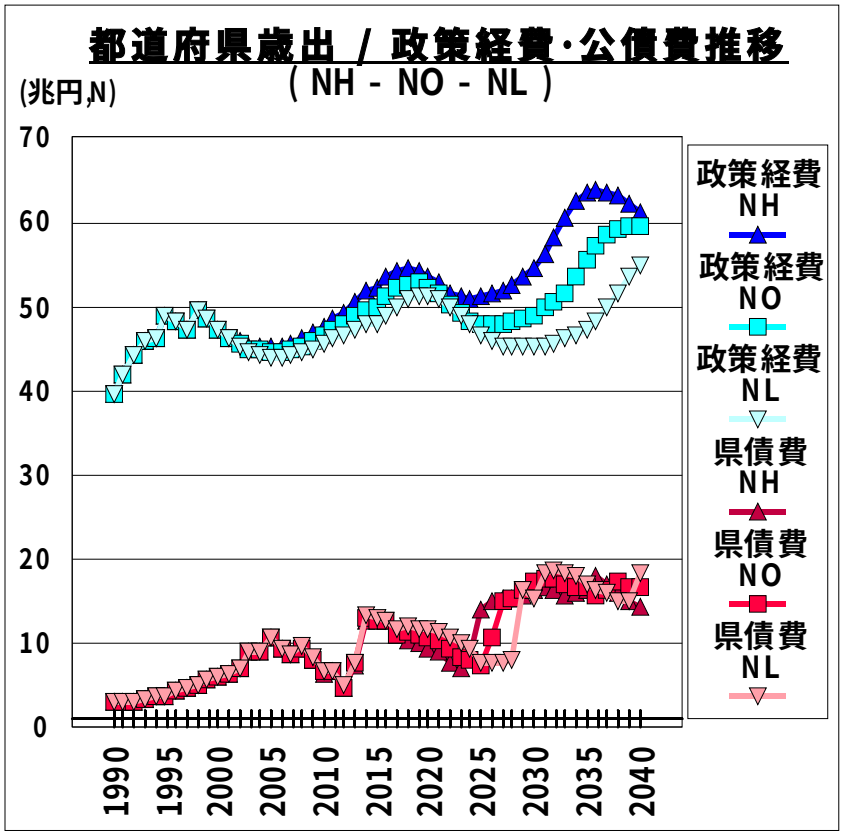

[図4-1-2-8. 都道府県一般会計歳入歳出推移 (現状放置･高成長「ＮＨ」ケース)]

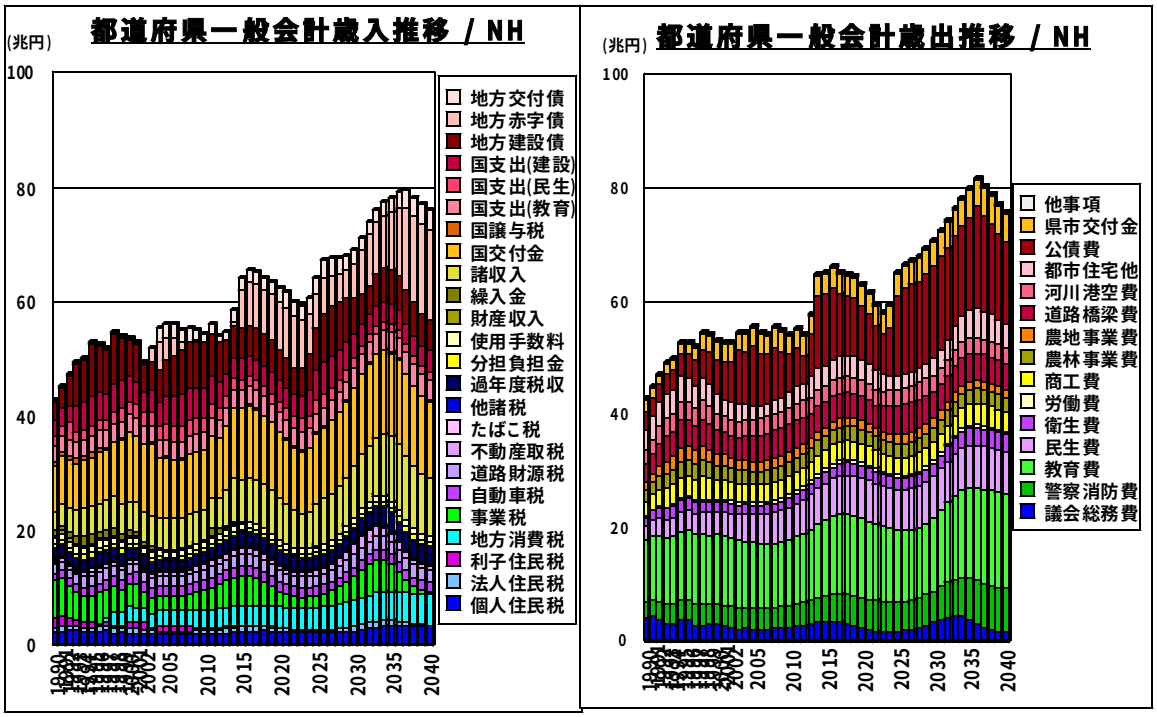

[図4-1-2-9. 都道府県一般会計歳入歳出推移 (現状放置･基準「ＮＯ」ケース)]

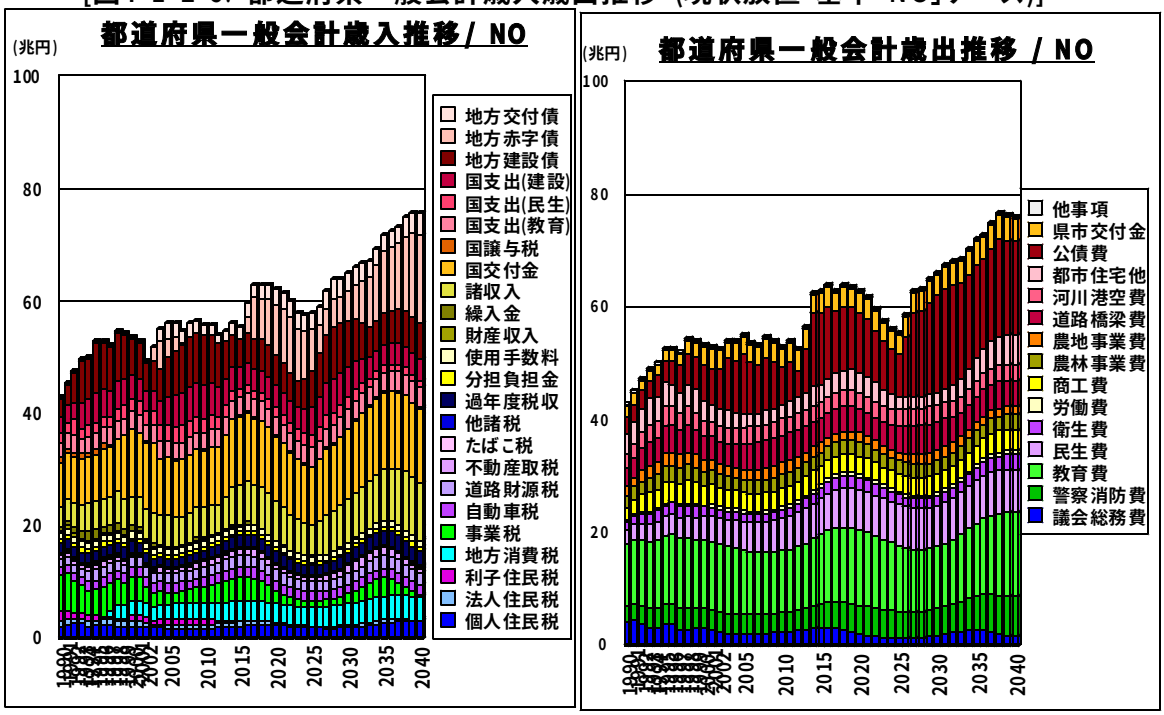

[図4-1-2-10. 都道府県一般会計歳入歳出推移 (現状放置･低成長「NL」ケース)]

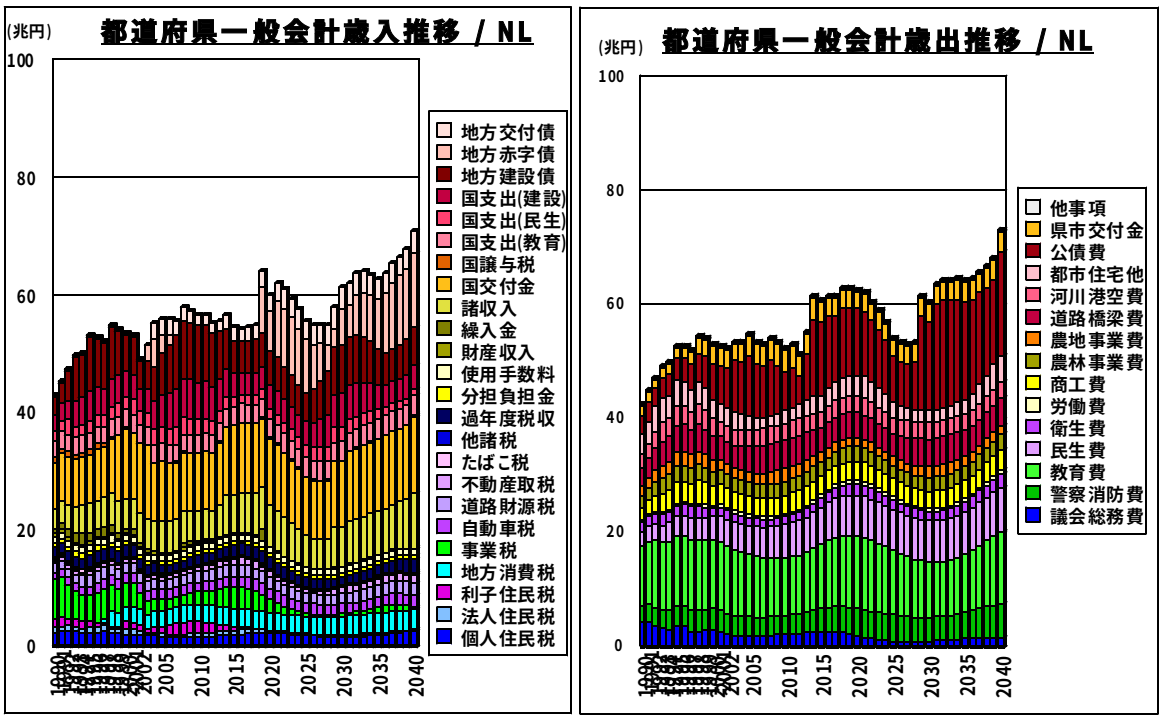

[図4-1-2-11. 市町村一般会計歳入推移 (現状放置「N」ケース)]

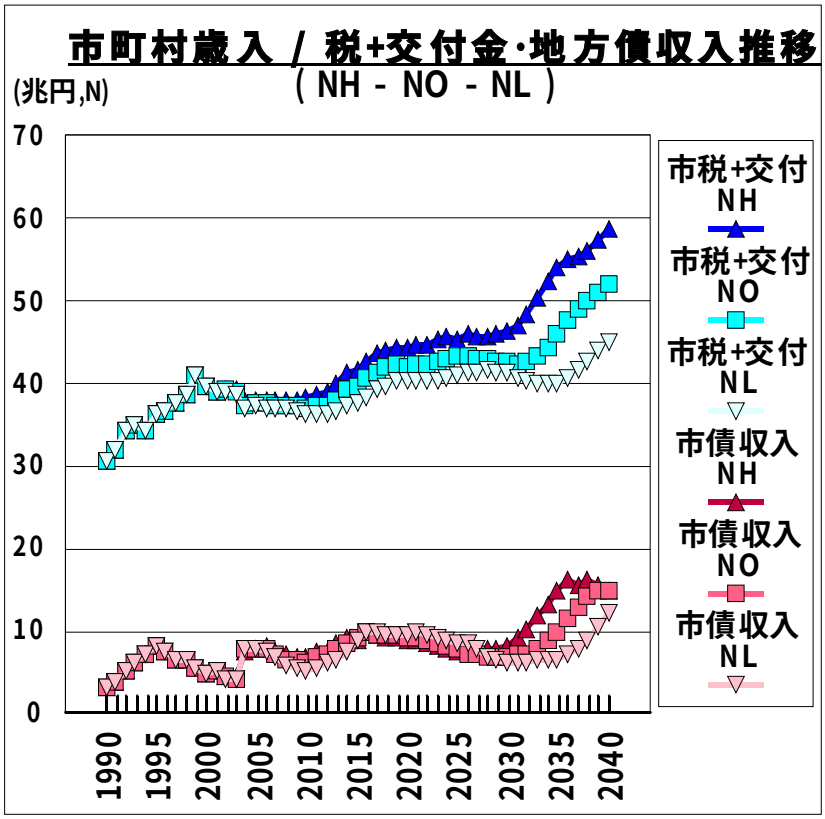

[図4-1-2-12. 市町村一般会計歳出推移 (現状放置「N」ケース)]

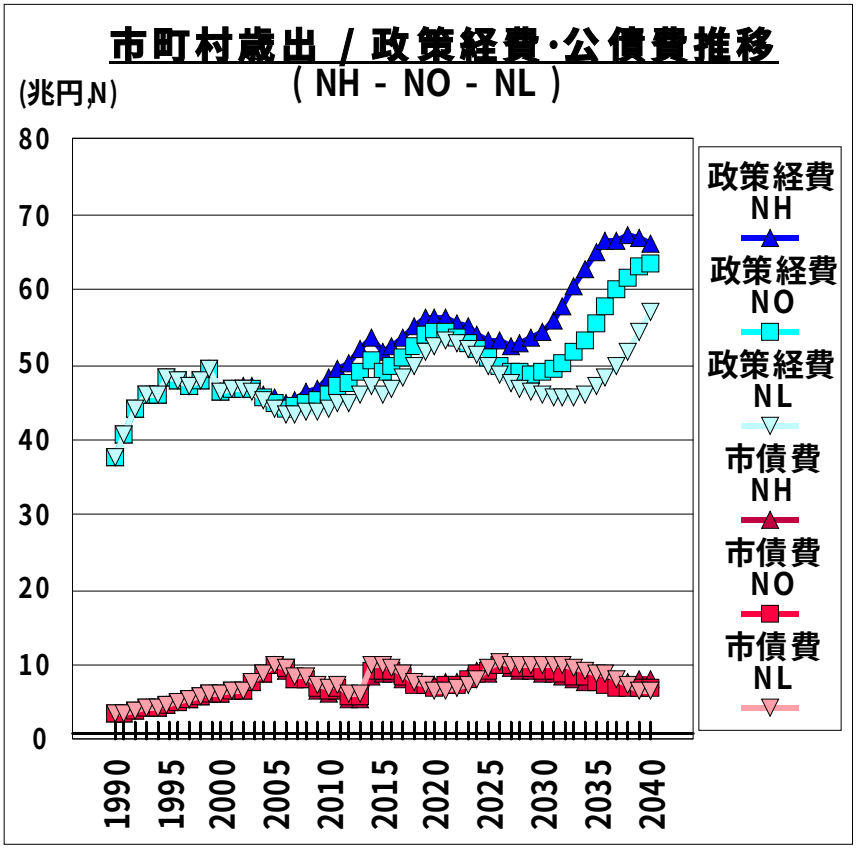

[図4-1-2-13. 市町村一般会計歳入歳出推移 (現状放置・高成長「NH」ケース)]

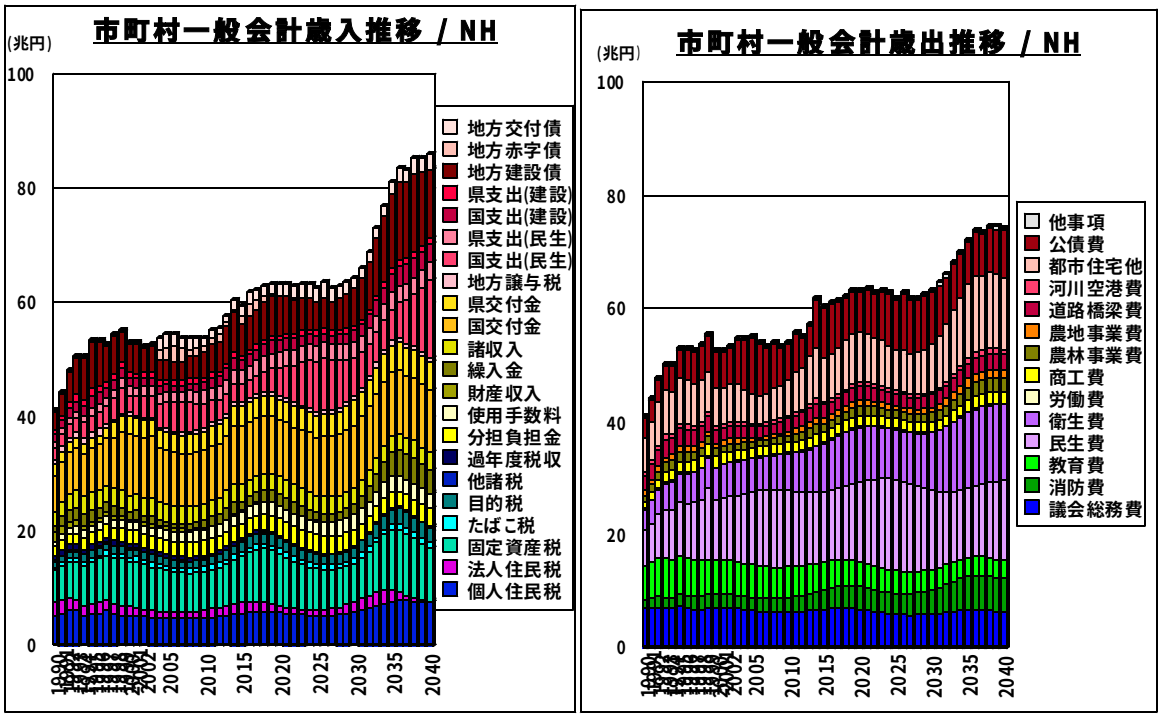

[図4-1-2-14. 市町村一般会計歳入歳出推移 (現状放置･基準「NO」ケース)]

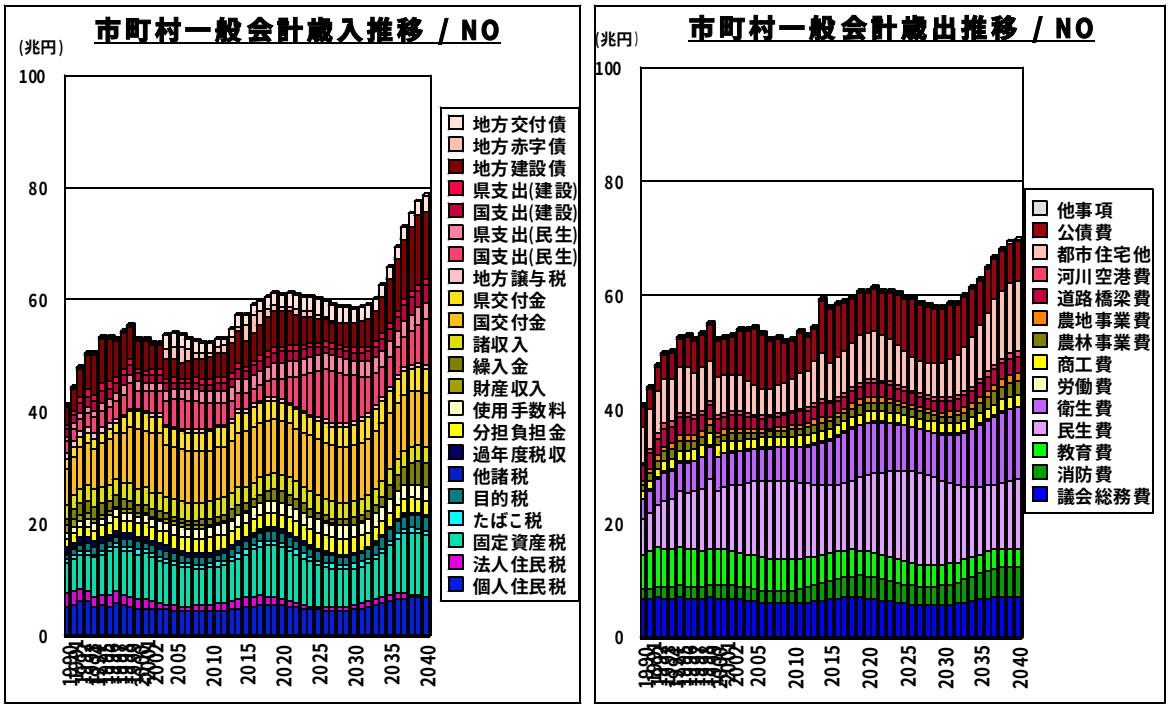

[図4-1-2-15. 市町村一般会計歳入歳出推移 (現状放置･低成長「NL」ケース)]

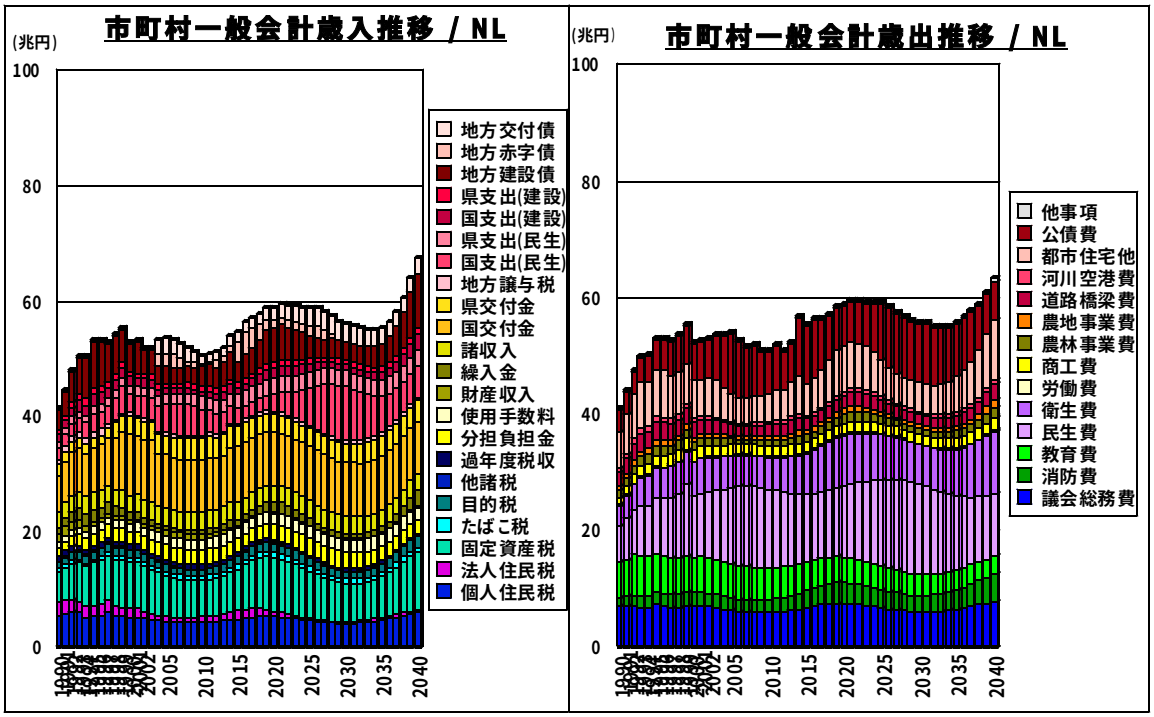

[図4-1-3-1. 国債･地方債残高推移(現状放置「N」ケース)]

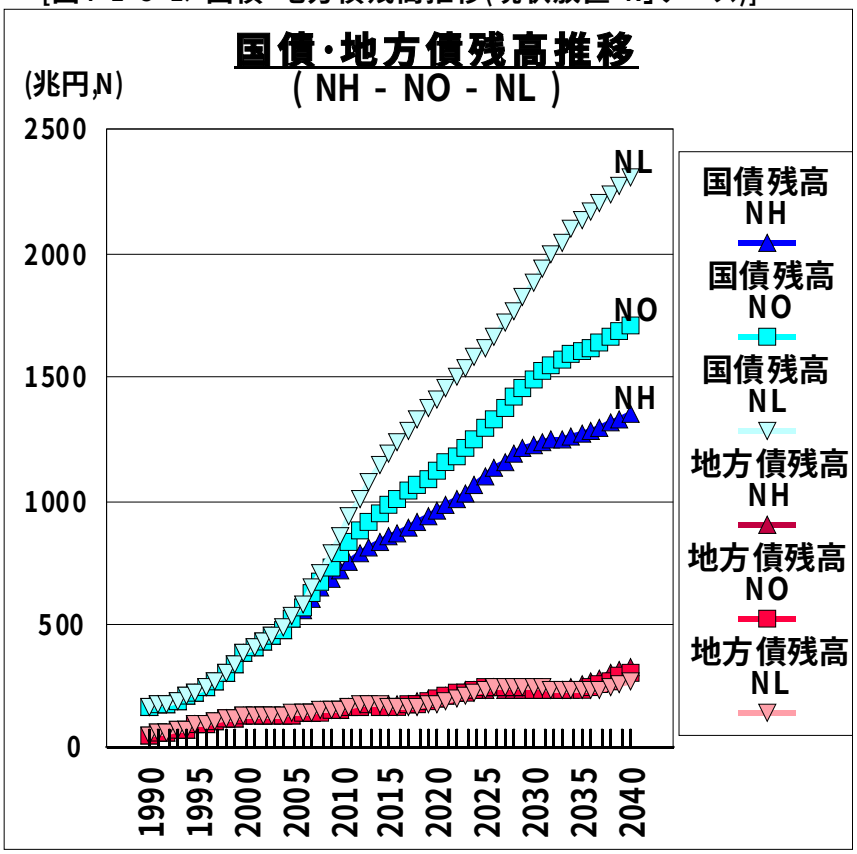

[図4-1-3-2. 都道府県債･市町村債残高推移(現状放置「N」ケース)]

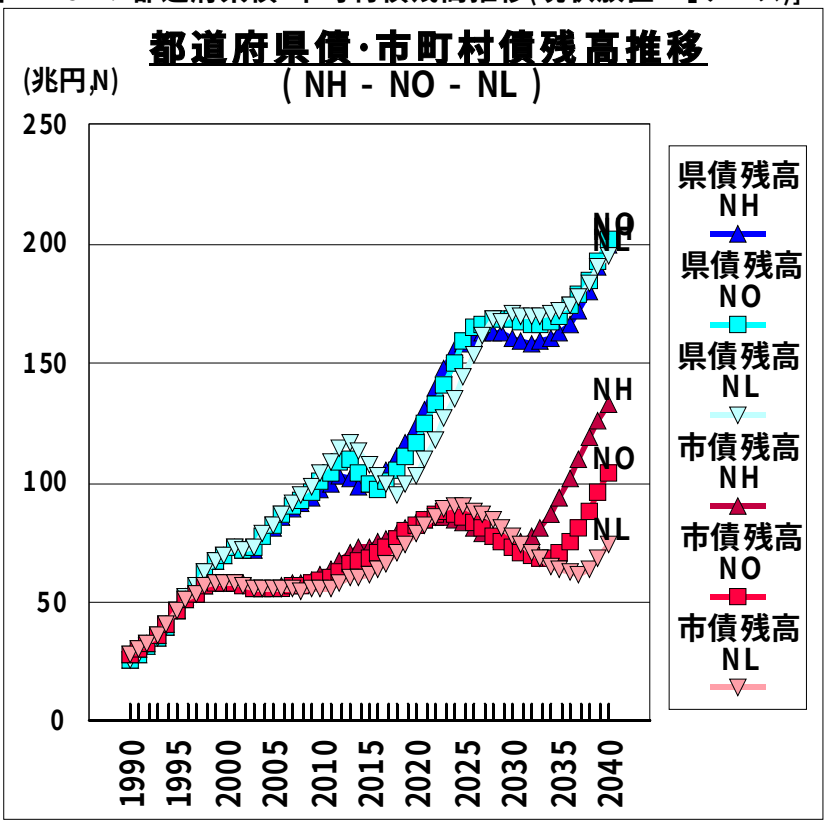

[図4-1-3-3. 国債累積残高の対前年度増加率推移(現状放置「N」ケース)]

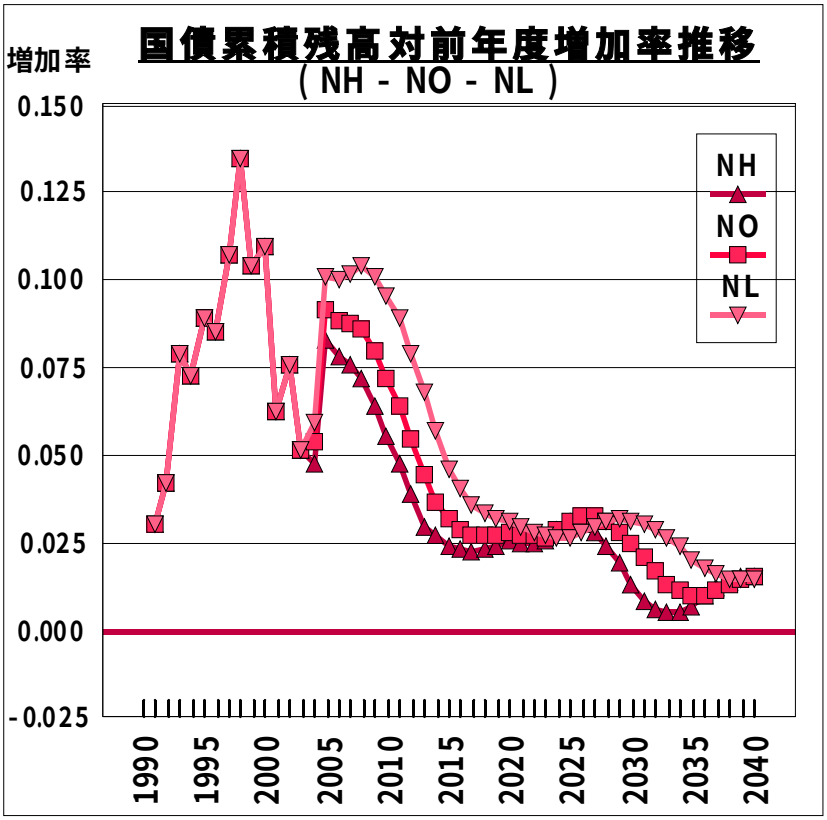

[図4-1-3-4. 国基礎収支推移(現状放置「N」ケース)]

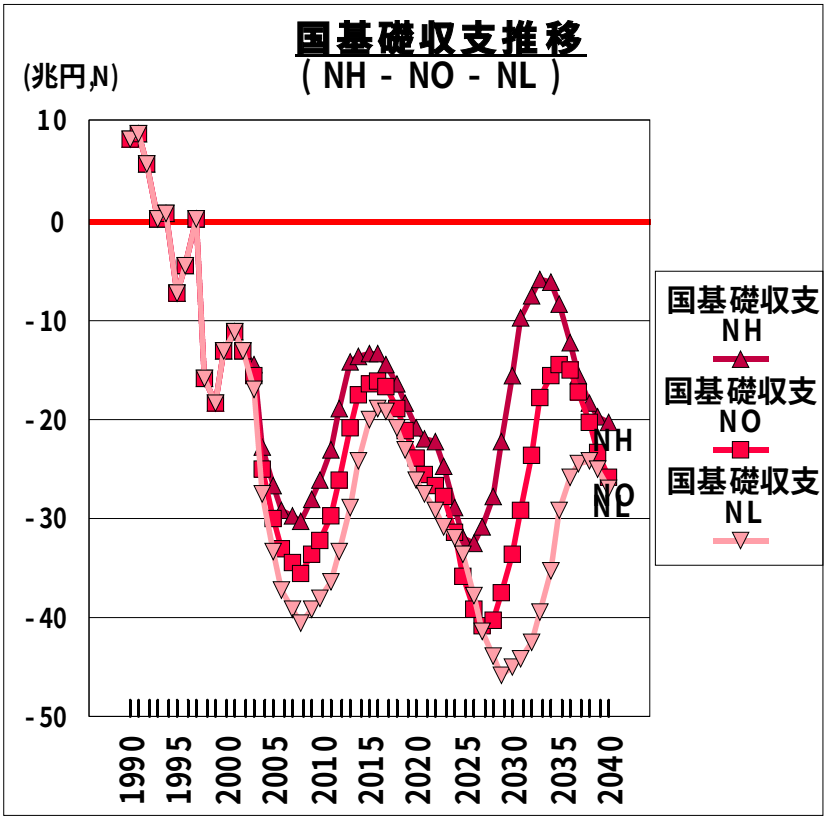

[図4-1-3-5. 都道府県･市町村基礎収支推移(現状放置「N」ケース)]

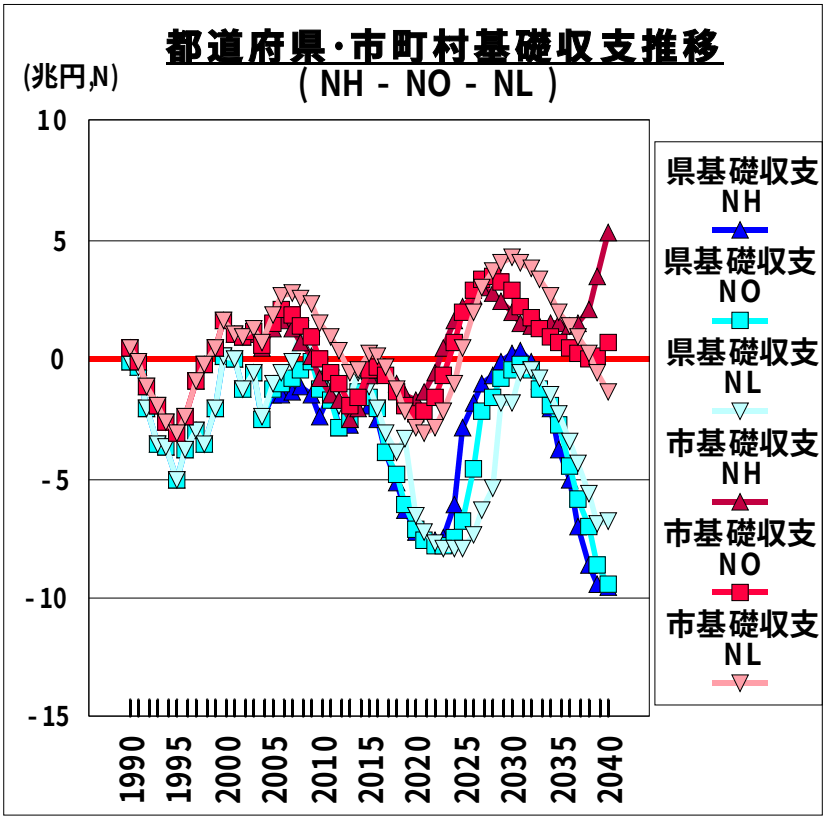

[図4-1-3-6. 公的年金積立金残高推移(現状放置「N」ケース)]

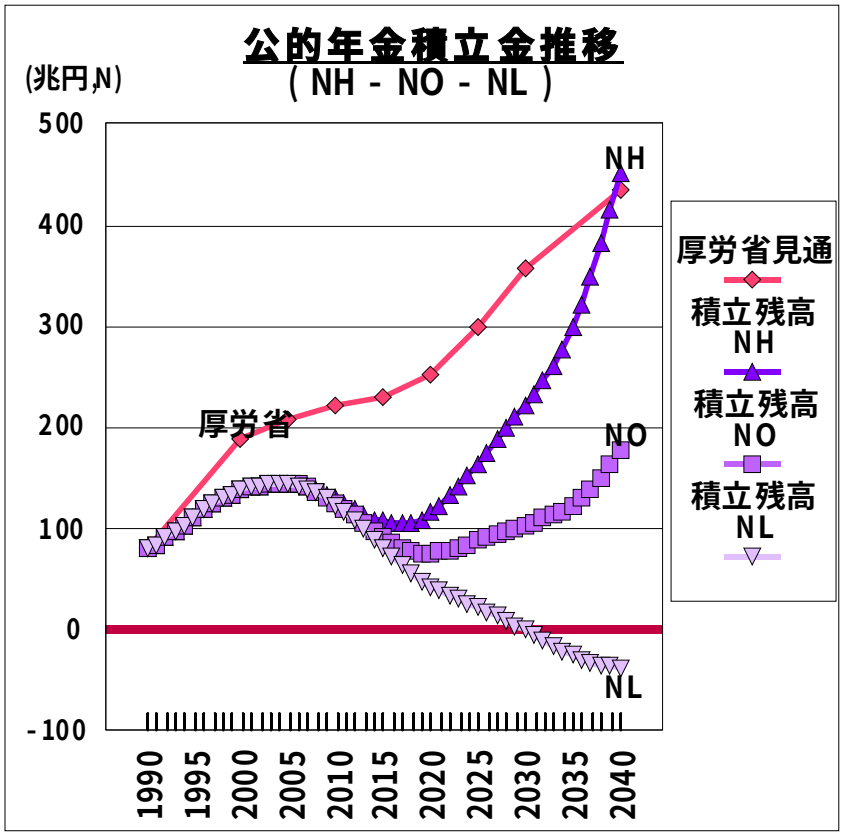

[図4-1-3-7. 公的年金歳入歳出推移 (現状放置･高成長「NH」ケース)]

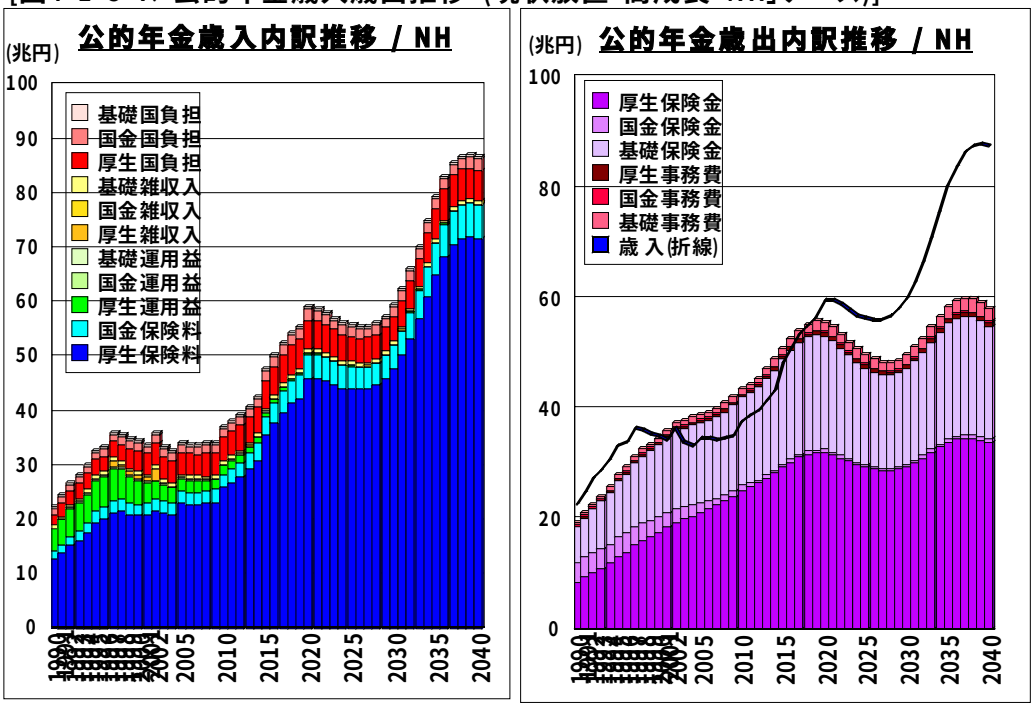

[図4-1-3-8. 公的年金歳入歳出推移 (現状放置･基準「NO」ケース)]

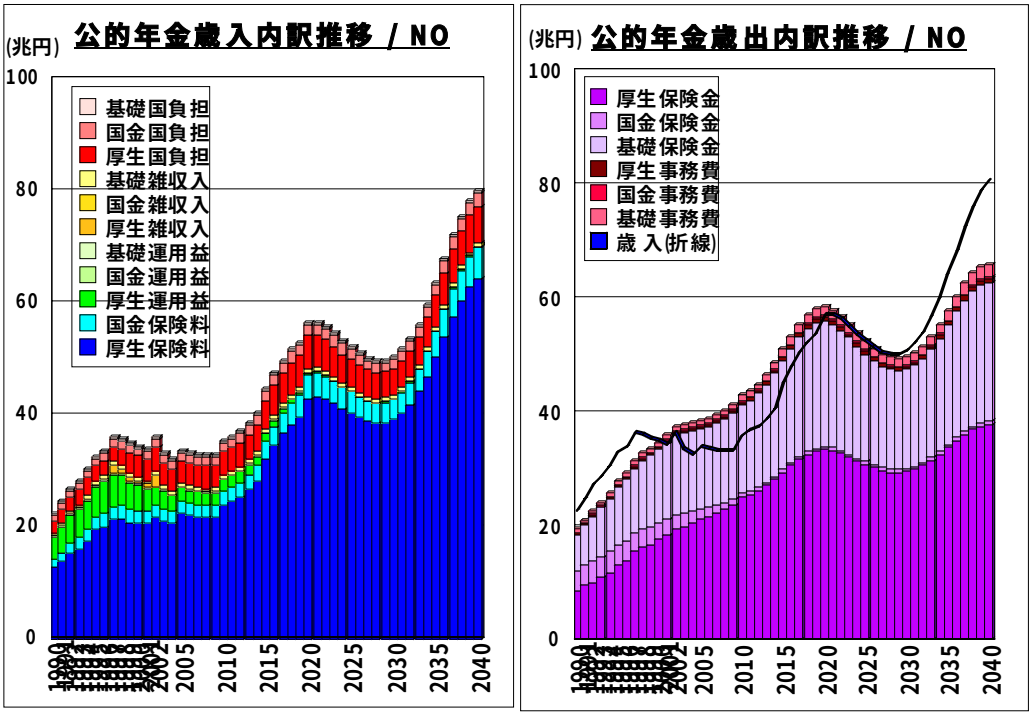

[図4-1-3-9. 公的年金歳入歳出推移 (現状放置･低成長「NL」ケース)]

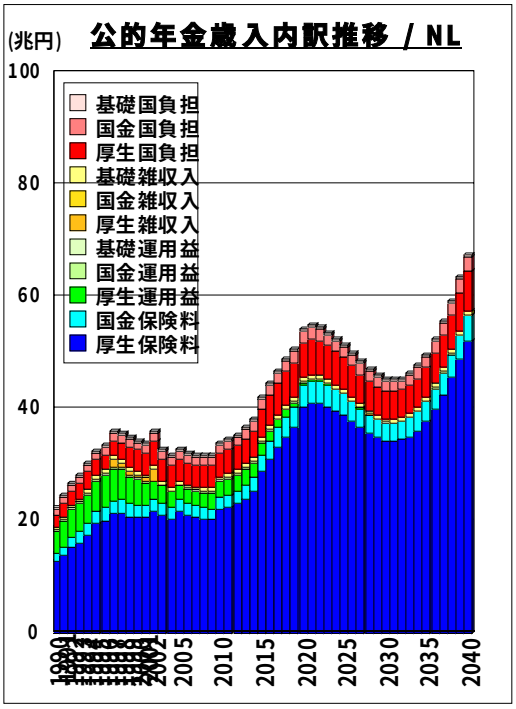

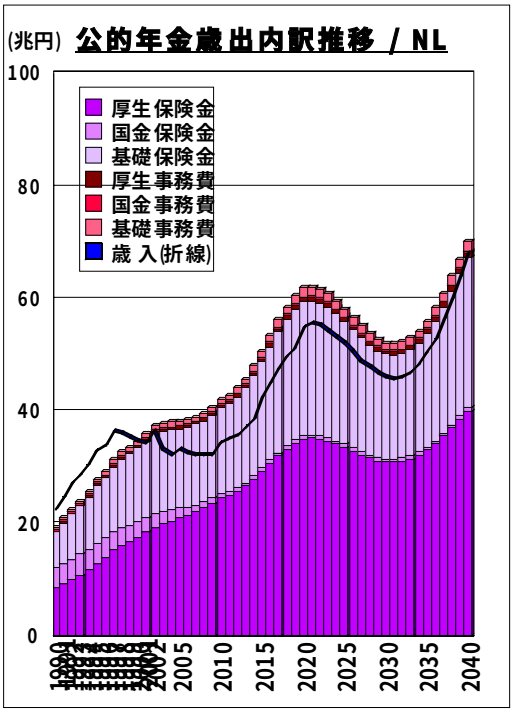

[図4-2-1-1. 潜在国内総生産･名目国内総生産推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

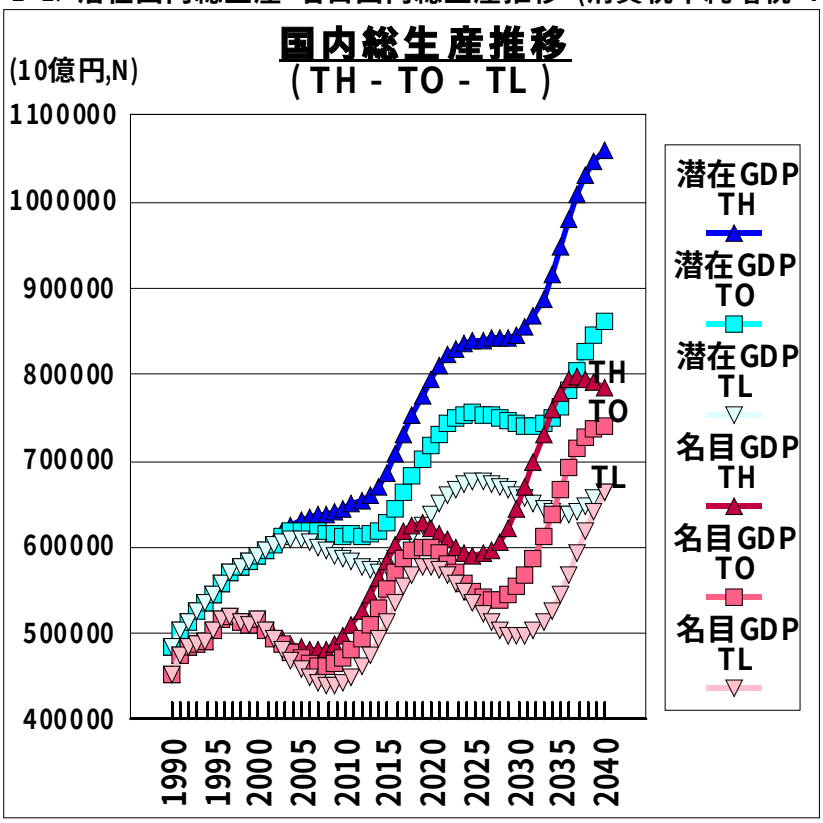

[図4-2-1-2. GDPデフレータ･物価指数推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

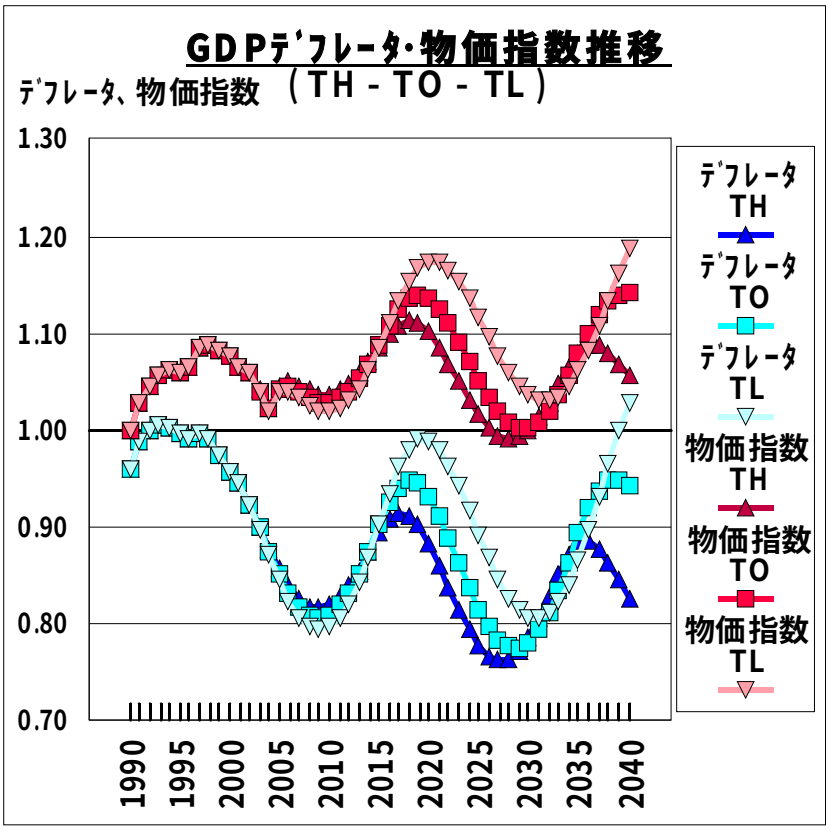

[図4-2-1-3. 実質金利･名目金利推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

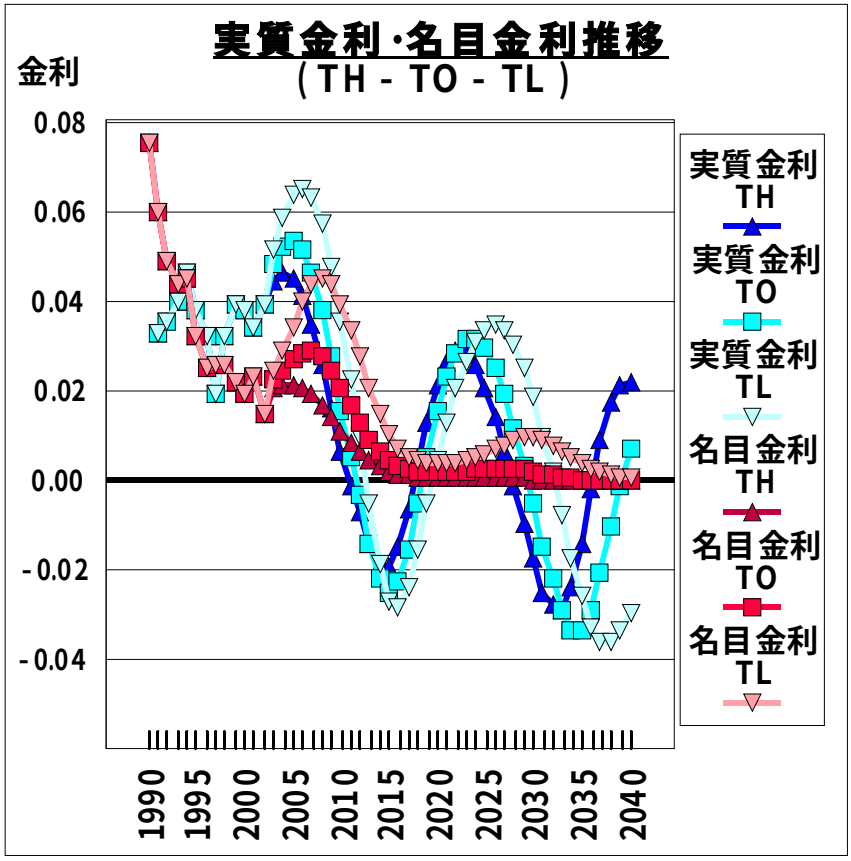

[図4-2-1-4. 時間賃金率･失業率推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

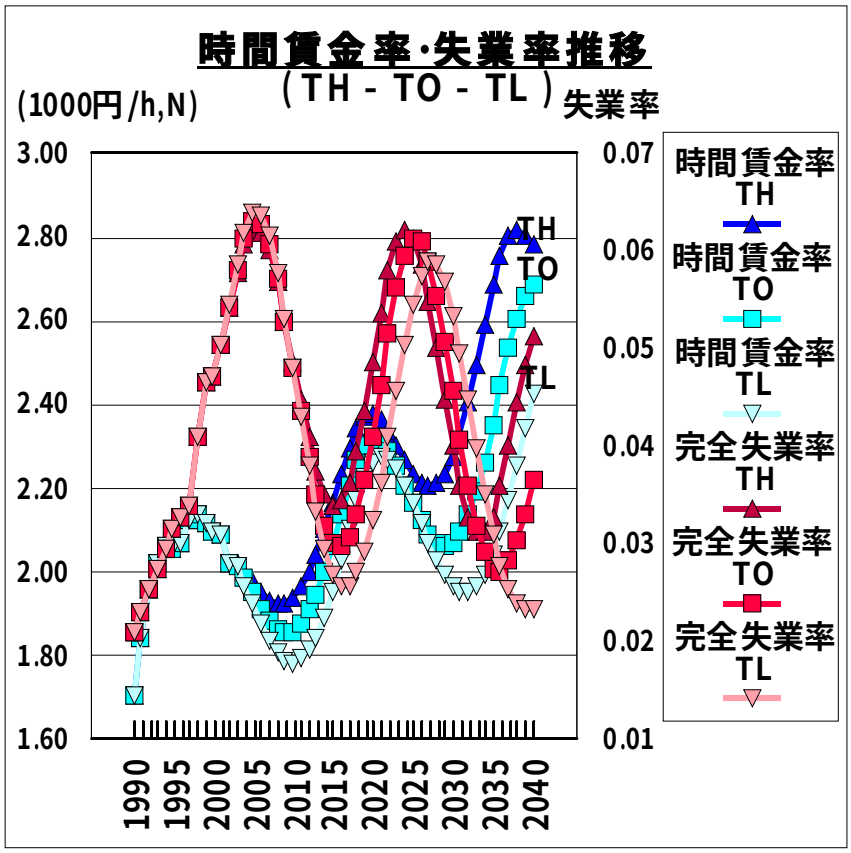

[図4-2-1-5. 賃金俸給･純営業余剰推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

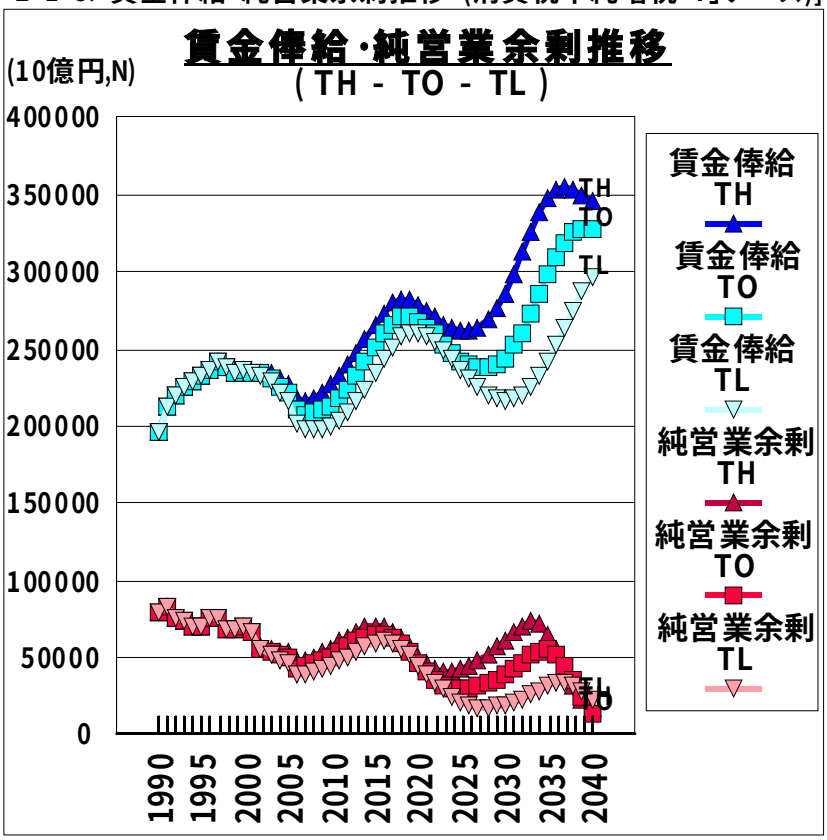

[図4-2-1-6. 政府分配(税+社会負担、社会負担)推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

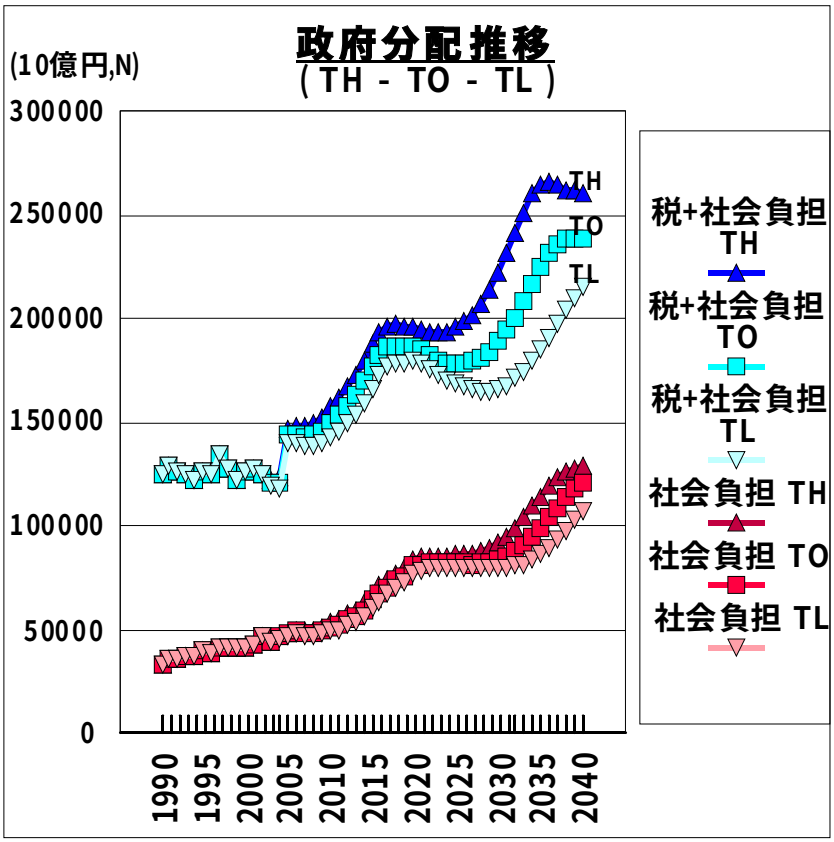

[図4-2-1-7. 民間消費･投資(現実最終消費、固定資本形成)推移 (消費税単純増税T」ケース)]

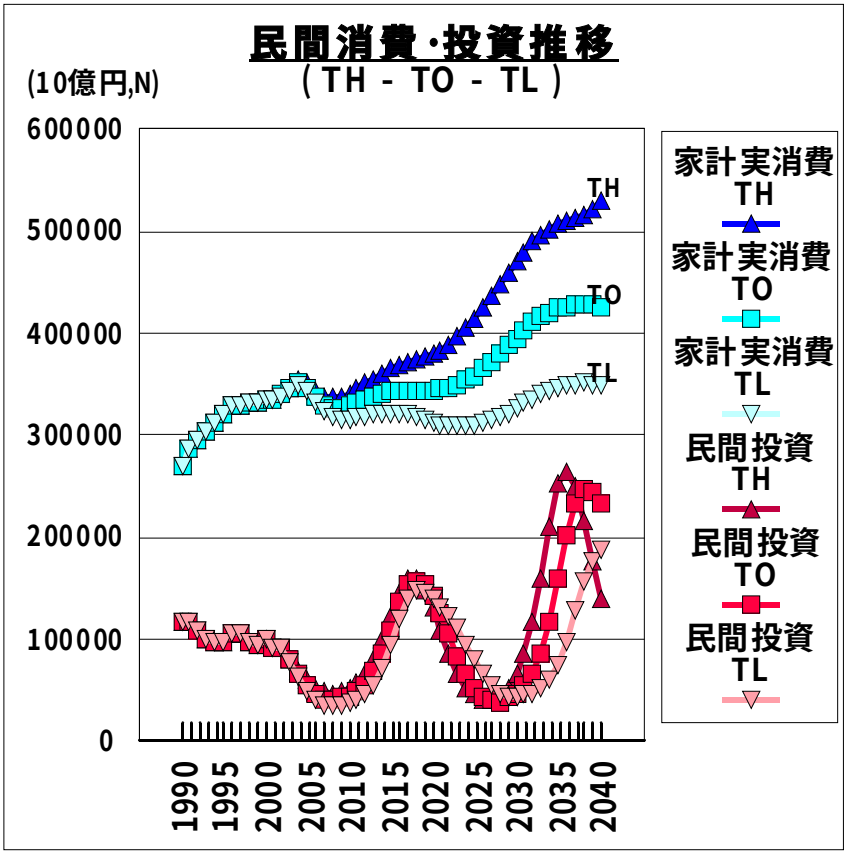

[図4-2-1-8. 家計･企業貯蓄負債変化推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

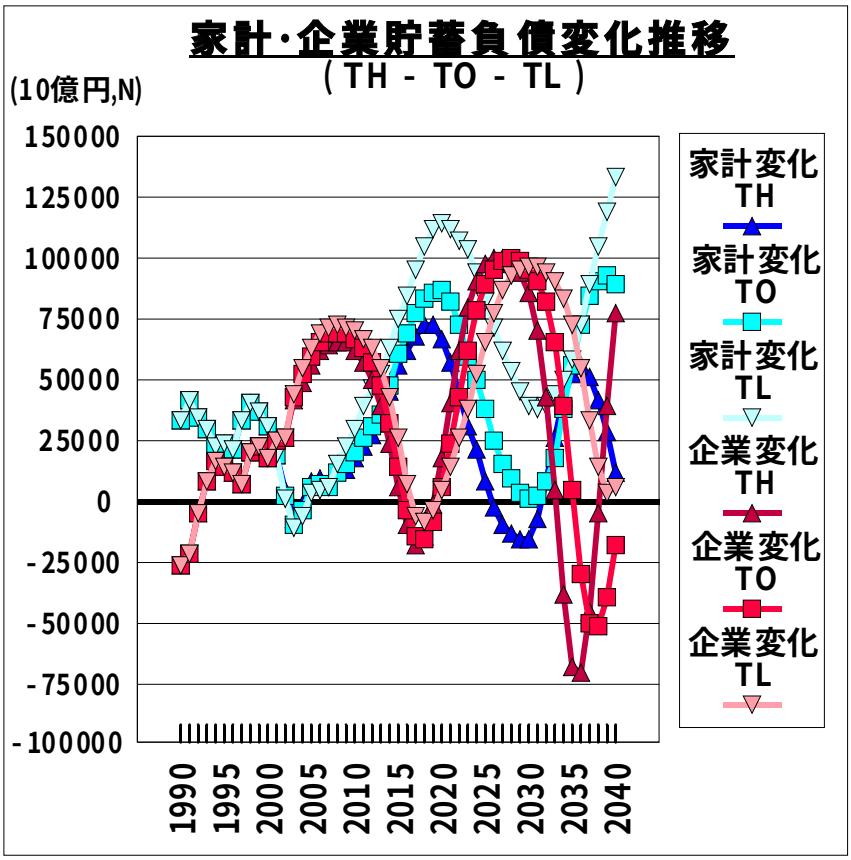

[図4-2-1-9. 国民負担率･潜在国民負担率の推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

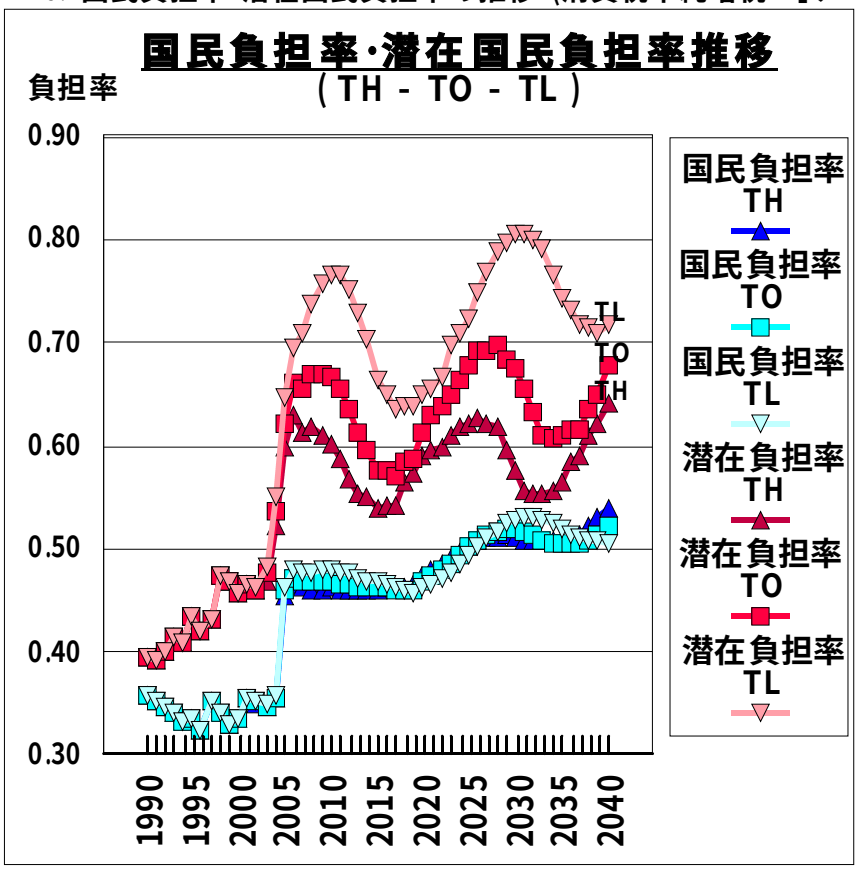

[図4-2-1-10. 国内債券貸付資産･政府債券率の推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

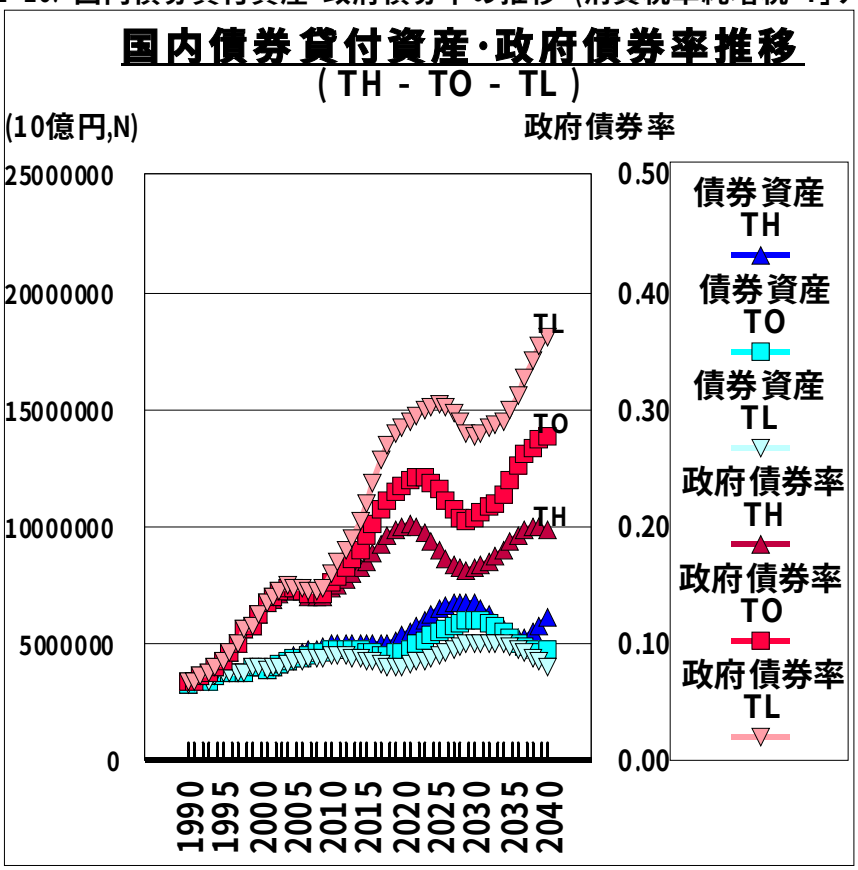

[図4-2-1-11. 実質資本ストック･実労働時間推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

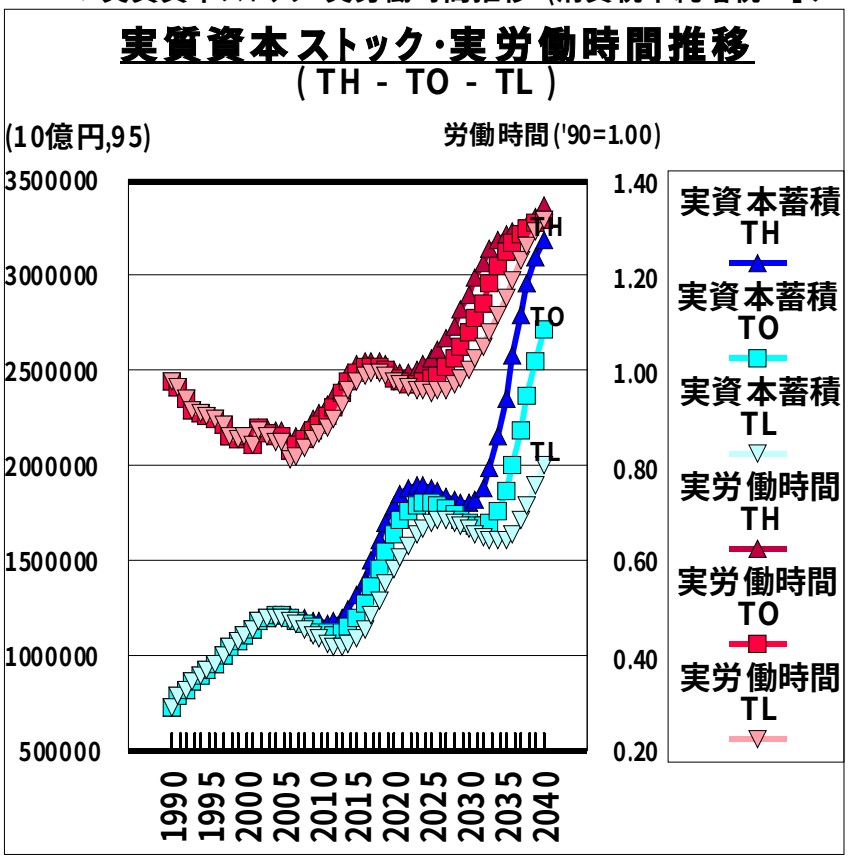

[図4-2-2-1. 国一般会計歳入主要項目(税収･国債収入)推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

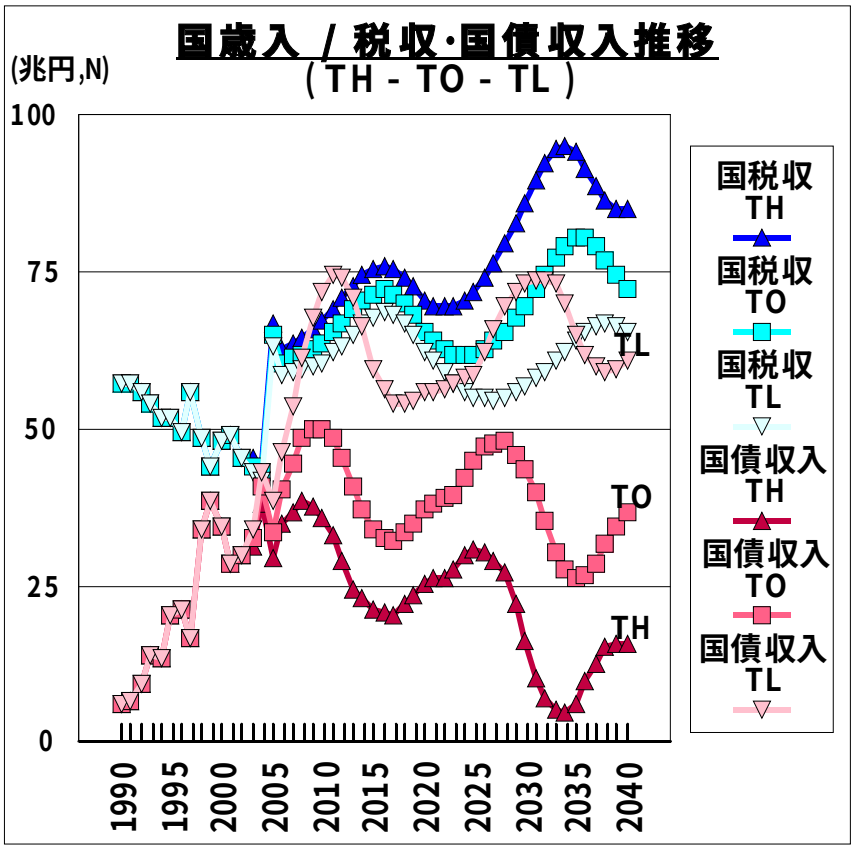

[図4-2-2-2. 国一般会計歳出主要項目推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

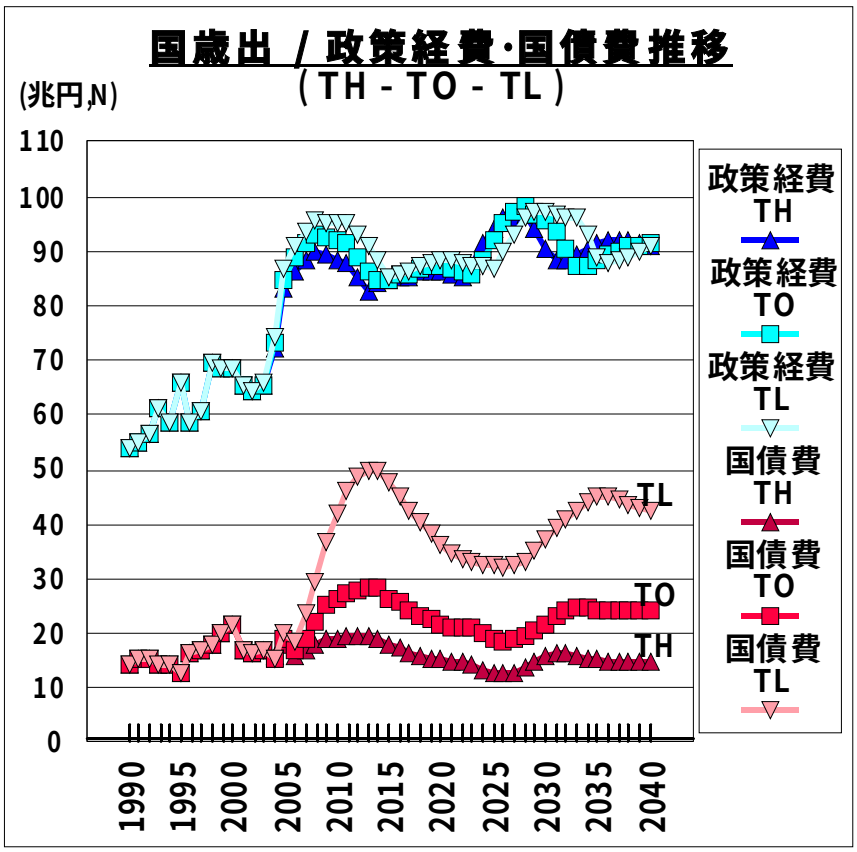

[図4-2-2-3. 国一般会計歳入歳出推移 (消費税単純増税・高成長「TH」ケース)]

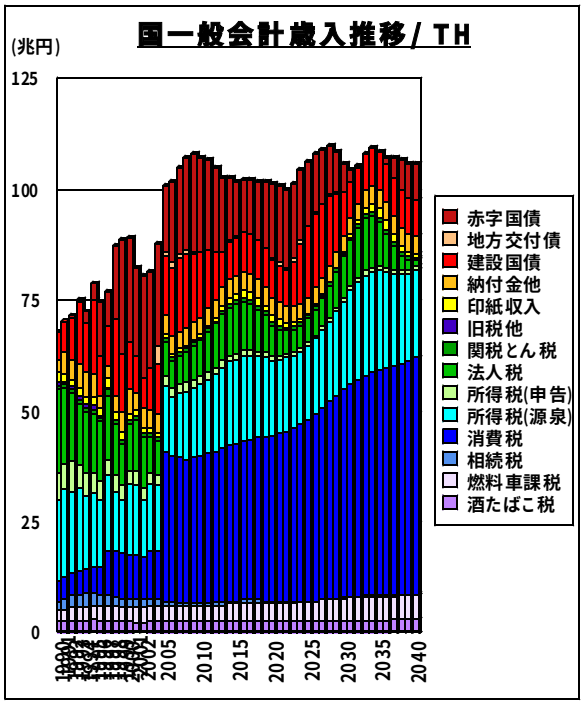

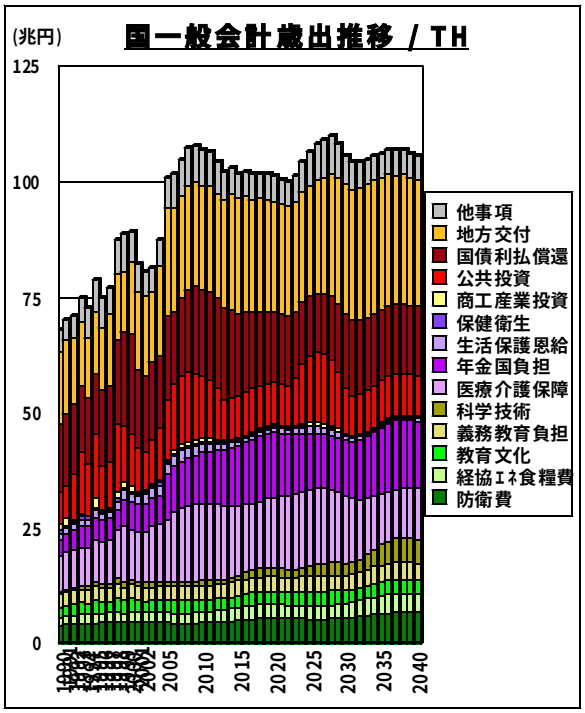

[図4-2-2-4. 国一般会計歳入歳出推移 (消費税単純増税･基準「TO」ケース)]

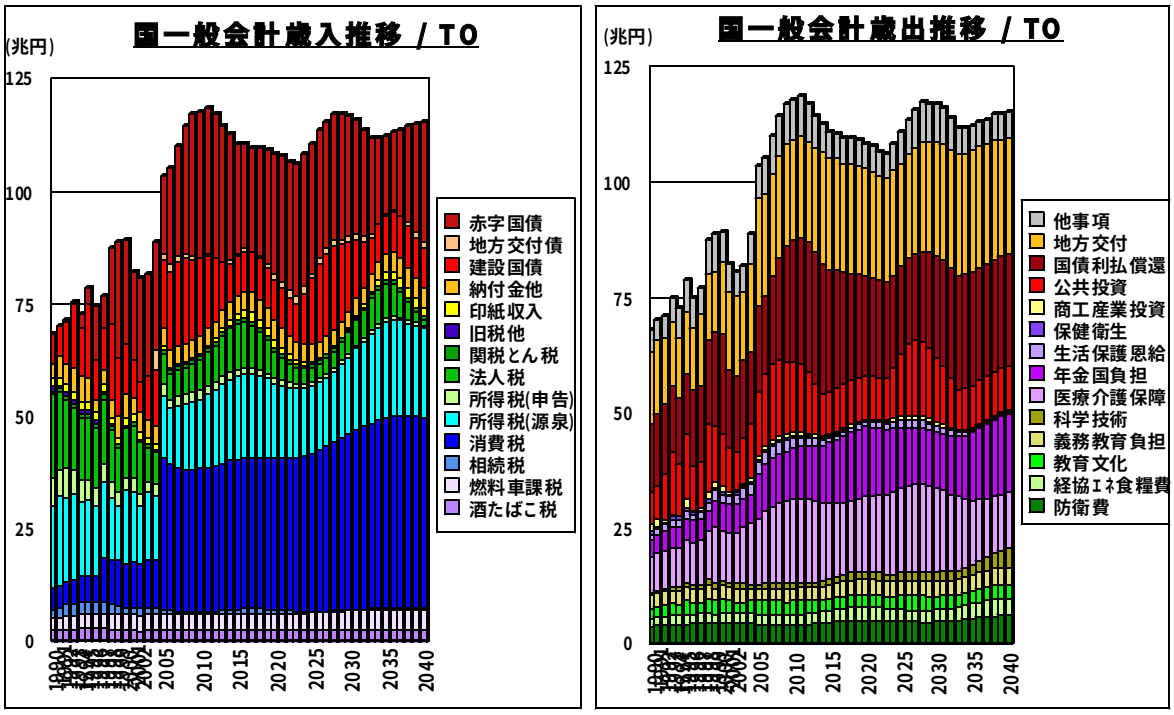

[図4-2-2-5. 国一般会計歳入歳出推移 (消費税単純増税･低成長「TL」ケース)]

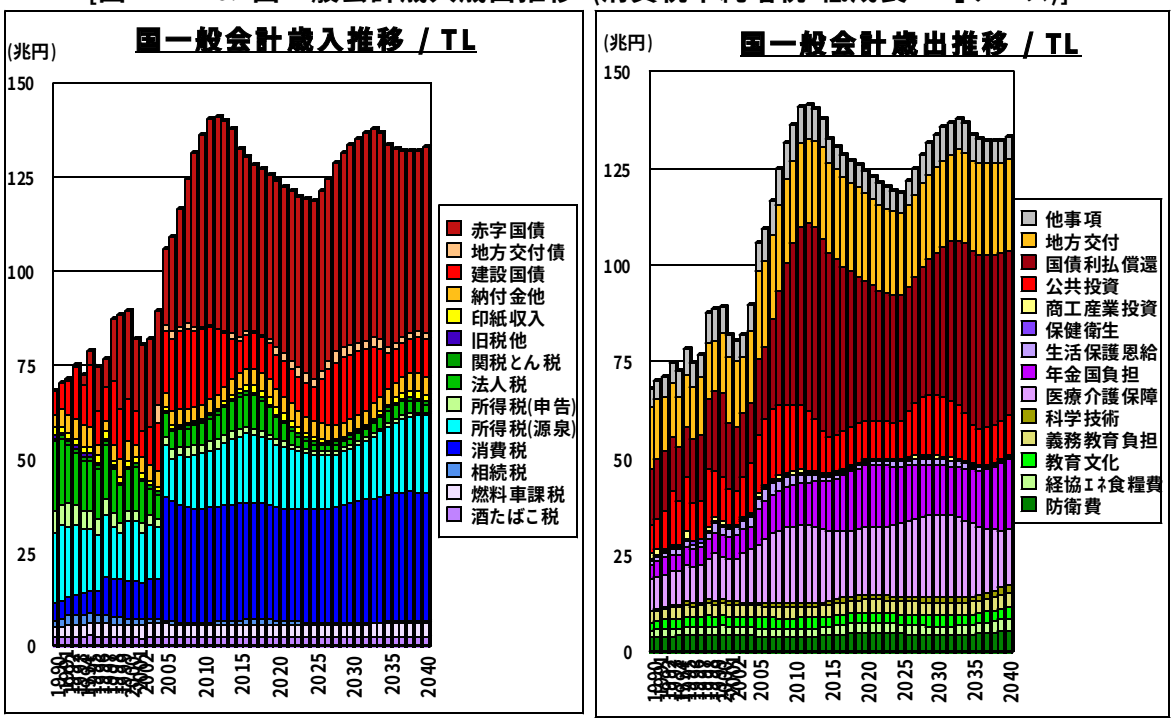

[図4-2-2-6. 都道府県一般会計歳入主要項目推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

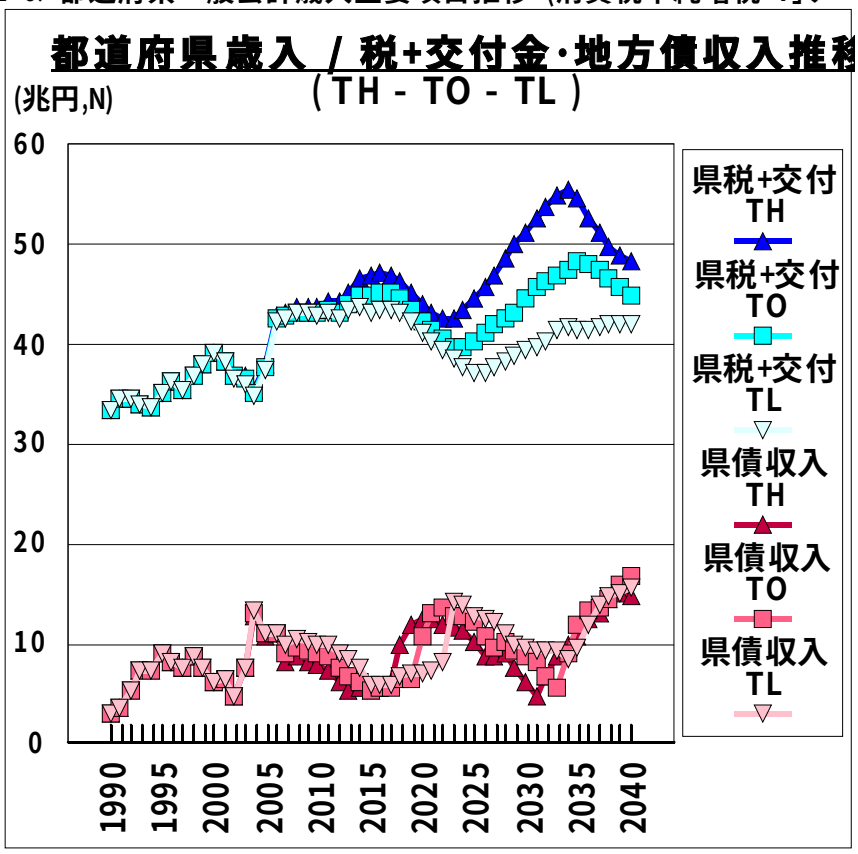

[図4-2-2-7. 都道府県一般会計歳出主要項目推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

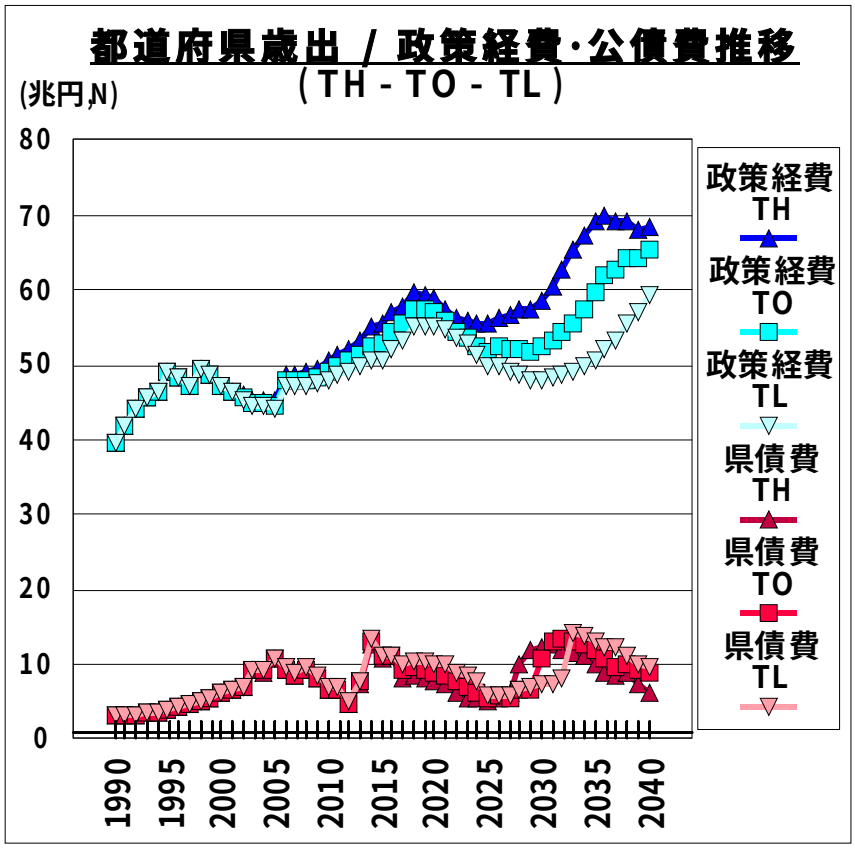

[図4-2-2-8. 都道府県一般会計歳入歳出推移 (消費税単純増税･高成長「TH」ケース)]

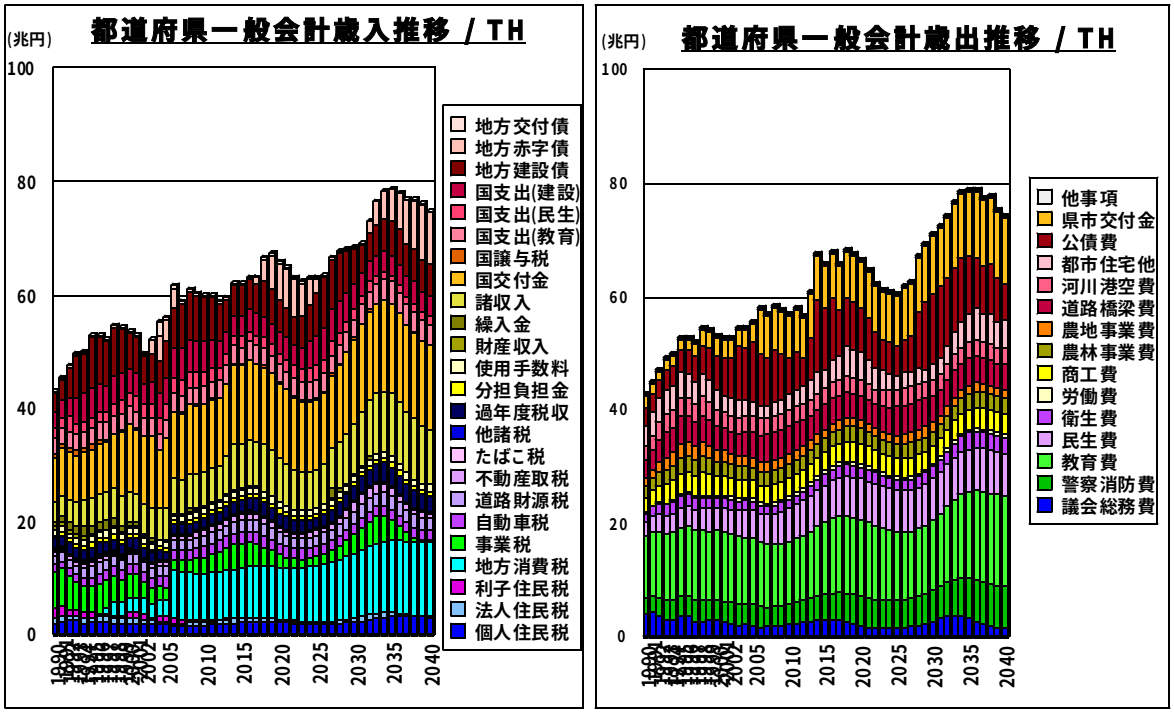

[図4-2-2-9. 都道府県一般会計歳入歳出推移 (消費税単純増税･基準「TO」ケース)]

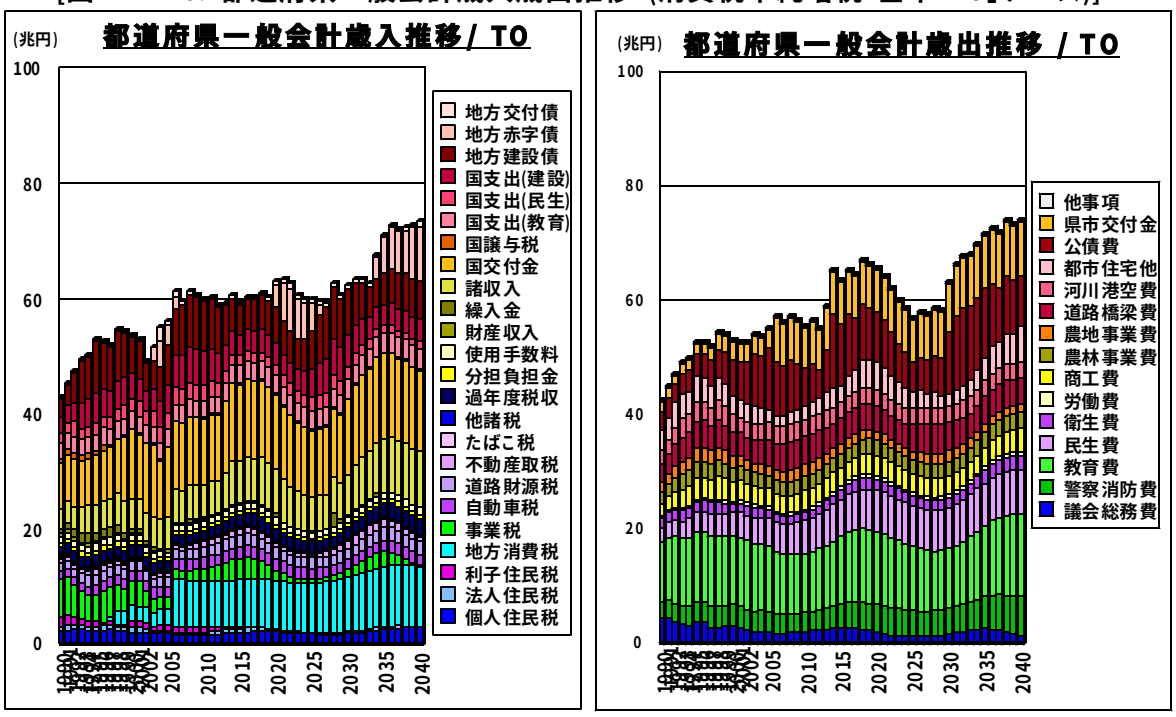

[図4-2-2-10. 都道府県一般会計歳入歳出推移 (消費税単純増税･低成長「TL」ケース)]

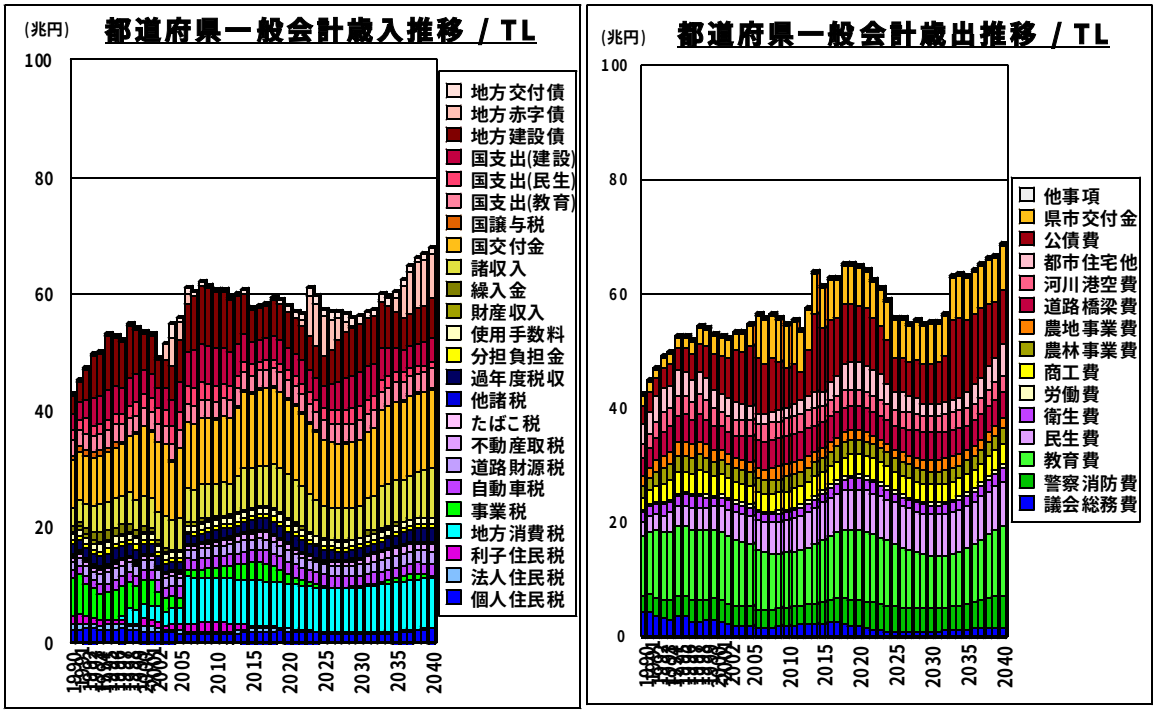

[図4-2-2-11. 市町村一般会計歳入推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

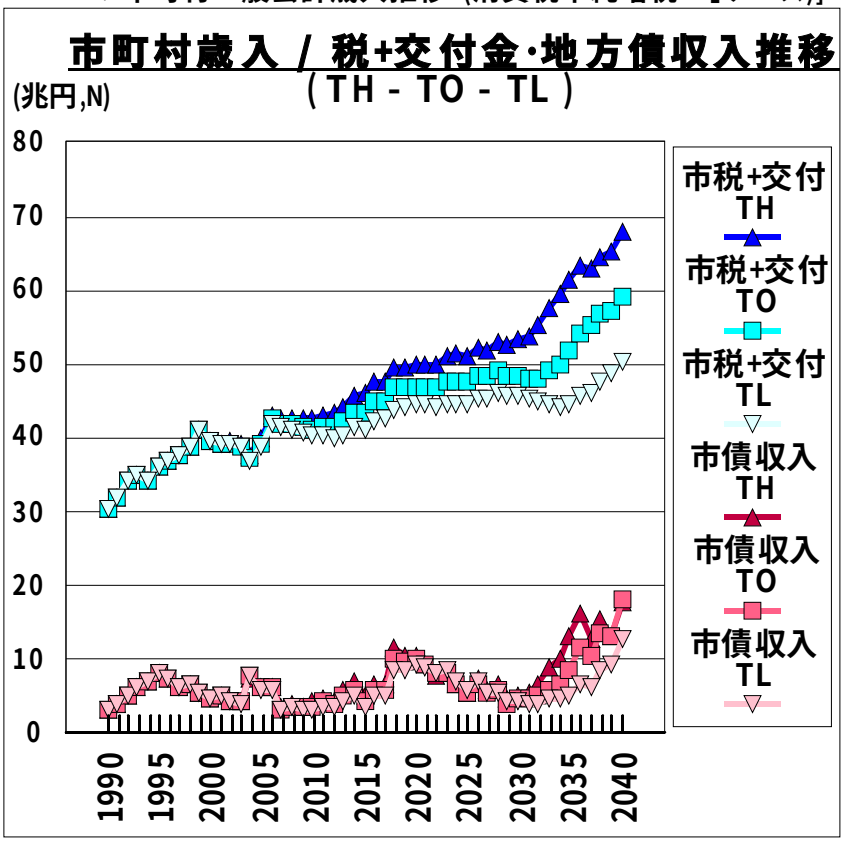

[図4-2-2-12. 市町村一般会計歳出推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

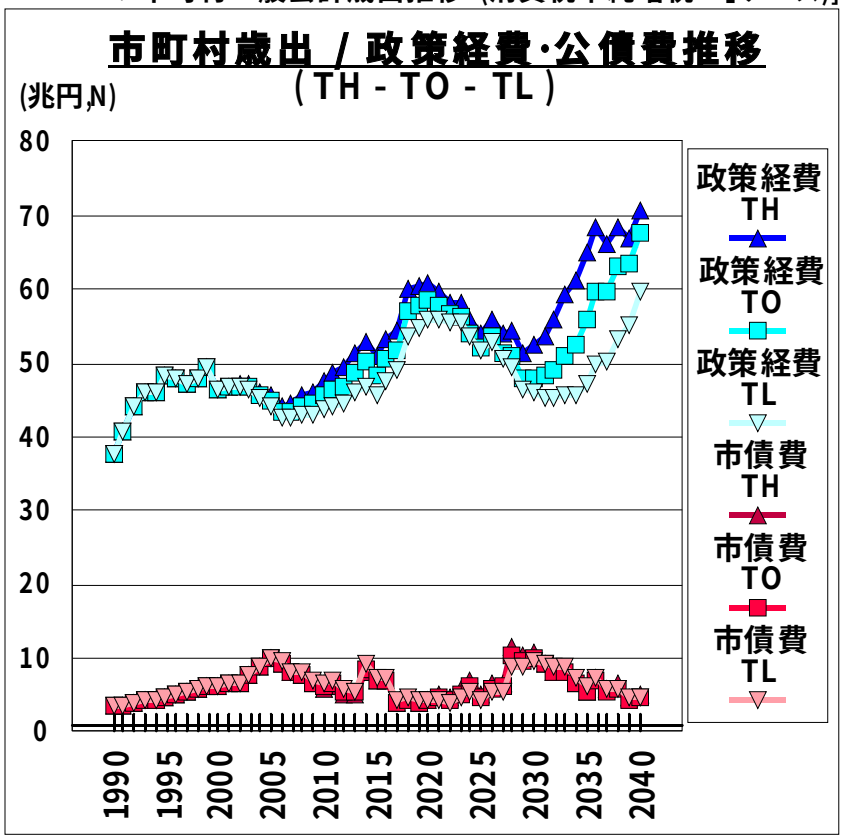

[図4-2-2-13. 市町村一般会計歳入歳出推移 (消費税単純増税・高成長「TH」ケース)]

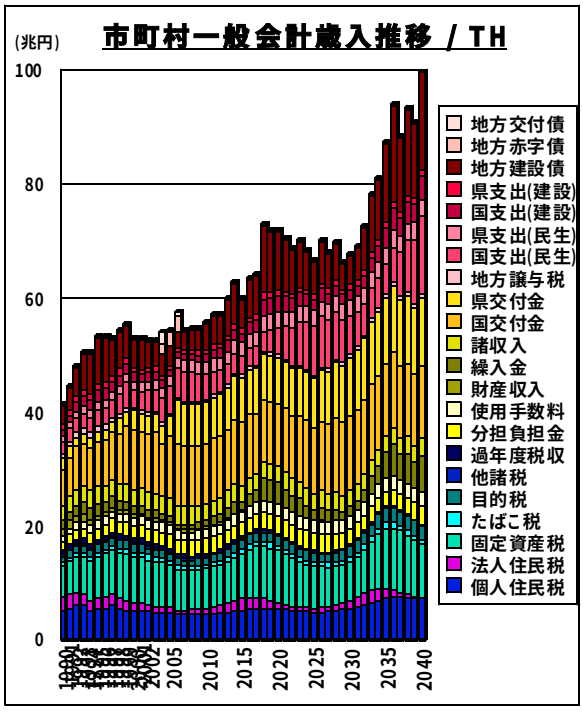

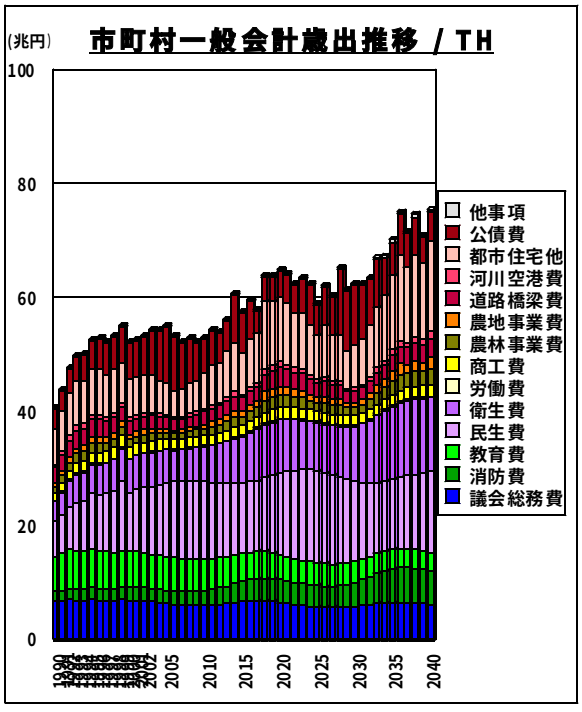

[図4-2-2-14. 市町村一般会計歳入歳出推移 (消費税単純増税･基準「TO」ケース)]

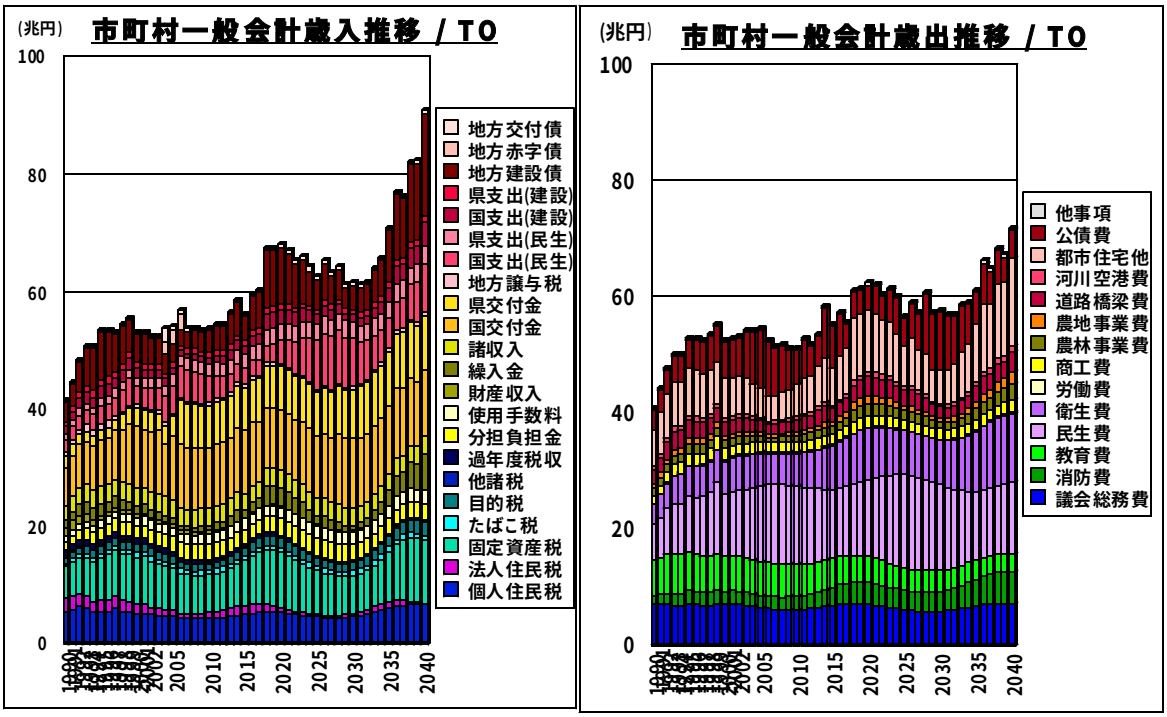

[図4-2-2-15. 市町村一般会計歳入歳出推移 (消費税単純増税･低成長「TL」ケース)]

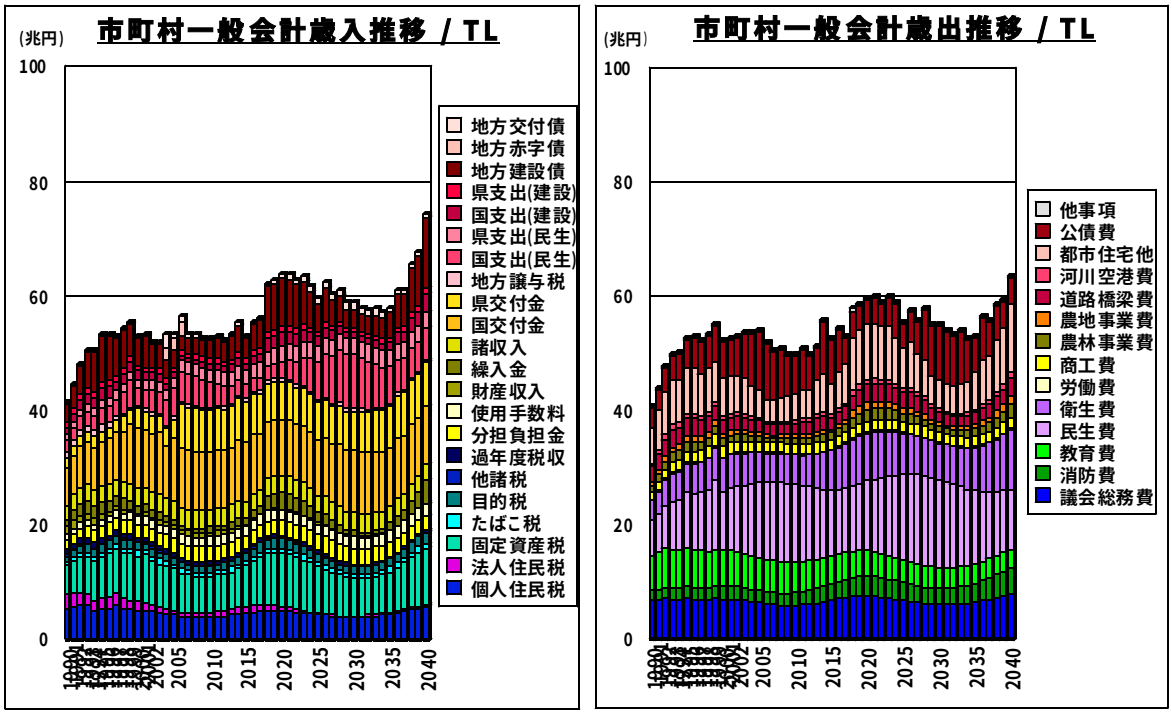

[図4-2-3-1. 国債･地方債残高推移 (消費税単純増税｢T｣ケース)]

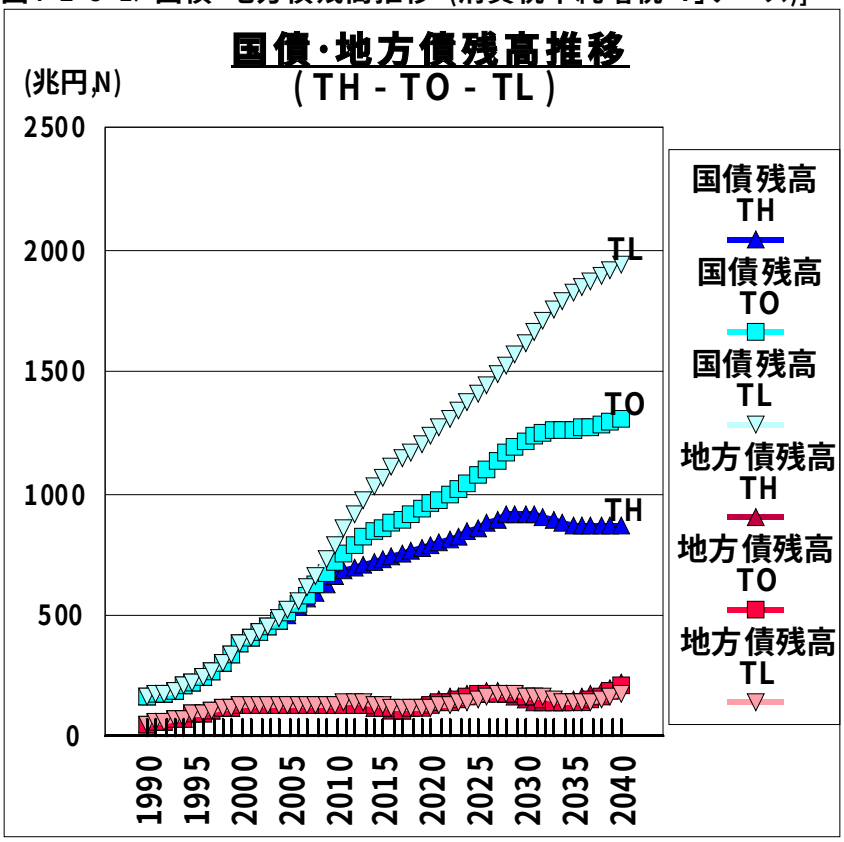

[図4-2-3-2. 都道府県債･市町村債残高推移 (消費税単純増税｢T｣ケース)]

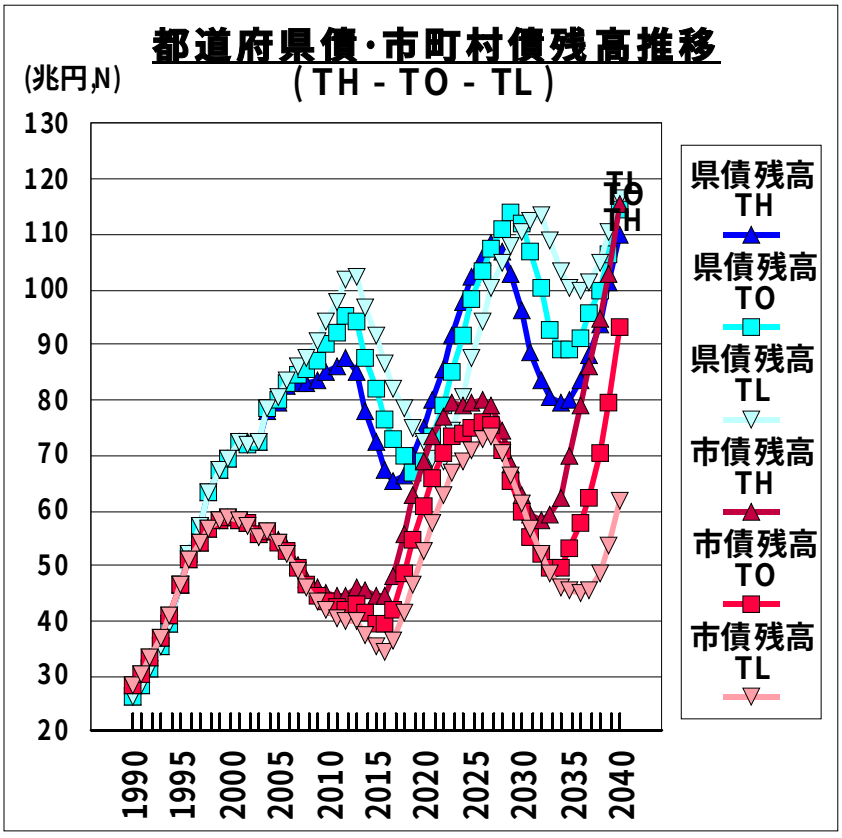

[図4-2-3-3. 国債累積残高の対前年度増加率推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

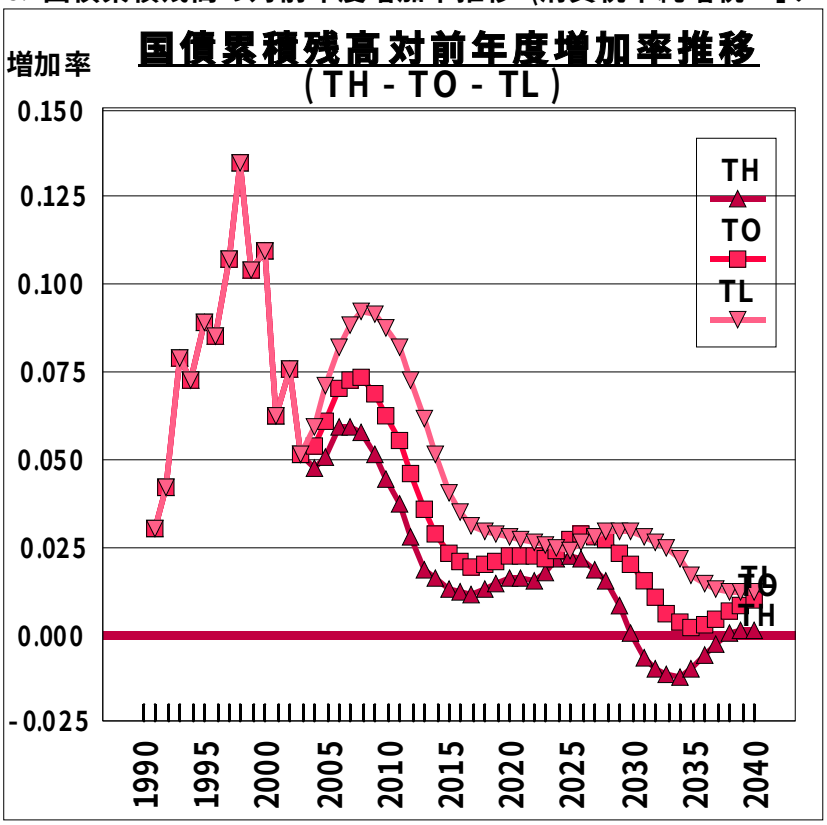

[図4-2-3-4. 国基礎収支推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

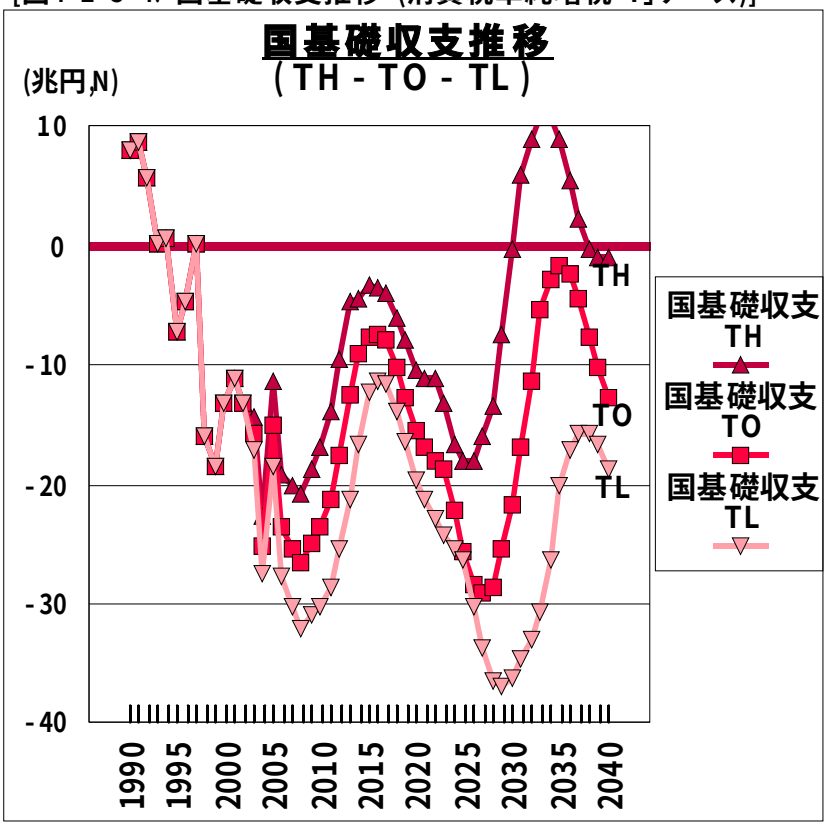

[図4-2-3-5. 都道府県･市町村基礎収支推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

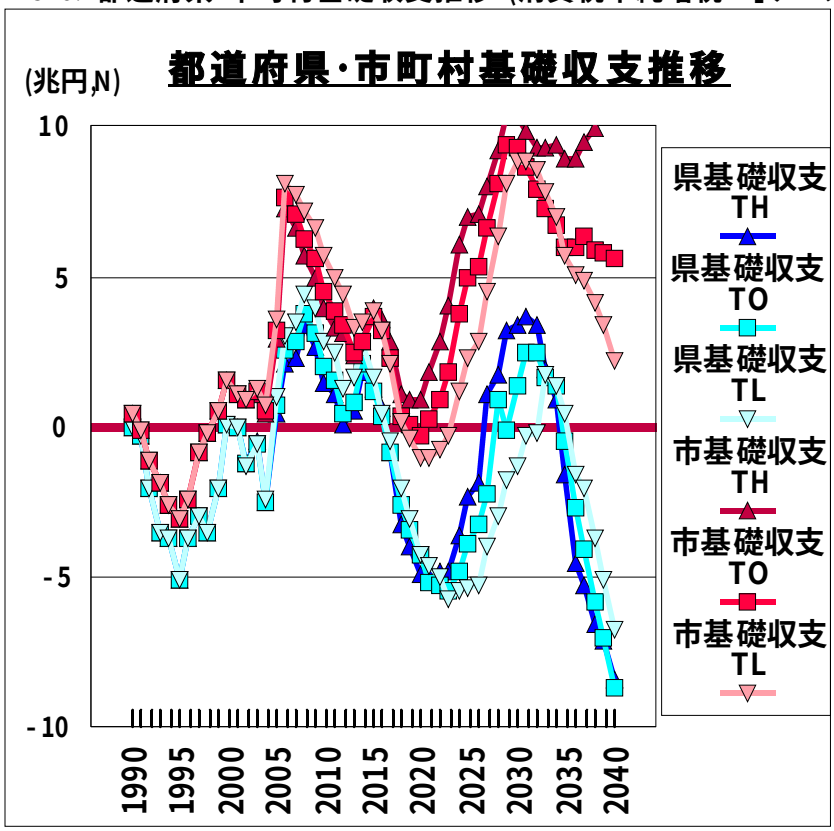

[図4-2-3-6. 公的年金積立金残高推移 (消費税単純増税「T」ケース)]

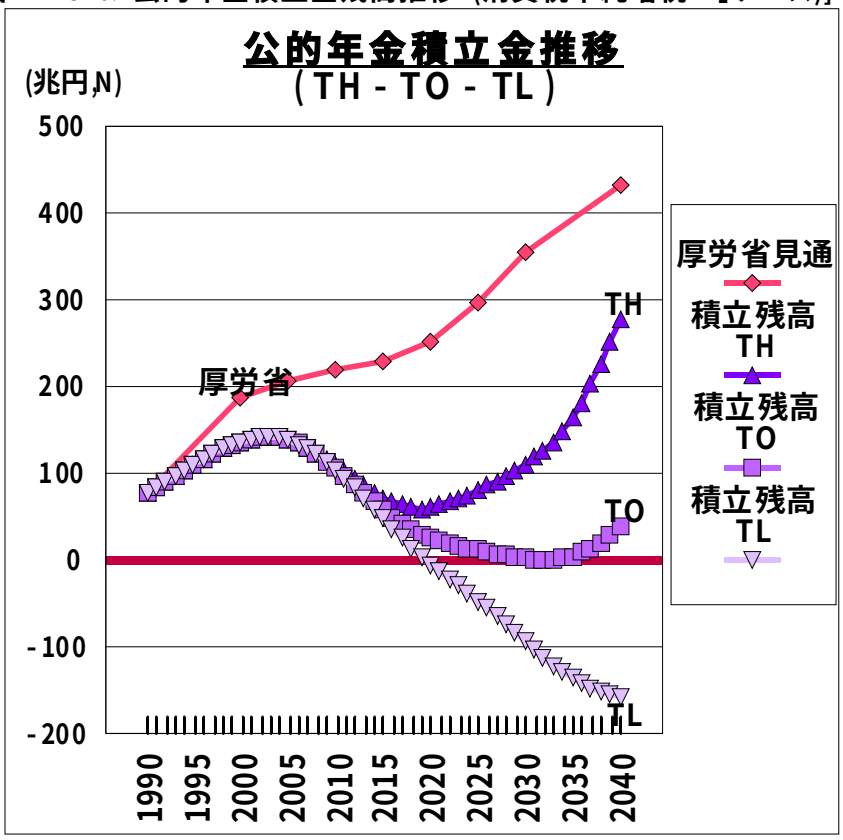

[図4-2-3-7. 公的年金歳入歳出推移 (消費税単純増税･高成長「TH」ケース)]

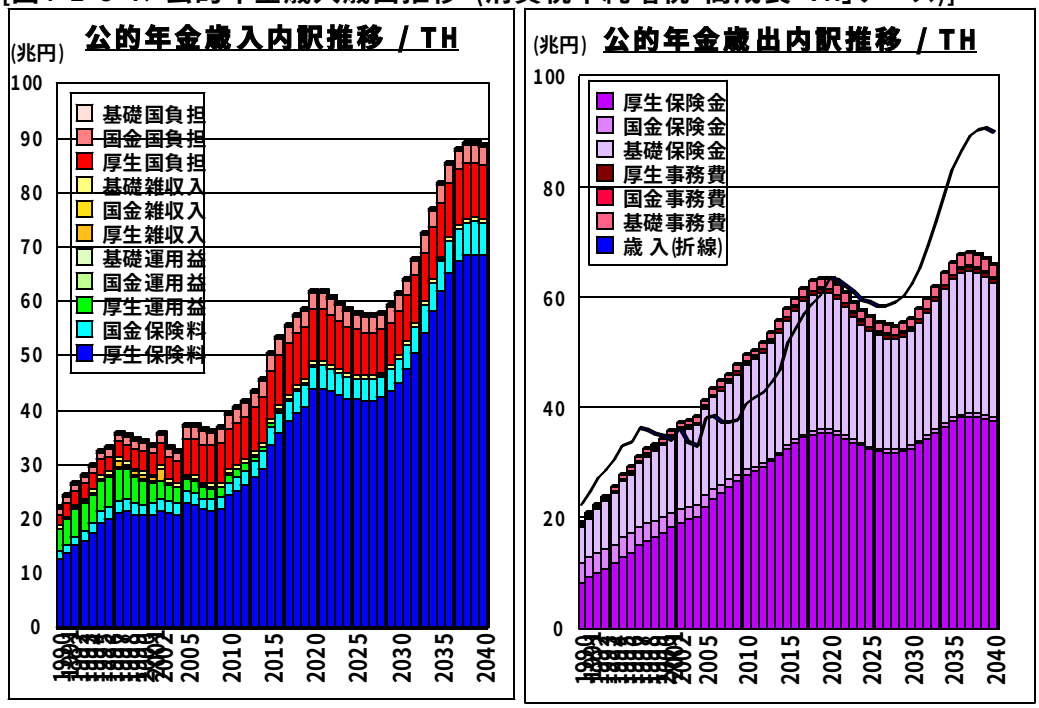

[図4-2-3-8. 公的年金歳入歳出推移 (消費税単純増税･基準「TO」ケース)]

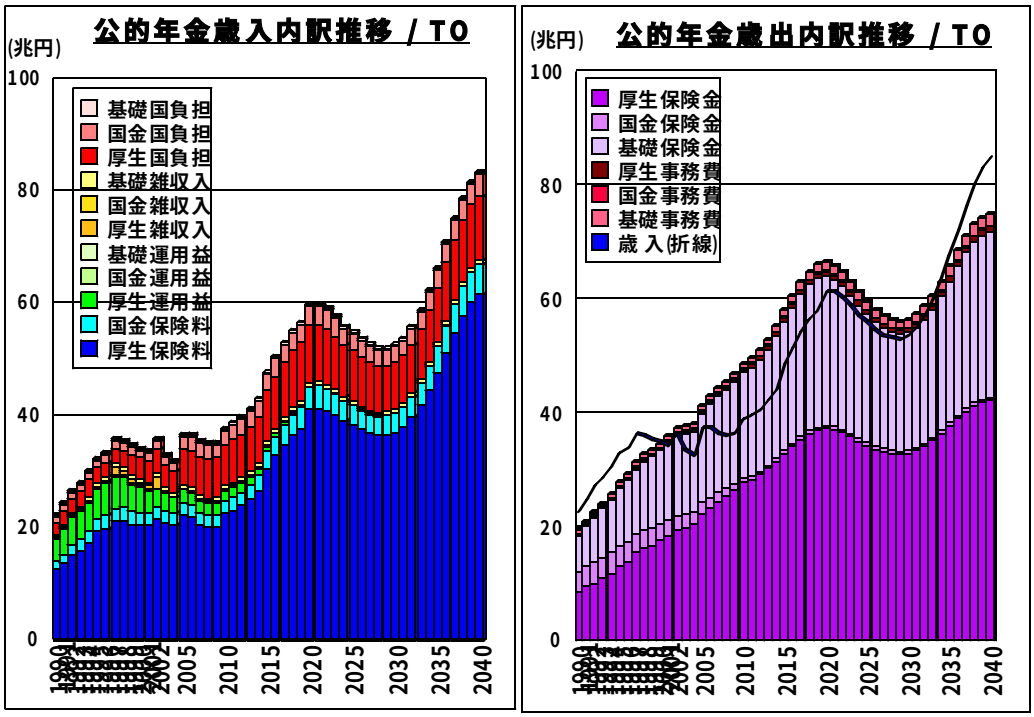

[図4-2-3-9. 公的年金歳入歳出推移 (消費税単純増税･低成長「TL」ケース)]

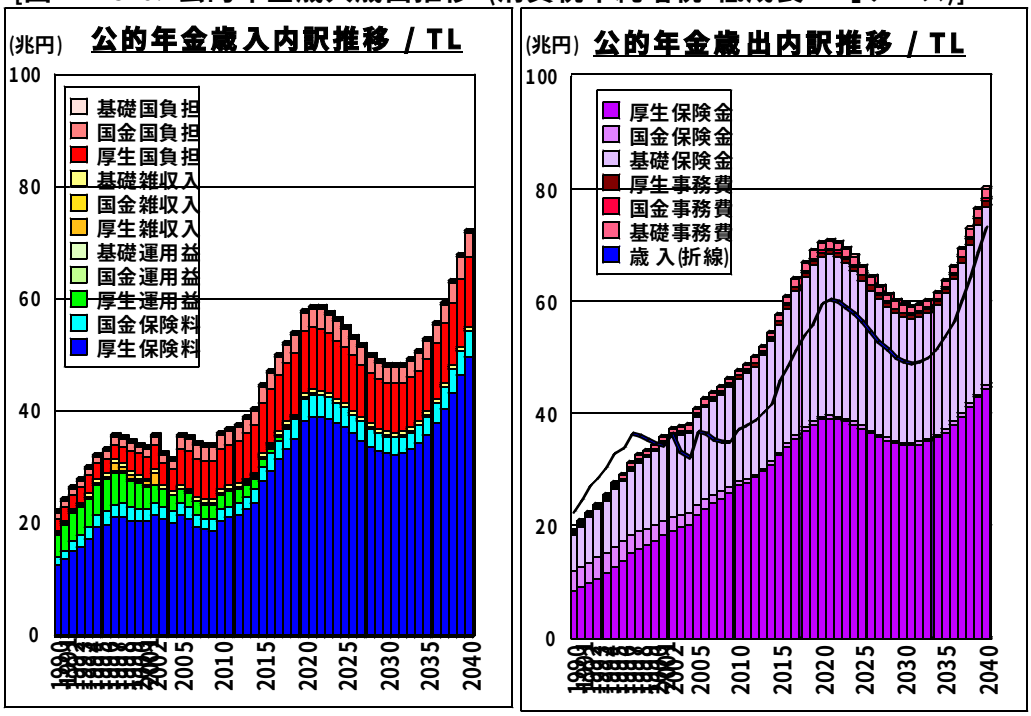

[図4-3-1-1. 潜在国内総生産･名目国内総生産推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

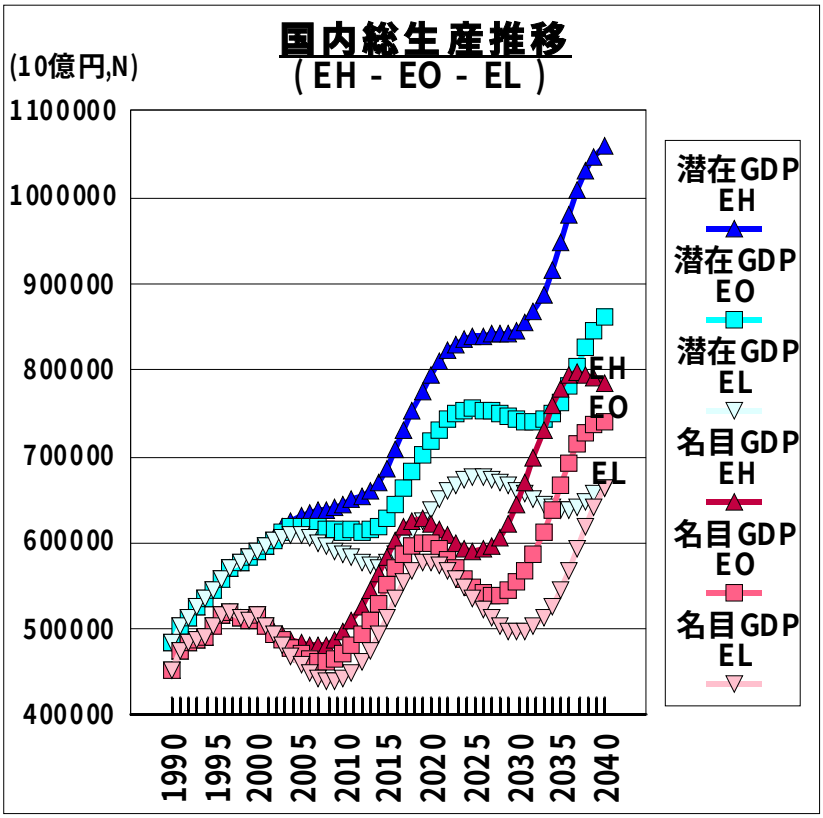

[図4-3-1-2. GDPデフレータ･物価指数推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

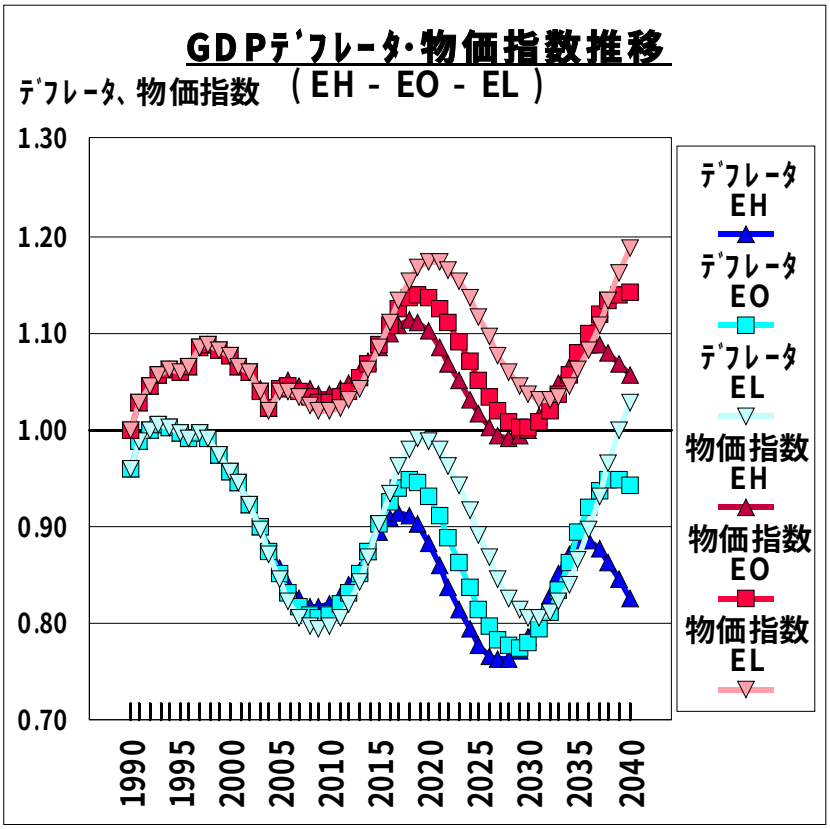

[図4-3-1-3. 実質金利･名目金利推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

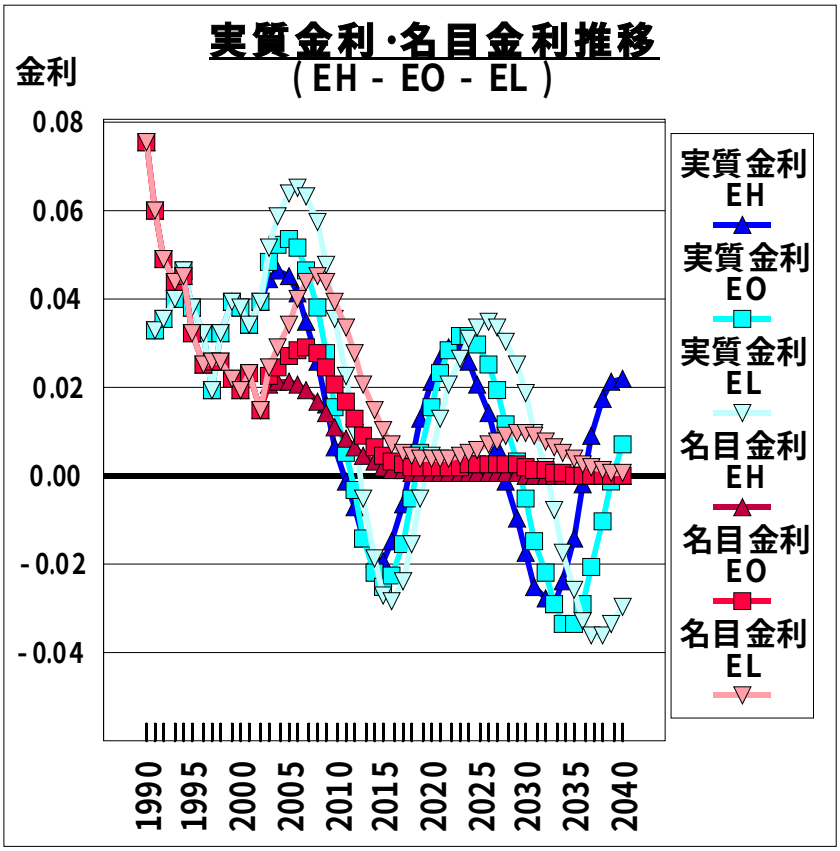

[図4-3-1-4. 時間賃金率･失業率推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

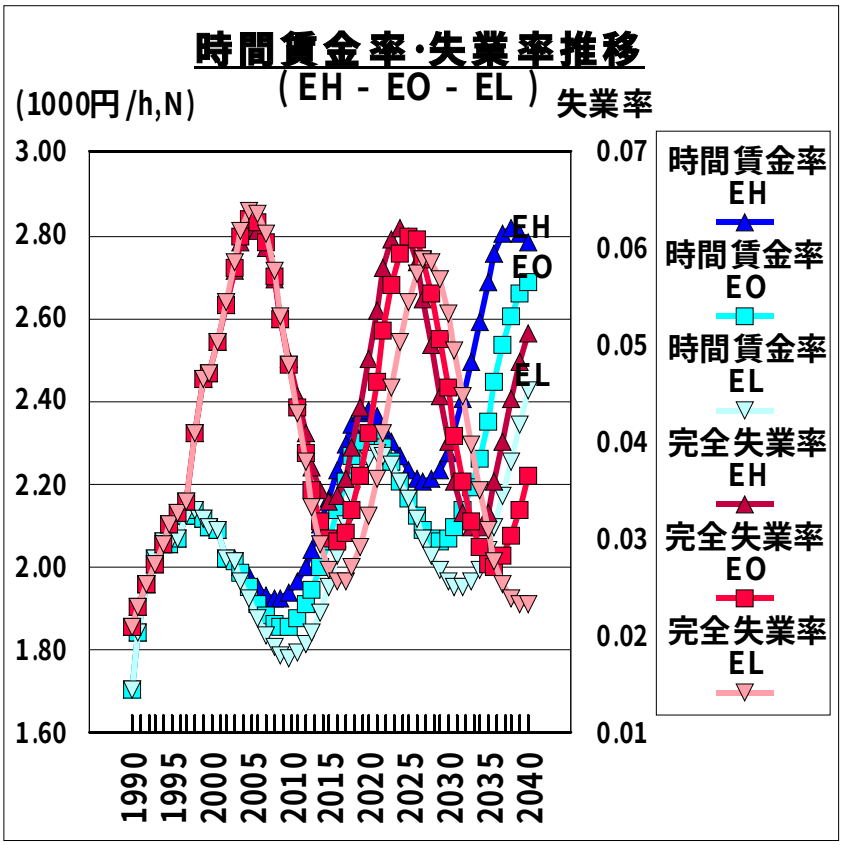

[図4-3-1-5. 賃金俸給･純営業余剰推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

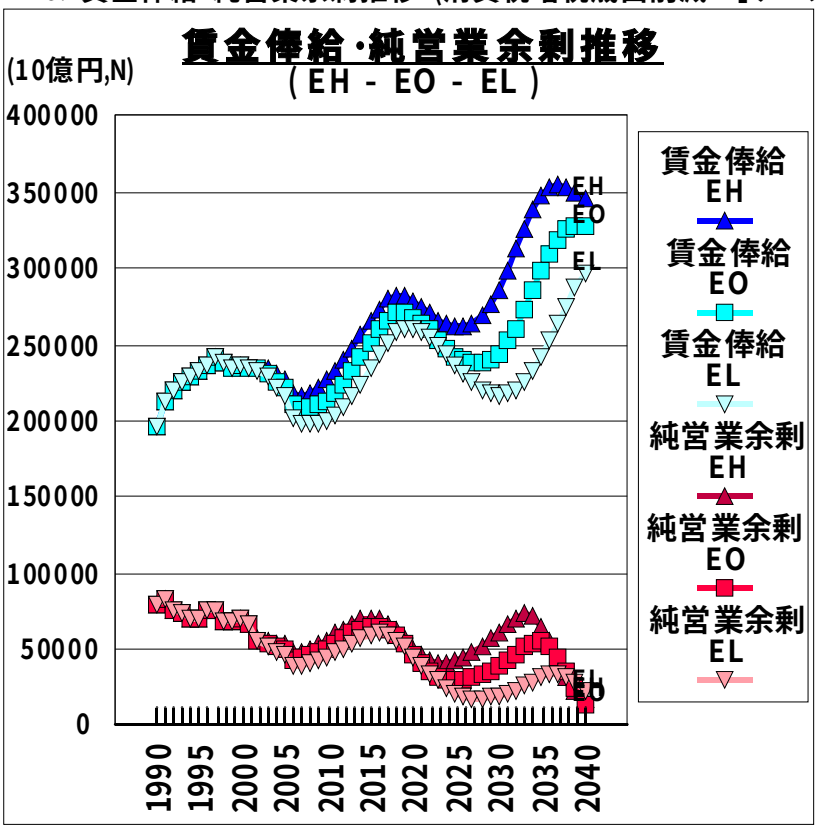

[図4-3-1-6. 政府分配(税+社会負担、社会負担)推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

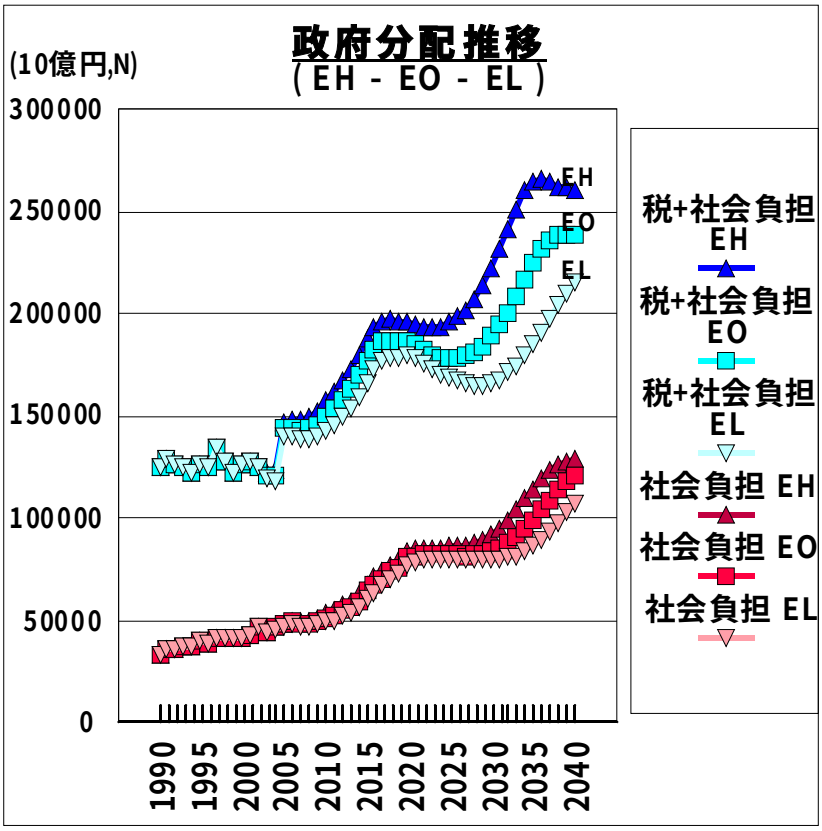

[図4-3-1-7. 民間消費･投資(現実最終消費、固定資本形成)推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

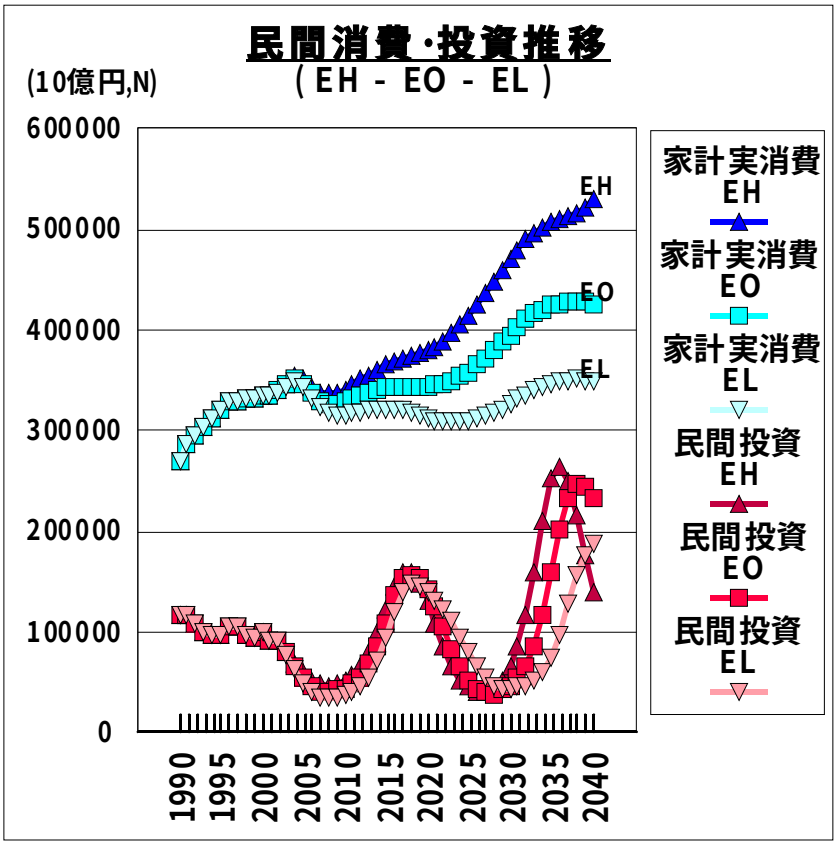

[図4-3-1-8. 家計･企業貯蓄負債変化推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

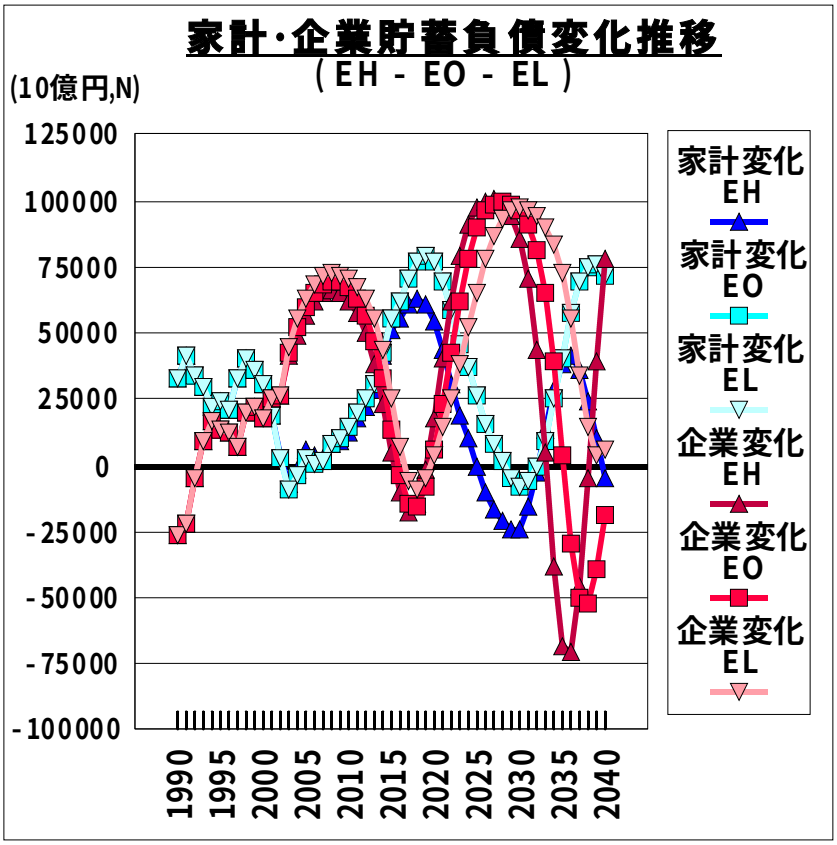

[図4-3-1-9. 国民負担率･潜在国民負担率の推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

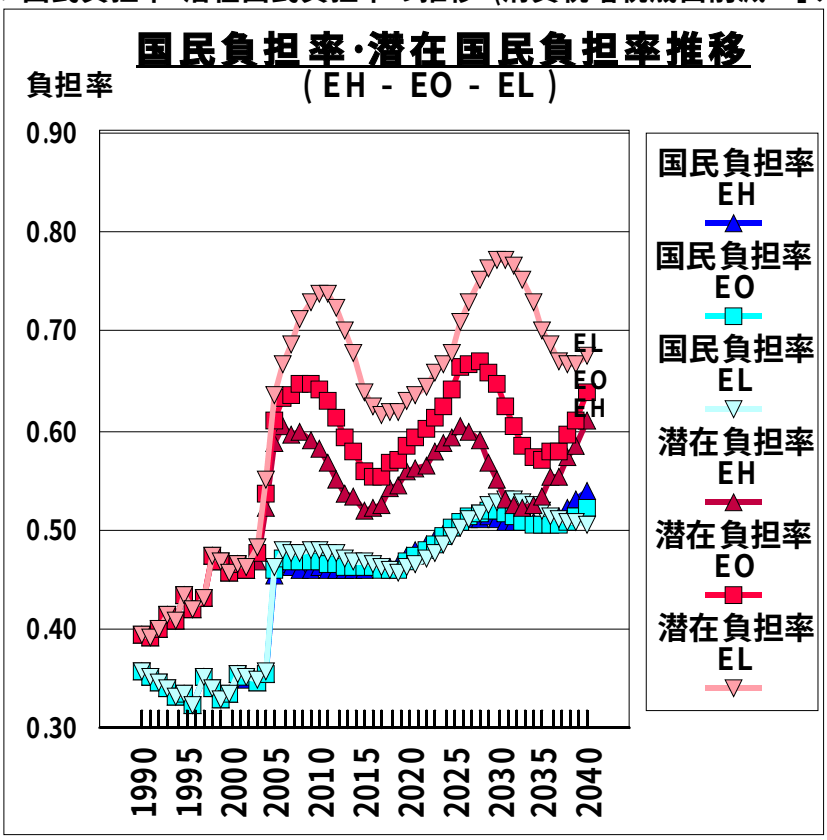

[図4-3-1-10. 国内債券貸付資産･政府債券率の推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

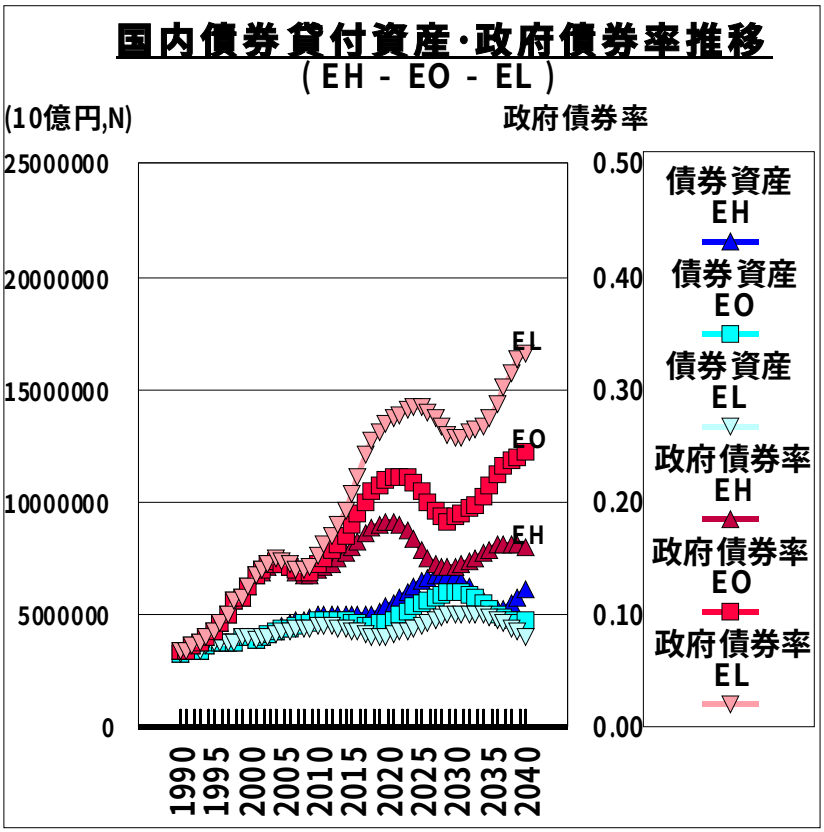

[図4-3-1-11. 実質資本ストック･実労働時間推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

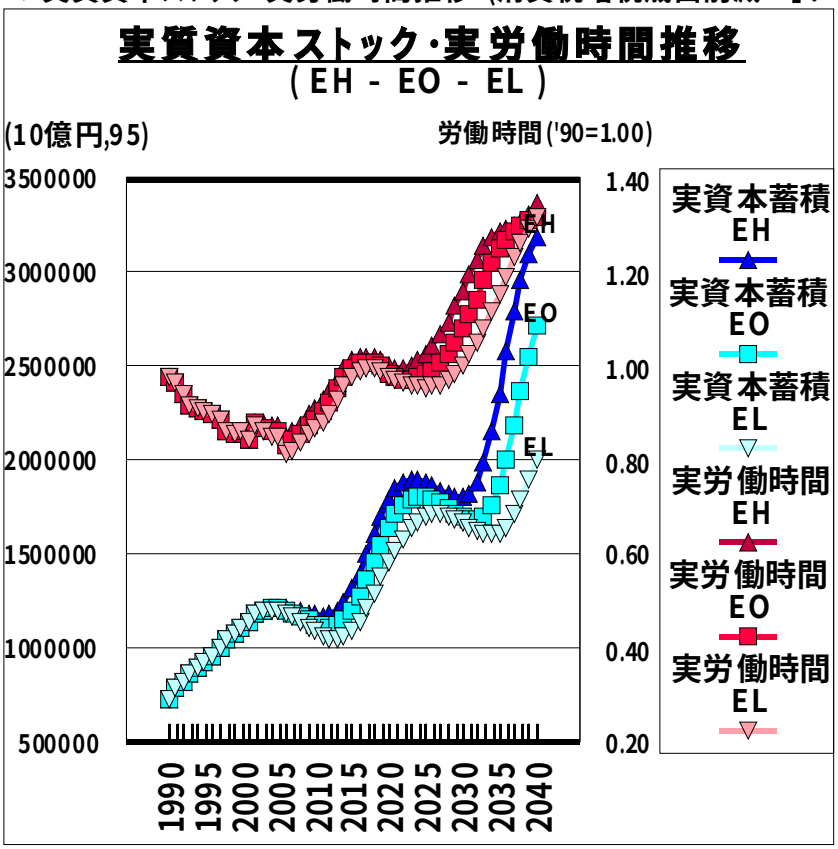

[図4-3-2-1. 国一般会計歳入主要項目(税収･国債収入)推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

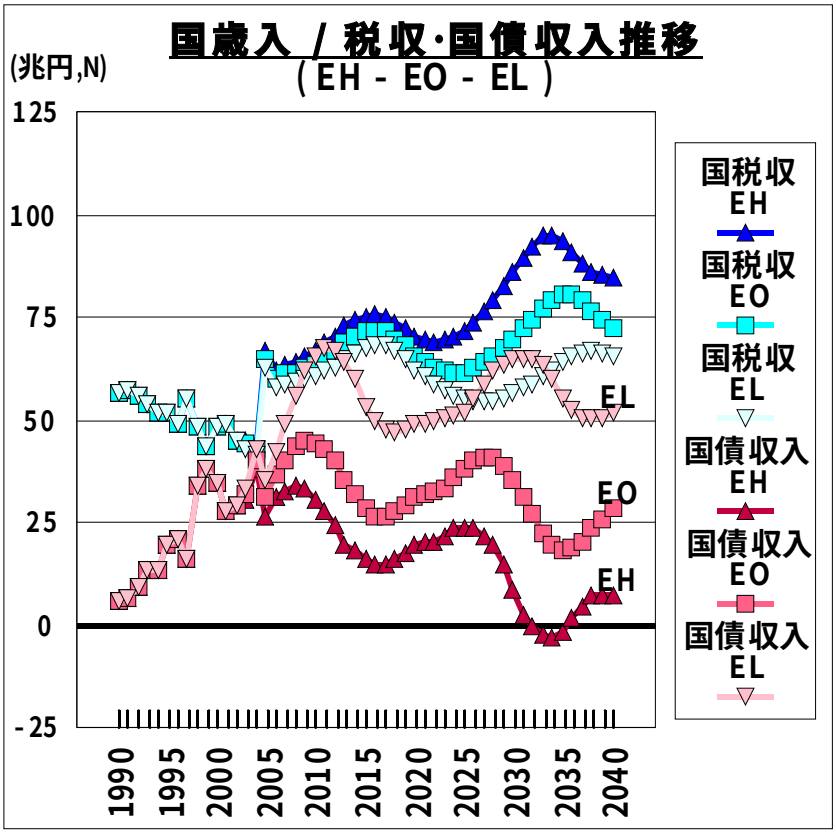

[図4-3-2-2. 国一般会計歳出主要項目推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

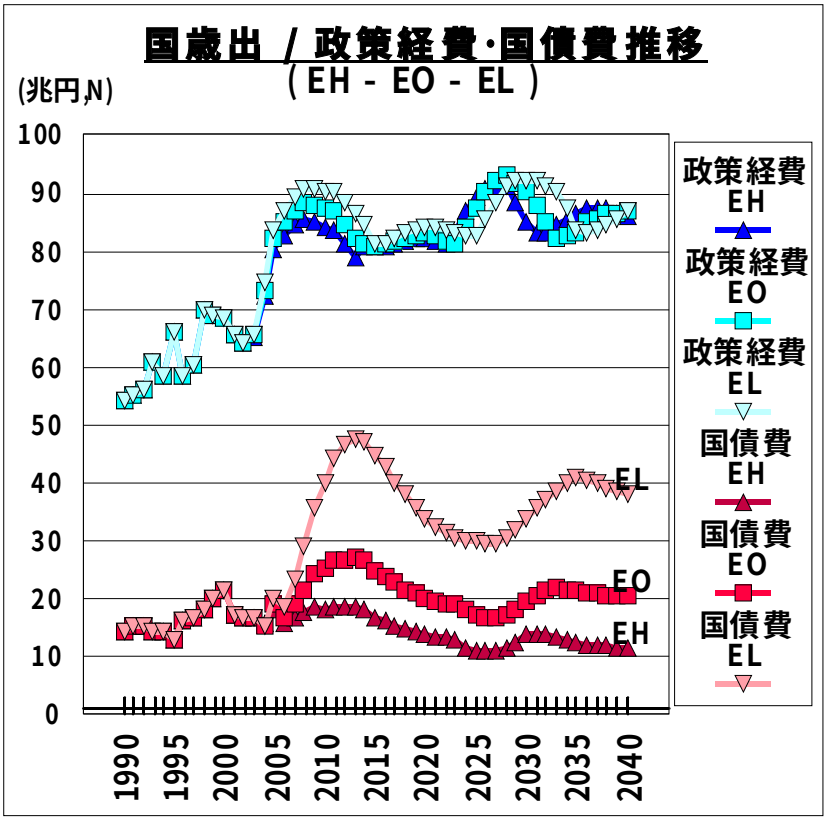

[図4-3-2-3. 国一般会計歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減・高成長「EH」ケース)]

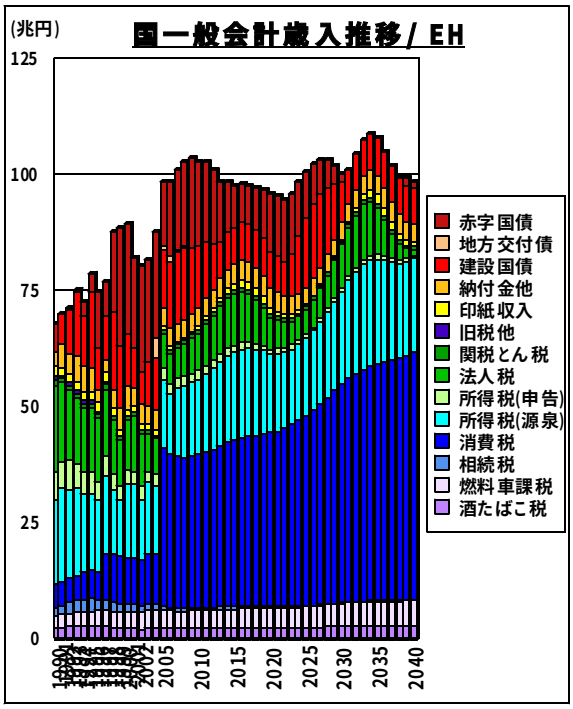

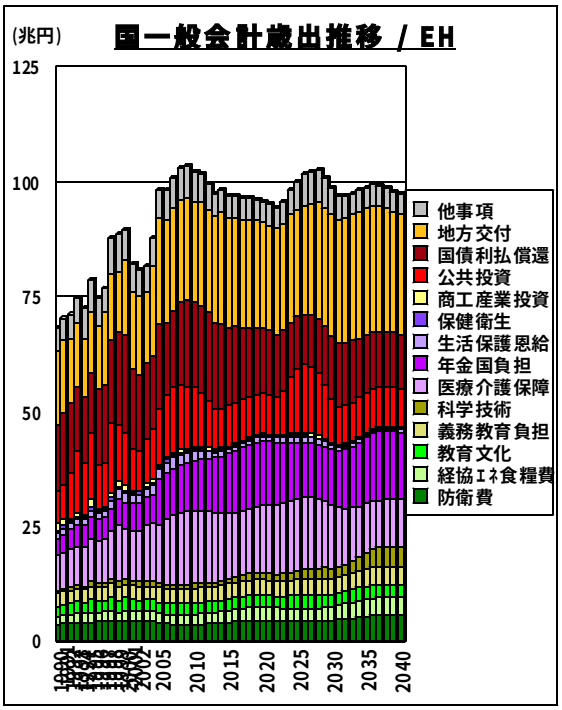

[図4-3-2-4. 国一般会計歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減･基準「EO」ケース)]

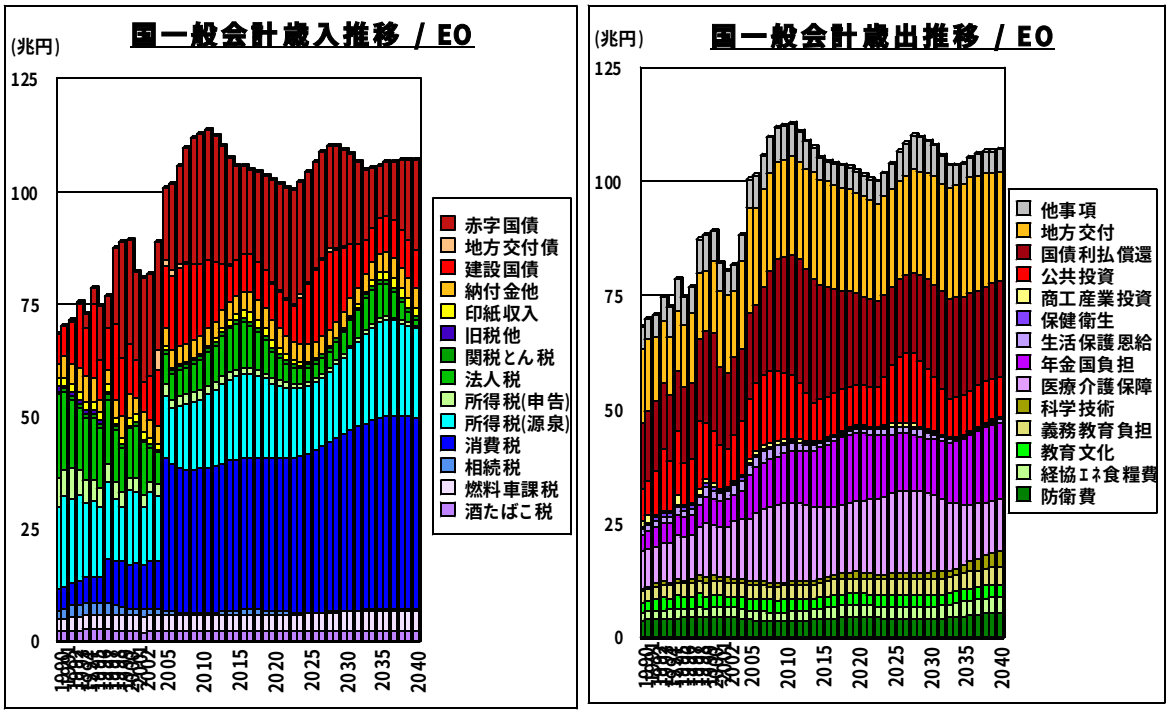

[図4-3-2-5. 国一般会計歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減･低成長「EL」ケース)]

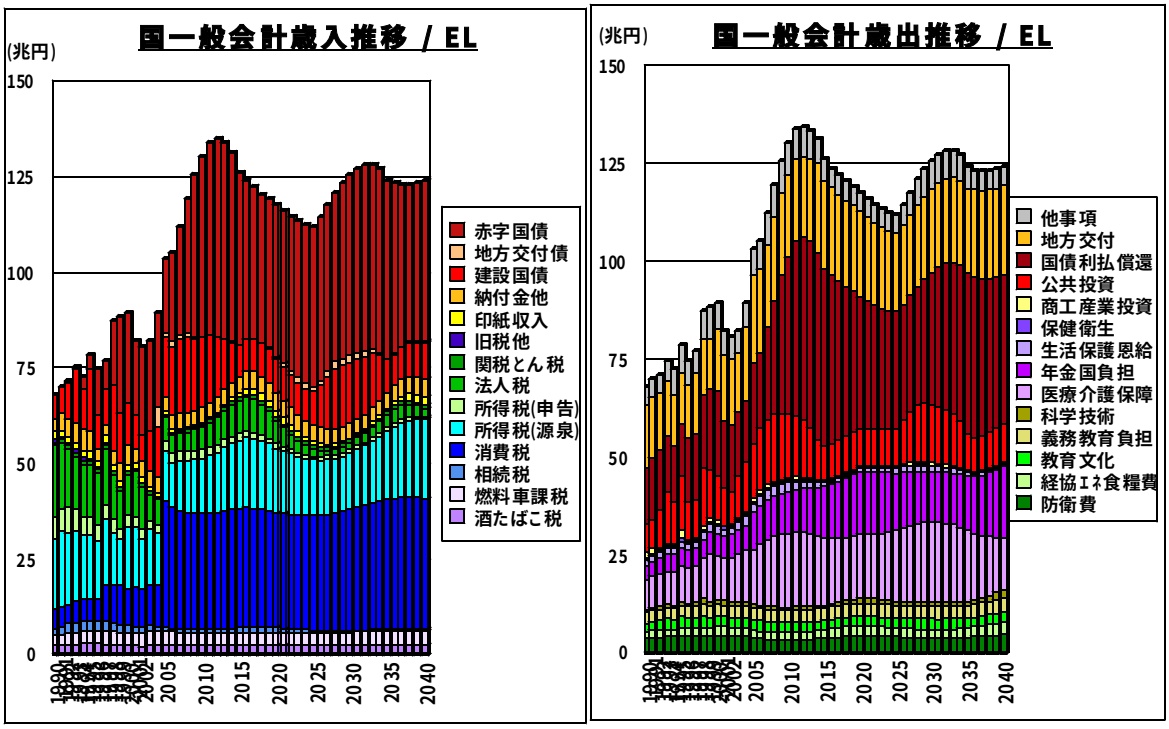

[図4-3-2-6. 都道府県一般会計歳入主要項目推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

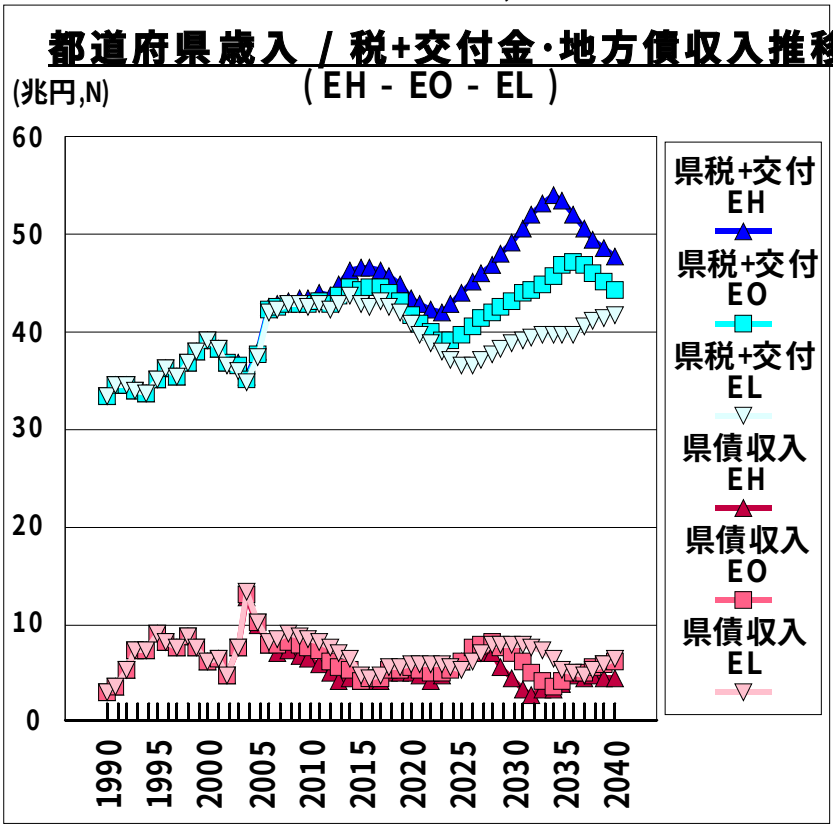

[図4-3-2-7. 都道府県一般会計歳出主要項目推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

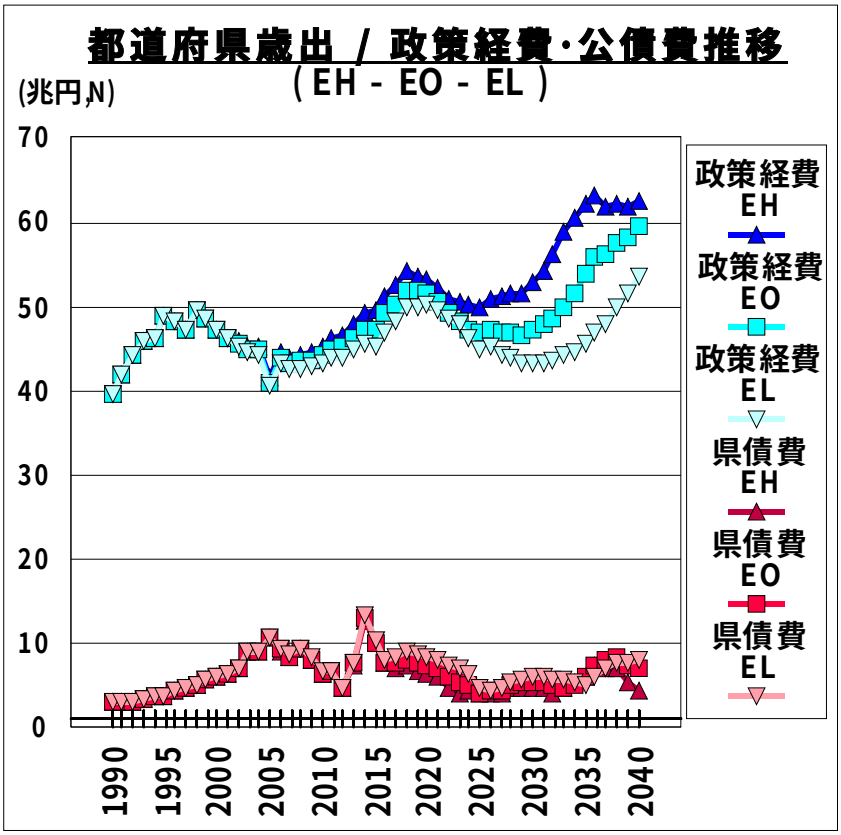

[図4-3-2-8. 都道府県一般会計歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減･高成長「EH」ケース)]

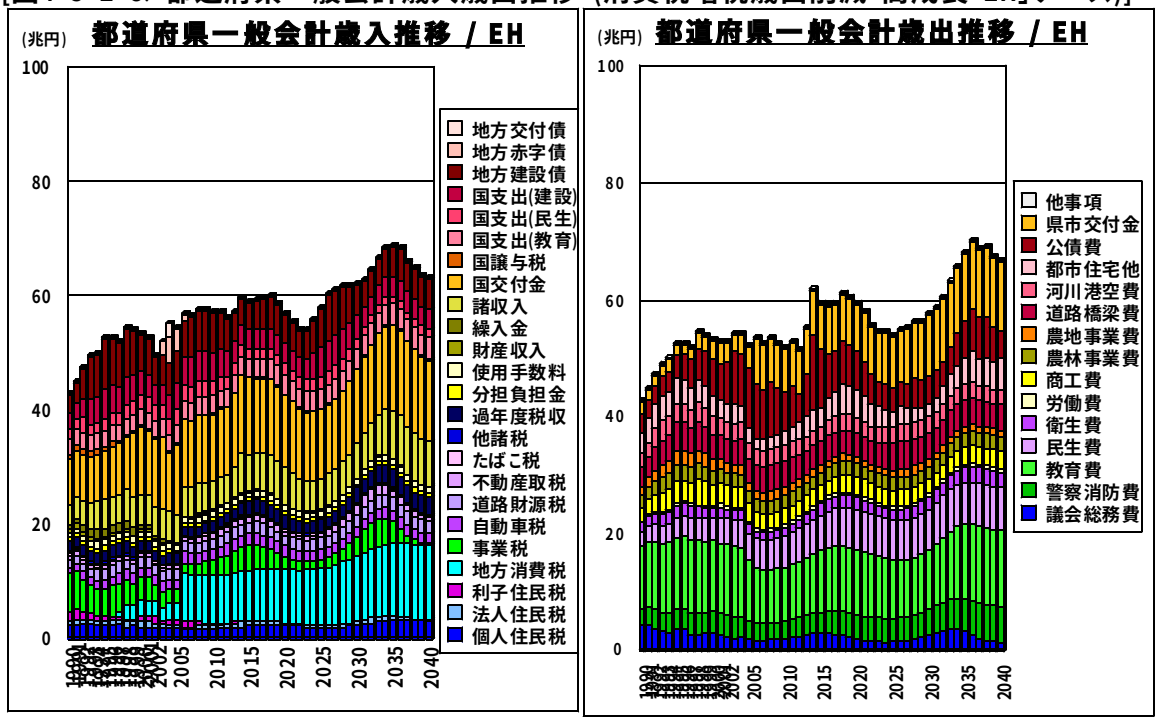

[図4-3-2-9. 都道府県一般会計歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減･基準「EO」ケース)]

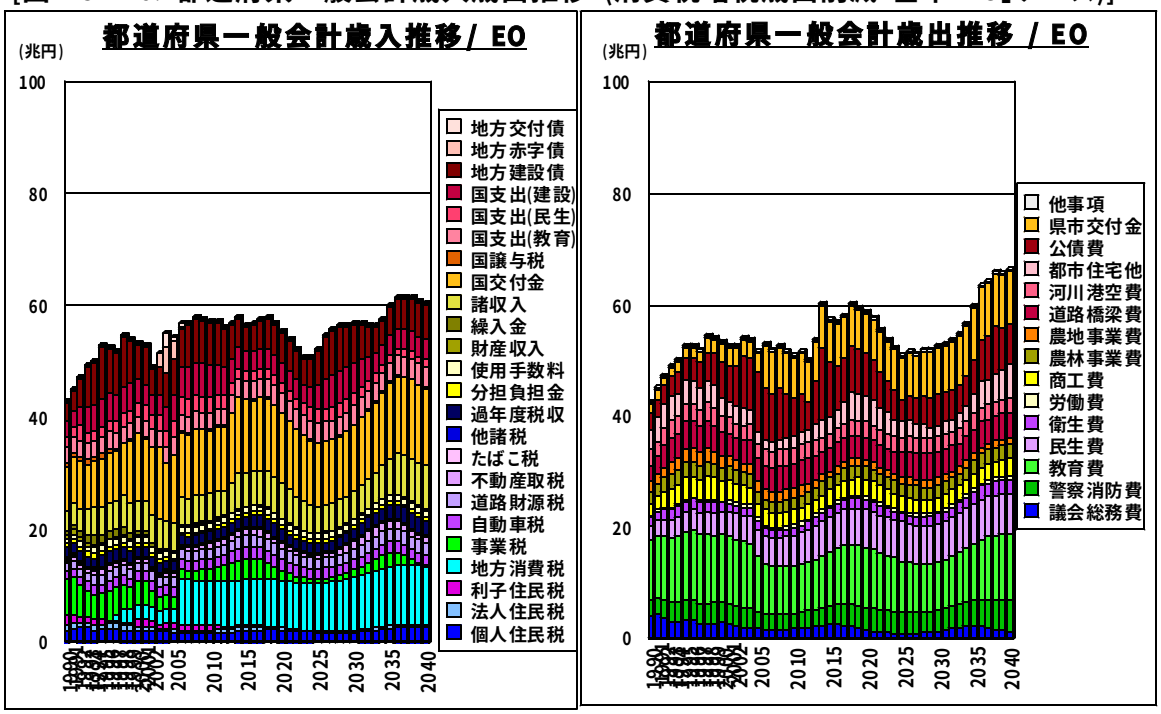

[図4-3-2-10. 都道府県一般会計歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減･低成長「EL」ケース)]

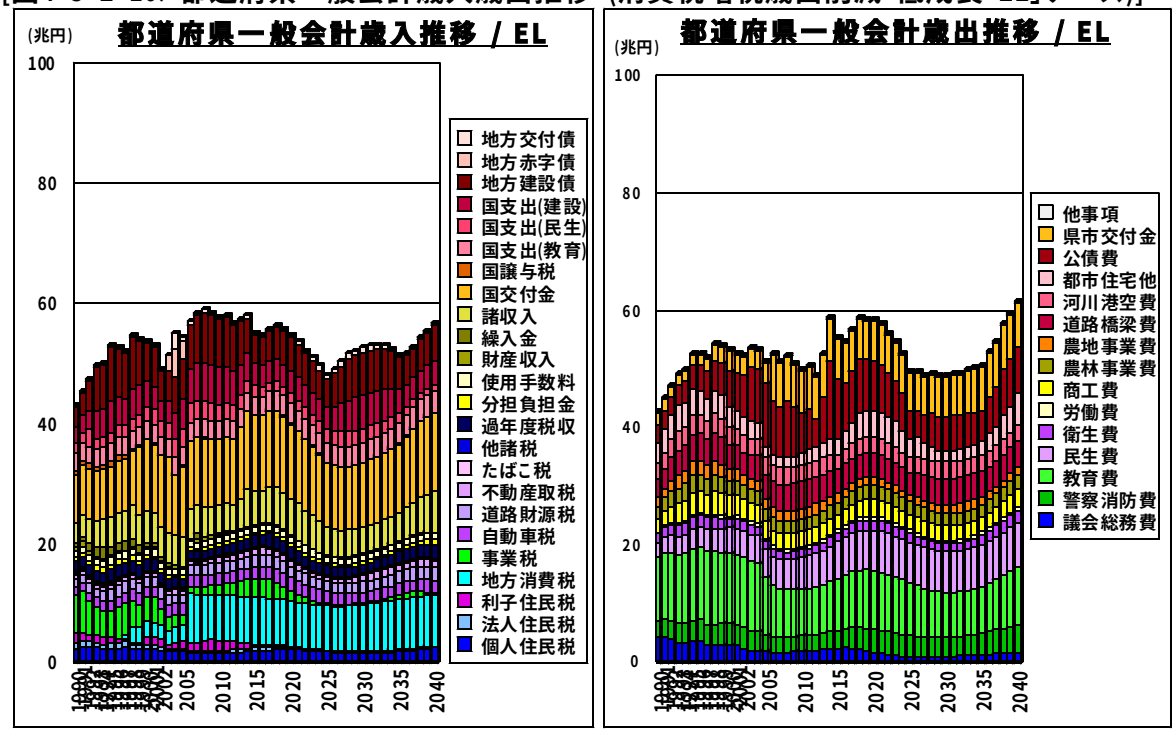

[図4-3-2-11. 市町村一般会計歳入推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

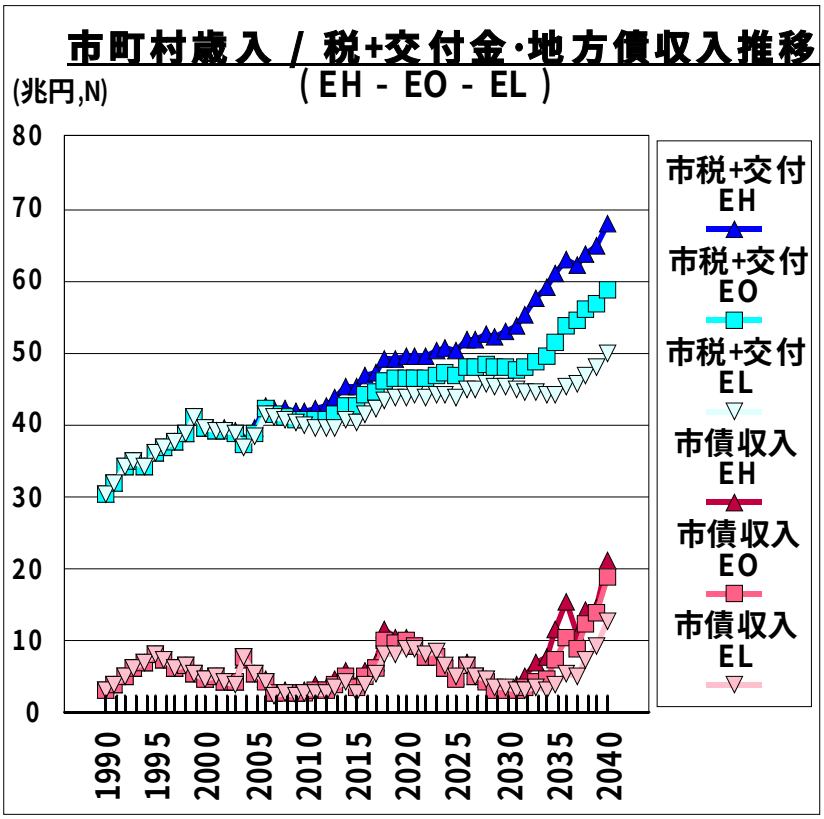

[図4-3-2-12. 市町村一般会計歳出推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

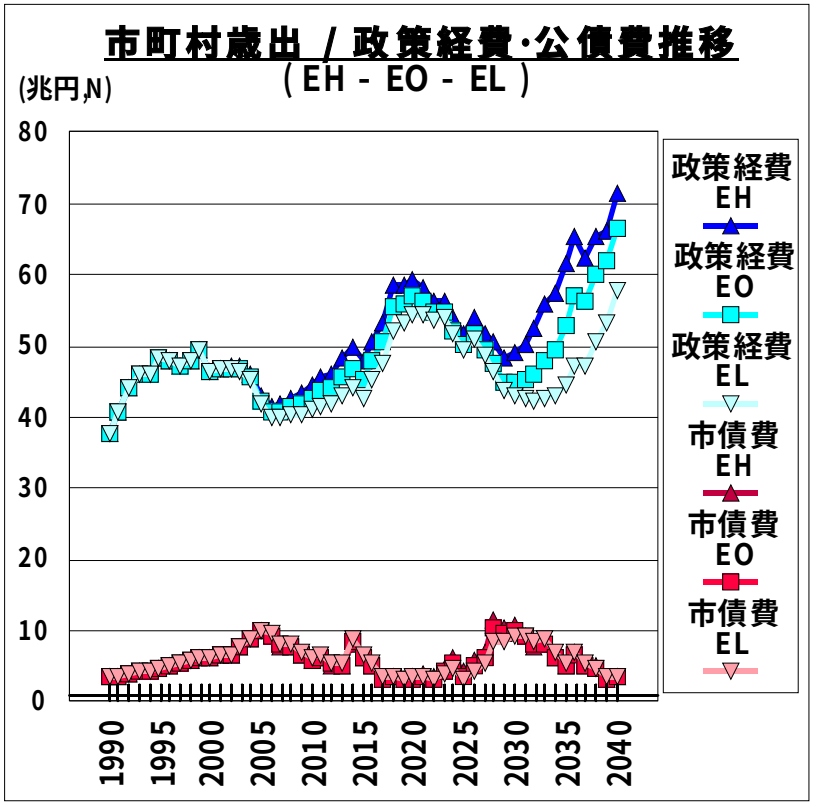

[図4-3-2-13. 市町村一般会計歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減・高成長「EH」ケース)]

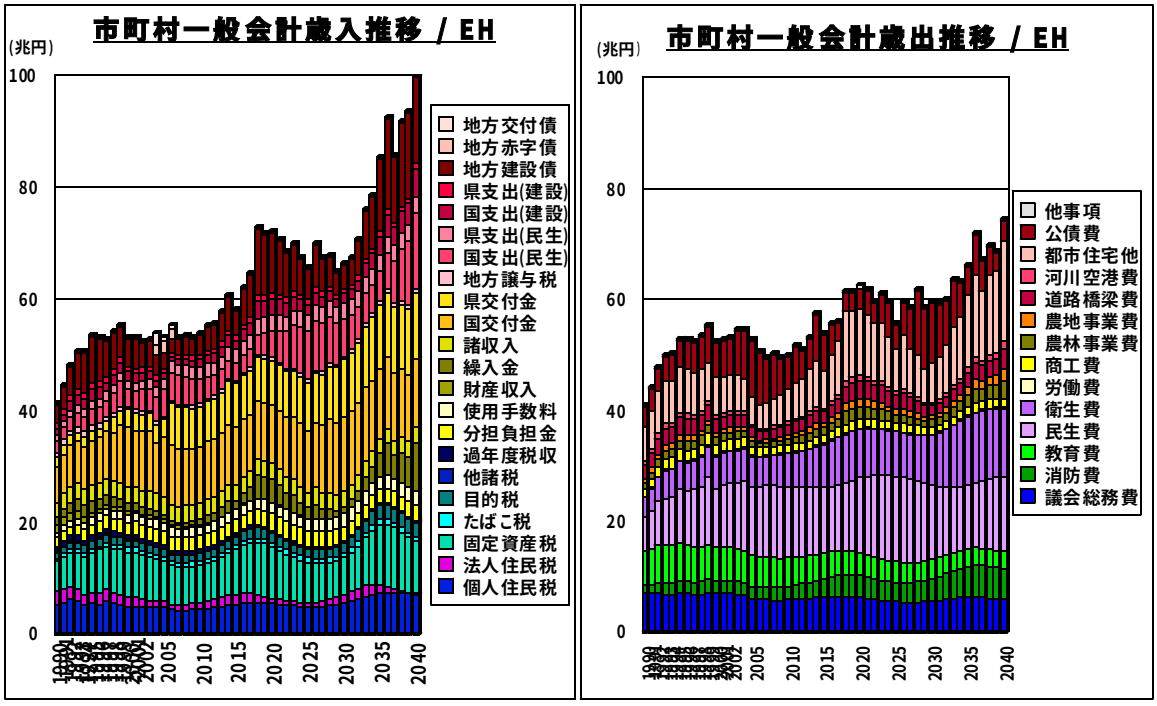

[図4-3-2-14. 市町村一般会計歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減･基準「EO」ケース)]

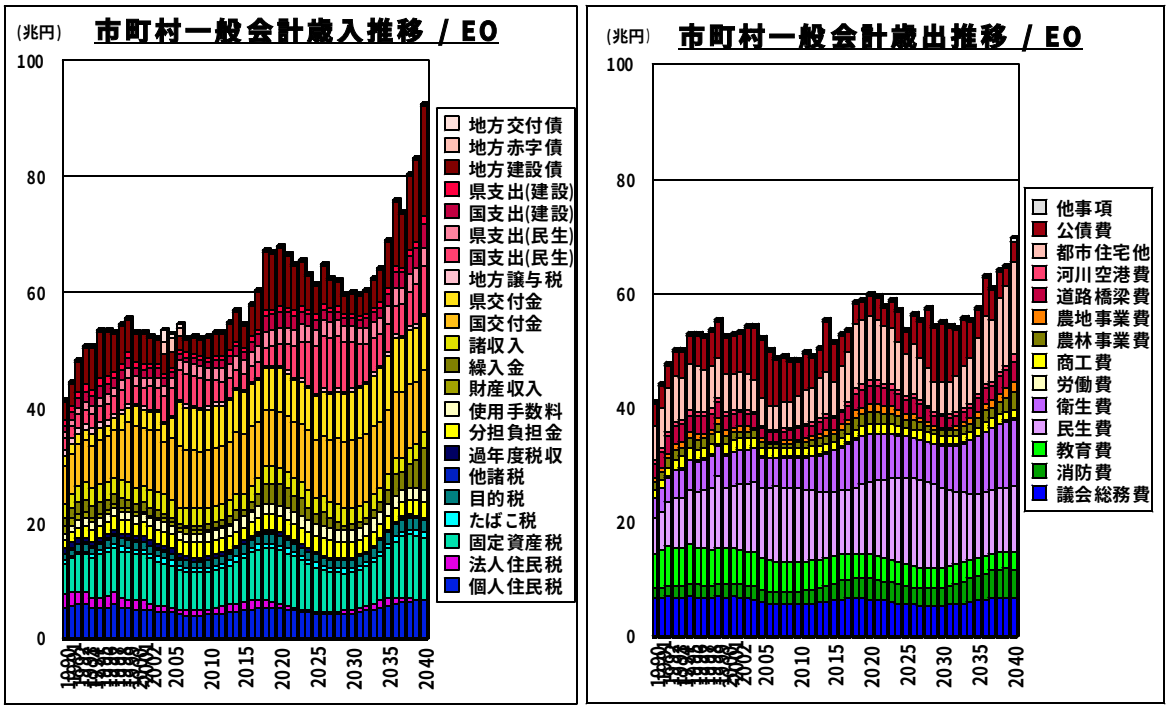

[図4-3-2-15. 市町村一般会計歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減･低成長「EL」ケース)]

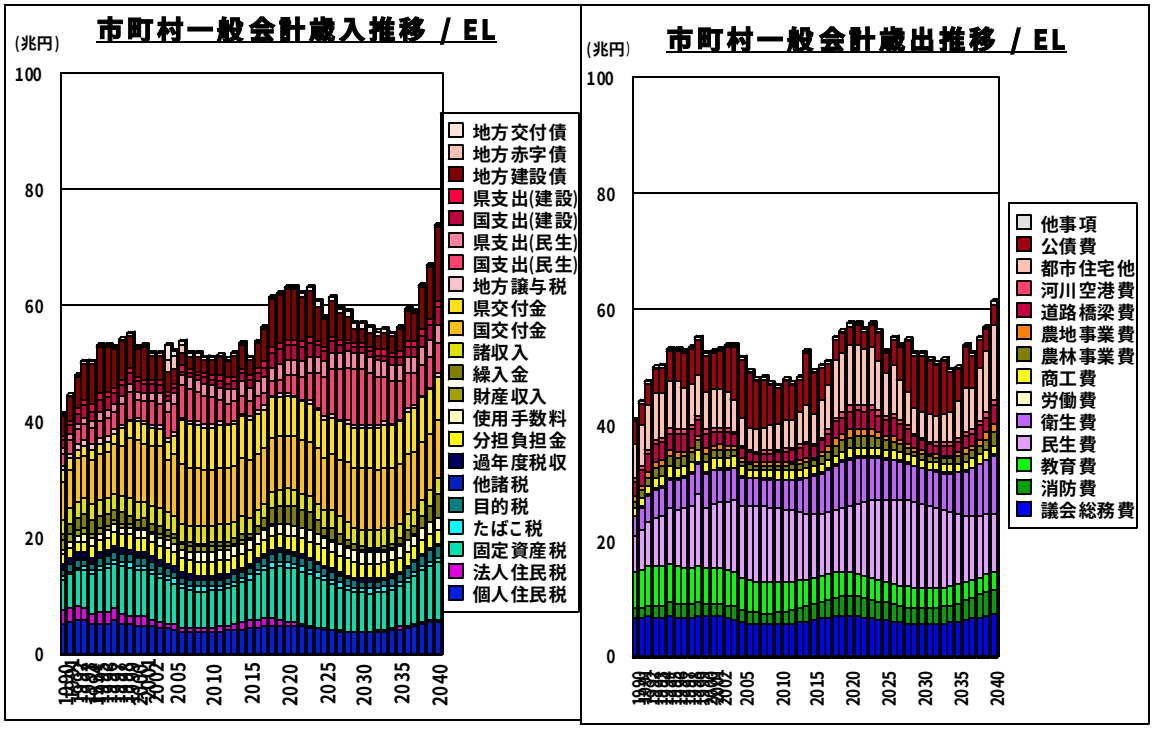

[図4-3-3-1. 国債･地方債残高推移 (消費税増税歳出削減｢E｣ケース)]

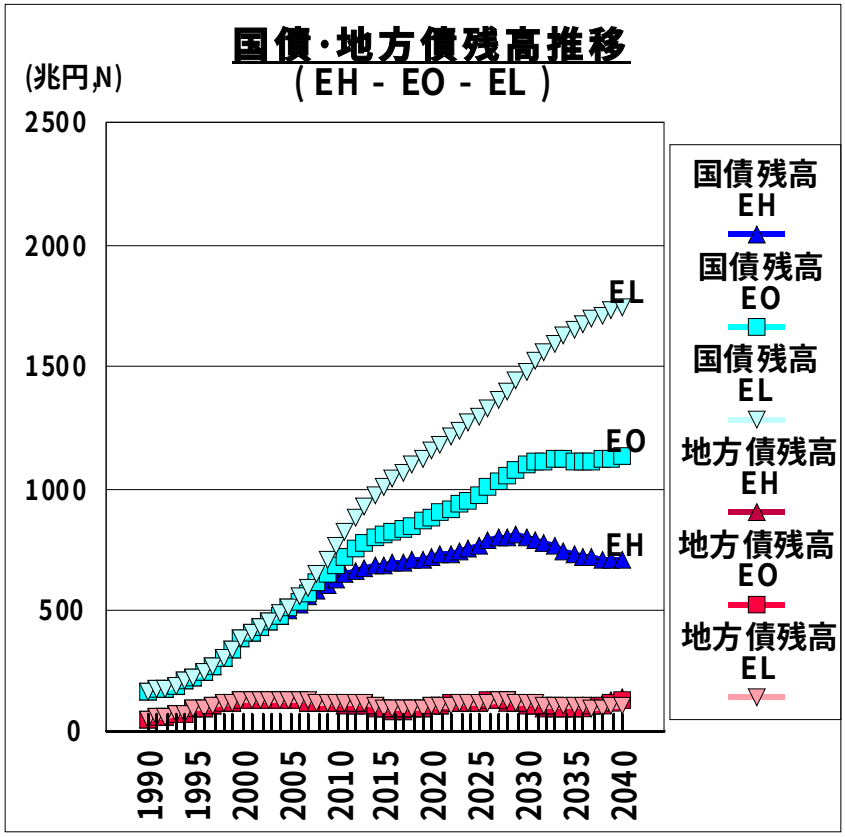

[図4-3-3-2. 都道府県債･市町村債残高推移 (消費税増税歳出削減｢E｣ケース)]

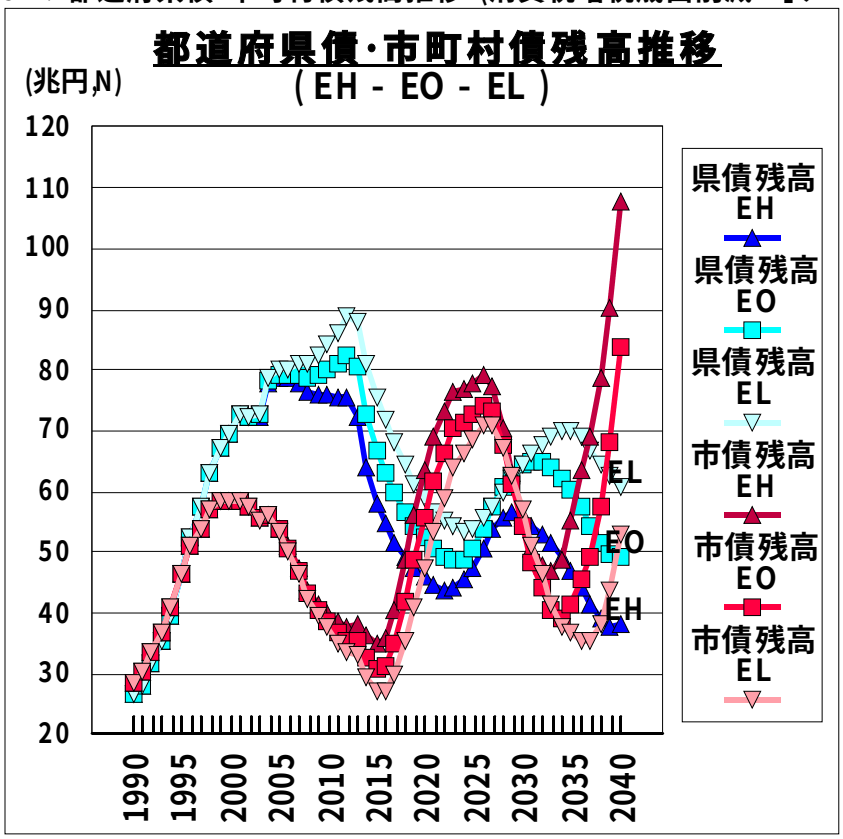

[図4-3-3-3. 国債累積残高の対前年度増加率推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

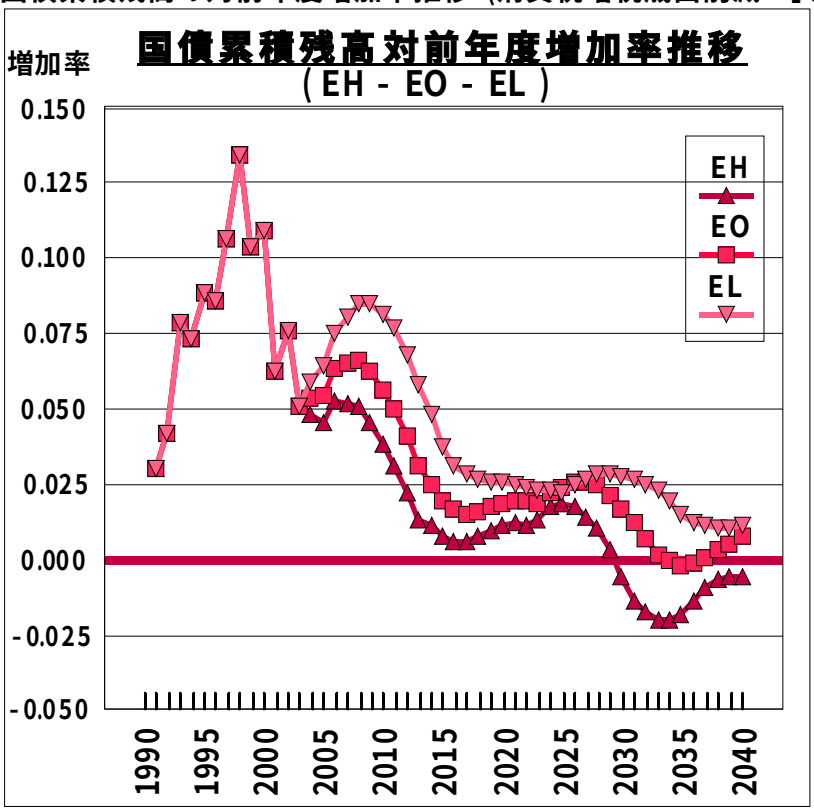

[図4-3-3-4. 国基礎収支推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

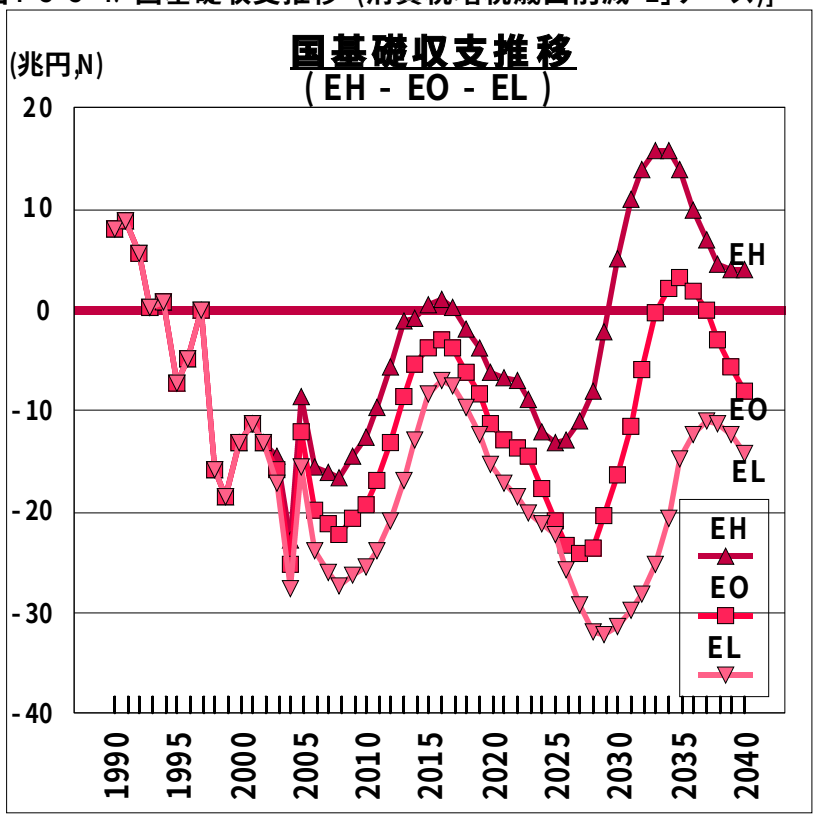

[図4-3-3-5. 都道府県･市町村基礎収支推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

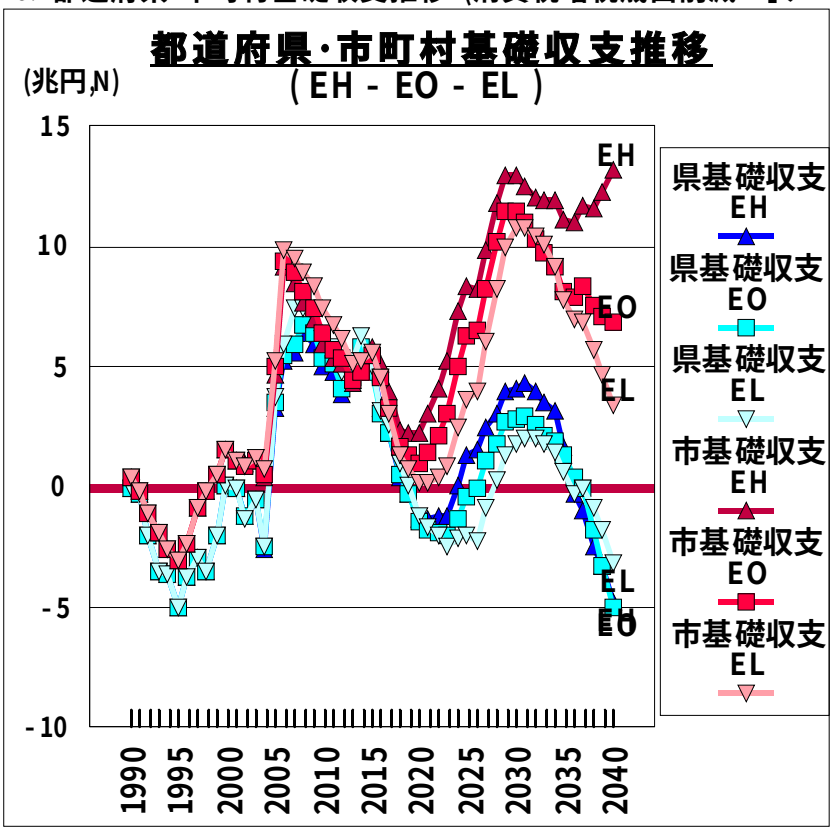

[図4-3-3-6. 公的年金積立金残高推移 (消費税増税歳出削減「E」ケース)]

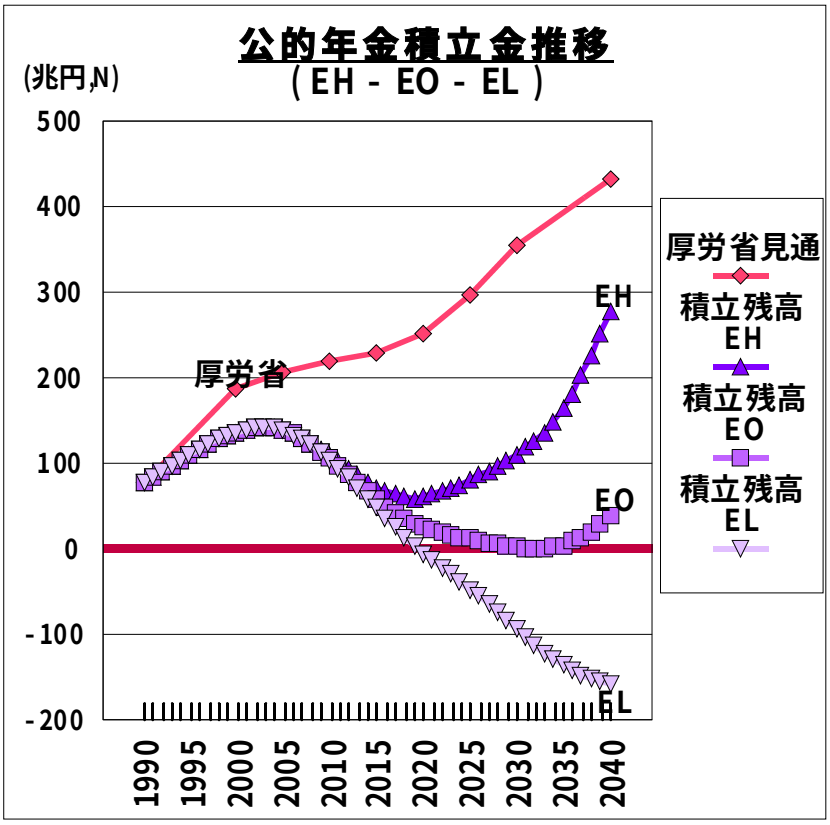

[図4-3-3-7. 公的年金歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減･高成長「EH」ケース)]

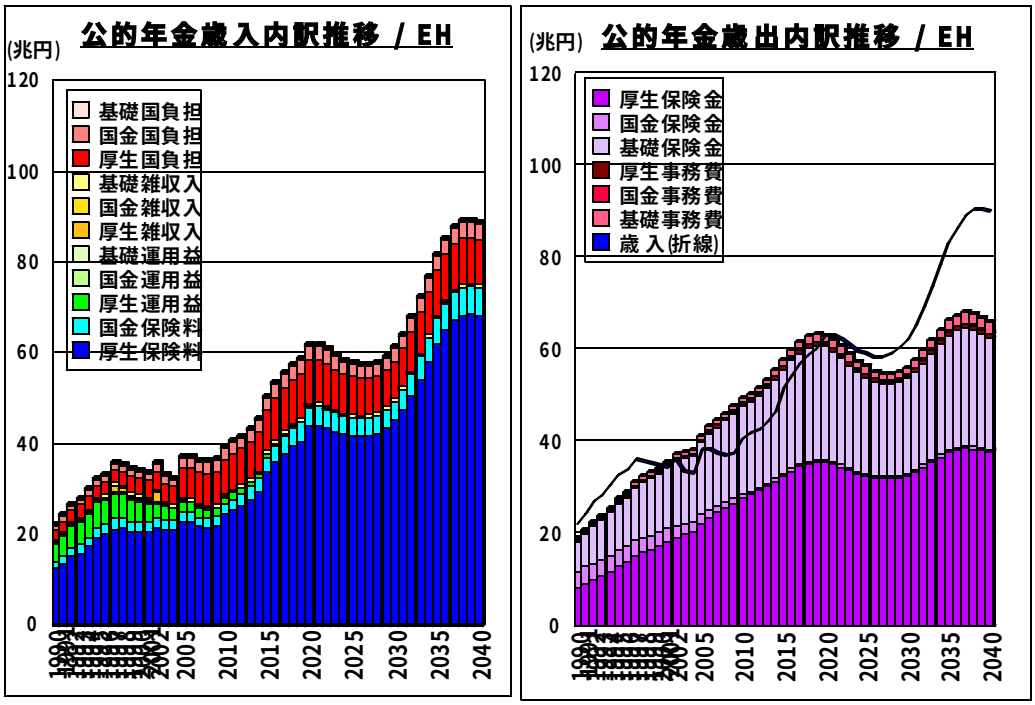

[図4-3-3-8. 公的年金歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減･基準「EO」ケース)]

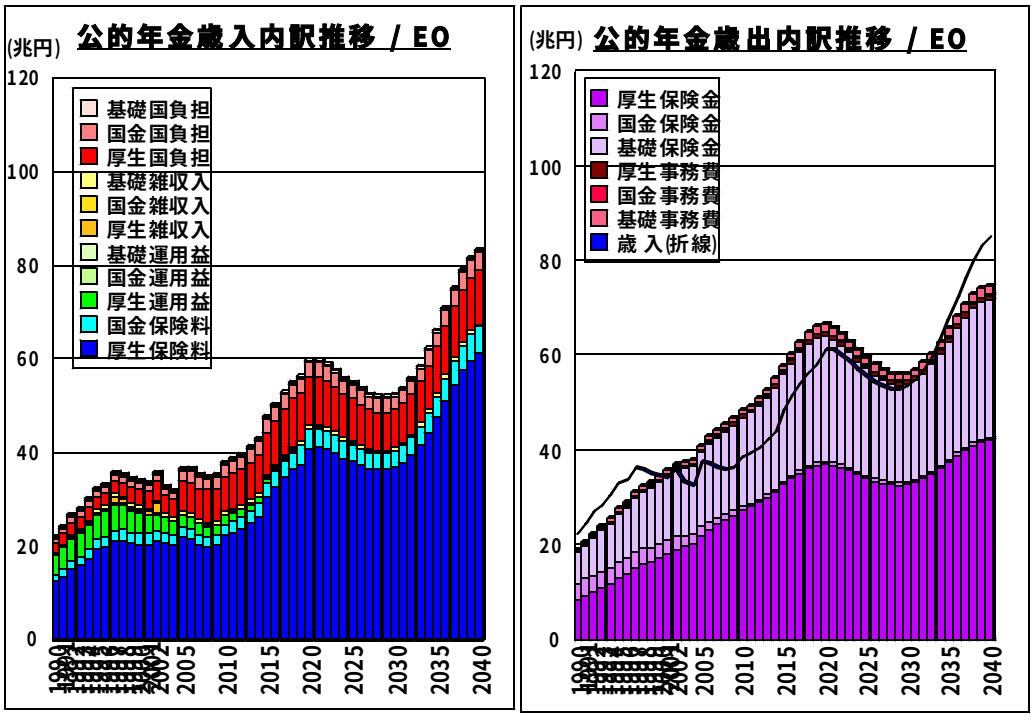

[図4-3-3-9. 公的年金歳入歳出推移 (消費税増税歳出削減･低成長「EL」ケース)]

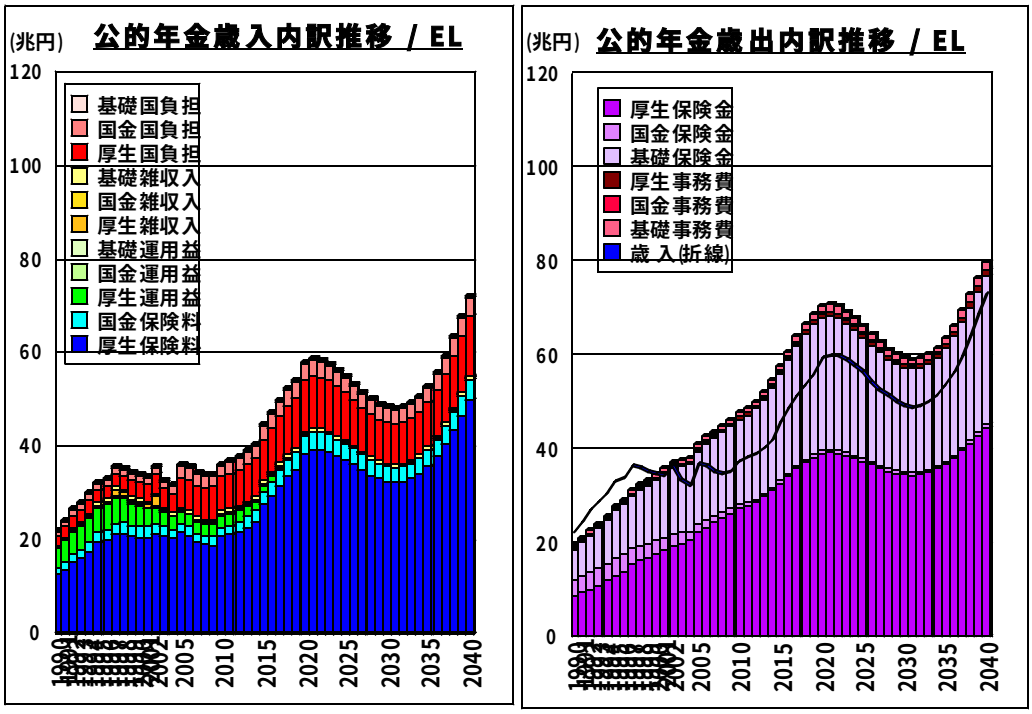

[図4-4-1-1. 政策シナリオ･実質経済成長率別試算結果概観]

政策シナリオ･実質経済成長率別試算結果概観

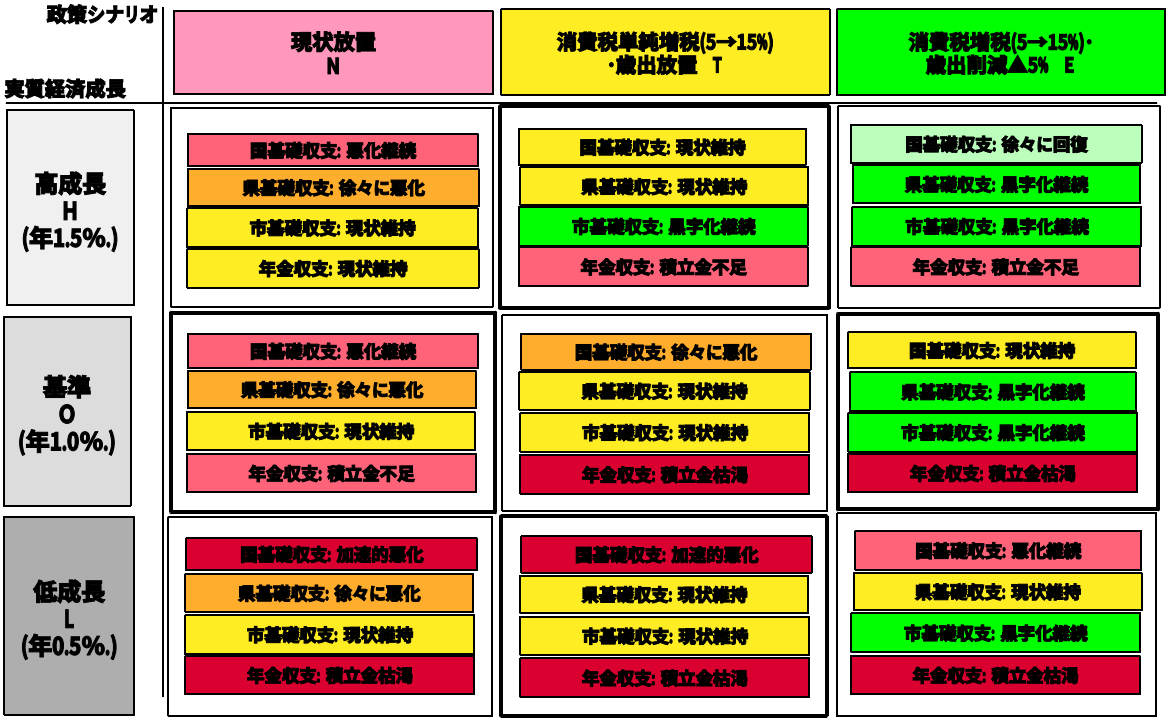

[図4-5-1-1. 国内総生産推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

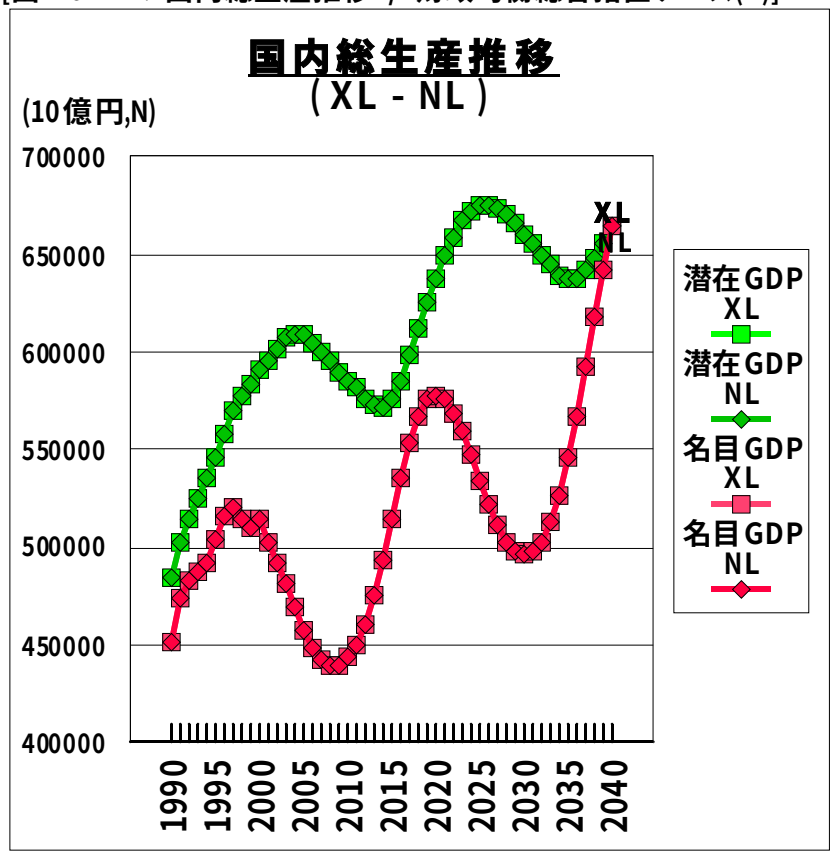

[図4-5-1-2. GDPデフレータ･物価指数推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

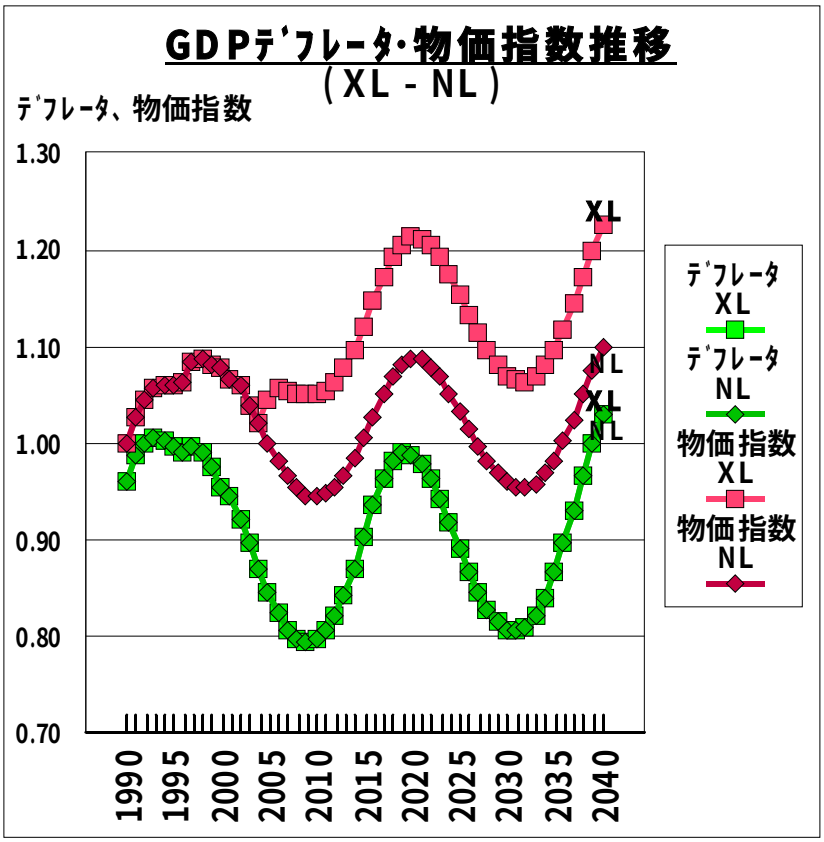

[図4-5-1-3. 実質金利･名目金利推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

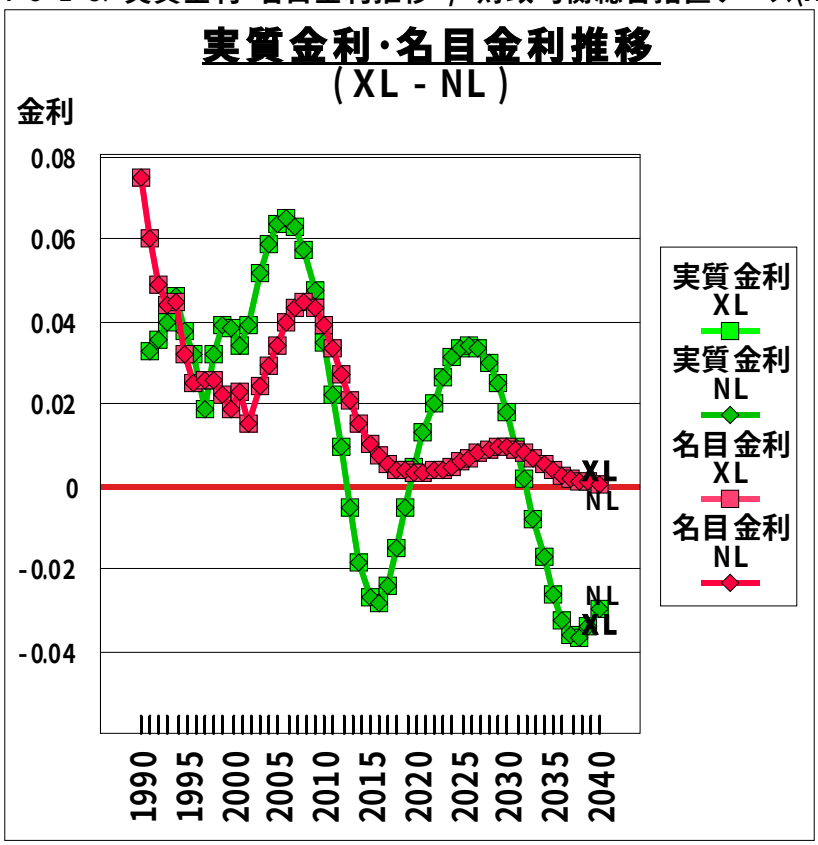

[図4-5-1-4. 時間賃金率･失業率推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

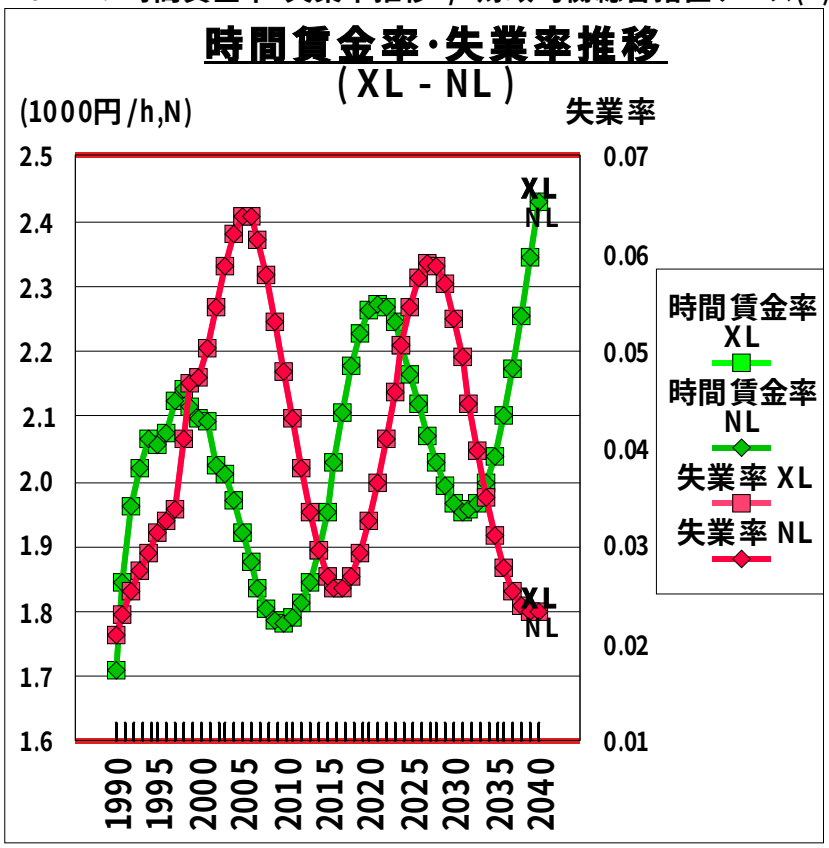

[図4-5-1-5. 賃金俸給･純営業余剰推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

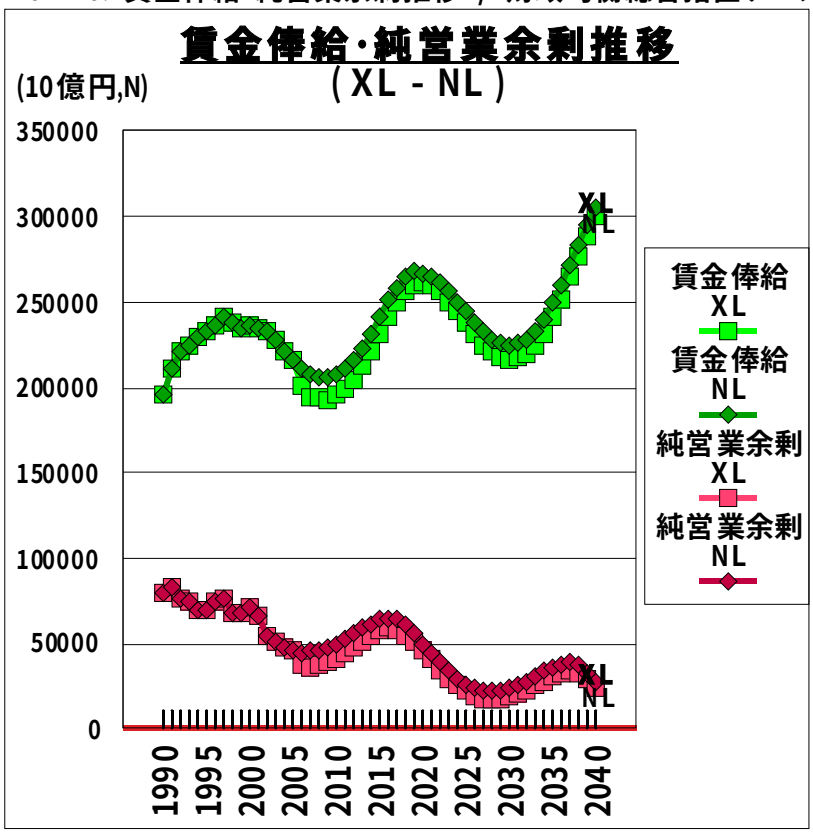

[図4-5-1-6. 政府分配推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

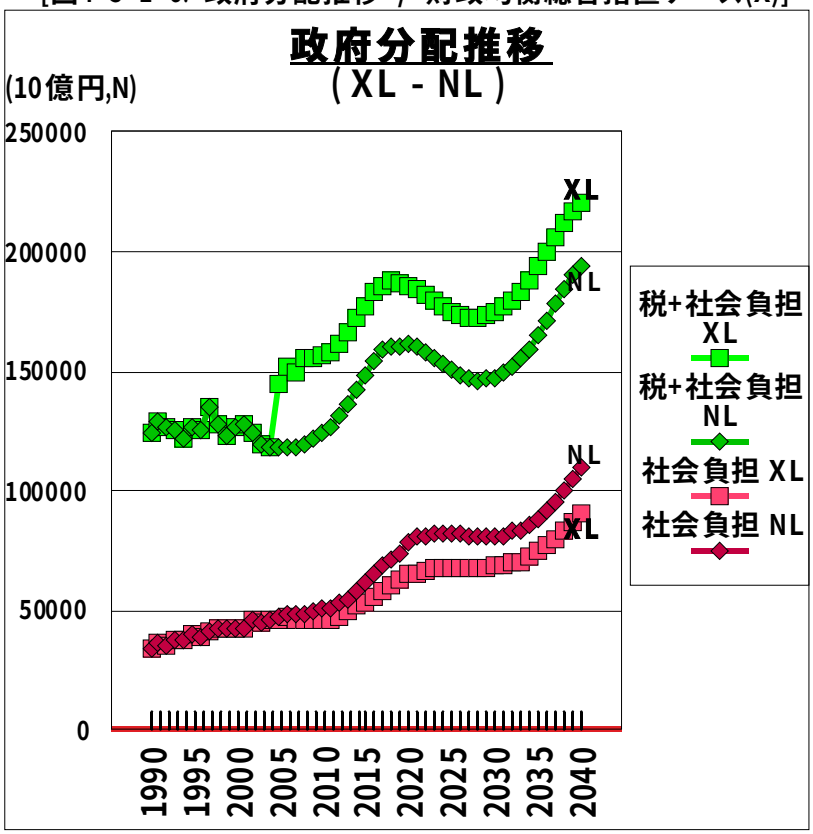

[図4-5-1-7. 民間消費･投資推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

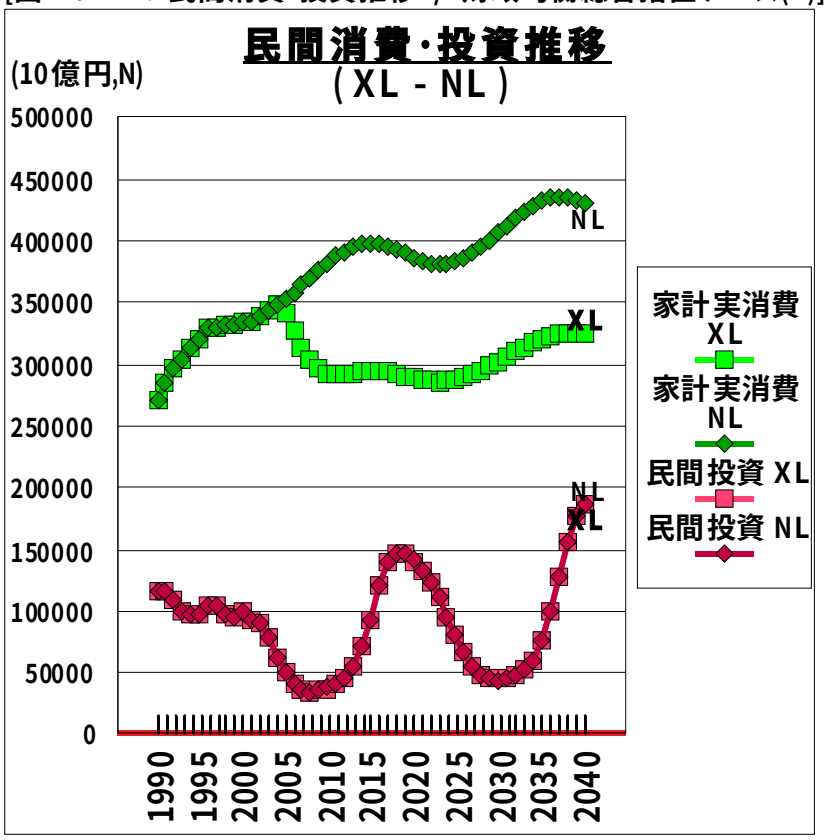

[図4-5-1-8. 家計･企業貯蓄負債変化推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

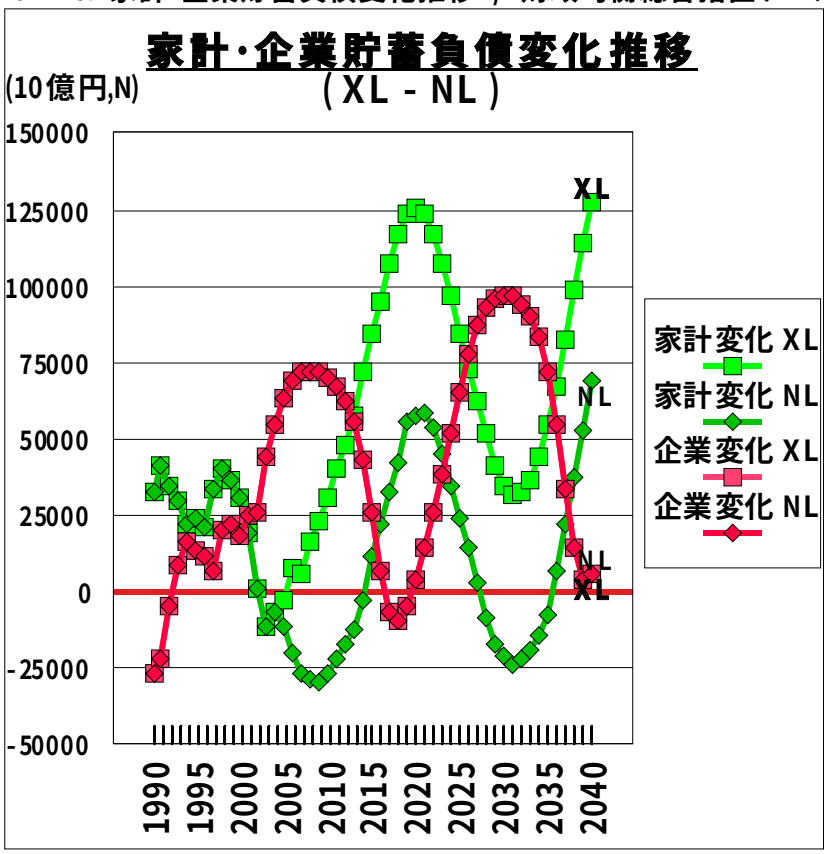

[図4-5-1-9. 国民負担率･潜在国民負担率推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

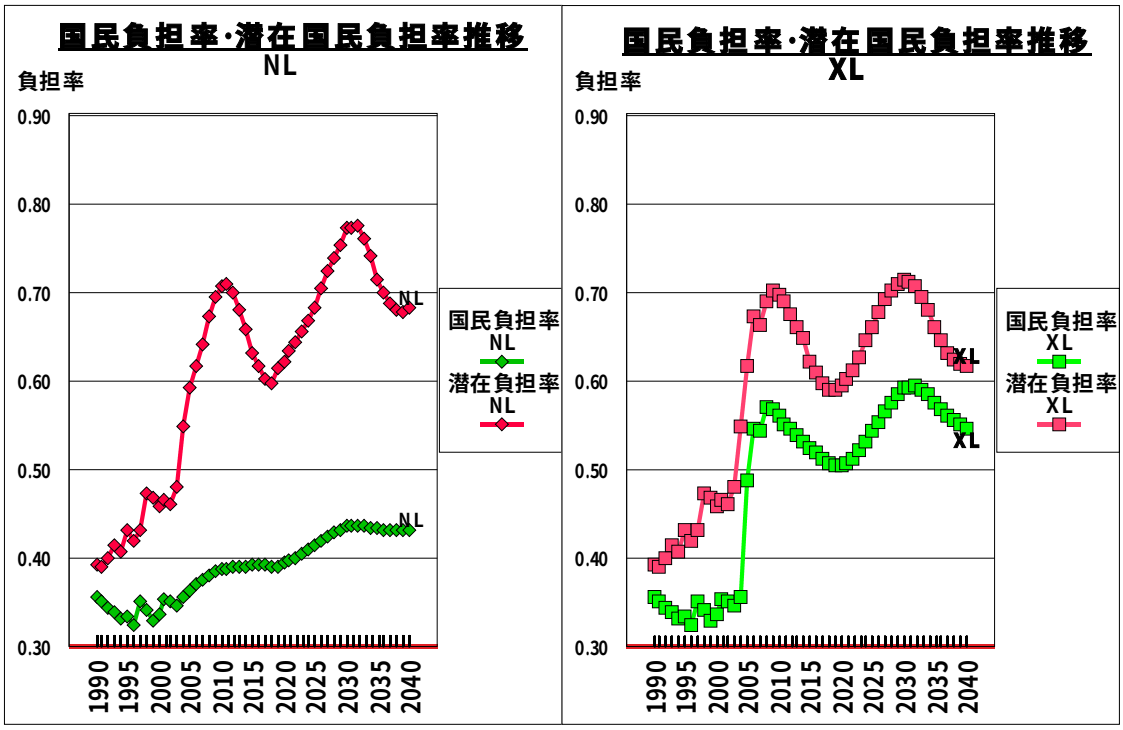

[図4-5-1-10. 国民負担率･潜在国民負担率推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

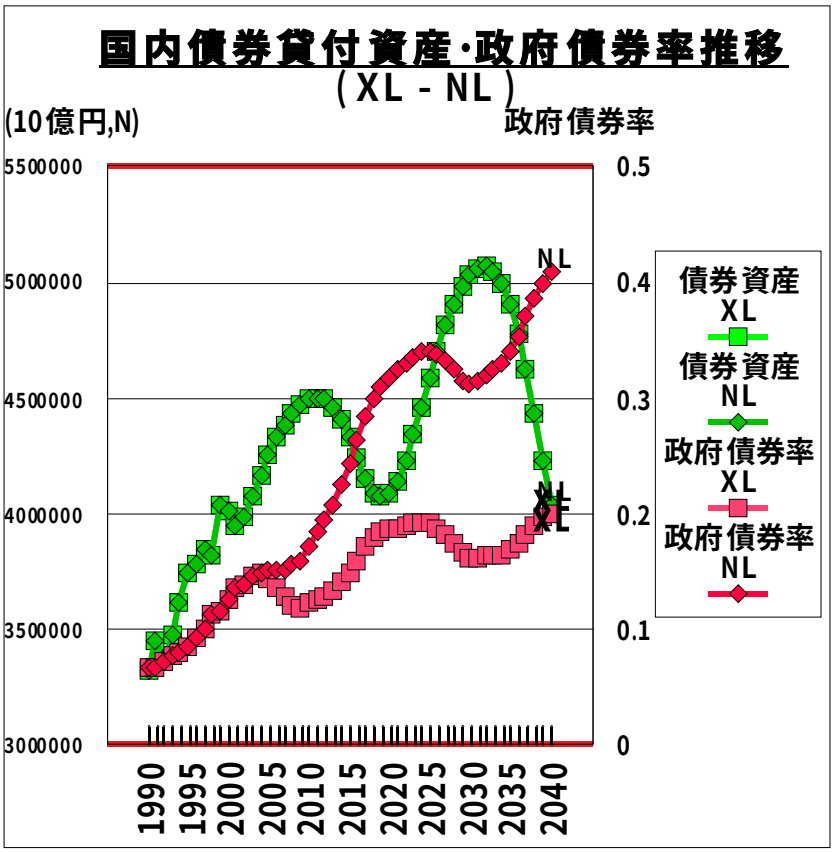

[図4-5-2-1. 国歳入(国税･国債収入)推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

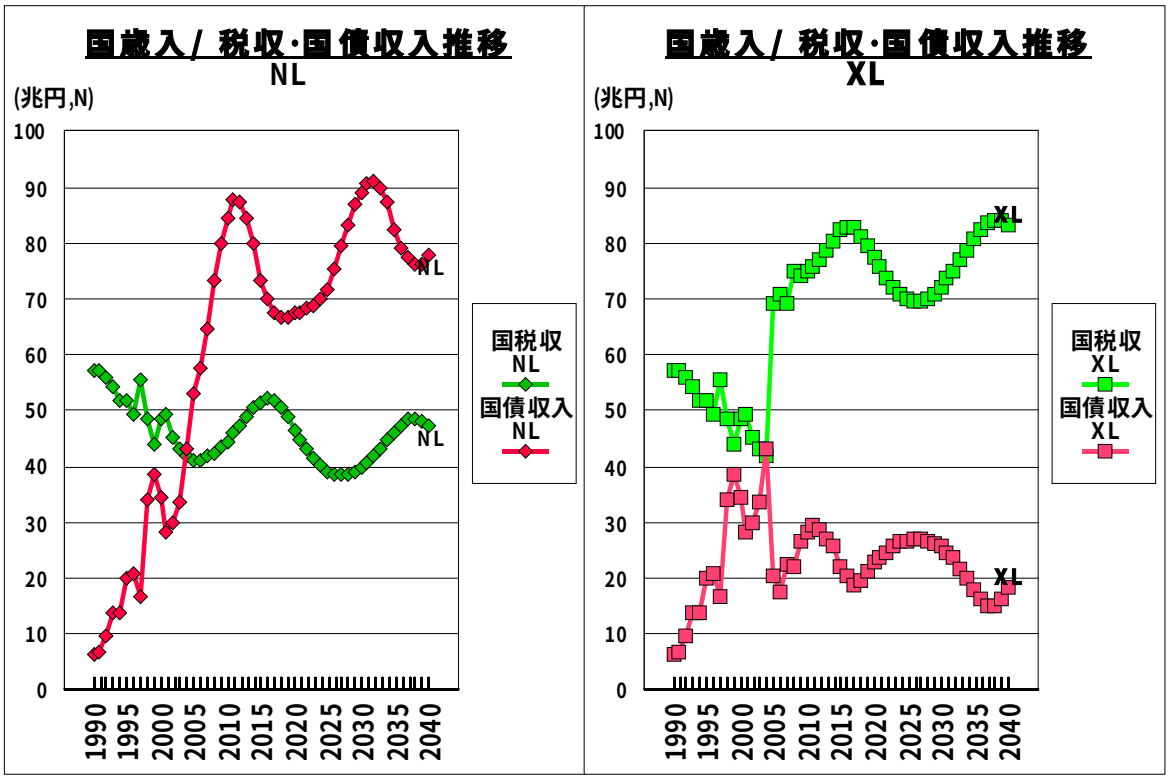

[図4-5-2-2. 国歳出(国税･国債収入)推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

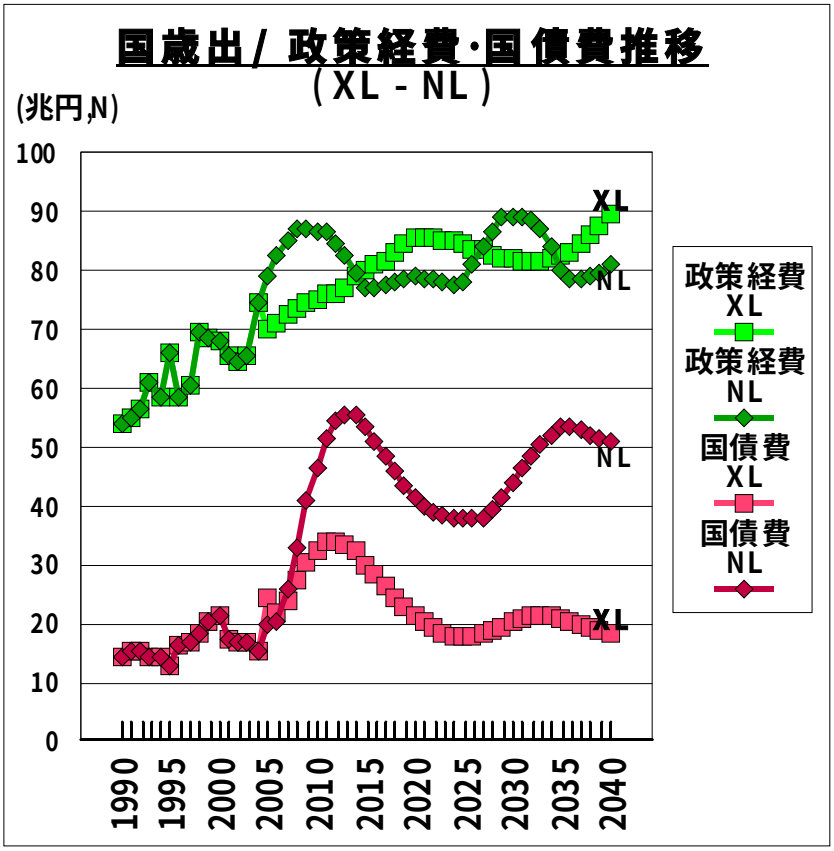

[図4-5-2-3. 国歳入歳出内訳推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

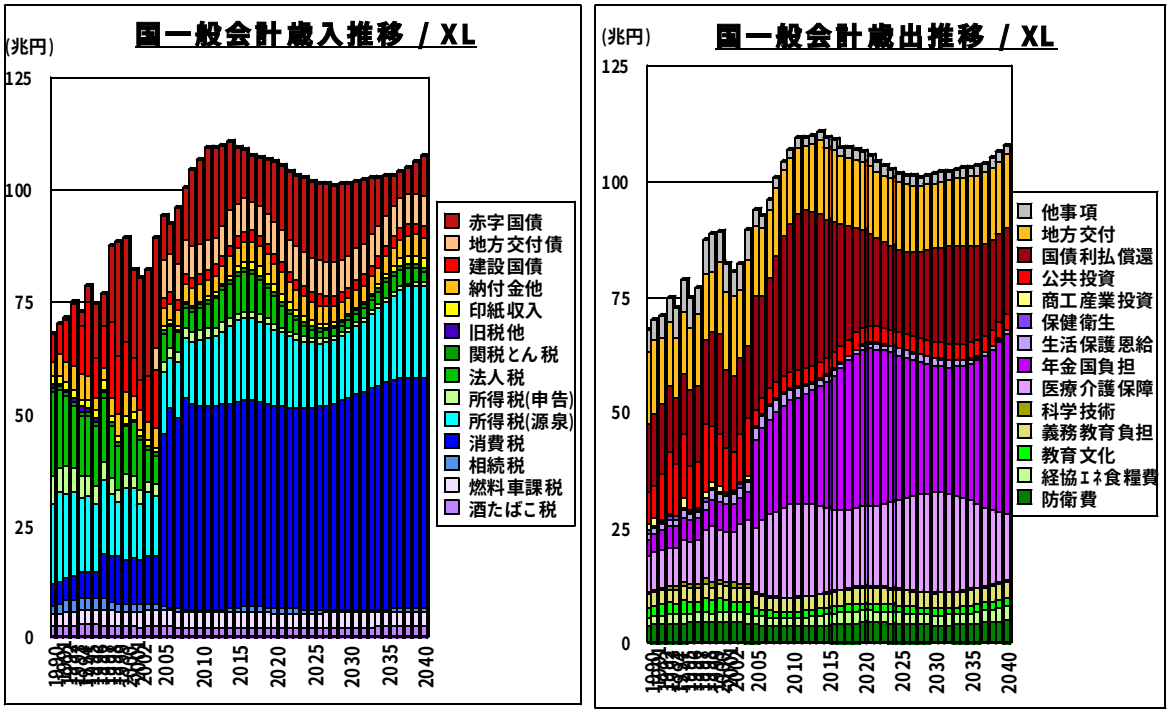

[図4-5-2-4. 都道府県歳入(都道府県税･交付金･地方債収入)推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

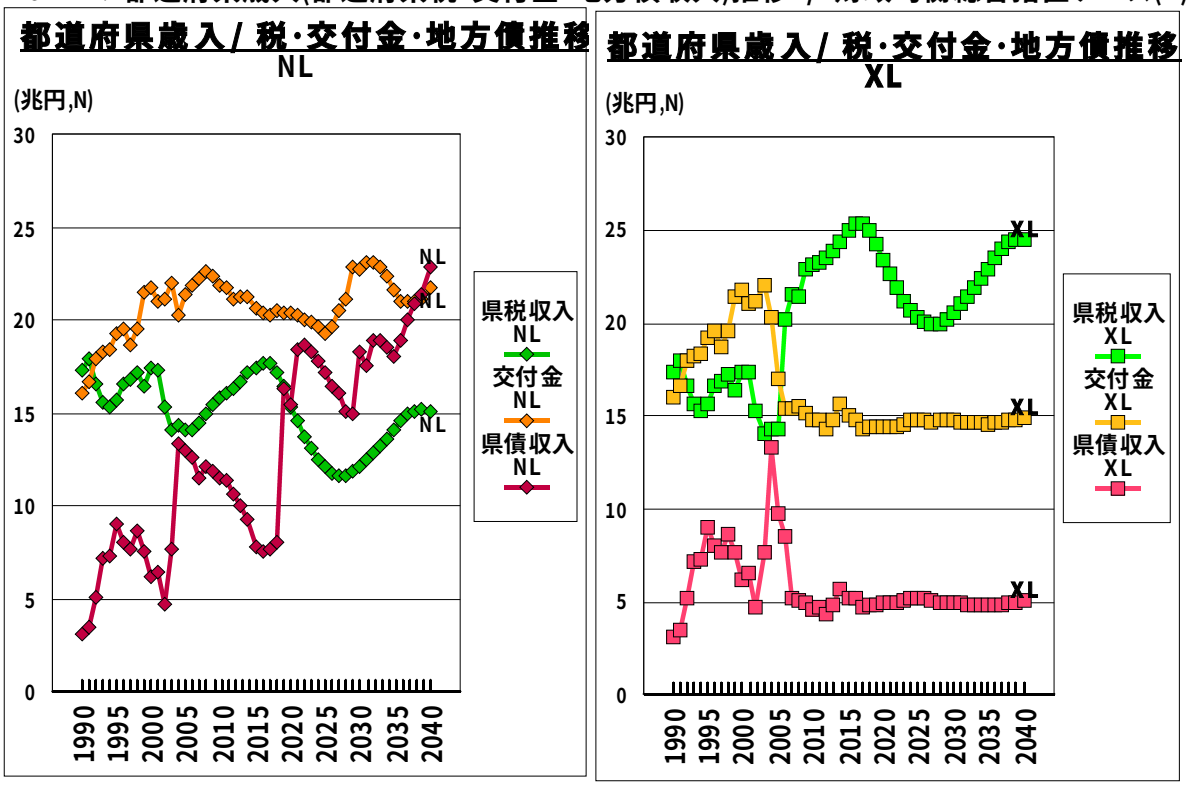

[図4-5-2-5. 都道府県歳出(政策経費･公債費)推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

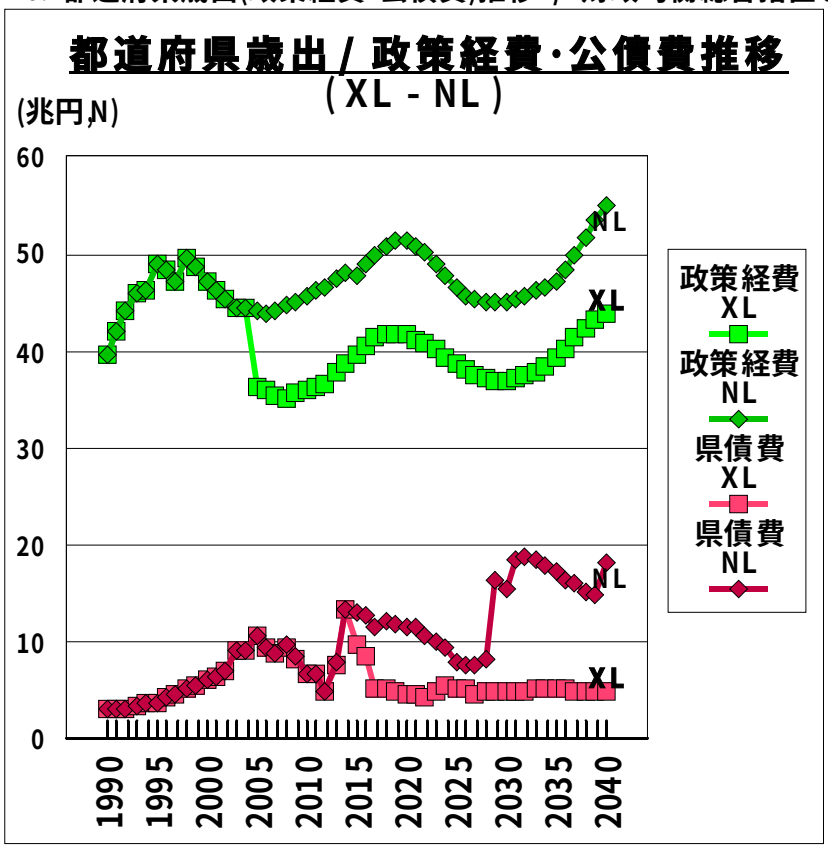

[図4-5-2-6. 都道府県歳入歳出内訳推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

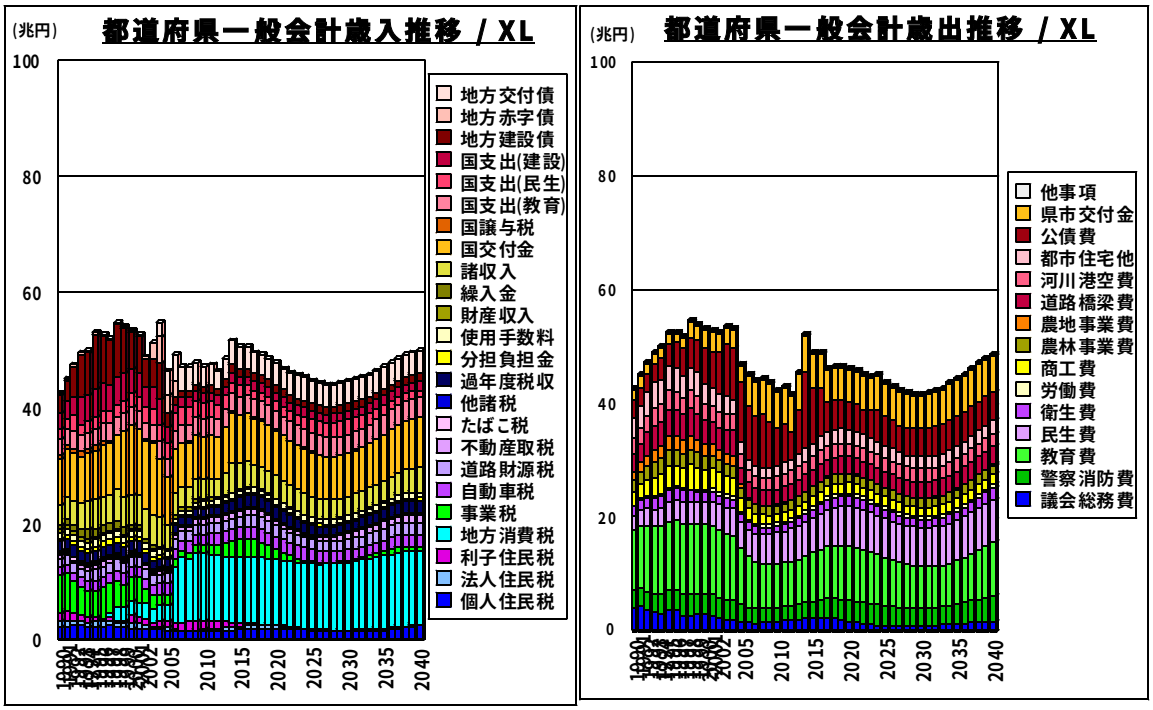

[図4-5-2-7. 市町村歳入(市町村税･交付金･公債収入)推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

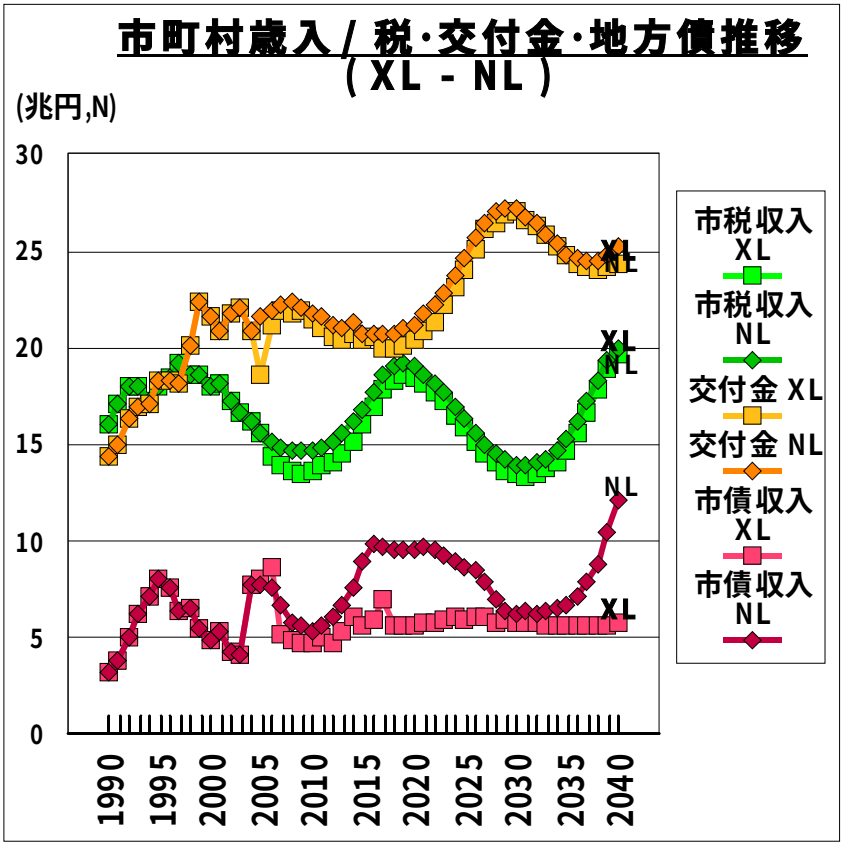

[図4-5-2-8. 市町村歳出(政策経費･公債費)推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

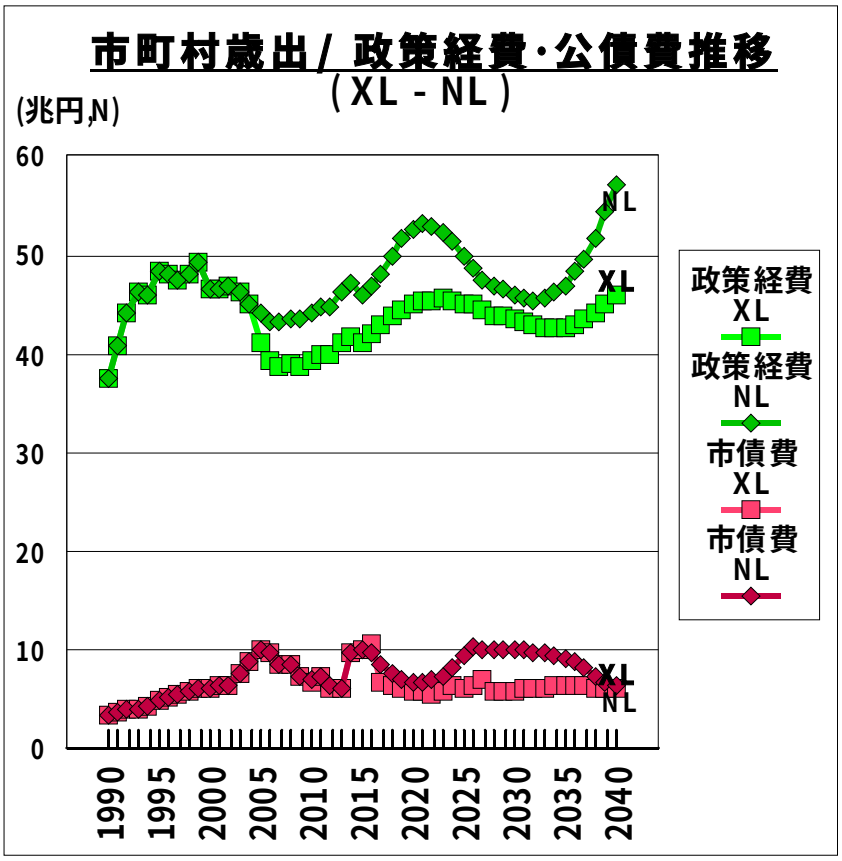

[図4-5-2-9. 市町村歳入歳出内訳推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

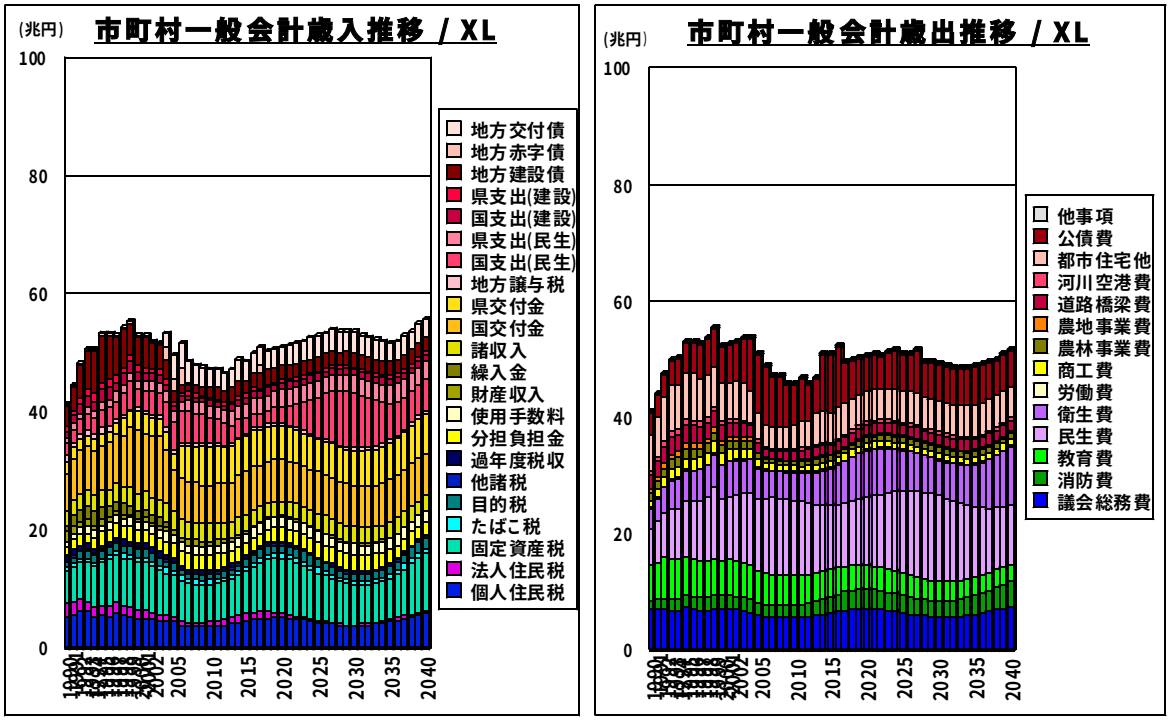

[図4-5-3-1. 国債･地方債残高推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

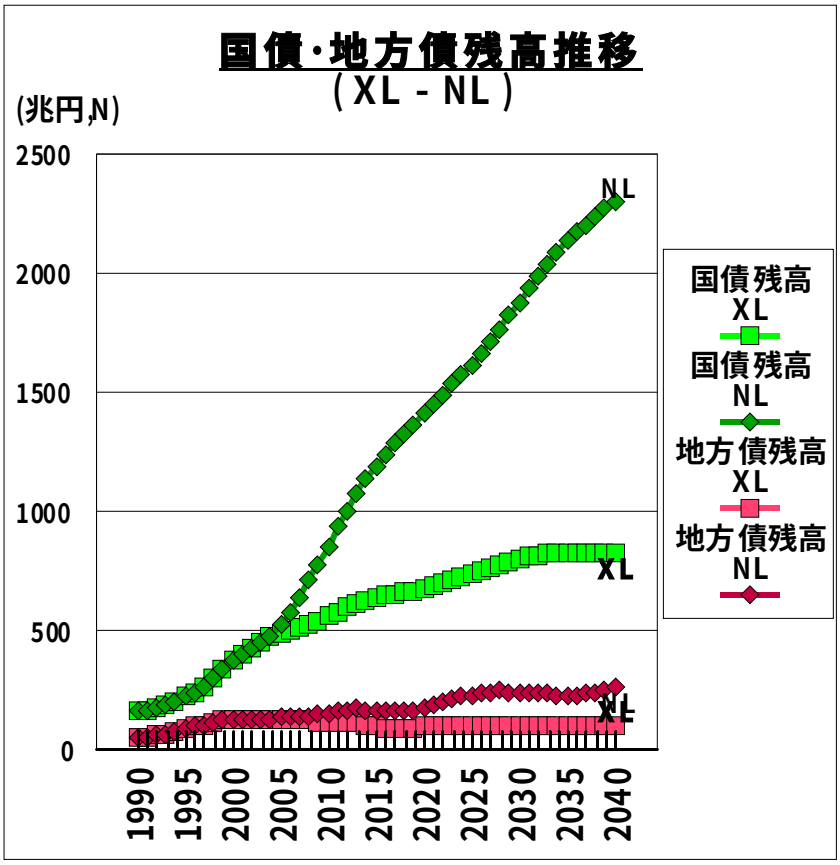

[図4-5-3-2. 都道府県債･市町村債残高推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

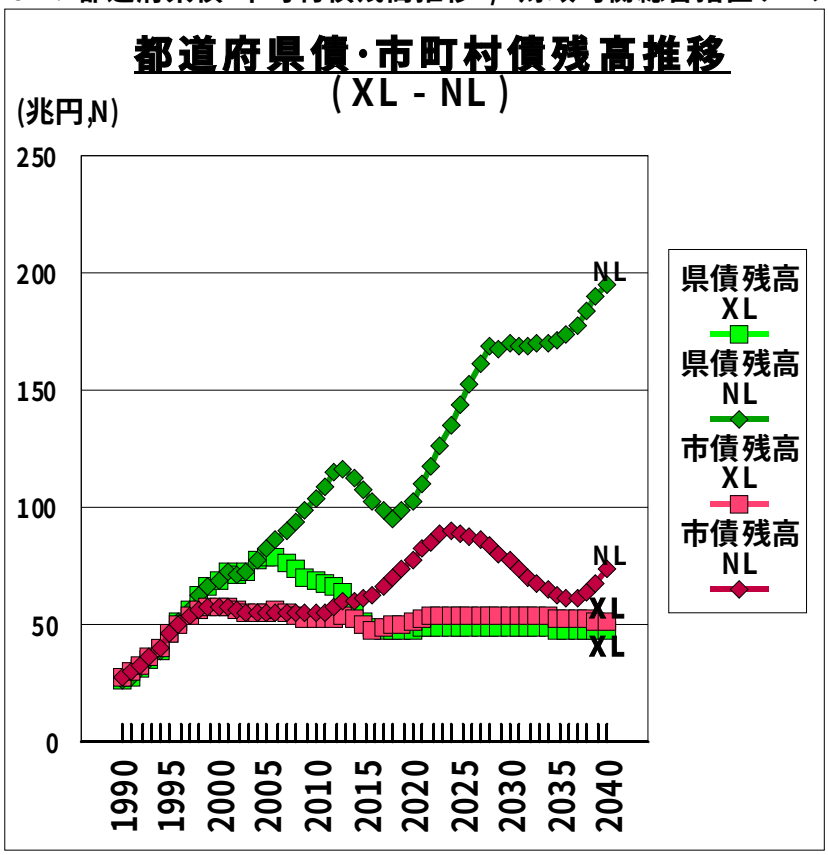

[図4-5-3-3. 国債累積残高対前年度増加率推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

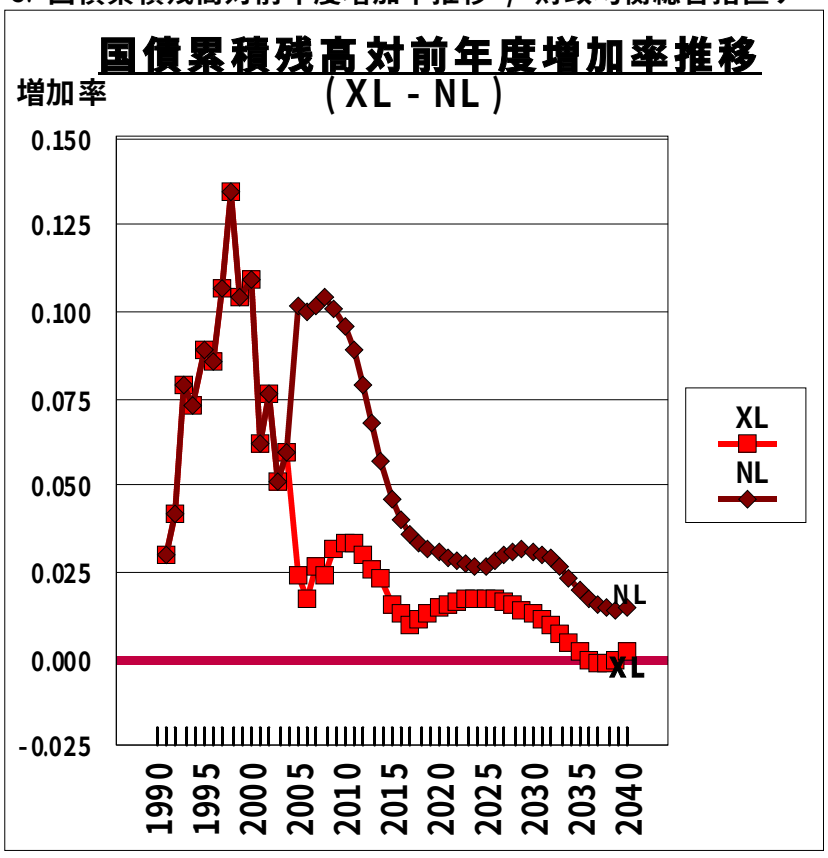

[図4-5-3-4. 国基礎収支推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

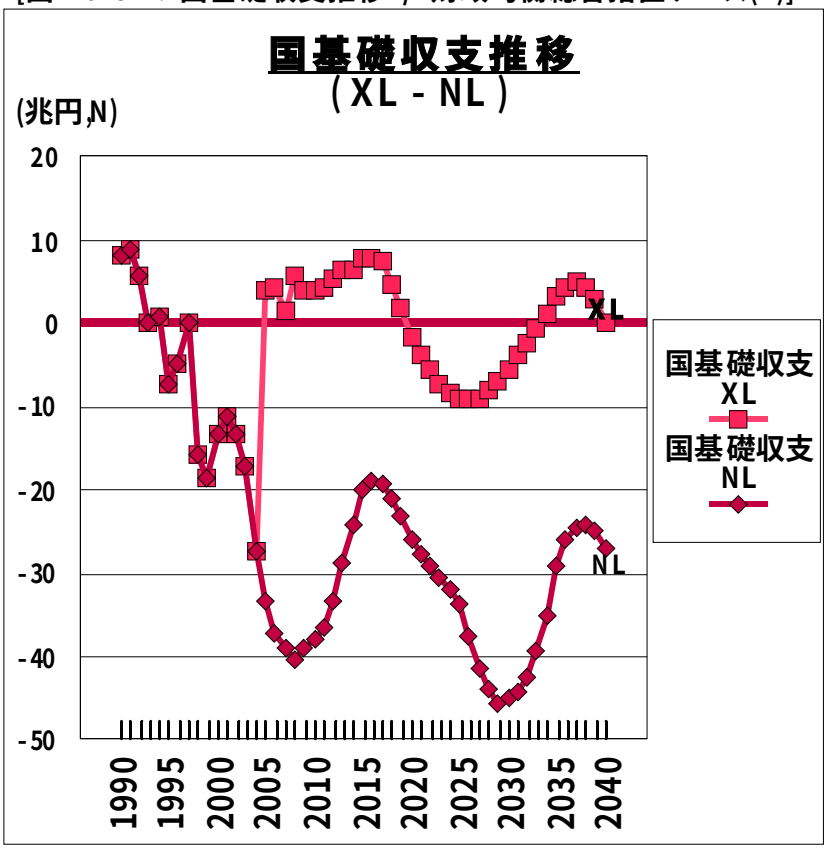

[図4-5-3-5. 都道府県･市町村基礎収支推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

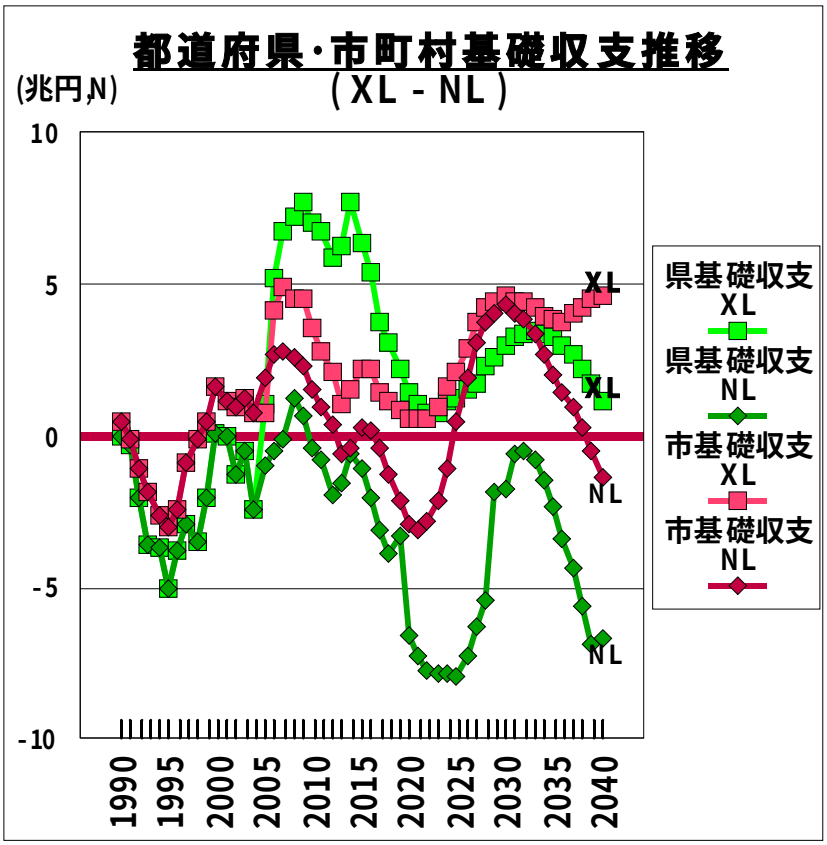

[図4-5-3-6. 公的年金積立金推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

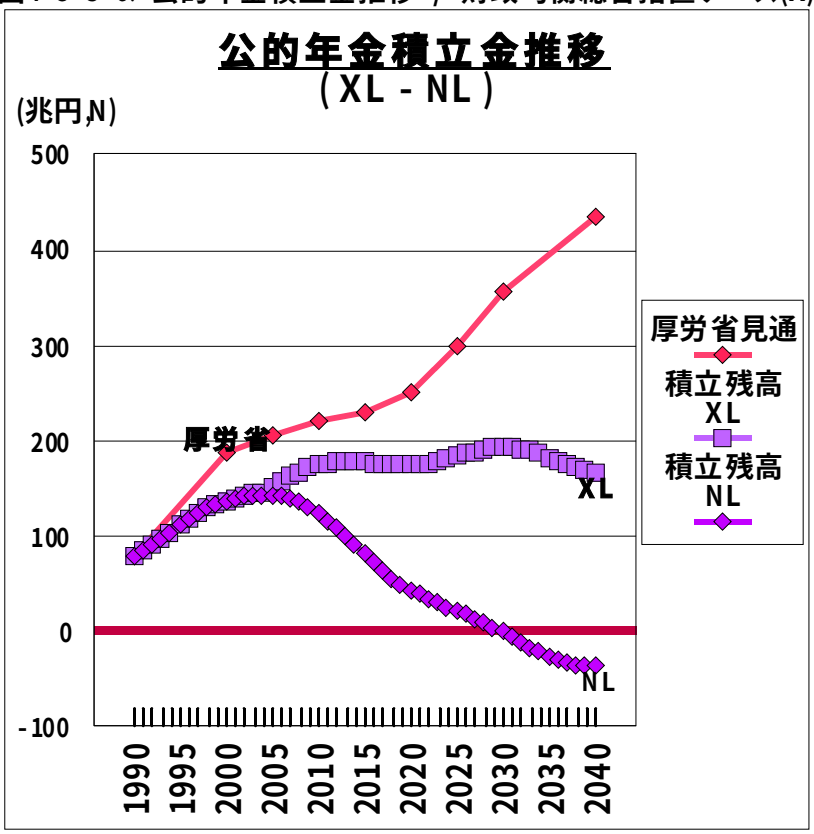

[図4-5-3-7. 公的年金歳入歳出内訳推移 / 財政均衡総合措置ケース(X)]

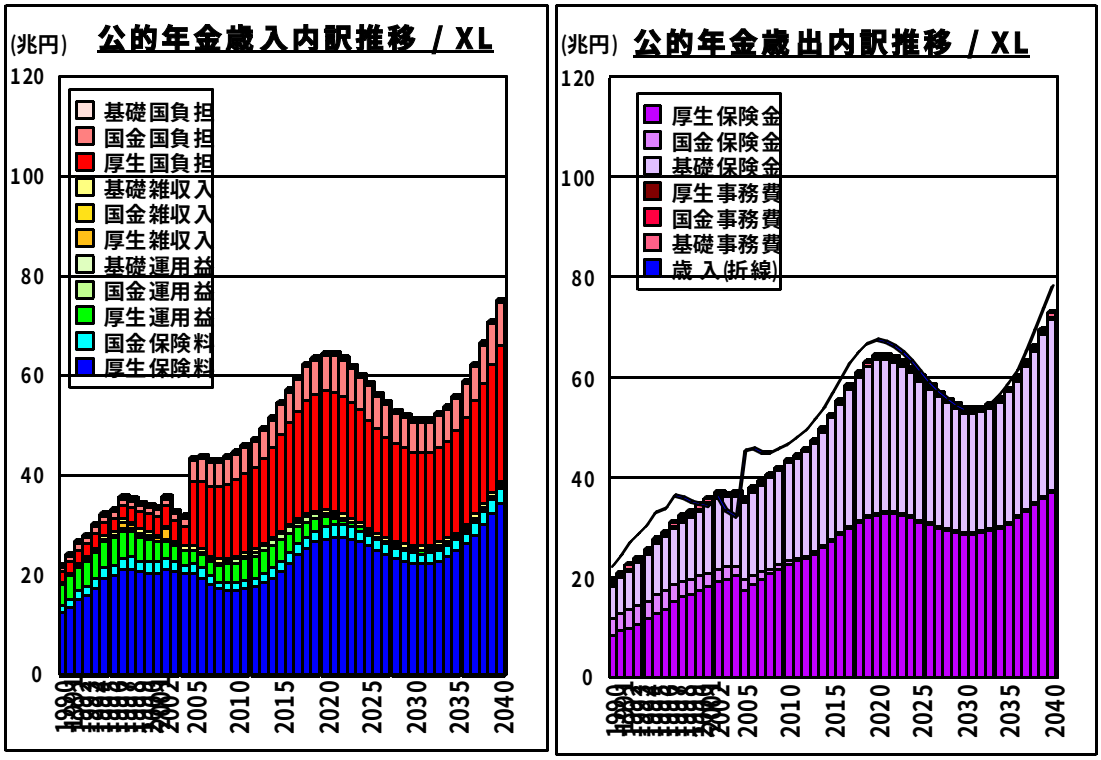

(補　論)

試算モデル群の方程式体系

以下に本シミュレーションで使用した試算モデル群の主要な回帰式を示す。
回帰式の各係数下の括弧内は t値である。

[図3-1-1-1(再掲). 試算モデル群の全体構造]

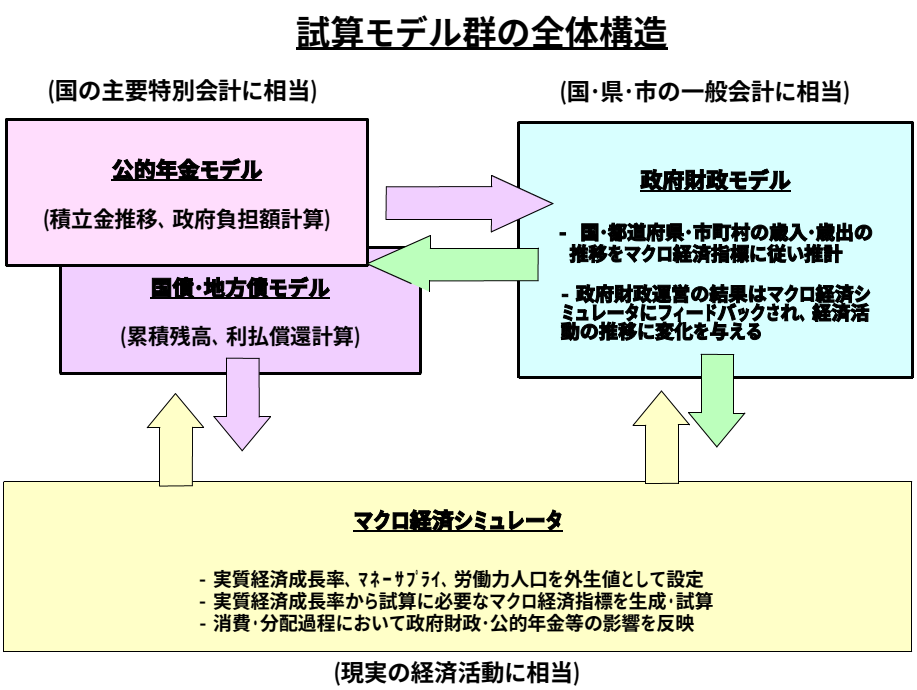

A. 国歳入歳出モデル部

A-1. 国歳入

1) 消費税 R^2= 0.993

ln[国消費税]= +1.197*ln[総消費支出] +1.731*ln[税率] +0.798
(6.815) (19.46) (26.34)

2) 所得税

(源泉所得税) R^2= 0.869

ln[国源泉税]= +3.808*ln[賃金俸給] -3.133*ln[賃金俸給前年比] +1.098*ln[税率] -0.811
(2.001) (-2.448) (2.755) (-12.87)

(申告所得税) R^2= 0.933

ln[国申告税]= +1.050*ln[純混合+財産所得] +0.829*ln[税率] -2.878
(7.664) (2.158) (-34.74)

3) 相続税･贈与税 R^2= 0.872

ln[国相続税]= +2.622*ln[住宅+土地資産] +0.911*ln[相続制度DM] -19.92
(7.727) (7.193) (-245.3)

4) 酒たばこ税 R^2= 0.848

ln[国酒煙税]= +0.334*ln[家計消費支出] -0.197*ln[酒税制度DM] -0.7951
(2.691) (-7.006) (-31.47)

5) 燃料･車課税(ガソリン税･自動車重量税他) R^2= 0.994

ln[国燃車税]= +0.942*ln[家計消費支出] +0.900*ln[世帯数] -13.88
(7.326) (4.574) (-1539)

6) 法人税 R^2= 0.829

ln[国法人税]= +1.475*ln[純営業余剰] +0.834*ln[税率] -2.853
(3.144) (2.505) (-33.52)

7) 関税とん税

(定義) [国関とん税]= [2002年度実績値(0.87)]*[GDPﾃﾞﾌﾚｰﾀ比] (実質一定値)

8) 印紙収入 R^2= 0.649

ln[国印紙収入]= +0.836*ln[土地資産] +5.958*ln[有形資産] -3.105*ln[有形資産(-1)]-25.84
(1.588) (2.793) (-1.619) (-373.7)

9) 雑収入等

(定義) [雑収入等]= [2002年度実績値(4.33)]*[GDPﾃﾞﾌﾚｰﾀ比] (実質一定値)

10) 建設国債 R^2= 0.972

ln[建設国債]= +1.356*ln[国公共投資] -0.859
(19.72) (-15.14)

11) 赤字国債

(赤字国債)

(定義) [赤字国債]= [国歳入] - [国歳出]

(地方交付赤字債)

(定義) [地方交付赤字債] = ([国地方交付金歳出] -[県-国交付金] -[市-国交付金])*0.5

A-2. 国歳出

1) 社会保障恩給

(年金国庫負担分)

(定義) [国年金負担]= [一般会計負担分] (公的年金モデルより)

(年金以外社会福祉･恩給分) R^2= 0.935

ln[国社会福祉]=+1.755*ln[高齢者人口]-1.559*ln[雇用者報酬]-0.201*ln[介護保険DM]-6.272
(6.150) (-2.923) (-2.706) (-154.5)

(生活保護･失業対策分) R^2= 0.832

ln[国生活保護]= +0.749*ln[完全失業者] -1.630*ln[雇用者報酬] +5.500
(5.360) (-2.282) (69.51)

2) 保健衛生 R^2= 0.937

ln[国保健衛生]=+5.285*ln[65歳未満人口]+0.232*ln[国公共投資]+0.855*ln[物価指数]-62.26
(6.677) (4.563) (1.298) (-2372)

3) 教育文化

(教育事業(除負担金)) R^2= 0.944

ln[国教育事業]= +0.545*ln[国内総生産] +0.393*ln[国公共投資] -3.382
(2.085) (8.475) (-114.4)

(義務教育負担金)

(定義) [義務教育国負担金] = [義務教育国負担金] (県歳入より)

4) 科学技術 R^2= 0.853

ln[国科技] =+2.093*ln[国内総生産]+0.565*ln[国公共投資]+0.526*ln[国科技(-1)]-14.42
(0.908) (2.492) (2.586) (-102.4)

5) 防 衛 R^2= 0.978

ln[国防衛] = +0.364*ln[国内総生産] +0.560*ln[国防衛(-1)] -1.568
(2.712) (6.711) (-247.2)

6) 地方交付 R^2= 0.822

ln[国地方交付]= +0.808*ln[法定交付税収] +0.198*ln[特例交付DM] +0.491
(4.875) (4.150) (11.53)

7) 経協･エネルギー･食糧管理費 R^2= 0.973

ln[国経エ食]= +1.220*ln[国内総生産]+ 0.214*ln[食糧管理DM] -6.901
(10.31) (11.51) (-428.1)

8) 商工･産業投資 R^2= 0.683

ln[国商産投]= +1.146*ln[国公共投資] +1.924*ln[産投出資DM] -3.354
(2.003) (4..399) (-8.081)

9) 他経費 R^2= 0.710

ln[国他経費]= +0.474*ln[国公共投資] +0.492*ln[他経費(-1)] -0.207
(3.189) (2.849) (-1.982)

10) 国公共投資(増分) R^2= 0.931

ln[国公共投資増]= +1.459*ln[民間固定資本減] -1.465*ln[公共投資制度DM] -2.801
(10.53) (-3.792) (162.7)

[国公共投資増]; 国公共投資対前年増

[民間固定資本減]; 民間固定資本形成対前年減

11) 国債費

(定義) [国国債] = [国債利払償還費] (国債地方債モデルより)

B. 都道府県歳入歳出モデル部

B-1. 都道府県歳入

1) 県個人住民税 R^2= 0.801

ln[県個住民税]= +1.552*ln[家計総所得] +0.498*ln[税率] -7.829
(4.886) (3.493) (-206.4)

2) 県法人住民税 R^2= 0.708

ln[県法住民税]= +1.746*ln[純営業余剰] +0.235*ln[均等割税率DM] -7.752
(4.645) (2.954) (-124.0)

3) 県利子住民税 R^2= 0.886

ln[県利住民税]= +2.419*ln[家計財産所得] +2.305*ln[利子割税率DM] -9.211
(7.988) (7.252) (-44.11)

4) 県事業税 R^2= 0.883

ln[県事業税] = +2.119*ln[純営業余剰] +0.211*ln[税率] -7.035
(5.804) (0.815) (-106.5)

5) 県地方消費税

（定義） [県地消費税]= [国消費税]*0.25 (国歳入より)

6) 県自動車税 R^2= 0.994

ln[県自動車税]= +1.862*ln[世帯数] +1.248*ln[物価指数] -19.52
(14.26) (5.014) (-1932)

7) 県道路財源税(軽油引取税･自動車取得税) R^2= 0.810

ln[県道路税]= +2.732*ln[国内総生産]-2.261*ln[国内総生産(-1)]+0.767*ln[軽引税率]-5.009
(1.798) (-2.256) (2.996) (-88.97)

8) 県不動産取得税 R^2= 0.825

ln[県不取税]= +0.721*ln[住宅投資]+0.812*ln[住宅投資(-1)]-0.576*ln[土地住宅資産]-0.840
(2.906) (2.937) (-2.159) (-12.67)

9) 県たばこ税

[県たばこ税]= +0.26 * [地方煙税] (定義)

R^2= 0.973

ln[地方煙税]= +0.251*ln[家計最終消費] +0.190*ln[たばこ税率DM] -1.478
(5.936) (11.57) (-171.7)

10) 県他諸税(特別地方消費税･鉱区税･狩猟登録税･ゴルフ場税他) R^2= 0.985

ln[県他諸税]= +0.574*ln[家計財産･混合所得] +0.777*ln[特地消費税DM] -3.754
(6.528) (10.60) (-85.71)

11) 県地方譲与税 R^2= 0.998

ln[県地譲税]= +0.284*ln[国燃車税] +2.811*ln[地方消費税DM] -2.390
(1.382) (42.27) (-48.01)

12) 国-県交付金 R^2= 0.979

ln[国県交付]= +0.629*ln[県義務費] +0.311*ln[特例交付DM] +0.253
(5.882) (9.364) (10.62)

13) 県分担金負担金収入 R^2= 0.971

ln[県分担金]= +1.268*ln[県公共投資] -3.573
(18.45) (-156.7)

14) 県使用料手数料収入 R^2= 0.851

ln[県使用料]= +0.385*ln[県公共投資(-1)] -0.926
(7.162) (-55.75)

15) 国-県義務教育支出金 R^2= 0.919

ln[国教育支出]= +2.291*ln[県人件費]-1.233*ln[県教育費]+0.711*ln[若年人口]-9.144
(4.837) (-4.387) (3.242) (-1020)

16) 国-県公共投資支出金 R^2= 0.822

ln[国県公投]= +0.466*ln[国公共投資] +0.411*ln[国公共投資(-1)] -0.641
(3.396) (3.524) (-7.482)

17) 国-県民生事業等支出金 R^2= 0.968

ln[国県民生]= +0.552*ln[失業者数]-0.653*ln[賃金俸給]+0.706*ln['92FYDM]+1.259
(9.529) (-2.214) (12.52) (35.32)

18) 県財産収入･寄附金 R^2= 0.846

ln[県財収入]= +0.764*ln[長期金利] -1.775
(7.421) (-11.77)

19) 県繰入金 R^2= 0.798

ln[県繰入金]= +3.069*ln[県公共投資] -0.452*ln[県繰越金] -7.922
(5.512) (-2.143) (-55.16)

20) 県繰越金 R^2= 0.998

ln[県繰越金]= +1.026*ln[県前年度収支] +0.002
(60.05) (0.151)

21) 県諸収入 R^2= 0.966

ln[県諸収入]= +1.922*ln[県歳出] -6.000
(16.98) (-208.2)

22) 県地方債収入

(地方建設債) R^2= 0.926

ln[県地方債]= +1.022*ln[県公共投資] +1.117*ln[国県公投支出金] -2.368
(1.708) (3.913) (-23.17)

(地方交付赤字債)

(定義) [地方交付赤字債] = ([国地方交付金歳出] -[県-国交付金] -[市-国交付金])
0.5[県負担率]

(県赤字債)

(定義) [県赤字債]= -[前年度繰越金] (繰越金が負の場合に限る)

23) 県過年度税収 R^2= 0.790

ln[県過税収]= +0.274*ln[県税収] +1.292*[国内総生産] -8.127
(2.304) (5.518) (-332.0)

B-2. 都道府県歳出

1) 県議会総務費 R^2= 0.756

ln[県総務費]= +1.578*ln[県税収(除消費税)] -2.865
(5.562) (-36.10)

2) 県民生費 R^2= 0.982

ln[県民生費]= +1.211*ln[高齢者人口] -10.68
(23.51) (-454.0)

3) 県衛生費 R^2= 0.884

ln[県衛生費]= +1.424*ln[賃金俸給] -0.306*ln[介護保険DM] -7.081
(6.602) (-6.458) (-172.3)

4) 県労働費

(定義) [県労働費]= [2001年度実績値(0.63)]*[GDPﾃﾞﾌﾚｰﾀ比] (実質一定値)

5) 県商工費 R^2= 0.814

ln[県商工費]= +0.520*ln[県公共投資] +0.526*[県商工費(-1)] -0.743
(1.830) (4.204) (-11.13)

6) 県農林事業費 R^2= 0.983

ln[県農事費]= +0.727*ln[県公共投資] +0.096*ln[UR合意DM] -0.984
(13.71) (5.603) (-71.42)

7) 県農地事業費 R^2= 0.975

ln[県農地費]= +0.187*ln[国公共投資]-0.171*ln[行政改革DM]+0.771*[県農地費(-1)]-0.218
(4.326) (-6.760) (12.89) (-8.585)

8) 県道路橋梁費 R^2= 0.916

ln[県道橋費]= +0.337*ln[国公共投資] +0.572*ln[県道路税] +0.332
(5.712) (4.644) (7.935)

9) 県河川港湾空港費 R^2= 0.835

ln[県河港費]= +0.247*ln[国公共投資] +0.158*ln[国県公投支出金] +0.300
(2.593) (1.450) (6.903)

10) 県都市住宅費 R^2= 0.882

ln[県都住費]= +0.313*ln[土地資産] +1.013*ln[市都市住宅投資費] -2.999
(4.069) (7.371) (-76.37)

11) 県警察費 R^2= 0.961

ln[県警察費]= +1.588*ln[県人件費] -3.087
(15.71) (-171.3)

12) 県教育費 R^2= 0.957

ln[県教育費]= +1.579*ln[県人件費] +0.631*ln[若年人口] -8.068
(8.080) (4.123) (-758.9)

13) 県諸支出金他

(定義) [県諸支出]= [2002年度実績値(0.09)]*[GDPﾃﾞﾌﾚｰﾀ比] (実質一定値)

14) 県-市交付金

(利子割) R^2= 0944

ln[県利子交付]= +0.953*ln[県利住民税] -0.792
(12.99) (-5.811)

(地方消費税) R^2= 0.999

ln[県消費交付]= +1.275*ln[地方消費税] -0.947
(102.2) (-74.8)

(道路財源税) R^2= 0.930

ln[県道路交付]= +0.861*ln[県道路財源税] -0.229*ln[道路交付制度DM] -1.017
(9.549) (-9.656) (-0.003)

(県他交付金) R^2= 0.885

ln[県他交付金]= +0.442*ln[国県交付金] -0.110*ln[区制度DM] -1.190
(7.863) (-4.717) (-44.36)

15) 県公債費

(定義) [県公債] = [県債利払償還費] (国債地方債モデルより)

16) 県人件費 / 性質別 R^2= 0.985

ln[県人件費]= +0.474*ln[雇用者報酬] +0.438*ln[県人件費(-1)] -1.112
(3.072) (3.774) (-188.9)

17) 県扶助費 / 性質別 R^2= 0.988

ln[県扶助費]= +0.783*ln[県民生費] -0.252*ln[扶助制度DM] -0.062*ln[介護保険DM]
(15.38) (-13.00) (-3.125)
+0.156*[県扶助費(-1)] -0.620
(2.183) (-53.64)

C. 市町村歳入歳出モデル部

C-1. 市町村歳入

1) 市個人住民税 R^2= 0.894

ln[市個住税]= +0.861*ln[県個人住民税] +0.938
(9.181) (39.20)

2) 市法人住民税 R^2= 0.888

ln[市法住税]= +1.859*ln[純営業余剰] -7.317
(8.895) (-149.5)

3) 市固定資産税 R^2= 0.972

ln[市固産税]= +1.885*ln[有形固定資産] -11.23
(18.47) (-444.7)

4) 市たばこ税

[市たばこ税]= +0.74 * [地方煙税] (定義)

R^2= 0.973

ln[地方煙税]= +0.251*ln[家計最終消費] +0.190*ln[たばこ税率DM] -1.478
(5.936) (11.57) (-171.7)

5) 市目的税(都市計画税･事業所税他) R^2= 0.911

ln[市目的税]= +1.626*ln[賃金俸給] -8.587
(10.10) (-271.5)

6) 市他諸税(軽自動車税･特別土地保有税他) R^2= 0.868

ln[市他諸税]= +1.267*ln[土地資産] +0.424*ln[特土地税率DM] -11.40
(7.455) (4.361) (-199.2)

7) 市地方譲与税 R^2= 0.985

ln[市譲与税]= +0.821*ln[国燃料車税] +1.241*ln[地方消費税DM] -1.772
(4.191) (19.57) (-37.31)

8) 国-市交付金 R^2= 0.968

ln[国市交付]= +0.717*ln[市義務費] +0.248*[特例交付DM] -0.083
(8.165) (6.334) (-2.556)

9) 県-市交付金

(定義) [県市交付]= [県交付金歳出] (都道府県歳出より)

10) 市負担金分担金収入 R^2= 0.977

ln[市負担金]= +0.145*ln[市公共投資] +0.739*ln[市民生費] -1.276
(1.635) (19.29) (-49.67)

11) 市使用料手数料収入 R^2= 0.996

ln[市使用料]= +0.505*ln[家計最終消費] +0.665*ln[高齢者人口] -9.244
(4.372) (11.14) (-1016)

12) 国-市 公共投資支出金 R^2= 0.911

ln[国市公投]= +0.200*[国公共投資]+0.202*[国公共投資(-1)]+1.178*[市都市投資]-2.774
(2.384) (3.111) (5.044) (-58.94)

13) 国-市 民生事業等支出金 R^2= 0.990

ln[国市民生]= +1.107*ln[失業者人口]-4.600*ln[就業人口]-0.579*[介護保険DM]-35.50
(18.49) (-4.572) (-11.63) (1365)

14) 県-市 公共投資支出金 R^2= 0.811

ln[県市公投]= +1.929*ln[県公共投資] -0.555*ln[県公共投資(-1)] -3.532
(5.253) (-1.777) (-50.80)

15) 県-市 民生事業等支出金 R^2= 0.970

ln[県市民生]= +1.355*ln[高齢者人口] -0.153*ln[介護保険DM] -13.03
(15.13) (-3.350) (-404.6)

16) 市財産収入･寄附金 R^2= 0.907

ln[市財収入]= +0.816*ln[長期金利] -1.182
(9.874) (-9.754)

17) 市繰入金 R^2= 0.824

ln[市繰入金]= +2.053*ln[市公共投資] -4.499
(6.852) (-51.50)

18) 市繰越金 R^2= 0.997

ln[市繰越金]= +0.989*ln[市前年度収支] -0.053
(53.68) (-9.179)

19) 市諸収入 R^2= 0.911

ln[市諸収入]= +0.849*ln[市歳出] -0.672*ln[国内総生産] +1.889
(4.977) (-1.888) (110.5)

20) 市地方債収入

（地方建設債） R^2= 0.852

ln[市地方債]= +1.711*ln[国+県公投支出金] +0.038
(7.596) (0.351)

(地方交付赤字債)

(定義) [地方交付赤字債] = ([国地方交付金歳出] -[県-国交付金] -[市-国交付金])
0.5[市負担率]

(市赤字債)

(定義) [市赤字債]= -[前年度繰越金] (繰越金が負の場合に限る)

21) 市過年度税収 R^2= 0.785

ln[市過税収]= +2.663*ln[市税収(除たばこ税)] -4.504*[国内総生産] +20.38
(3.520) (-4.932) (432.4)

C-2. 市町村歳出

1) 市議会総務費

(定義) [市議総費]= [2001年度実績値(7.28)]*[GDPﾃﾞﾌﾚｰﾀ比] (実質一定値)

2) 市民生費 R^2= 0.985

ln[市民生費]=+0.886*ln[高齢者人口]+0.384*ln[失業者人口]-0.286*ln[介護保険DM] -8.531
(1.793) (1.744) (-6.766) (-288.1)

3) 市衛生費 R^2= 0.962

ln[市衛生費]= +1.439*ln[賃金俸給] +0.544*ln[高齢者人口] -11.56
(4.686) (4.119) (-343.2)

4) 市労働費

(定義) [市労働費]= [2001年度実績値(0.21)]*[GDPﾃﾞﾌﾚｰﾀ比] (実質一定値)

5) 市商工費 R^2= 0.962

ln[市商工費]= +0.366*ln[県商工費] +0.386*ln[県商工費(-1)] -0.302
(3.090) (4.450) (-11.32)

6) 市農林事業費 R^2= 0.970

ln[市農事費]= +1.008*ln[市公共投資] +0.136*ln[UR合意DM] -2.146
(13.60) (6.464) (-102.7)

7) 市農地事業費 R^2= 0.937

ln[市農地費]= +1.187*ln[市公共投資(除農地)] +0.134*ln[UR合意DM] -2.988
(9.708) (3.963) (-83.01)

8) 市道路橋梁費 R^2= 0.951

ln[市道橋費]=+0.236*ln[国+県公投支出]-0.229*ln[市公債費(-1)]+0.423*ln[市道橋費(-1)]
(1.910) (-6.717) (2.063)

+0.716
(32.60)

9) 市河川港湾空港費 R^2= 0.966

ln[市河港費]= +0.653*ln[国+県公投支出] -0.305*ln[市公債費(-1)] -0.478
(11.10) (-8.573) (-20.86)

10) 市都市住宅費 R^2= 0.890

ln[市都住費]= +1.124*ln[市目的税] -0.500*[市公債費(-1)] +2.494
(6.812) (-7.948) (94.50)

11) 市消防費 R^2= 0.986

ln[市消防費]= +1.578*ln[国内総生産] +0.508*ln[高齢者人口] -14.07
(6.909) (7.211) (-824.4)

12) 市教育費 R^2= 0.976

ln[市教育費]= +0.745*ln[若年人口]+0.256*ln[40人学級DM]+0.198*ln[市教育費(-1)] -6.050
(9.692) (4.142) (2.045) (-721.5)

13) 市諸支出金等 R^2= 0.659

ln[市諸支出]= +0.660*ln[市公共事業] -2.729
(4.392) (-62.27)

14) 市公債費

(定義) [市公債] = [市債利払償還費] (国債地方債モデルより)

14) 市人件費 / 性質別 R^2= 0.998

ln[市人件費]= +0.407*ln[雇用者報酬] +0.590*ln[市人件費(-1)] -1.290
(4.611) (14.00) (-403.4)

15) 市扶助費 / 性質別 R^2= 0.981

ln[市扶助費]= +1.726*ln[市民生費] -0.704
(22.91) (-24.66)

D. 政府貯蓄負債サブモデル - 国債･地方債サブモデル

1) 国債利払償還額

[国債利払償還額] = [国債利払費]+[国債割引費]+[国債借換償還額]

2) 国債利払割引費

(国債利払費)

[国債利払費]= Σ (([各年度発行額]-[当該年度借換償還額])*[各年度国債利率])

(国債割引費)

[国債割引料]= [当該年度発行額]*[当該年度国債利率]

3) 国債借換償還額 R^2= 0.918

ln[国債償還額]= -0.325*ln[建設国債発行高]+0.021*ln[国債累積残高]-3.378*ln[償還高DM]
(-5.802) (6.544) (-6.871)
+2.448
(3.590)

4) 地方債利払償還額(都道府県･市町村別)

[地方債利払償還額] = [地方債利払費]+[地方債割引費]+[地方借換償還額]

5) 地方債利払割引費 (国債と同じ)

(地方債利払費)

[地方債利払費]= Σ (([各年度発行額]-[当該年度借換償還額])*[各年度国債利率])

(地方債割引費)

[地方債割引料]= [当該年度発行額]*[当該年度国債利率]

6) 地方債借換償還額

[地方債借換償還額]= [10年前の地方債発行額]

[図D-1 国債利払割引費(付借入金利払費)の推移と試算結果比較]

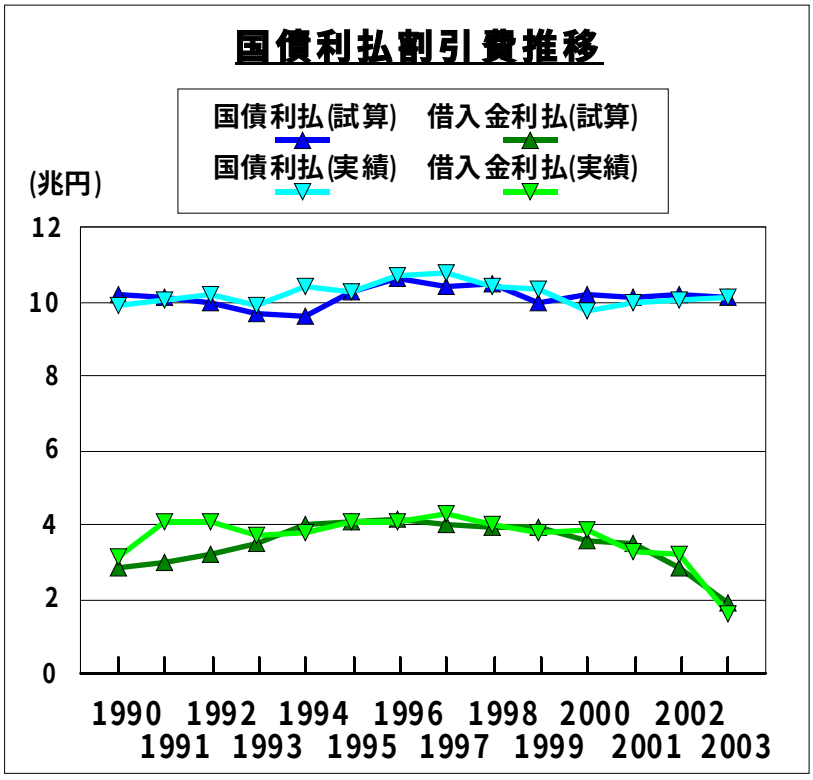

[図D-2 国債借換償還費の推移と試算結果比較]

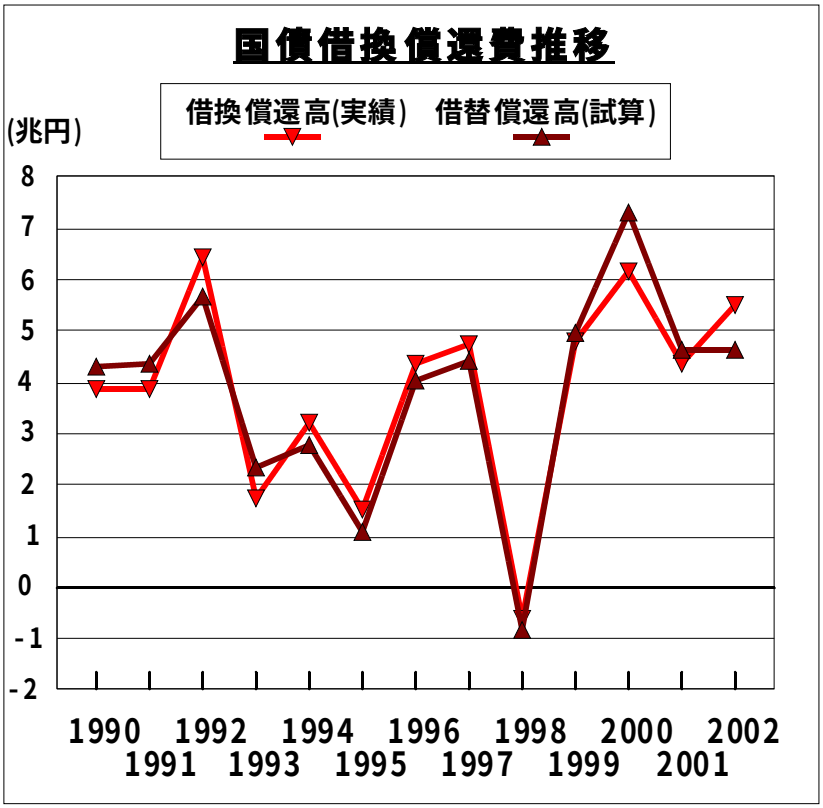

[図D-3 国債累積残高の推移と試算結果比較]

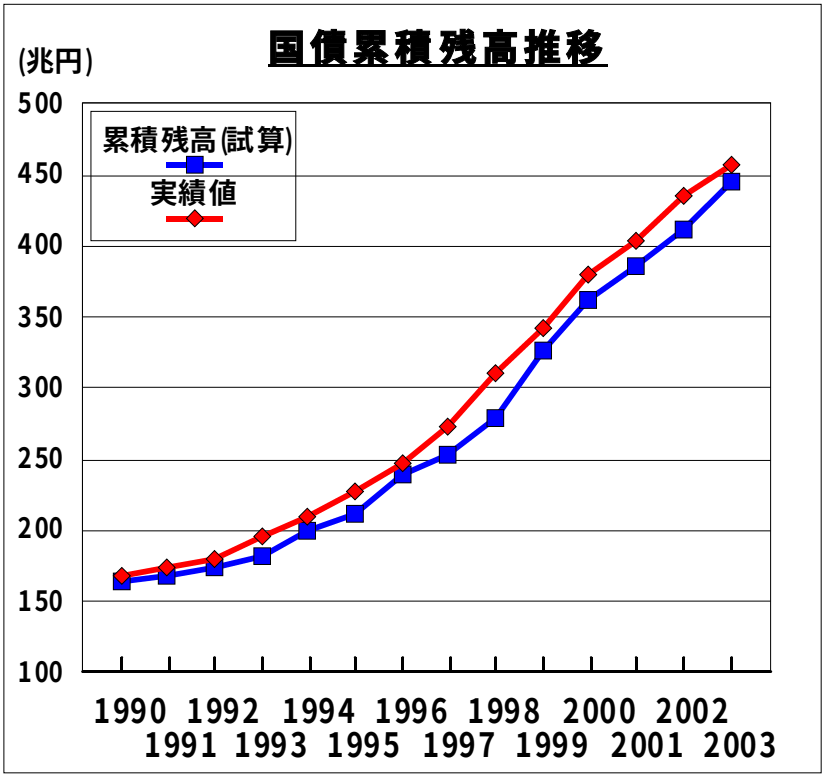

注) 実績値においては建設国債･赤字国債以外の国鉄清算承継債、交付国債など各種国債の残高(約10兆円)が含まれるため試算値より残高が多くなっている。

[図D-4 都道府県債累積残高の推移と試算結果比較]

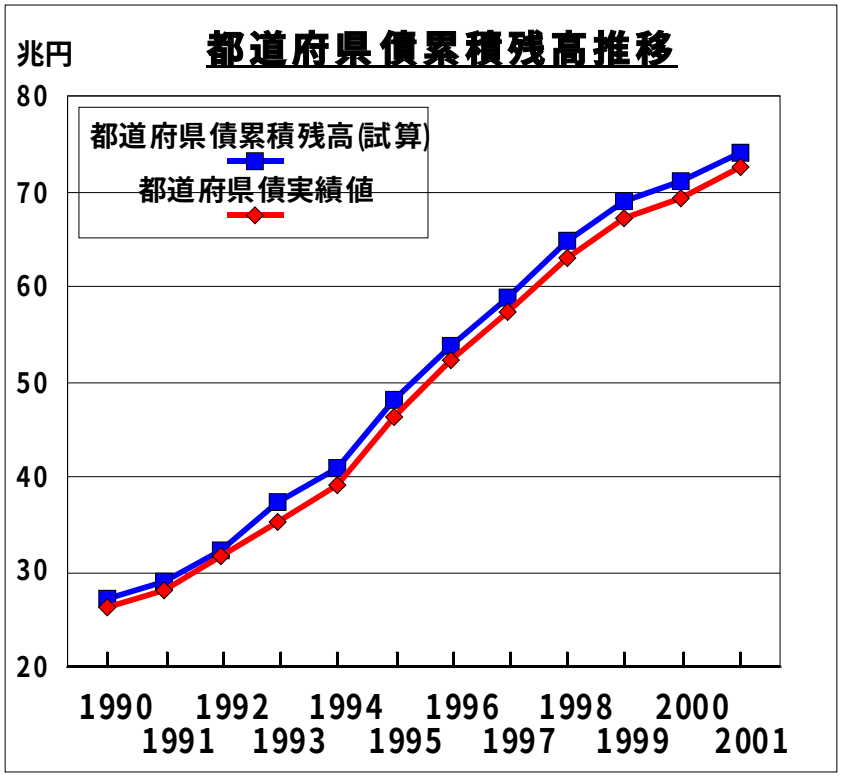

[図D-5 市町村債累積残高の推移と試算結果比較]

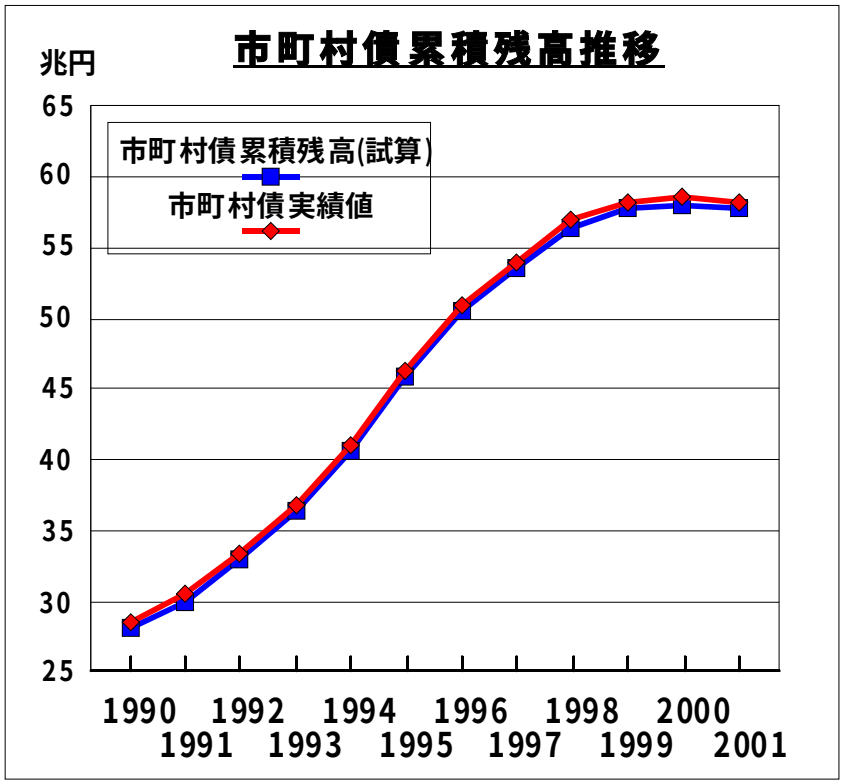

E. 政府貯蓄負債サブモデル - 公的年金サブモデル

1) 歳　入

(厚生年金保険料) R^2= 0.975

ln[厚生保険]= +1.550*ln[雇用者報酬] +0.721*ln[保険料率] -7.730
(5.005) (2.904) (-289.7)

(国民年金保険料) R^2= 0.976

ln[国民保険]= +1.487*ln[雇用者報酬] -0.319*ln[臨時雇用者数] +0.613*[保険料] -14.12
(5.807) (-2.901) (2.856) (-647.8)

(厚生基金運用益)

[運用益] = [積立金残高] *[平均利回] R^2= 0.968

ln[平均利回]= +1.148*ln[過去10年平均長期金利] +0.289
(16.49) (6.027)

(国民基金運用益)

[運用益] = [積立金残高] *[平均利回] R^2= 0.959

ln[平均利回]= +1.208*ln[過去10年平均長期金利] +0.434
(14.44) (7.517)

2) 移　転

(厚生基金-基礎年金拠出) R^2= 0.998

ln[厚生拠出]= +1.147*ln[基礎年金給付] -0.812
(68.68) (-60.98)

(国民基金-基礎年金拠出) R^2= 0.992

ln[国民拠出]= +0.832*ln[基礎年金給付] -1.040
(35.31) (-55.34)

(共済組合-基礎年金拠出) R^2= 0.981

ln[共済拠出]= +0.844*ln[基礎年金給付] -1.804
(23.81) (-63.86)

3) 一般会計負担

(厚生基金分) R^2= 0.992

ln[厚生一般]= +0.317*ln[厚生拠出] +0.326*ln[制度DM] +0.872
(33.52) (16.82) (15.02)

(国民基金分) R^2= 0.946

ln[国民一般]= +0.279*ln[国民拠出] +0.100*ln[諸支出] +0.515
(11.51) (5.979) (12.57)

4) 歳　出

(純厚生基金給付) R^2= 0.996

ln[厚生給付]= +1.977*ln[高齢者人口] +1.422*ln[物価指数] -17.59
(28.18) (3.899) (-958.8)

(純国民基金給付)

[国民給付]= [国民給付(-1)] * [厚生給付]/[厚生給付(-1)]

注) 国民年金基金の給付は有意な結果が得られなかったため、厚生年金給付と比例的に給付が増加すると仮定。

(基礎年金給付) R^2= 0.990

ln[基礎給付]= +1.520*ln[高齢者人口] +2.258*ln[物価指数] -13.19
(16.16) (4.614) (-536.1)

(厚生基金諸支出金) R^2= 0.989

ln[厚生事務]= +2.370*ln[厚生給付金] -9.157
(32.15) (-164.8)

(国民年金･基礎年金諸支出金) R^2= 0.874

ln[国民事務]= +0.956*ln[国民保険料収入] -0.918
(8.328) (-16.83)

[図E-1. 厚生年金基金積立金残高の推移と試算結果比較]

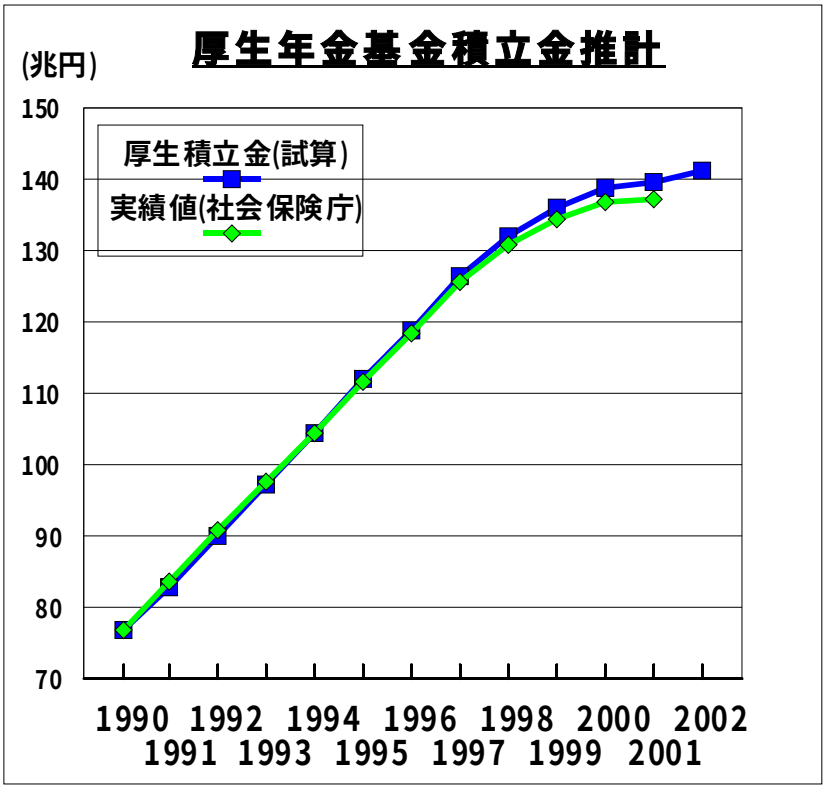

[図E-2. 国民年金基金積立金残高の推移と試算結果比較]

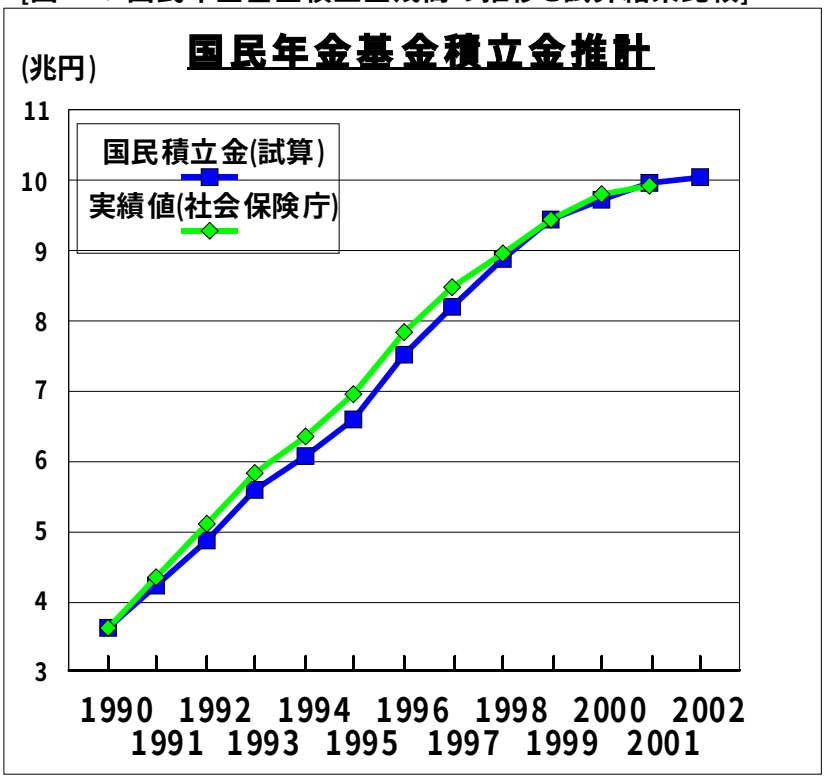

[図E-3. 公的年金歳入内訳推移]

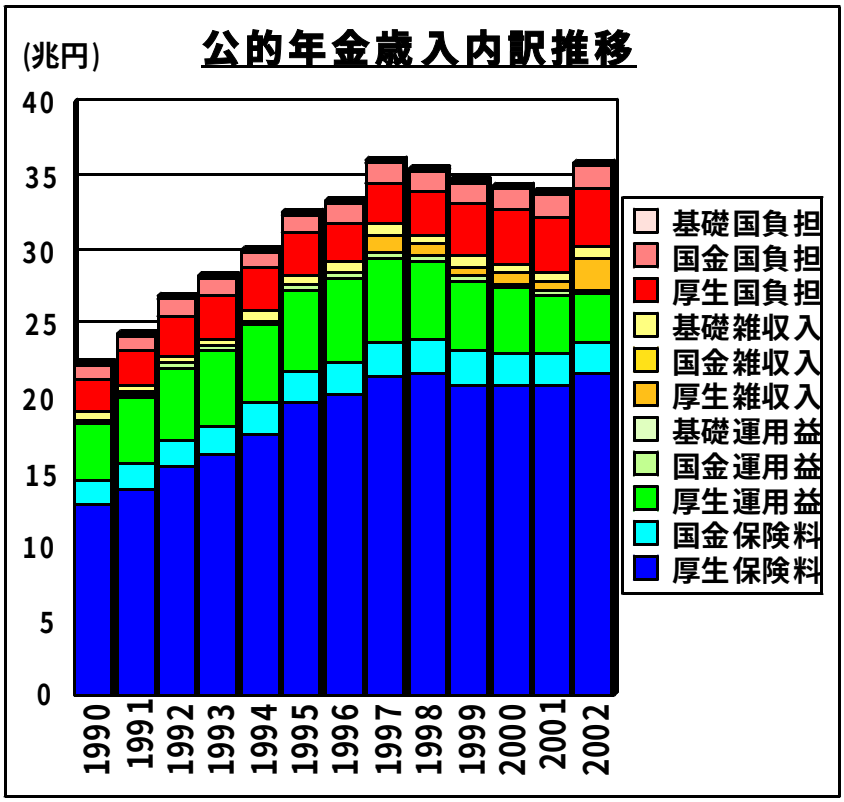

[図E-4. 公的年金歳出内訳推移]

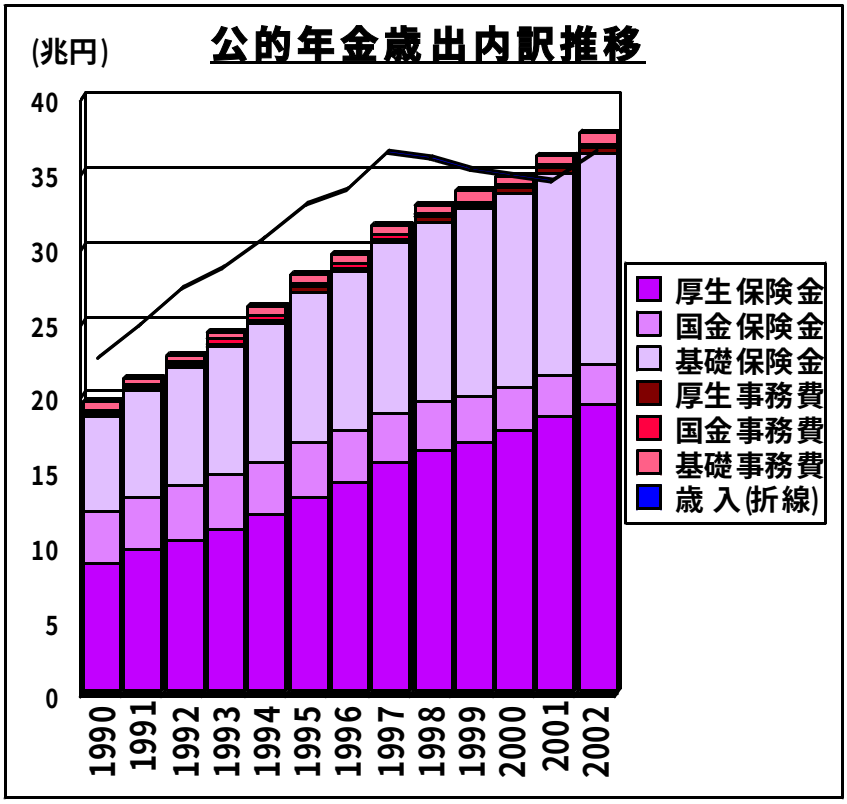

F. マクロ経済シミュレータ

(計測単位は原則10億円(名目))

F-1. 生産面

1) 実質経済成長率 (外生値)

[実質経済成長率]= (外生値)
△GDPR

2) 実質国内総生産 (定義)

[実質国内総生産]= [実質国内総生産(-1)] *[実質経済成長率]
GDPR GDPR(-1) △GDPR

3) 実質国内総生産 (要素分配のための定義/Cobb-Douglas型生産関数を仮定) R^2= 0.992

[実質国内総生産]= +0.636*[労働力投入]^0.620 *[実質資本ストック(-1)]^0.380
GDPR (59.22) Le (35.15) Ke(-1) (35.15)

4) 実質資本ストック R^2= 0.999

[実質資本ストック]= +0.992*[実質資本ストック(-1)] -31956.2 +[民間固定資本形成]
Ke (90.68) Ke(-1) (7.461) IC

5) 固定資本減耗 R^2= 0.994

[固定資本減耗] = +0.071*[実質資本ストック(-1)] +25328.4
DEPR (39.60) Ke(-1) (36.09)

6) 潜在国内総生産 (定義)

[潜在国内総生産]= +0.636*[潜在最大労働力投入]^0.620 *[実質資本ストック(-1)]^0.380
GDPP Lmax Ke(-1)

7) GDPギャップ (定義)

[GDPギャップ] = [潜在国内総生産]/[実質国内総生産]
gGDP GDPP GDPR

8) GDPデフレータ R^2= 0.987

ln[GDPデフレータ]=-0.582*ln[GDPギャップ(-1)]+0.106*[マネーサプライ変化率]
dGDP (-14.19) gGDP(-1) (1.446) △M2+CD
+1.003*ln[GDPデフレータ(-1)] +0.041
(19.32) dGDP(-1) (14.54)

9) 賃金率 R^2= 0.934

ln[賃金率] = +1.204*ln[国内総生産] +0.036*ln[長期金利] -14.95
w (5.592) GDPN (1.457) RN (-1226)

10) 失業率 R^2= 0.980

ln[失業率] = +2.502*ln[GDPギャップ] +0.811*ln[失業率(-1)] -0.785
lue (2.329) gGDP (9.671) lue(-1) (-18.64)

F-2. 分配面

1) 分配方程式 (定義)

[国内総生産]= [純労働分配] +[資本分配] +[間接税-補助] +[社会負担]
GDPN YL YK TN EW

2) 間接税-補助 R^2= 0.928

ln[間接税-補助]= +0.707*ln[間接税収合計(←政府財政モデルより)] +3.136
TN (10.79) TN* (139.3)

3) 社会負担 (定義)

[社会負担] = [公的年金負担(←公的年金モデルより)] + [他社会負担]
EW EWg* EWp R^2= 0.824

ln[他社会負担]=+0.366*ln[高齢人口]-2.502*ln[就業人口]-0.718*ln[他社会負担(-1)]+18615
EWp (3.486) NA (-4.964) NW (-2.370) EWp(-1) (316.3)

4) 賃金俸給 (定義)

[賃金俸給] = [純労働分配] - [純混合所得]
YP YL YLm

5) 純混合所得 R^2= 0.968

ln[純混合所得] = +2.166*ln[自営+農林就業人口] +2.276*ln[純労働分配] -38.49
YLm (16.56) NS (9.173) YL (1247)

6) 純営業余剰 (定義)

[純営業余剰] = [資本分配] - [固定資本減耗]
YKc YK DEPN

7) 家計財産所得 R^2= 0.968

ln[家計財産所得]= +1.571*ln[資本分配] +0.681*ln[長期金利(-1)] -6.056
YP (1.937) YK (10.64) RN(-1) (-108.3)

F-3. 消費･投資面

1) 消費･投資方程式 (定義)

[国内総生産]= [家計消費]+[住宅投資]+[設備投資]+[政府消費]+[公共投資]+[移転収支]
GDPN CP IP IC CG IG XM

2) 公共投資 (←政府財政モデルより) R^2= 0.965

ln[公共投資]= +0.037*ln[国公共投資(-1)] +1.311*ln[県+市町村公共投資] -2.997
IG (2.063) IGC (14.31) IGP + IGR (-140.2)

3) 政府消費(政府現実消費支出) R^2= 0.997

ln[政府消費]= +0.900*ln[政府消費(-1)] +1.070
CG (52.53) CG(-1) (175.0)

4) 家計消費(家計現実最終消費支出) R^2= 0.997

ln[家計消費]= +0.366*ln[賃金俸給-家計直接税(←政府財政モデルより)]
CP (3.782) YL - TP
-0.774*ln[物価指数] +0.670*ln[家計消費(-1)] -0.241
(-3.783) dC (10.60) CP(-1) (-65.88)

5) 住宅投資 R^2= 0.705

ln[住宅投資]= +1.366*ln[賃金俸給-家計直接税(←政府財政モデルより)]
IP (1.546) YL - TP
+3.787*ln[GDPデフレータ] -4.345*ln[実質世帯当住宅資産(-1)] +0.974
(2.912) dGDP (-2.041) SHR(-1)/HN(-1) (12.34)

6) 設備投資 (衝撃型投資関数) R^2= 0.925

ln[設備投資]= +4.368*ln[GDPデフレータ] -6.487*ln[GDPデフレータ(-1)]
IC (2.582) dGDP (-4.418) dGDP(-1)
-0.332*ln[長期金利] -0.769*ln[実質資本ストック(-1)] +20.63
(-4.202) RN (-3.207) Ke(-1) (730.2)

F-4. 資産金融面

1) マネーサプライ

[マネーサプライ]= (外生値)
M2+CD

2) 長期金利 R^2= 0.887

ln[長期金利]= -5.879*ln[マネーサプライ/総金融資産] -9.166*ln[国内総生産] +103.9
RN (-4.581) M2+CD / SM (-7.291) GDPN (587.5)

3) 実質長期金利 (定義)

[実質長期金利] = [長期金利] - [GDPデフレータ変化率]
RR RN △dGDP

4) 国債利回(10年債) R^2= 0.938

ln[国債利回]= +1.151*ln[長期金利] +0.343
RG (12.26) RN (2.490)

5) 物価指数 R^2= 0.978

ln[物価指数]=+0.350*ln[GDPデフレータ]+0.059*ln[消費税率]+0.490*ln[物価指数(-1)]+0.240
dC (5.682) dGDP (5.401) TCC (8.918) dC(-1) (79.63)

6) 住宅資産 (定義)

[住宅資産]= [住宅資産(-1)] +[住宅投資] -[住宅投資(-10)]
SH SH(-1) IP IP(-10)

7) 企業設備資産(建造物･機械等)

[設備資産]= [設備資産(-1)] +[設備投資] -[設備除却]
SK SK(-1) IC DK R^2= 0.827

ln[設備除却]= +3.166*ln[設備資産(-1)] +0.524*ln[設備投資(-1)] -38.13
DK (5.279) SK(-1) (1.000) IC(-1) (-332.0)

8) 土地資産 R^2= 0.958

ln[土地資産]= +0.631*ln[総固定資本形成] +0.255*ln[長期金利] +8.008
SL (3.245) IC+IH+IG (7.584) RN (228.8)

9) 金融資産 R^2= 0.939

ln[金融資産]= +1.788*ln[国内総生産] -1.601*ln[GDPデフレータ] -8.030
SM (11.03) GDPN (-4.845) dGDP (-352.7)

10) 金融資産 (定義)

[金融資産]= [公債(←国債地方債モデルより)] + [民間債券･貸付] + [現預金]
SM GB PB MX

11) 現預金 R^2= 0.979

ln[現預金]= +1.426*ln[マネーサプライ] +2.172*ln[GDPデフレータ] -4.681
MX (19.46) M2+CD (6.062) dGDP (-227.2)

F-5. 部門別収支面

1) 政府部門収支

[政府歳入] = [政府歳出] + [政府負債増減(←政府財政モデルより)]
Grv Gex △Gds

[政府歳入] = [間接税-補助] + [家計直接税] + [企業直接税] + [社会負担]
Grv TN TP TC TW

[政府歳出] = [公共投資] + [政府消費] + [社会給付]
Gex IG CG EW

2) 財政指標 (定義)

[国民負担率] = [政府歳入] / ([国内総生産] - [固定資本減耗])
Grv GDPN DEPN

[潜在国民負担率]= ([政府歳入]+[政府負債増減]) / ([国内総生産] - [固定資本減耗])
Grv △Grs GDPN DEPN

[政府債券率] = [公債] / ([金融資産] - [現預金])
GB SM MX

= [公債] / ([公債] + [民間債券･貸付])
GB GB PB

3) 企業部門収支

[企業収入] = [企業支出] + [企業負債増減]
Crv Cex △Cds

[企業収入] = [純営業余剰] + [固定資本減耗] - [企業直接税(←政府財政モデルより)]
Crv YKc DEPN TC

[企業支出] = [設備投資] + [企業配当(=家計財産所得+企業移転給付)]
Cex IC EP

4) 家計部門収支

[家計収入] = [家計支出] + [家計住宅投資] + [家計金融貯蓄増減]
Prv Pex IH △Pds

[家計収入] = [賃金俸給] +[企業配当] +[社会給付] -[家計直接税(←政府財政モデルより)]
Prv YP EP EW TP

[家計支出] = [家計消費]
Pex CP

参考文献(敬称略)

[1] 財務省「予算書･決算書データベース」(2003) http://www1.mof.go.jp/data/index.htm
[2] 総務省「地方財政統計総覧平成15年度版」他各年度版(2003)
[3] 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報平成15年版」(2003)
[4] 日本銀行「金融経済統計」(2003) http://www.boj.or.jp/stat/stat_f.htm
[5] 国立社会保障･人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2002)
[6] 国立社会保障･人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(1998)
[7] 厚生労働省年金局「平成11年度年金財政再計算」(2002)
[8] 厚生労働省年金局「財政再計算の考え方と財政見通し」(2003)
[9] 財務省税制調査会「少子･高齢社会における税制のあり方」(2003)

[10] 井堀利宏「財政赤字の正しい考え方」東洋経済新報社(2000)
[11] 神野直彦「地方自治体壊滅」NTT出版(1999)
[12] 土居丈朗「地方財政の政治経済学」東洋経済新報社(2000)
[13] 吉野直行･中島隆信「公共投資の経済効果」日本評論社(1999)
[14] 蓑谷千凰彦「計量経済学」多賀出版(1997)
[15] 黒田昌裕「実証経済学入門」日本評論社(1986)